

平成 30 年度  
福岡市包括外部監査の結果報告書

平成 31 年 3 月

福岡市包括外部監査人  
公認会計士 吉村 祐二

# 目 次

I.	監査の概要	5
1	監査の種類	5
2	選定した特定の事件	5
(1)	監査のテーマ	5
(2)	監査の対象期間	5
3	特定の事件として選定した理由	5
4	監査の方法	6
(1)	監査対象事業と所管部局等	6
(2)	監査の視点	6
(3)	監査の実施方法	6
5	監査の実施期間	6
6	監査実施者	6
7	利害関係	7
II.	監査対象の概要	8
1	福岡市の状況	8
(1)	財政状況	8
(2)	人口推移	8
2	監査対象の概要	9
(1)	水道事業（工業用水道事業含む）	9
(2)	下水道事業	18
(3)	河川事業	26
(4)	集落排水事業	29
III.	監査結果の概要	32
1	監査結果の記載方法	32
2	指摘事項及び意見の件数	32
3	指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見の項目	33
(1)	市の水関連事業全般に関する意見	33
(2)	各事業における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見	33
IV.	市の水関連事業全般に関する意見	35
1	水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の所管部局	35
2	水道事業と下水道事業における公営企業としての共通性	36

3 管理体制強化の必要性.....	39
V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見.....	42
1 水道事業（工業用水道事業含む）.....	42
(1) 決算.....	42
(2) 契約事務.....	59
(3) 債権管理.....	70
(4) 財産.....	79
(5) 経営戦略.....	91
(6) 人材育成.....	97
(7) BCP.....	100
(8) 水質について.....	105
(9) 福岡地区水道企業団について.....	115
(10) 公益財団法人福岡市水道サービス公社について.....	130
(11) 工業用水道事業.....	148
2 下水道事業.....	160
(1) 決算.....	160
(2) 契約事務.....	208
(3) 債権管理.....	217
(4) 財産.....	217
(5) 経営戦略.....	224
(6) 人材育成.....	241
(7) BCP.....	247
(8) 水洗化対策と貸付金について.....	253
(9) 雨水対策の推進.....	263
(10) 再生水事業.....	267
(11) 耐震事業.....	275
3 河川事業.....	279
(1) 決算・予算執行.....	279
(2) 契約事務.....	280
(3) 財産管理.....	281
4 集落排水事業.....	298
(1) 決算・予算執行.....	298
(2) 一般会計からの繰入金.....	299
(3) 集落排水事業における料金設定.....	300
(4) 経営戦略の策定について.....	301
(5) 地方公営企業法の適用について.....	303

(6)	下水道事業と集落排水事業の業務統合について.....	308
(7)	契約事務について.....	309
(8)	債権管理について.....	314

# I. 監査の概要

## 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件

### (1) 監査のテーマ

福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について

### (2) 監査の対象期間

原則として平成 29 年度とし、必要と認められた場合、平成 30 年度及び平成 28 年度以前の過年度についても監査対象とした。

## 3 特定の事件として選定した理由

市が行う水に関連する重要な事業である水道事業及び下水道事業は、いずれも地方公営企業法を適用しており、料金収入を基にした独立採算制を基本方針として事業運営を行っている。

水道事業及び下水道事業は、住民の暮らしや経済活動を支える最も基本的なインフラ事業である一方で、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められている。

このような状況の下、福岡市では、各事業において中長期的な事業ビジョンもしくは経営戦略を策定し、安定的な事業運営を促すための数々の施策を推進している。

平成 29 年度決算における総収入は、水道事業は 38,612 百万円、下水道事業は 57,527 百万円と財務的な影響も大きい。

市が、最も基本的なインフラ事業である水道事業及び下水道事業等について、地方公営企業として求められる独立採算制を念頭に、現状把握に基づく正確な課題認識を行い、その対応について効果的かつ効率的に実施しているかどうか検討することが有用であると考え、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

また、河川事業及び集落排水事業については、水害等の防災及び環境維持の観点から、水道事業及び下水道事業と関連性が高い事業であるとして、包括外部監査のテーマに含めている。

## 4 監査の方法

### (1) 監査対象事業と所管部局等

	事業名	部局等名
1	水道事業 (工業用水道事業含む)	水道局
		公益財団法人福岡市水道サービス公社
2	下水道事業	道路下水道局
3	河川事業	道路下水道局
4	集落排水事業	農林水産局

### (2) 監査の視点

地方自治法第九章財務における節を参考に「決算」、「契約事務」、「債権管理」、「財産」の項目を設定し、各事業について監査を実施した。

特に水道、下水道、集落排水においては受益者負担が生じる事業が含まれており、料金の算定が適切に実施されているか、現状把握に基づく正確な課題認識が行えているか、また課題対応を効果的かつ効率的に実施しているかについて監査を実施した。

また、インフラ事業の共通課題である「経営戦略」、「人材育成」、「BCP※」等の項目を設定し監査を実施した。

※Business Continue Plan 災害等発生に備えた事業継続計画

### (3) 監査の実施方法

「(2) 監査の視点」に基づき、次の手続を実施した。

- ・監査対象事業の概要把握
- ・監査対象事業の所管部局に対するヒアリング
- ・監査対象事業に関する資料の閲覧

## 5 監査の実施期間

平成 30 年8月2日から平成 31 年3月 15 日まで

## 6 監査実施者

包括外部監査人	吉村 祐二	公認会計士
補助者	東 能利生	公認会計士
同	西 秀雄	公認会計士
同	古賀 竜介	公認会計士
同	大出 秀徳	公認会計士

同	吉田 武司	公認会計士
同	森田 都子	公認会計士
同	大塚 美和	公認会計士試験合格者
同	賀数 拓也	公認会計士試験合格者
同	稲吉 浩司	公認会計士試験合格者
同	今井 大介	公認会計士試験合格者
同	渡邊 洋祐	弁護士
同	近藤 郁子	

## 7 利害関係

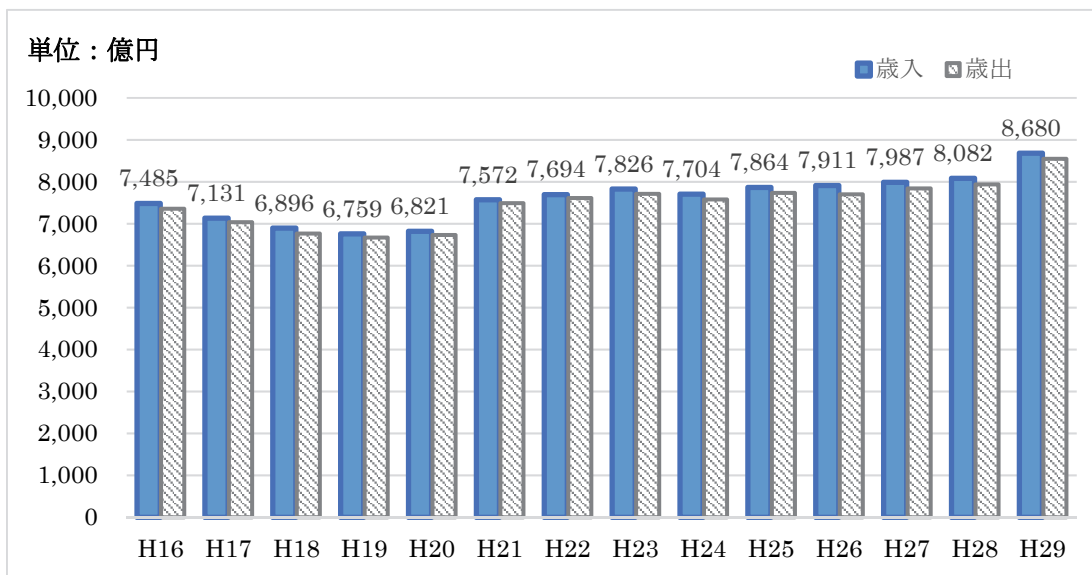
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき事項はない。

## II. 監査対象の概要

### 1 福岡市の状況

#### (1) 財政状況

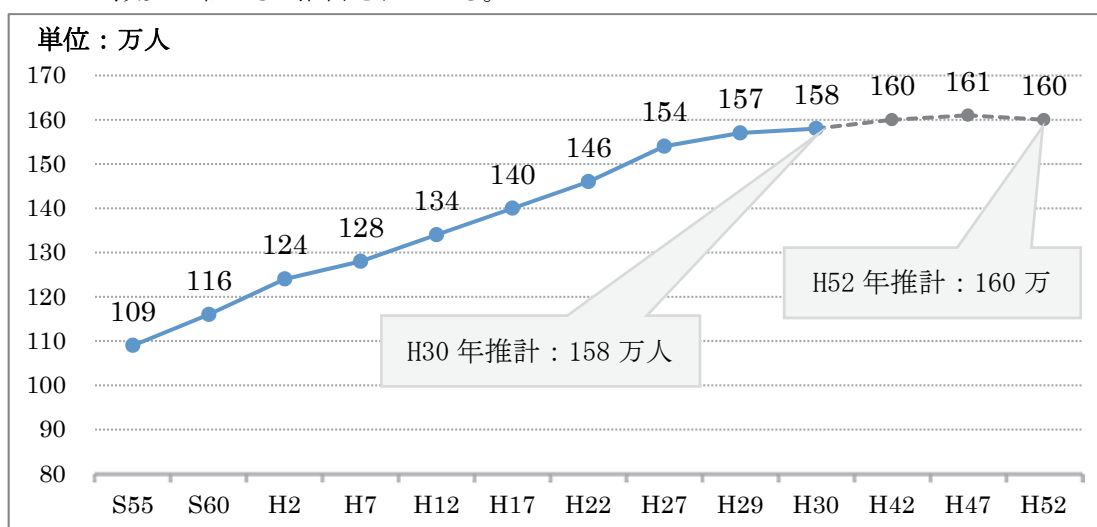
市の一般会計決算規模は近年増加傾向にあり、平成 29 年度は 8 千億円を超える規模となっている。



(出典：平成 17～22 年「福岡県市町村別決算カード」、平成 23 年度～平成 29 年度「福岡市財政のあらまし」を基に監査人作成)

#### (2) 人口推移

市の人口は平成 27 年国勢調査では 153 万人となり、政令指定都市のうち第 5 位となった。今後も人口増加傾向は継続することが見込まれているが、2035 年(平成 47 年)をピークに減少に転じると推計されている。



(出典：「福岡市推計人口の推移(昭和 47 年～平成 29 年 各年 10 月 1 日現在)」および「福岡市 人口ビジョンにかかるデータの推移(H30 年 3 月)」を基に監査人作成)



## 2 監査対象の概要

### (1) 水道事業(工業用水道事業含む)

#### ① 事業内容等

統計年報やホームページによると、大正 12 年3月、曲渕ダム、平尾浄水場をはじめとする一連の施設(計画給水人口 120,000 人、施設能力一日最大 15,000 m<sup>3</sup>)が完成し、市の水道事業はスタートしている。市政施行当時の市の人口は 50,847 人、面積 5.09km<sup>2</sup>であったが、大正元年から始まった隣接町村との合併、好況を背景とした生活水準の向上や電化製品の普及に伴う生活様式の変容で一般家庭での水の需要が拡大したこと、また博多港整備による貿易の増大や工業誘致計画の促進などによって水需要の増大はさらに拍車がかかった。

しかしながら、市は一級河川が市内を流れていないなど、地理的に水資源に恵まれていないため、水道創設以来、19 回の拡張工事を実施している。

昭和 35 年4月には南畑ダム建設という大規模な拡張事業に着手し、また農業用水の余剰水に着目した番托水源拡張を併せて行い、昭和 42 年3月完成時には計画給水人口 675,000 人、給水能力 229,800m<sup>3</sup>/日となっている。

その後も高度成長時代の波が都市への人口集中を促し水需要は増大の一途をたどっていった。このため、この抜本的解決策として流域外の筑後川からの取水について本格的な検討を始め、昭和 42 年に水資源開発公団により両筑平野の農業用水と都市用水の確保を目的とした両筑平野用水事業として江川ダム建設が着手された。

そのような中、昭和 53 年に異常少雨により渇水が発生し、287 日間に及ぶ給水制限が行われた。渇水後の水源開発としては、南畑ダムの湖底を掘削して貯水容量を増した拡張や多々良川水系に3つのダムを建設する多々良川取水事業、海水淡水化、さらに筑後川から福岡都市圏へ都市用水を導水する福岡導水事業が計画され、昭和 58 年には水資源開発公団による福岡導水が完成し、筑後川の水が用水供給事業者である福岡地区水道企業団を通じて受水可能となり、安定給水は大幅に向上した。その後も拡張工事を重ねており施設能力は平成 29 年度末で 777,700m<sup>3</sup>/日となっている。

また、昭和 53 年の大渇水を教訓として「福岡市節水型水利用等に関する措置要綱」(平成 15 年 12 月から福岡市節水推進条例となる)を定め、水資源開発による「安定給水の確保」と、市民と一体となった「節水型都市づくり」を進めている。水道事業においては統計年報によると、「節水型都市づくり」として、まず限りある水を有効に利用するために計画的な配水管整備や漏水防止事業の他、全国に先駆け水管理センターを設置し、配水調整を行うことにより安定した給水と余剰圧による漏水の防止を行い、有効率を上げることに努めている。さらに一度使った水を再処理し、水洗トイレ用水などに活用する雑用水道の普及に努めており、「福岡市節水推進条例」の施行と併せてあらゆる施策に取り組んでいる。このほか、需要者である市民の協力による節水は「節水型都市づくり」に欠くこ

とのできない柱のひとつと市は考え、パンフレットやリーフレット、施設見学会、インターネットホームページ等を通じ、あらゆる機会に節水の協力を呼びかけ、市民の節水意識の高揚を図るとともに、節水型便器等の節水効果の高い機器の指定や使用奨励を行っている。

統計年報では「水資源の開発には、膨大な費用と長い年月を要するうえ、ダム建設の適地を確保することは困難なものとなっている。そのため、水資源開発にも匹敵する効果を生む漏水防止事業や節水施策は、水資源に恵まれない市の重要な課題として、今後さらに推進しなければならない。」としている。

<福岡市関連の水源と水道施設>



(出典：平成 29 年度版福岡市水道事業統計年報)

なお、主な業務実績は以下のとおりである。

区分	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度増減	
					比率 (%)
給水区域内人口	人	1,567,591	1,555,196	12,395	0.8
給水人口	人	1,561,891	1,549,196	12,695	0.8
普及率	%	99.6	99.6	0.0	0.0
年間総給水量	m <sup>3</sup>	149,822,086	148,507,461	1,314,625	0.9
年間有収水量	m <sup>3</sup>	145,083,910	143,401,842	1,682,068	1.2
有収率	%	96.8	96.6	0.3	0.3
1日給水能力	m <sup>3</sup>	777,787	777,787	—	—
1日平均給水量	m <sup>3</sup>	410,471	406,870	3,601	0.9

(出典：平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

## ② 施設の概要

### (ア) ダムの施設概要

ダム名	曲淵ダム	南畑ダム	久原ダム	江川ダム	脊振ダム	瑞梅寺ダム	長谷ダム	猪野ダム	五ヶ山ダム	
河川名	室見川水系 八丁川	那珂川水系 那珂川	多々良川水系 穴口川	筑後川水系 小石原川	那珂川水系 那珂川	瑞梅寺川水系 瑞梅寺川	多々良川水系 長谷川	多々良川水系 猪野川	那珂川水系 那珂川	
目的	水道	洪水調節、不特定、 水道、発電	水道	かんがい、水道、 工業、都市用水	水道	洪水調節、不特定、 水道	水道	洪水調節、不特定、 水道	洪水調節、不特定、 水道、漏水対策	
位置	早良区 大字曲淵	那珂川町 大字五ヶ山	久山町 大字久原	朝倉市 江川	那珂川大字五ヶ山 早良区大字板屋	糸島市 瑞梅寺	東区 大字香椎	久山町 大字猪野	那珂川町 大字五ヶ山	
ダム	型式	重力式粗石 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	フィルタイプ	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	重力式 コンクリート	
	堤高(m)	45.0	63.5	42.3 25.0	79.2	43.0	64.0	53.8	79.9	102.5
	堤頂長(m)	160.6	220.4	117.0 85.0	297.9	240.0	337.5	159.0	260.0	556.0
	堤体積(m <sup>3</sup> )	82,200	185,000	42,000 84,000	261,000	530,000	243,000	136,000	301,000	935,000
貯水池	集水面積(km <sup>2</sup> )	11.4	27.5 <sup>*1</sup>	0.9 (16.0) <sup>*2</sup>	30.0	5.5 <sup>*1</sup>	7.2	1.8 (93.2) <sup>*2</sup>	5.5	18.9 <sup>*1</sup>
	総貯水容量(m <sup>3</sup> )	2,608,000	6,000,000	1,600,000	25,300,000	4,500,000	2,420,000	4,920,000	5,110,000	40,200,000
	有効貯水容量(m <sup>3</sup> )	2,368,000	5,560,000	1,460,000	24,000,000	4,401,000	2,270,000	4,850,000	4,910,000	39,700,000 <sup>*3</sup>
開発水量(m <sup>3</sup> /日)	46,000	85,000	18,200	93,500	65,000	15,000	31,500	33,500	—	

※1 南畑ダムの集水面積には、脊振ダム、五ヶ山ダムを含む。 ※2 ( )内の数値は揚水場及び取水場の集水面積を含む。

※3 漏水対策容量として、1,660万m<sup>3</sup>(うち、福岡市分は1,310万m<sup>3</sup>)があります。

(イ) 浄水場の施設概要

施設名			乙金浄水場	多々良浄水場	高宮浄水場	夫婦石浄水場	瑞梅寺浄水場
所在地			大野城市乙金台	粕屋町戸原	南区大池	南区大字松原	糸島市山北
給水開始年月			S47.7(1972年)	S63.7(1988年)	S35.4(1960年)	S51.7(1976年)	S52.7(1977年)
施設能力			110,500m <sup>3</sup> /日	122,000m <sup>3</sup> /日 <sup>※1</sup>	199,000m <sup>3</sup> /日	174,000m <sup>3</sup> /日	22,000m <sup>3</sup> /日 <sup>※2</sup>
浄水施設	沈でん池	池数	4	4	8	6	2
		方式	傾斜板式	傾斜板式	傾斜板式	傾斜板式	傾斜板式
	ろ過池 ( )は予備	池数	10(1)	12(2)	16(2)	12(1)	4(1)
		方式	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過	急速ろ過
配水施設 ( )は高所配水池で内数	池数	3	7(1)	8(2)	7(1)	1	
	方式	自然流下	自然流下	自然流下	自然流下	自然流下	
排水処理施設			機械脱水	機械脱水	天日乾燥	機械脱水	天日乾燥

※1 福岡地区水道企業団分 22,000m<sup>3</sup>/日を含む。 ※2 糸島市分 7,000m<sup>3</sup>/日を含む。

(出典：福岡市の水道 2018)

(ウ) 配水管総延長

铸铁管	ポリエチレン	鋼管	ビニール	合計
3,961,756m	2,890m	44,999m	2,855m	4,012,500m

(出典：統計年報)

③ 料金制度

市の水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と使用した水量に応じた従量料金からなっている。市によると「従量料金は、「家事用」と「家事以外の用」など用途を区分し、家事用の単価を比較的安く設定することにより、一般家庭の負担が少なくなるように配慮している。また、節水を促す観点から、使用水量が多くなるほど単価が高くなる逓増制を採用しています。」という方針のもと、以下の料金設定をしている。なお、料金改定については、平成9年度以降は消費税率引き上げに伴う改定のみを行っている。

<料金制度（平成 29 年 4 月 1 日現在。税抜き。）>

**単価表**

(1戸2か月)

基本料金			従量料金				
用途別	メーターの口径(mm)	料金	用途別	区分	メーターの口径(mm)	使用水量(m <sup>3</sup> )	料金(1m <sup>3</sup> につき)
家事用・家事以外の用・公衆浴場用	13	1,700円	家事用	第1段	25以下	1~20	17円
	20	2,660円			40以上	1~20	120円
	25	6,220円			21~40	155円	
	40	21,840円			41~60	243円	
	50	42,200円			61~100	284円	
	75	119,400円	家事以外の用	第1段	101~200	335円	
	100	258,400円			201以上	387円	
	150	638,000円			25以下	1~20	17円
	200	1,022,000円			40以上	1~20	175円
	250	1,892,000円			21~60	243円	
		公衆浴場用	第2段	61~200	335円		
				201~600	416円		
			第3段	601~2,000	497円		
			第4段	2,001以上	542円		
			第5段	25以下	1~20	17円	
				40以上	1~20	35円	
					21以上	44円	

○水道料金の計算例…メーターの口径が13mm、家事用で2か月に50m<sup>3</sup>使用の場合

水道料金=(基本料金+従量料金)×1.08(消費税及び地方消費税相当額を加算)

基本料金	1,700円
従量料金	17円×20m <sup>3</sup> = 340円
	155円×20m <sup>3</sup> =3,100円
	243円×10m <sup>3</sup> =2,430円
計	(50m <sup>3</sup> ) 7,570円

7,570円×1.08=8,175円(1円未満の端数は切り捨て)

(出典：福岡市の水道 2018)

#### ④ 決算

水道事業における平成 29 年度の予算決算は以下のとおりである。

(収益的収入及び支出の状況)

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	決算額(B)	増減 収入(B-A) 支出(A-B)	決算額の予算額に 対する比率 (B/A×100)
水道事業収益(ア)	38,350,169	38,612,822	262,653	100.7
営業収益	34,151,090	34,555,665	404,575	101.2
営業外収益	4,186,328	4,038,136	△148,192	96.5
特別利益	12,751	19,021	6,270	149.2
水道事業費用(イ)	32,318,315	31,597,385	720,930	97.8
営業費用	29,120,953	28,451,208	669,745	97.7
営業外費用	3,125,301	3,125,297	4	100.0
特別損失	22,061	20,880	1,181	94.6
予備費	50,000	—	50,000	—
差引額(ア-イ)	6,031,854	7,015,436	..	..

(出典：平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「—」…皆無又は該当数値がないもの

「..」…算出の必要を認めないもの

(資本的収入及び支出の状況)

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	決算額(B)	翌年度 繰越額(C)	増減 収入(B-(A-C)) 支出(A-B-C)	決算額の予算 額に対する比 率(B/A×100)
資本的収入(ア)	7,897,980	5,585,322	1,110,684	△1,201,974	70.7
企業債	4,633,000	2,543,000	885,000	△1,205,000	54.9
補助金	601,193	429,435	171,140	△618	71.4
出資金	1,391,015	1,366,046	—	△24,969	98.2
負担金	299,614	303,132	—	3,518	101.2
加入金	772,011	869,497	—	97,486	112.6
預託金返還金	6,000	119	—	△5,881	2.0
その他の資本的収入	195,147	74,092	54,544	△66,511	38.0
資本的支出(イ)	25,124,025	21,692,318	3,144,055	287,652	86.3
建設改良費	15,742,126	12,330,213	3,144,055	267,858	78.3
償還金	8,855,746	8,855,745	—	1	100.0
出資金	436,748	432,836	—	3,912	99.1
預託金	6,000	119	—	5,881	2.0
予備費	10,000	—	—	10,000	—
国庫補助金返還金	73,405	73,405	—	—	100.0
差引額(ア-イ)	△17,226,045	△16,106,996	△2,033,371	..	..

(出典：平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「—」…皆無又は該当数値がないもの

「..」…算出の必要を認めないもの

## (貸借対照表)

(単位：千円)

借方	決算額	貸方	決算額
資産合計	367,091,450	負債資本合計	367,091,450
固定資産	352,297,091	負債	189,288,558
流動資産	14,794,359	固定負債	113,217,061
		流動負債	16,374,912
		繰延収益	59,696,585
		資本	177,802,892
		資本金	166,594,954
		剰余金	11,207,938

(出典：平成29年度 福岡市公営企業会計決算審査意見書)

## ⑤ 工業用水道事業

## (ア) 事業内容等

市は、昭和41年4月から博多港周辺部の工場等が使用する冷却水や洗浄水などの需要に対し、工業用水の供給を行っている。

なお、主な業務実績は以下のとおりである。

区分	単位	平成29年度	平成28年度	対前年度増減	
				増減	比率(%)
給水事業所数	事業所	30	29	1	3.4
1日平均契約水量	m <sup>3</sup>	8,507	8,366	141	1.7
年間総料金水量	m <sup>3</sup>	3,213,649	3,144,835	68,814	2.2

(出典：平成29年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

## (イ) 施設の概要

項目	内容
水源	御笠川(表流水)
施設能力	20,000 m <sup>3</sup> /日
施設概要	浄水場:1箇所、配水管 27.6 キロメートル
給水区域	那珂川以東および黒門川以東で福岡都市計画道路千鳥橋唐人町線以北(福岡市東区・博多区の全域、中央区・南区の一部)
水質基準	水温:常温、濁度:15度以下、水素イオン濃度:ph5.8~7.5

(出典：福岡市工業用水道長期ビジョン2028)

(ウ) 料金制度(平成 28 年度現在)

水量料金 (税抜き)	区分	金額
	基本料金	基本使用水量 1 m <sup>3</sup> につき
超過料金	超過使用水量 1 m <sup>3</sup> につき	100円

メータ 使用料金 (税抜き)	メータの口径	金額(1個1か月につき)
	75mm以下	11,500円
	100mm	12,000円
	150mm	14,000円
200mm	16,000円	

(出典：福岡市工業用水道長期ビジョン 2028)

(エ) 決算

(収益的収入及び支出の状況)

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	決算額(B)	増減 収入(B-A) 支出(A-B)	決算額の予算額に 対する比率 (B/A×100)
工業用水道事業収益(ア)	266,766	263,168	△3,598	98.7
工業用水道事業費用(イ)	238,306	200,373	37,933	84.1
差引額(ア-イ)	28,460	62,795	..	..

(出典：平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「-」…皆無又は該当数値がないもの

「..」…算出の必要を認めないもの

(資本的収入及び支出の状況)

(単位：千円、%)

区分	予算額(A)	決算額(B)	翌年度 繰越額(C)	増減 収入(B-(A-C)) 支出(A-B-C)	決算額の予算 額に対する比 率(B/A×100)
資本的収入(ア)	543,000	329,000	171,000	△43,000	60.6
資本的支出(イ)	600,412	396,656	202,440	1,316	66.1
差引額(ア-イ)	△57,412	△67,656	△31,440	..	..

(出典：平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「-」…皆無又は該当数値がないもの

「..」…算出の必要を認めないもの



(貸借対照表)

(単位:千円)

借方	決算額	貸方	決算額
資産合計	2,106,581	負債資本合計	2,106,581
固定資産	1,722,411	負債	1,162,513
流動資産	384,170	固定負債	782,629
		流動負債	178,931
		繰延収益	200,953
		資本	944,068
		資本金	551,121
		剰余金	392,947

(出典:平成 29 年度 福岡市公営企業会計決算審査意見書)

## (2) 下水道事業

### ① 事業内容等

下水道は生活環境改善および浸水の防除のための基幹施設であるとともに、海・河川等の公共用水域の水質保全のための重要な施設である。

福岡市の下水道は、昭和5年に整備に着手し、昭和40年代の高度成長期から水洗化の普及に向けて本格的に整備を推進してきた。

現在、平成47年を計画目標年次として、下水道計画区域18,160haに対して地勢水系などから7処理区に分割した下水道基本計画を策定し、整備が進められている。

事業計画区域は以下のとおりである。現在、排水区域面積は17,038ha、排水区域内人口は1,565,020人である。

また市の下水道事業は、処理水を再利用する再生水事業、太陽光発電事業等も行っている。



(出典：「福岡市の下水道（平成30年度版）」)

なお、主な業務実績は以下のとおりである。

区分	単位	平成 29 年度	平成 28 年度	対前年度増減	
					比率(%)
下水道人口普及率	%	99.6	99.6	0.0	0.0
面積整備率	%	98.1	98.2	△0.1	△0.1
管渠総延長	m	7,169,513	7,143,515	25,998	0.4
1 日処理能力(晴天時)	m3	704,200	704,200	-	-
年間処理水量	m3	176,797,288	192,151,301	△ 15,354,013	△ 8.0
1 日平均	m3	484,376	526,442	△ 42,066	△ 8.0
再生水年間送水量	m3	2,088,607	2,016,128	72,479	3.6
1 日平均	m3	5,722	5,524	198	3.6
年間有収水量	m3	156,138,880	154,539,196	1,599,684	1.0

(出典:平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「-」…皆無又は該当数値がないもの

## ② 施設の概要

下水道事業の主な施設は管渠、ポンプ場、下水処理場からなる。

### (ア) 管渠

福岡市下水道事業が管理する下水道管渠延長は約 7,169km に達し、暗渠(※1)約 4,945km、開渠(※2)約 2,220km である。暗渠の内訳は、合流管渠約 700km、汚水管渠約 3,450km、雨水管渠約 795km となっている。また、人孔(以下「マンホール」という。)約 149,200 個、汚水柵約 263,500 個を管理している。

老朽化の傾向が顕著となる布設後 30 年経過した暗渠が約 2,885km(約 58%)存在しており、10 年後には約 3,830km(約 77%)となる。

※1 暗渠・・・地下に埋設した管渠、蓋などで覆われた状態の水路。

※2 開渠・・・地上に面して造られ、蓋などされていない状態の水路。

### (イ) ポンプ場

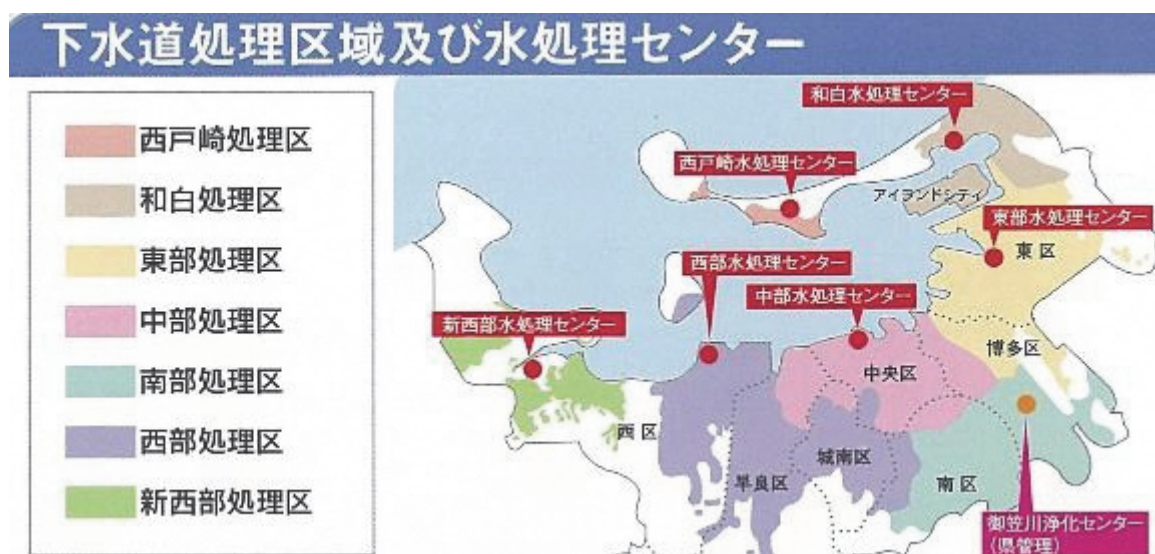
下水道のポンプ場には、大きく2つの役割がある。家庭や工場等から排出された汚水を下水処理場(福岡市では水処理センターと呼称している。)まで運ぶ役割と、道路などに降った、自然には海・河川等に流れ込まない雨水を下水道で集め、ポンプで汲み上げて海・河川等の公共用水域に放流する役割である。前者を汚水ポンプ場といい、後者を雨水ポンプ場という。

平成 30 年 3 月末で稼働中のポンプ場は 66 箇所である。

### (ウ) 下水処理場

市では水処理センターと称している。それぞれの処理区に以下の水処理センターが設置されている。なお南部処理区は福岡県が実施する流域下水道に接続する流域関

連下水道であり、接続先の終末処理場である御笠川浄化センターは福岡県管理である。



(出典：市提供資料)

(西戸崎水処理センター)

敷地面積	278.0 アール
処理開始年月日	昭和 56 年 7 月 1 日
処理方式	凝集剤添加活性汚泥法
放流先水域	博多湾
現在処理面積	154 ヘクタール
事業認可面積	154 ヘクタール
現在処理能力	6,500m <sup>3</sup> /日
事業認可処理能力	13,000m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式、一部合流式

(和白水処理センター)

敷地面積	577.8 アール
処理開始年月日	昭和 50 年 1 月 1 日
処理方式	嫌気好気活性汚泥法 嫌気無酸素好気法
放流先水域	博多湾
現在処理面積	1,195 ヘクタール
事業認可面積	1,399 ヘクタール

現在処理能力	52,700m <sup>3</sup> /日
事業認可処理能力	61,750m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式

(東部水処理センター)

敷地面積	1,033.0 アール
処理開始年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
処理方式	嫌気好気活性汚泥法 嫌気無酸素好気法
放流先水域	宇美川
現在処理面積	3,651 ヘクタール
事業認可面積	3,685 ヘクタール
現在処理能力	145,300m <sup>3</sup> /日
事業認可処理能力	195,300m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式、一部合流式

(中部水処理センター)

敷地面積	743.8 アール
処理開始年月日	昭和 41 年 7 月 1 日
処理方式	嫌気好気活性汚泥法
放流先水域	博多湾
現在処理面積	2,715 ヘクタール
事業認可面積	2,715 ヘクタール
現在処理能力	300,000m <sup>3</sup> /日
事業認可処理能力	300,000m <sup>3</sup> /日
排除方式	合流式、一部分流式

(西部水処理センター)

敷地面積	2,042.3 アール
処理開始年月日	昭和 55 年 12 月 24 日
処理方式	嫌気好気活性汚泥法 嫌気無酸素好気法
放流先水域	博多湾
現在処理面積	4,858 ヘクタール
事業認可面積	4,900 ヘクタール

現在処理能力	184,300m <sup>3</sup> /日
事業認可処理能力	296,800m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式、一部合流式

(新西部水処理センター)

敷地面積	1,250.0 アール
処理開始年月日	平成 26 年 3 月 4 日
処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式3段硝化脱窒法＋急速ろ過
放流先水域	瑞梅寺川
現在処理面積	1,154 ヘクタール
事業認可面積	1,195 ヘクタール
現在処理能力	15,400m <sup>3</sup> /日
事業認可処理能力	15,400m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式

(出典:市 HP を基に監査人が作成)

(エ) その他の施設

他に雨水滞水池等が6施設、再生処理施設が2施設、マンホールポンプ場(※3)61施設など多くの施設が管理されている。

※3マンホールポンプ場・・・マンホールにポンプを設置しただけの簡易なポンプ場

### ③ 料金制度

市は、汚水排出量が多くなるほど、1 m<sup>3</sup>当たりの単価が高くなる逓増料金体系を採用している。汚水排出量の認定は次のとおりとしている。

- ① 水道水または工業用水を使用した場合、その使用水量を汚水排出量とする。
- ② 水道水以外の水(井戸水、再生水、雨水等)を使用した場合の汚水排出量  
(ア)井戸水使用家庭の汚水排出量認定は、下表(表IV-5)のとおりとする。  
(イ)(ア)以外の場合は、計測装置が設置されている場合、その記録水量により認定し、計測装置が設置されていない場合、水の使用状況その他を考慮し認定する。
- ③ 2種以上の水を併用している場合、汚水排出量はそれぞれの水量を合算した水量とする。
- ④ 井戸水と水道水及びその他の水(水道水等)を併用する家庭で、水道水等の水量が井戸水について表IV-5 の汚水排出量を超えている場合、水道水等の水量を汚水排出量として認定する。

表IV-4 下水道使用料 (1戸1ヵ月)

[平成26年4月1日改定]

汚水の種別	基本使用料	従量使用料	
		汚水排出量	使用料 (1m <sup>3</sup> につき)
一般汚水	760円	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	13円
		11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	152円
		21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	188円
		31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	246円
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	278円
		101m <sup>3</sup> ~ 300m <sup>3</sup>	311円
		301m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	366円
		1,001m <sup>3</sup> ~ 5,000m <sup>3</sup>	417円
公衆浴場汚水	560円	5,001m <sup>3</sup> 以上	515円
		1m <sup>3</sup> 以上	12円

※下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)である。(平成26年4月1日改定)

表IV-5 井戸水使用家庭の汚水排出量 (1ヵ月)

区分	汚水排出量
1人	6m <sup>3</sup>
2人	13m <sup>3</sup>
3人	17m <sup>3</sup>
4人	20m <sup>3</sup>
5人	23m <sup>3</sup>

※6人以上の世帯は、1人増すごとに2m<sup>3</sup>を加算します。

(出典:福岡市の下水道 平成30年度版)

#### ④ 決算

下水道事業における平成 29 年度の予算決算は以下のとおりである。

(収益的収入及び支出の状況)

(単位:千円、%)

区分	予算額(A)	決算額(B)	増減 収入(B-A) 支出(A-B)	決算額の予算額に 対する比率 (B/A×100)
下水道事業収益(ア)	58,144,485	57,527,876	△ 616,609	98.9
営業収益	47,597,013	46,925,702	△ 671,311	98.6
営業外収益	10,539,113	10,566,760	27,647	100.3
特別利益	8,359	35,414	27,055	423.7
下水道事業費用(イ)	50,712,412	49,981,717	730,695	98.6
営業費用	42,991,001	42,340,348	650,653	98.5
営業外費用	7,648,026	7,600,634	47,392	99.4
特別損失	43,385	40,735	2,650	93.9
予備費	30,000	-	30,000	-
差引額(ア-イ)	7,432,073	7,546,159	..	..

(出典:平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「-」…皆無又は該当数値がないもの

「..」…算出の必要を認めないもの

(資本的収入及び支出の状況)

(単位:千円、%)

区分	予算額(A)	決算額(B)	翌年度 繰越額(C)	増減 収入(B-(A-C)) 支出(A-B-C)	決算額の予算 額に対する比 率(B/A×100)
資本的収入(ア)	40,572,258	32,457,518	7,882,122	△ 232,618	80.0
企業債	24,833,000	19,536,000	4,626,000	△ 671,000	78.7
国庫補助金	10,651,725	7,649,285	3,235,984	233,544	71.8
負担金	689,778	838,836	20,138	169,196	121.6
他会計負担金	4,391,629	4,421,286	-	29,657	100.7
水洗化貸付事業収入	6,126	3,734	-	△ 2,392	60.9
固定資産売却代金	-	1,201	-	1,201	皆増
雑収入	-	7,176	-	7,176	皆増
資本的支出(イ)	65,874,278	57,807,350	7,901,630	165,298	87.8
建設改良費	32,594,313	24,534,778	7,901,630	157,905	75.3
償還金	33,268,839	33,268,838	-	1	100.0
水洗化貸付事業費	6,126	3,734	-	2,392	60.9
予備費	5,000	-	-	5,000	-
差引額(ア-イ)	△ 25,302,020	△ 25,349,832	△ 19,508	..	..

(出典:平成 29 年度福岡市公営企業会計決算審査意見書)

[注]「-」…皆無又は該当数値がないもの

「..」…算出の必要を認めないもの



## (貸借対照表)

(単位:千円)

借方	決算額	貸方	決算額
資産合計	801,868,437	負債資本合計	801,868,437
固定資産	770,509,923	負債	635,689,341
流動資産	31,358,514	固定負債	348,563,690
		流動負債	49,168,502
		繰延収益	237,957,149
		資本	166,179,095
		資本金	127,925,527
		剰余金	38,253,568

(出典:「平成 29 年度 福岡市公営企業会計決算審査意見書」)

### (3)河川事業

#### ① 事業内容等

##### (ア) 市が管理する河川、河川施設

市は、準用河川、及び普通河川と、河川機能を補完する排水機場等の河川管理施設、及び洪水調整効果を有する治水池を管理している。

また、福岡県が河川管理者となっている二級河川については、市は福岡県と協定を締結し、都市水害に対処し、きめ細かい治水対策を進めるため、20 河川について都市基盤河川改修事業として、区間を定めて国や県からの補助を活用しながら、改修を実施している。

##### ※ 準用河川

一級河川及び二級河川以外で市町村長が指定したもの。河川法における二級河川に関する規定が準用される。

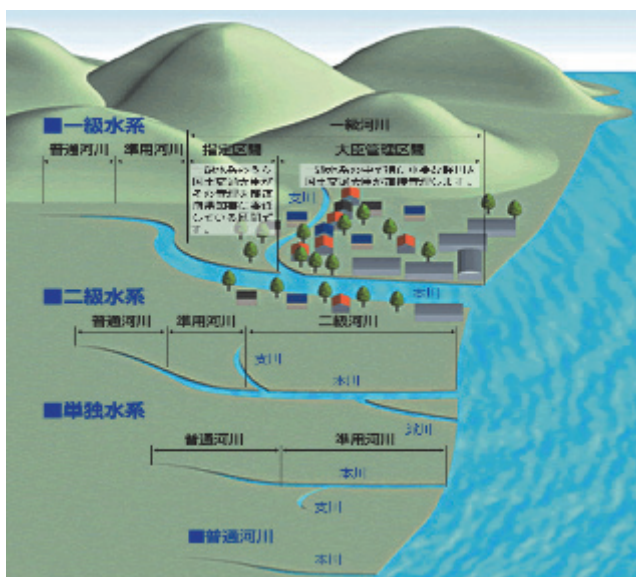
##### (イ) 市を流れる河川概要

区分	河川管理者	河川数	市内流路延長(Km)
一級河川	国土交通大臣	-	-
二級河川	福岡県知事	42(20)	143(54)
準用河川	福岡市長	25	50
普通河川	福岡市長	64	65
合計		131【109】	258【169】

※( )内数は、都市基盤河川改修事業対象

※【 】内数は、市の河川事業の対象

(イメージ)



(出典:国土交通省 大分河川国道事務所 HP)

② 施設の概要

施設分類	施設名	竣工年度
排水機場	吉塚新川排水機場	昭和 58 年度
	上牟田川排水機場	平成 8 年度
	綿打川排水機場	平成 21 年度
	田尻川排水機場	平成 22 年度
水門・樋門	江の口川防潮水門	昭和 60 年度
	水崎川樋門	平成 18 年度
井堰	博多川可動井堰(上流)	平成 5 年度
	博多川可動井堰(下流)	平成 11 年度
	薬院新川可動堰	平成 8 年度
	美野島可動堰	平成 11 年度
	塩原可動堰	平成 11 年度
	内野大堰	早良町より移管
その他	野間大池浄化施設	平成 4 年度
	吉塚新川遊水地	昭和 61 年度
	松本池ポンプ	平成 14 年度

(出典:「福岡市の河川」)

(ア) 治水池の概要

区	箇所数	調整容量(m <sup>3</sup> )
東区	12	72,905 ※
博多区	10	51,231
中央区	2	17,150
南区	21	237,528 ※
城南区	9	59,681
早良区	4	13,990
西区	10	91,982
合計	68	544,467 ※

※現在整備中の治水池を除いて集計している。

(出典:「福岡市の河川」)

### ③ 決算

河川事業における平成 29 年度の予算決算は以下のとおりである。

<一般会計(歳入)>

(単位:千円)

予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	翌年度繰越額
3,241,348	2,327,761	2,325,176	2,574	11	709,164

<一般会計(歳出)>

(単位:千円)

予算額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,952,781	3,110,468	800,527	41,786

(出典:平成 29 年度 決算特別委員会 第 5 分科会 決算説明資料)

## (4) 集落排水事業

### ① 事業内容等

我が国では地域特性に応じた汚水処理施設の整備が促進されている。いわゆる人口が密集した地域では集合処理、人家がまばらな地域では浄化槽による個別処理が経済的であると、人口が密集した地域についても街の中心部では公共下水道事業で農業集落や漁業集落では集落排水事業により整備する方針である。

市は、公共下水道の普及率は平成 29 年度で 99.6%に達しており、市民の大半が利用可能な状況にある。さらに公共下水道が供用されていない農業集落および漁業集落については、農業集落排水事業および漁業集落排水事業を行っている。

農業集落排水事業は農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善、公共用水域水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する事業である。

漁業集落排水事業は漁業集落の衛生環境の向上、漁港および周辺海域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備する事業である。

排水処理施設は、下水を排除するために設ける排水管、排水渠その他の排水施設これに接続して下水を処理するために設ける処理施設(し尿浄化槽は該当しない)及びこれらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設をもって構成されている。

汚水処理施設は各集落に設置されており、集落単位で処理が完結される仕組みとなっている。また集落排水事業は生活排水やし尿などの汚水処理を行うことを目的とした施設であり、公共下水道と異なり雨水処理は行われていない。

平成 29 年度末の対象地域は農業集落で5地区、漁業集落で5地区であり、各排水処理施設と設置場所は次項のとおりである。

また、集落排水事業については特別会計条例により、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業を一つの特別会計を設けて、一般会計と区分して経理している。

○福岡市集落排水事業特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 209 条第 2 項の規定により、本市の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、福岡市集落排水事業特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、農業集落排水事業収入、漁業集落排水事業収入、県支出金、繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、農業集落排水事業費、漁業集落排水事業費、借入金の償還金及び利子その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 7 年度の予算から適用する。

### ② 施設の概要

(ア) 農業集落排水処理施設

施設	建設年度等	備考	面積	人口
----	-------	----	----	----

			(Ha)	(人)
西浦集落排水処理場(1) ※漁業集落排水事業との合併事業	1990～1994年	管路延長 4.2km	15.0	317
勝馬集落排水処理場(4)	1992～1997年	管路延長 4.3km	5.5	181
曲渕集落排水処理場(11)	1992～1997年	管路延長 4.3km	4.8	126
宮浦集落排水処理場(2) ※漁業集落排水事業との合併事業	1993～1998年	管路延長 2.4km	7.3	237
小田集落排水処理場(21) 草場地区(2) ※小田集落排水処理場に接続	1995～2000年 2001～2003年	管路延長 8.8km 管路延長 2.8km	21.5	560

※( )内の数字はマンホールポンプ数

※人口の数値は、住民基本台帳での世帯数、人口総数及び集落排水接続戸数から接続人口を推計したもの。

(イ) 漁業集落排水処理施設

施設	建設年度等	備考	面積 (Ha)	人口 (人)
弘集落排水処理場(1)	1981～1984年	管路延長 1.8km	8.9	265
西浦集落排水処理場(1) ※農業集落排水事業との合併事業	1990～1994年	管路延長 3.5km	13.8	522
宮浦集落排水処理場(2) ※農業集落排水事業との合併事業	1993～1998年	管路延長 2.6km	9.7	417
玄界島集落排水処理場(6)	1994～2000年	管路延長 3.1km	14.6	477
小呂島集落排水処理場(3)	2000～2003年	管路延長 2.0km	3.5	170

※( )内の数字はマンホールポンプ数

※人口の数値は、住民基本台帳での世帯数、人口総数及び集落排水接続戸数から接続人口を推計したもの。

(出典:市提供資料より監査人が作成)

公共下水道の人口普及率に、上記の排水処理施設を運営する農業集落排水事業及び漁業集落排水事業(以下「集落排水事業」という)を含めると、市における下水道の普及率は99.8%となる。

集落排水事業は公共下水道事業と異なり単独または複数の農業集落もしくは漁業集落ごとに整備する事業であり、比較的短期間で整備できるという特徴がある。

### ③ 料金制度

集落排水処理施設の利用料は、基本的に下水道事業と同様の水準であり、汚水排水量が多くなるほど、1 m<sup>3</sup>当たりの単価が高くなる逓増料金体系を採用している。

- 1 基本使用料 760 円
- 2 従量使用料

汚水排出量	使用料
10 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	円 13
10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	152
20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	188
30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	246
50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	278
100 立方メートルを超え 300 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	311
300 立方メートルを超える部分 1 立方メートルにつき	366

(出典:福岡市集落排水処理施設条例 別表第 2)

### ④ 決算

集落排水事業における平成 29 年度の予算決算は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	予算現額 (A)	決算額 (B)	差額 (A-B)
歳入	697,273	689,819	7,454
1 農業集落排水事業収入	212,896	211,926	970
2 漁業集落排水事業収入	173,852	174,476	-624
3 繰入金	310,524	303,417	7,107
4 繰越金	1	-	1
歳出	697,273	689,819	7,454
1 農業集落排水事業費	261,222	257,885	3,337
2 漁業集落排水事業費	279,371	276,165	3,206
3 公債費	156,480	155,769	711
4 予備費	200	-	200
歳入歳出差引額	-	-	-

(出典:平成 29 年度 福岡市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書)

### III. 監査結果の概要

#### 1 監査結果の記載方法

本報告書においては、監査結果を「指摘事項」と「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、法規性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。

#### 2 指摘事項及び意見の件数

区分	指摘事項	意見	合計
市の水関連事業全般に関する意見	-	1	1
各事業における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見	21	46	67
合計	21	47	68

各事業における「指摘事項」と「意見」の件数の内訳は、次のとおりである。

事業合計	水道事業		下水道事業		河川事業		集落排水事業		合計	
	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見	指摘事項	意見
決算	4	0	4	7	0	0	0	2	8	9
契約事務	1	1	4	0	0	0	0	3	5	4
債権管理	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
財産	2	3	1	2	2	2	0	0	5	7
経営戦略	0	2	0	3	0	0	0	1	0	6
人材育成	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3
BCP	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3
その他	1	5	2	5	0	0	0	1	3	11
小計	8	16	11	21	2	2	0	7	21	46
事業合計	24		32		4		7		67	



### 3 指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見の項目

財務事務における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見の項目は、次のとおりである。

#### (1)市の水関連事業全般に関する意見

区分	内容
【総合意見】	水道局、道路下水道局、及び農林水産局の連携について

#### (2)各事業における指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見

分類	指摘/意見	項目	
<b>水道事業</b>			
決算	指摘事項	1-(1)-1 貸借対照表の正確性の確保について	
		1-(1)-2 現物確認の際の作成書類について	
		1-(1)-3 退職給付引当金の算定について	
		1-(1)-4 前受金の精算事務について	
契約事務	指摘事項	1-(2)-1 契約変更ルールの遵守について	
	意見	1-(2)-1 契約条項の確認について	
債権管理	意見	1-(3)-1 徴収方法について	
		1-(3)-2 延滞金について	
		1-(3)-3 住民情報検索用端末へのアクセス権限について	
財産	指摘事項	1-(4)-1 実地たな卸の方法について	
		1-(4)-2 固定資産の除却漏れについて	
	意見	1-(4)-1 毒物等の取扱いに関する内規について	
		1-(4)-2 固定資産の管理シールの貼付について	
		1-(4)-3 固定資産の減損会計に関連する規定について	
経営戦略	意見	1-(5)-1 将来見通しの前提について	
		1-(5)-2 経営戦略の期間について	
人材育成	意見	1-(6)-1 人材育成計画について	
BCP その他	意見	1-(7)-1 水道施設の監視状況について	
	指摘事項	1-(10)-1 会社に対する貸付料の減免について	
	意見	1-(10)-1 会社への業務委託の必要性及び事業の方向性等について	
		1-(10)-2 財産処分等に関する規定について	
		1-(10)-3 役員の兼務状況の確認について	
		1-(11)-1 資金繰りについて	
		1-(11)-2 収支均衡に向けた取組みについて	
<b>下水道事業</b>			
決算	指摘事項	2-(1)-1 貸借対照表の正確性の確保について	
		2-(1)-2 現物確認の際の作成書類について	
		2-(1)-3 破産更生債権の表示について	
		2-(1)-4 児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて	
	意見	2-(1)-1 滞留債権の回収努力について	
		2-(1)-2 その他投資と企業債の予算編成について	
		2-(1)-3 雨水処理に要する経費の算定方法について	
		2-(1)-4 雨水処理負担金の会計処理について	
		2-(1)-5 退職手当の下水道事業での負担について	
		2-(1)-6 退職給付引当金の設定について	
		2-(1)-7 退職手当の負担に係る注記について	
	契約事務	指摘事項	2-(2)-1 随意契約における業者選定について
			2-(2)-2 契約変更の時期について
			2-(2)-3 再委託の承諾漏れについて

分類	指摘/意見	項目
		2-(2)-4 個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて
財産	指摘事項	2-(4)-1 固定資産の減損の要否について
	意見	2-(4)-1 遊休固定資産について
		2-(4)-2 固定資産の減損会計に関する規定について
経営戦略	意見	2-(5)-1 経営戦略における貸借対照表の作成について
		2-(5)-2 経営戦略の見直しについて
		2-(5)-3 経営戦略の期間について
人材育成	意見	2-(6)-1 下水道事業単独の人材育成プランについて
		2-(6)-2 人材育成計画について
BCP	意見	2-(7)-1 下水道 BCP における流域下水道事業者との協力・連携体制について
		2-(7)-2 事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について
その他	指摘事項	2-(8)-1 水洗化貸付金の債権管理事務について
		2-(8)-2 水洗化貸付金の滞納未収金に対する貸倒引当金について
	意見	2-(8)-1「市長が特に認める場合」の確認について
		2-(9)-1 雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて
		2-(10)-1 再生水供給区域における供給実績の伸び悩みについて
		2-(10)-2 再生水利用下水道事業のセグメント情報開示について
		2-(11)-1 耐震対策の進捗状況について
<b>河川事業</b>		
財産	指摘事項	3-(3)-1 河川の未申請占用等について
		3-(3)-2 水路の未申請使用について
	意見	3-(3)-1 水防資材の使用報告について
		3-(3)-2 水防資材の備蓄について
<b>集落排水事業</b>		
決算	意見	4-(3)-1 集落排水事業の経営改善について
		4-(5)-1 集落排水事業の地方公営企業法適用について
契約事務	意見	4-(7)-1 特命随意契約の理由について
		4-(7)-2 従事者名簿の提出と資格確認について
		4-(7)-3 業務遂行責任者の勤務実績報告について
経営戦略	意見	4-(4)-1 経営戦略の策定について
その他	意見	4-(6)-1 下水道事業と集落排水事業の業務統合について

## IV. 市の水関連事業全般に関する意見

### 1 水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の所管

#### 部局

監査対象となった水に関連する4つの事業はそれぞれ以下の部局が所管している。

	事業名	部局等名
1	水道事業 (工業用水道事業含む)	水道局
		公益財団法人福岡市水道サービス公社
2	下水道事業	道路下水道局
3	河川事業	道路下水道局
4	集落排水事業	農林水産局

それぞれの部局で、経営企画・計画、工事、契約、経理等を担当する部署が存在する。

なお、道路下水道局の委託に基づき、水道局が下水道使用料の収納事務を行っている。

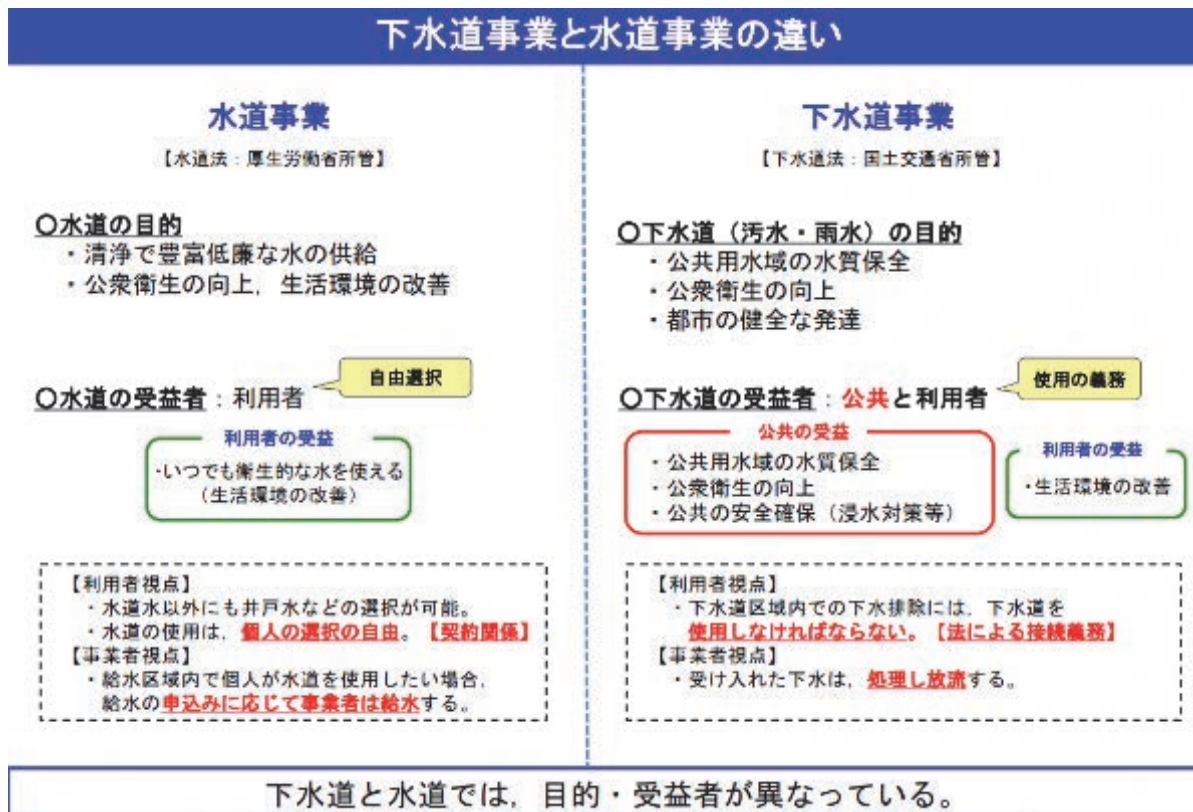
水道局		道路下水道局		農林水産局	
部	課	部	課	部	課
総務部	総務課	総務部	総務課	総務部	総務課
	経営企画課		<b>下水道経営企画課</b>		政策企画課
	経理課		経理課	農林部	農業振興課
	契約課	<b>下水道料金課</b>	森林・林政課		
	営業企画課	管理部	路政課	農業施設課	
	営業管理課		自転車課	水産部	水産振興課
	博多営業所		駐車場施設課		漁港課
計画部	道路維持課		<b>下水道管理課</b>	中央卸売市場	市場課
計画部	流域連携課	計画課	計画調整課		鮮魚市場
	計画課	道路計画課	道路計画課		課長(市場整備担当)
浄水部	技術管理課	広域道路推進課	広域道路推進課		青果市場
	浄水調整課	高速道路推進課	高速道路推進課		課長(青果市場ブランド化推進担当)
	水管理課	<b>下水道事業調整課</b>	<b>下水道事業調整課</b>		食肉市場(場長は市場課長を充てる)
	浄水施設課	<b>下水道計画課</b>	<b>下水道計画課</b>		
	設備課	河川計画課	河川計画課		
	水道水質センター	建設部	建設推進課	建設推進課	
	乙金浄水場		東部道路課	東部道路課	
多々良浄水場	西部道路課		西部道路課		
高宮浄水場	雑餉隈連続立体交差課	雑餉隈連続立体交差課			
夫婦石浄水場	<b>東部下水道課</b>	<b>東部下水道課</b>			
瑞梅寺浄水場	<b>中部下水道課</b>	<b>中部下水道課</b>			
保全部	保全調整課	<b>西部下水道課</b>	<b>西部下水道課</b>		
	保全課	河川課	河川課		
	管修理課	下水道施設部	施設管理課	施設管理課	
	節水推進課		施設整備課	施設整備課	
給水審査課	水質管理課		水質管理課		
配水部	整備推進課		東部水処理センター	東部水処理センター	
	東部管整備課		中部水処理センター	中部水処理センター	
	中部管整備課	西部水処理センター	西部水処理センター		
西部管整備課	和白水処理センター	和白水処理センター			
公益財団法人福岡市水道サービス公社	管理課	用地部	用地調整課	用地調整課	
給水管理課			公共施設用地課	公共施設用地課	
			東部用地課	東部用地課	
			中部用地課	中部用地課	
		西部用地課	西部用地課		

※太字は公共下水道事業のみを担当する部署

## 2 水道事業と下水道事業における公営企業としての共通性

ここで、水道事業と下水道事業について、それぞれ規制される法令が異なり、以下のような相違点が存在する。

項目	水道事業	下水道事業
所轄官庁	厚生労働省	国土交通省
法令	水道法	下水道法
目的	清浄で豊富低廉な水の供給 公衆衛生の向上、生活環境の改善	公共用水域の水質保全 公衆衛生の向上 都市の健全な発達
受益者	利用者(自由選択)	利用者(使用義務)
受益内容	いつでも衛生的な水を使える	公共 ・公共用水域の水質保全 ・公衆衛生の向上 ・公共の安全確保(浸水対策等) 利用者 ・生活環境の改善



(出典：市提供資料)

しかし、両事業は、市民生活を支える重要なライフラインという点では同じ性質を持つ事業であるため、以下のような共通点が考えられる。

- ・ 「水」に関連して多くの市民が顧客(受益者)となっていること
- ・ 大規模な施設を必要とする事業であること
- ・ 安定運営のための経営基盤強化が求められていること

- ・ 高い技術力が求められていること
- ・ 災害等の発生時における事業継続の優先順位が極めて高いこと
- ・ 環境への配慮が求められていること

また、両事業はそれぞれ安定的な事業経営を行うための中期的な経営計画を策定しており(水道事業は「福岡市水道中期経営計画」、下水道事業は「福岡市下水道経営計画」以下、「経営計画等」という。)、将来の人口減少や施設の老朽化という課題認識のもと、多くの施策目標は本質的に共通している。

なお、両事業の共通点と中期経営計画の項目を整理すると以下のとおりである。

- ・ 多くの市民が顧客(受益者)となっていること

事業	経営計画等	
	施策目標	主要施策
水道事業	4 安定経営の持続	(1) お客様とのコミュニケーションの推進とサービスの向上
下水道事業	V 身近な下水道	V-1 市民理解の推進 V-2 「見える化」の推進
	VI 地域活性化への貢献	VI-1 地域社会への貢献

- ・ 大規模な施設を必要とする事業であること

事業	経営計画等	
	施策目標	主要施策
水道事業	1 水の安定供給と節水型都市づくりの推進	(1) 水資源の開発 (2) 水道施設の維持・更新
下水道事業	I 持続可能な下水道システムの構築	I-1 主要施設の再構築 I-2 下水道施設の適切な維持管理・更新

- ・ 安定運営のための経営基盤強化が求められていること

事業	経営計画等	
	施策目標	主要施策
水道事業	4 安定経営の持続	(2) 経営の効率化 (3) 財政の健全化
下水道事業	I 持続可能な下水道システムの構築	I-3 経営基盤の強化

- ・ 高い技術力が求められていること

事業	経営計画等	
	施策目標	主要施策
水道事業	4 安定経営の持続	(4) 人材育成の推進
下水道事業	I 持続可能な下水道システムの構築	I-4 組織体制の強化・人材育成

- ・ 災害等の発生時における事業継続の優先順位が極めて高いこと

事業	経営計画等	
	施策目標	主要施策
水道事業	3 危機管理対策の推進	(1) 地震等災害対策の推進
		(2) 事故・テロ等対策の推進
		(3) 危機管理体制等の充実
下水道事業	II 災害に強い下水道	II-1 浸水対策の推進
		II-2 地震対策の推進

- ・ 環境への配慮が求められていること

事業	経営計画等	
	施策目標	主要施策
水道事業	4 安定経営の持続	(5) 環境に配慮した事業運営
下水道事業	IV 低炭素・循環型社会への貢献	IV-3 地球温暖化対策の推進

### 3 管理体制強化の必要性

今回の水道事業及び下水道事業に関する財務事務について、決算、契約事務、債権管理、財産、経営戦略、人材育成及びBCPという切り口で横串を通し、監査を実施した結果、以下のよう項目が検出された。

特に決算については、公営企業会計に基づく決算書の残高と管理資料等との不一致、及び会計処理の適用誤り等がいずれの事業でも検出された。正確な決算の実施は、事業の財政状態や経営成績の正確な把握、及び経営戦略を策定するための実態に即した将来財政推計に不可欠である。

#### ■ 水道事業及び下水道事業に関する監査結果

分類	指摘/意見	水道事業	下水道事業
決算	指摘事項	1-(1)-1 貸借対照表の正確性の確保について	2-(1)-1 貸借対照表の正確性の確保について
		1-(1)-2 現物確認の際の作成書類について	2-(1)-2 現物確認の際の作成書類について
		1-(1)-3 退職給付引当金の算定について	2-(1)-3 破産更生債権の表示について
		1-(1)-4 前受金の精算事務について	2-(1)-4 児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて
	意見	-	2-(1)-1 滞留債権の回収努力について
		-	2-(1)-2 その他投資と企業債の予算編成について
		-	2-(1)-3 雨水処理に要する経費の算定方法について
		-	2-(1)-4 雨水処理負担金の会計処理について
		-	2-(1)-5 退職手当の下水道事業での負担について
		-	2-(1)-6 退職給付引当金の設定について
契約事務	指摘事項	1-(2)-1 契約変更ルールの遵守について	2-(2)-1 随意契約における業者選定について
		-	2-(2)-2 契約変更の時期について
		-	2-(2)-3 再委託の承諾漏れについて
		-	2-(2)-4 個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて
	意見	1-(2)-1 契約条項の確認について	-
債権管理	意見	1-(3)-1 徴収方法について	-
		1-(3)-2 延滞金について	-
		1-(3)-3 住民情報検索用端末へのアクセス権限について	-
財産	指摘事項	1-(4)-1 実地たな卸の方法について	2-(4)-1 固定資産の減損の要否について
		1-(4)-2 固定資産の除却漏れについて	-
	意見	1-(4)-1 毒物等の取扱いに関する内規について	2-(4)-1 遊休固定資産について
		1-(4)-2 固定資産の管理シールの貼付について	2-(4)-2 固定資産の減損会計に関連する規定について
		1-(4)-3 固定資産の減損会計に関連する規定について	-
経営戦略	意見	1-(5)-1 将来の見通しの前提について	2-(5)-1 経営戦略における貸借対照表の作成について

分類	指摘/意見	水道事業	下水道事業
		1-(5)-2 経営戦略の期間について	2-(5)-2 経営戦略の見直しについて
		-	2-(5)-3 経営戦略の期間について
人材育成	意見	1-(6)-1 人材育成計画について	2-(6)-1 下水道事業単独の人材育成プランについて
		-	2-(6)-2 人材育成計画について
BCP	意見	1-(7)-1 水道施設の監視状況について	2-(7)-1 福岡市下水道 BCP における流域下水道事業者との協力・連携体制について
		-	2-(7)-2 事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について

## ■河川事業及び集落排水に関する監査結果

分類	指摘/意見	河川事業	集落排水事業
決算	意見	-	4-(3)-1 集落排水事業の経営改善について
		-	4-(5)-1 集落排水事業の地方公営企業法適用について
契約事務	意見	-	4-(7)-1 特命随意契約の理由について
		-	4-(7)-2 従事者名簿の提出と資格確認について
		-	4-(7)-3 業務遂行責任者の勤務実績報告について
債権管理	-	-	-
財産	指摘事項	3-(3)-1 河川の未申請占用等について	-
		3-(3)-2 水路の未申請使用について	-
	意見	3-(3)-1 水防資材の使用報告について	-
		3-(3)-2 水防資材の備蓄について	-
経営戦略	意見	-	4-(4)-1 経営戦略の策定について
人材育成	-	-	-
BCP	-	-	-
その他	意見	-	4-(6)-1 下水道事業と集落排水事業の業務統合について

### 【総合意見】水道局、道路下水道局及び農林水産局の連携について

市が実施する「水」に関連する水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業ではそれぞれ規制される法令が異なり、事業目的や受益者が異なっている。水道事業は水道局、下水道事業及び河川事業は道路下水道局、集落排水事業は農林水産局と異なる部局が所管部局となり事業を実施している。

しかし、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業は、市民生活を支える重要なライフラインであり多くの共通点がある。特に公営企業として実施している水道事業と下水道事業においては、連携している事務は料金収納事務等限定的である。

なお、水道事業及び下水道事業に関する財務事務については決算、契約事務、債権管理、財産、経営戦略、人材育成及び BCP という切り口で横串を通して監査を実施した結果、両事業に共通した管理上の課題が検出された。



(改善提案)

市は、市民生活を支えるライフラインの機能の向上、維持を図る、水関連事業の有効性を向上させるため、水道事業、下水道事業、河川事業及び集落排水事業の事務連携強化を図ることを検討されたい。

(参考) 政令市の組織の状況

指定都市名	河川事業	下水道事業	水道事業
札幌市	下水道河川局	下水道河川局	水道局
仙台市	建設局	建設局	水道局
さいたま市	建設局	建設局	水道局
千葉市	建設局	建設局	水道局
横浜市	道路局	環境創造局	水道局
川崎市	建設緑政局	上下水道局	上下水道局
相模原市	都市建設局	都市建設局	県企業庁等
新潟市	土木部	下水道部	水道局
静岡市	建設局	上下水道局	上下水道局
浜松市	土木部	上下水道局	上下水道局

※網掛けは、同組織での実施を示す

指定都市名	河川事業	下水道事業	水道事業
名古屋市	緑政土木局	上下水道局	上下水道局
京都市	建設局	上下水道局	上下水道局
大阪市	建設局	建設局	水道局
堺市	建設局	上下水道局	上下水道局
神戸市	建設局	建設局	水道局
岡山市	下水道河川局	下水道河川局	水道局
広島市	下水道局	下水道局	水道局
北九州市	建設局	上下水道局	上下水道局
福岡市	道路下水道局	道路下水道局	水道局
熊本市	都市建設局	上下水道局	上下水道局

(出典：市提供資料)

## V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

### 1 水道事業（工業用水道事業含む）

#### (1) 決算

##### ① 概要

自治体の水道事業においては、毎事業年度民間会社同様に複式簿記に基づいた決算書、すなわち、貸借対照表、損益計算書等の決算書を作成している。

水道事業の管理者(長の名称)は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出することとなっている。また、地方公共団体の長は、決算及びこれらの書類を監査委員の審査に付す必要がある。さらに、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない(地方公営企業法第30条第1項、第2項、第4項)。

また、水道事業の料金は、総括原価方式(※)によって決めることとなっている。このため貸借対照表、損益計算書等の決算書は、料金算定に当たっての基礎資料となり重要な意味を持つ。

※ 総括原価方式とは、原価に基づいて料金を決める方式をいう。

さらに公営企業に策定が求められている経営戦略において、事業の将来見通しを作成する際に、過去の決算書のすう勢等は将来見通しの拠り所になる。そして、当該将来見通しに基づき、料金改定、統廃合を伴う広域化や事業廃止など経営改善のための重要な意思決定の判断材料となる。

このように決算書は、公営企業の経営にとって重要な役割を担っている。

したがって決算書には正確性が求められる。会計システムから出てくる決算書の各項目の金額を転記するだけでなく、各項目の金額が正確であることを確認する必要がある。このために、会計システムの項目ごとに相手先や内容別に管理した資料等(以下、「管理資料等」という。)の合計金額と照合することをルール化しておくなど、決算書に記載の金額の正確性が担保されるための仕組みを構築しておく必要がある。なお、この前提として日々の取引を正確に会計システム及び管理資料等に記録する必要がある。

## 決算書を作成する際の確認例

### 会計システム

資産	金額(円)
土地	XXX
建物	XXX
...	...
...	...
建設仮勘定	10,000,000
...	...

### 管理資料例(建設仮勘定)

工事台帳No	案件名	当初発生時期	竣工予定	H29年度残高 (注2)
	〇〇地区配水管布設工事	H15.4.1	H.31.6.30	4,359,828
	...	...	...	...
	...	...	...	...
	...	...	...	...
	...	...	...	...
	...	...	...	...
			合計	10,000,000

必ず一致していることを確認する！

## ② 水道事業の決算書について

今回の監査では、市が作成した平成 29 年度の決算書に関して、正確性を検証する方法として貸借対照表に計上されている資産及び負債の各項目の金額と管理資料等の合計金額とを照合することとした。相手先別や内容別の金額のように、個別に把握している金額は、一定の信頼性があるものと考えられるため、これらの合計金額と貸借対照表に計上されている資産及び負債の各項目の金額とを照合するものである。

貸借対照表は、これまでの取引を累積した結果を表しているため、貸借対照表を検証することによって、平成 29 年度を含め市のこれまでの会計処理等を検証することにもなる。また、貸借対照表に記載の資産及び負債は翌年度以降の歳入(収入)、歳出(費用)となるため貸借対照表の検証は十分な意義がある。

この検証の概要は、資産及び負債の各項目について、それぞれ以下の表に記載の管理資料等と照合をするものである。なお、管理資料等に記載された内訳にマイナス残高や過年度から滞留しているものがある場合には必要に応じて追加の照合等を行っている。

資産	管理資料等	備考
有形固定資産(建設仮勘定除く)	固定資産台帳	
有形固定資産(建設仮勘定)	工事等案件別内訳	
無形固定資産	固定資産台帳	
出資金	管理台帳	出資先別に照合
現金預金	件名別内訳	預金残高については金融機関の残高証明書と照合
未収金	件名別内訳	未収給水収益については、料金システムと照合
貸倒引当金	算定資料	
貯蔵品	在庫一覧表	
前払金	件名別内訳	
その他流動資産	件名別内訳	
負債	管理資料等	備考
企業債	企業債明細書	
リース債務	管理台帳	
引当金	算定資料	
未払金	件名別内訳	
前受金	件名別内訳	
預り金	件名別内訳	還付未済金については相手先別残高と照合
その他流動負債	件名別内訳	
繰延収益	物件別内訳	

まず、照合に当たって困難が生じたこととして、市は資産及び負債のほぼすべての項目において会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを照合していないことが挙げられる。また、一部の項目は照合をしていたが結果が不一致であったにもかかわらず原因調査等をしていなかった項目もあった。

このため今回の監査に当たっては貸借対照表の項目に関して、市が管理資料等を作成することとなった。なお、市が照合を実施して一致を確認していたのは、地方自治法により毎月1回監査委員の監査が義務付けられている現金及び預金のみであった。

照合の結果は「③個別項目の照合結果について」のとおりである。これまでこのような照合をしていなかったため、以下に記載の項目において貸借対照表に記載している金額と管理資料等の合計金額が一致しなかった。特に有形固定資産の一項目である建設仮勘定は、約1.4億円に関して本報告書作成日現在までに内容等が確認できない状況である。

#### 【指摘事項 1-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について

貸借対照表の正確性は、予算執行が適時、適切に会計処理されることにより確保される。したがって、適切な決裁手続を経て行われた予算執行であっても、その会計処理が適時適切に行われなければ、貸借対照表の正確性は確保できなくなる。その正確性を確認するために、定期的に記載金額の根拠となる管理資料等との照合が重要であるが、市では照合を実施していない項目があった。

貸借対照表の作成に際しては、会計システムに基づく諸帳簿との照合に加え、各所管課が作成するなどした固定資産や債権をはじめとする個別明細情報を記載した管理資料等との照合が重要である。

後述のとおり、貸借対照表に記載された複数の項目で管理資料等の合計金額と一致していないものがあった。また、当該不一致の発生原因について監査時点において特定できていないものがある。したがって平成29年度の水道事業会計の貸借対照表の正確性が担保されていない。

前述のとおり、貸借対照表を含んだ水道事業の決算書は料金改定のみならず将来見通しの拠り所ともなるため重要な役割を担っている。決算書が監査委員の審査に付す必要があるとともに議会の認定に付きなければならないこととなっているのもこのような役割を担っているからである。したがって貸借対照表に記載される金額の正確性は、市が自ら責任を持って確保する義務がある。

#### (是正の方向性)

市は、決算書が料金算定など重要な意思決定を検討する際の客観的な基礎資料などになることを踏まえ、会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを十分に照合されたい。両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。

また、個別項目において是正すべき事項を記載しているため、当該事項も留意されたい。

なお、本件の指摘は決算書の作成に関して正確性を確保する仕組みに不備があることを意味している。今後導入されることとなっている自治体内部統制制度に対応するためにも、市は決算書の作成に関して正確性を確保する仕組みを構築しなければならないことに留意し是正に取り組まれない。

<照合差異総括>

(単位：円)

資産	貸借対照表 金額①	管理資料等 の合計金額②	差額 ①-②	備考
有形固定資産	317,087,212,463	316,250,719,690	836,492,773	・建設仮勘定から本勘定への振替漏れ 695,840,274 円 (上記に伴う平成 29 年度末までの減価償却済額 62,243,570 円) ・監査時点における内容不明額 140,652,499 円
無形固定資産	2,052,650,810	2,052,650,810	0	
出資金	33,157,228,000	33,157,228,000	0	
現金預金	10,125,209,220	10,125,209,220	0	
未収金	3,379,402,110	3,421,228,190	△41,826,080	・監査時点における内容不明額
貸倒引当金	△69,031,201	△69,031,201	0	
貯蔵品	368,462,343	368,462,343	0	
前払金	980,316,125	1,083,996,125	△103,680,000	・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。
その他流動資産	10,000,000	10,000,000	0	
負債	貸借対照表 金額①	管理資料等 の合計金額②	差額 ①-②	備考
企業債	116,750,372,287	116,750,372,287	0	
リース債務	444,988,830	444,988,830	0	
引当金	5,571,062,280	5,283,674,308	287,387,972	・退職給付引当金の算定誤り
未払金	6,506,684,343	6,619,812,075	△113,127,732	・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。 △103,680,000 円 ・監査時点における内容不明額 △9,447,732 円
前受金	102,436,090	74,640,084	27,796,006	・監査時点における内容不明額
預り金	206,429,381	205,469,159	960,222	・監査時点における内容不明額
その他流動負債	10,000,000	10,000,000	0	
繰延収益	59,696,584,891	59,696,579,945	4,946	・監査時点における内容不明額

(監査人作成)

### ③ 個別項目の照合結果について

資産及び負債の照合結果は以下のとおりであった。なお、この手続は、貸借対照表に記載の金額と照合先の金額が一致するかどうか、一致しない場合はその原因が何かを調査することを主眼としており、貸借対照表の適正性等を保証するものではない。

#### i. 有形固定資産について

有形固定資産の照合結果は以下のとおりであった。建設仮勘定(※)は監査当初に提供された管理資料等の合計金額は貸借対照表の金額と比べ約 8.3 億円少なかったが、監査期間中に内容を精査したところ約 6.9 億円は過年度において完成し供用開始をしている工事等に関して有形固定資産(構築物)への振替額が誤っていたものであることが判明した。残額の約 1.4 億円は本報告書作成日現在までに内容等が確認できない状況である。

※ 建設仮勘定とは、工事等で完成前の部分払いなどがある場合に、当該部分払いの金額を計上する一時的な項目である。工事等の完成及び供用開始によって建物等の項目に振替えられることとなる。

資産	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額 (円)	差額(円)	備考
有形固定資産	317,087,212,463	316,250,719,660	836,492,773	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設仮勘定から本勘定への振替漏れ 695,840,274 円</li> <li>(上記に伴う平成 29 年度末までの減価償却済額 62,243,570 円)</li> <li>・監査時点における内容不明額 140,652,499 円</li> </ul>

なお、過年度に工事等の完成及び供用開始により建設仮勘定から有形固定資産(構築物)への振替額が誤っていたものに関しては、経過年数に応じた減価償却費を計上する必要があるため、当該有形固定資産(構築物)は減価償却費の額だけ減額する必要がある。

監査期間中に振替額の誤りが判明した工事等並びに振替額の誤りに係る減価償却費の計上漏れは以下のとおりである。

年度	件数	請負工事費の精 算(振替)額(A)	会計システム上の 精算(振替)額(B)	差額 (C) (=B)-(A)	減価償却費の計 上漏れ(D)(※)	資産の計上漏れ (E)=(C)-(D))
25 年度	4	964,032,110	248,487,379	△ 715,544,731	△ 64,399,024	△ 651,145,707
26 年度	6	275,233,000	304,623,915	29,390,915	1,983,891	27,407,024
27 年度	5	247,838,592	246,233,574	△ 1,605,018	△ 72,222	△ 1,532,796
28 年度	4	38,502,391	49,337,195	10,834,804	243,785	10,591,019
29 年度	2	76,039,933	57,123,689	△ 18,916,244	0	△ 18,916,244
合計	21	1,601,646,026	905,805,752	△ 695,840,274	△ 62,243,570	△ 633,596,704

(注)単位は円。「計上漏れ」算定欄(D)及び(E)のマイナス表示は計上漏れであり、プラス表示は計上過大を表している。

※ 減価償却費は完成年度の翌年度から残存価額 10%、耐用年数 40 年で計算している。

以上により、平成 29 年度の貸借対照表においては有形固定資産(構築物)に約 6.3 億円(=6.9 億円-0.6 億円)を追加で計上すべきであり、建設仮勘定は約 6.9 億円減額すべきであった。また、平成 26 年度から平成 29 年度までの損益計算書において累計で 62 百万円を追加で減価償却費として計上を行うべきであった。

このような振替額の誤りや不明残高が生じる原因は、市が建設仮勘定に関して工事等の案件別の残高明細表を作成して当該資料の合計金額と会計システムの金額とを照合していないためである。

本来工事等が完成し供用開始することによって、建設仮勘定から建物等の有形固定資産の各項目に正確に振替える必要がある。市においては、建設仮勘定の計上及び有形固定資産への振替は工事等を発注した各課で行われている。したがって工事等の案件別の残高の合計金額と会計システムの金額とを照合していない場合には建設仮勘定の振替額の誤りが発生するリスクが生じる。

市は、貸借対照表の正確性を確保するために、建設仮勘定に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。特に水道事業においては工事等の案件が多く高額な案件もあるため、工事等の案件別の残高明細表を決算ごとに作成されたい。

今回調査を実施して判明した差額については適切に処理を行われたい。また、約 1.4 億円の確認できない残高に関しては、発生原因等を可能な限り調査して適切な項目に振替えられたい。当該調査において不明な金額が残った場合は、不明資産を貸借対照表に計上することはできないため、損失処理をすることが必要である。

今回の監査に当たり監査人は、市に対して以下の表の作成を依頼した。このような表を決算ごとに作成していれば、表の合計金額を会計システムの金額と照合することによって振替漏れや不明残高の有無が確認できる。

工事台帳No	工事名	当初発生時期	竣工予定	H29年度残高
	〇〇浄水場整備工事	H28.9.1	H.30.8.31	…
	…	…	…	…
	…	…	…	…
	…	…	…	…
	…	…	…	…
	…	…	…	…
合計				…

ii. 未収給水収益(未収金の一項目)について

未収金の照合結果は以下のとおりであった。貸借対照表の金額と管理資料等の合計金額は一致しなかった。一致しなかった理由は、未収金の内訳のうち未収給水収益が不一致であったためである。

資産	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額(円)	備考
未収金	3,379,402,110	3,421,228,190	△41,826,080	・監査時点における内容不明額

市は、従来から未収給水収益に関しては会計システムの金額と料金システムにおいて管理している金額に差が生じるのは、収納処理と会計処理のタイミングのズレにより不可避免的に生じるものと認識していた。

このような状況であったため、今回の監査において、市に対して過去5年に遡り会計システム上の未収給水収益の金額と料金システム上の未収給水収益の金額を問い合わせた結果、以下のとおりであった。

	H25 年度残高 (円)	H26 年度残高 (円)	H27 年度残高 (円)	H28 年度残高 (円)	H29 年度残高 (円)
会計システム	2,322,488,757	2,340,442,672	2,022,180,697	1,918,266,975	1,940,694,541
料金システム等(※)	2,364,617,579	2,382,268,752	2,064,006,777	1,960,093,055	1,982,520,621
差額	42,128,822	41,826,080	41,826,080	41,826,080	41,826,080

※ 料金システム外のものがあり、これらは別途、集計した。

この表から分かるように、平成 29 年度と同額の差額が平成 26 年度から生じている。なお平成 25 年度においても、近似する差額が生じている。平成 27 年度以降は誤った処理等はなされていないと考えられるが、平成 26 年度以前に4千万円以上の乖離の原因となった処理をしたものである。市は差額と上記の処理のタイミングによって生じる金額との一致を確認していなかった。

今後、過年度に生じている差額の発生原因等を調査し、当該発生原因等に対応した修正をされたい。

市は、貸借対照表の正確性を確保するために、未収金に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。また、不明残高を整理する場合は必要な手続等を経て整理されたい。



iii. 前払金について

前払金の照合結果は以下のとおりであった。この差額が生じた原因は、本来工事代金として未払金計上する会計処理を、誤って前払金をマイナス計上したことによるものである。

資産	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額(円)	備考
前払金	980,316,125	1,083,996,125	△103,680,000	・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。

市は、貸借対照表の正確性を確保するために、前払金に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。また、照合に当たっては管理資料等の内訳を閲覧し、マイナス残高や過年度から滞留しているものなどが含まれている場合は、追加のヒアリング、資料等との照合などを実施し、貸借対照表の正確性を確保するための仕組みを構築されたい。

iv. その他流動資産について

その他流動資産の照合結果は以下のとおりであった。貸借対照表の金額と管理資料等の合計金額は一致した。

資産	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額(円)	備考
その他流動資産	10,000,000	10,000,000	0	

【指摘事項 1-(1)-2】現物確認の際の作成書類について

その他流動資産の内容は担保として受け入れた預り定期預金証書である。このような現金同等物は定期的(たとえば、決算ごと)に現物の確認等をする必要がある。

当該定期預金証書は貸金庫に保管している。市によると、決算日である3月31日後の数日以内に経理課職員が貸金庫に赴き定期預金証書の現物を確認しているとのことである。しかしながら、これまで現物の確認の際に当該定期預金証書の確認日、確認者などを記載した書類を作成していなかった。このため現物確認を実施していることが明らかではなかった。

(是正の方向性)

市は預り定期預金証書の確認の際に、確認日、確認者などを記載した書類を作成されたい。

なお、定期預金証書のような現金同等物等は、確認日及び確認者などを記載した書類を作成していない場合、紛失等の事故があった時に発生日や原因を特定することが困難となることに留意されたい。

v. 退職給付引当金(引当金の一項目)について

引当金の照合結果は以下のとおりであった。引当金の内訳のうち退職給付引当金は、管理資料等を閲覧したところ貸借対照表の金額は総務省の指針に基づいて算定した監査人の算定金額よりも 2.8 億円過大であった。

負債	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額(円)	備考
引当金	5,571,062,280	5,283,674,308	287,387,972	・退職給付引当金の算定誤り

負債	①市の算定方法(円)	②総務省の指針(円)	③差額(②-①) (円)
退職給付引当金	5,253,011,280	4,965,623,308	287,387,972

退職給付引当金とは、将来の職員の退職手当の支給に充てるために、決算書において退職時の支給の前からあらかじめ負債を認識(計上)するものであり職員への将来の退職手当の未払金にあたるものである。

職員への退職金の算定方法を定めた退職手当に関する規程(以下、「退職手当規程」という。)は、通常退職時の基本給などに在籍期間を乗じて算出することとなっている。在籍期間に応じて発生する費用であるため、将来の支給時に全額を決算書に費用として計上するのではなく、在籍期間にわたり決算の都度費用を計上する。そして、その同額を決算書に負債(退職給付引当金)として計上する項目である。

水道局の退職手当規程は「福岡市水道局企業職員の給与に関する規程」に含まれているが、その内容は市の退職手当規程である「福岡市職員退職手当支給条例」に準じて算定されることとなっているため、市と同様の支給基準となっている。

公営企業における退職給付引当金の具体的な計上方法は以下のとおりである。計上方法には、原則法と簡便法が認められているが、多くの公営企業は算定方法が複雑ではない簡便法を採用している。すなわち、決算時(3月31日)に在籍する職員が全員自己の都合で退職したと仮定した場合に支給する額(以下、「期末自己都合要支給額」という。)を計上する方法を採用している。

## 第5章 負債に関する事項

### 第3 退職給付引当金の評価

4 退職給付債務の計算に当たっては、原則法（企業職員の退職時に見込まれる退職手当の総額のうち、当該事業年度の末日までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間に基づき割り引いて計算する方法をいう。）又は簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）のいずれにもよることができる。

（出典：総務省 地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（下線は監査人追加））

水道局においても、貸借対照表に計上する退職給付引当金は簡便法を採用しているため期末自己都合要支給額を計上している。

水道局が平成 29 年度の貸借対照表に計上した退職給付引当金の算定方法及び算定結果は以下のとおりである。

#### <水道局の退職給付引当金の算定内容>

- A 平成 29 年 9 月 1 日に在籍する職員全員の平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）の退職手当見込額（※1）の合計…5,502,076,470 円
- B Aを算定するための職員数…486 人
- C Aの一人当たり金額（ $A \div B$ ）…11,321,145 円（ $=5,502,076,470 \text{ 円} \div 486 \text{ 人}$ ）
- D 平成 29 年 9 月 1 日の平成 29 年度末の在籍見込職員数（※2）…464 人
- E 平成 29 年度末の退職給付引当金計上額（ $C \times D$ ）…5,253,011,280 円（ $=11,321,145 \text{ 円} \times 464 \text{ 人}$ ）

※1 退職手当の支給は、退職手当規程から算定することができるため、あらかじめ、見込み額を算定するものである。

※2 この平成 29 年度末の在籍見込職員数（D）は、平成 29 年 9 月 1 日に在籍する職員数（B）から、平成 29 年度末に定年退職等を迎える職員数を控除して算出する。

（出典：水道局作成資料から監査人作成）

水道局は退職給付引当金の計上方法として簡便法を採用しているため、平成 29 年度の貸借対照表に計上すべき退職給付引当金は期末自己都合要支給額を個人別に算定した資料を給与部門から入手し、その合計金額を計上することになる。

#### 【指摘事項 1-(1)-3】退職給付引当金の算定について

水道局においては9月1日に在職する職員のデータをもとに翌3月末の期末自己都合要支給額を算定している。

また、個人別に積み上げた期末自己都合要支給額そのものではなく、一人当たりの平均期末自己都合要支給額を使用している。

この結果、平成 29 年度の貸借対照表に計上した退職給付引当金は、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）に在籍した職員の期末自己都合要支給額よりも 2.8 億円多く、退職給付引当金の過大計上となっていた。

<退職給付引当金の乖離状況>

A 平成 29 年度の決算書に計上した退職給付引当金	5,253,011,280 円
B 平成 29 年度末に在籍する職員全員が退職すると仮定した場合の支給額	4,965,623,308 円
C 過大計上額 (A - B)	287,387,972 円

(出典：水道局作成資料から監査人作成)

(是正の方向性)

水道局は、貸借対照表に計上する退職給付引当金については、年度末に在籍する職員の個人別の期末自己都合要支給額の合計金額を計上されたい。

vi. 未払金について

未払金の照合結果は以下のとおりであった。この差額の内容は、本来工事代金として未払金計上する会計処理を、誤って前払金をマイナス計上したことによるものと、管理資料等の内訳に不明残高やマイナス残高が含まれていたものである。

負債	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額(円)	備考
未払金	6,506,684,343	6,619,812,075	△113,127,732	・未払金を計上すべきところ誤って前払金を減額したため、増額すべきもの。 △103,680,000 円 ・監査時点における内容不明額 △9,447,732 円

不明残高及マイナス残高びの内容は以下のとおりである。また、監査において市に発生原因を問い合わせたが判明していない。

内容	金額(円)	備考
過年度分	14,369	・監査時点における内容不明額
過年度分(配水施設整備工事分)	1,670	・監査時点における内容不明額
過年度分	△9,463,771	・監査時点における内容不明額
合計	△9,447,732	

このような不明残高等が発生する原因は、市が未払金の内容別の残高を作成して当該資料の合計金額と会計システムの金額を照合していないこと、また、当該資料の内訳に不明残高やマイナス残高などが含まれていないことを調査していないためである。

今後の対応は不明残高等の発生原因を調査して当該発生原因等に対応した修正をされたい。

市は、貸借対照表の正確性を確保するために、未払金に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。また、照合に当たっては管理資料等の内訳を閲覧し、マイナス残高や過年度から滞留しているものなどが含まれている場合は、追加のヒアリング、資料等との照合などを実施し、貸借対照表の正確性を確保するための仕組みを構築されたい。

なお、不明残高が残った場合は必要な手続等を経て整理されたい。

vii. 前受金について

前受金の照合結果は以下のとおりであった。貸借対照表の金額と管理資料等の合計金額は不一致であった。

負債	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額	備考
前受金	102,436,090	74,640,084	27,796,006	・監査時点における内容不明額

なお、前受金は会計システム上の内訳として前受水道料金と検査料等に分かれているがいずれの項目においても差額が生じていた。また、監査において市に発生原因等を問い合わせたが不明であった。

内訳	①貸借対照表金額(円)	②照合先金額(円)	③差額(①-②)(円)	備考
前受水道料金	68,197,152	52,914,000	15,283,152	
検査料等	34,238,938	21,726,084	12,512,854	
合計	102,436,090	74,640,084	27,796,006	

このような不明残高等が発生する原因は、市が前受金の内容別の残高を作成して当該資料の合計金額と会計システムの金額を照合していないこと、また、当該資料の内訳に不明残高やマイナス残高などが含まれていないことを調査していないためである。

今後の対応は、差額の発生原因等を調査し当該発生原因等に対応した修正をされたい。

市は、貸借対照表の正確性を確保するために、前受金に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。また、照合に当たっては管理資料等の内訳を閲覧し、マイナス残高や過年度から滞留しているものなどが含まれている場合は、追加のヒアリング、資料等との照合などを実施し、貸借対照表の正確性を確保するための仕組みを構築されたい。

なお、不明残高を整理する場合は必要な手続等を経て整理されたい。

【指摘事項 1-(1)-4】前受金の精算事務について

前受金には、前受水道料金とその他の営業前受金がある。

前受水道料金とは、一時用の給水申し込みの際に徴収する料金であり、一時用の廃止の時に精算される。

その他の営業前受金とは、給水装置工事を行う際に受け取った手数料等であり、工事の検査完了時に会計上の振替が行われる。

平成 29 年度末における発生年度別内訳は以下のとおりである。

年度	前受水道料金		その他の営業前受金	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
昭和59年度	1	19,200		
昭和60年度	1	19,200		
平成2年度	1	19,200		
平成3年度	1	31,200		
平成4年度	1	19,200		
平成5年度	3	57,600	1	2,400
平成6年度	9	255,600	8	21,826
平成7年度	7	158,400	5	28,718
平成8年度	2	182,400	17	70,000
平成9年度	5	120,000	9	36,400
平成10年度	11	247,200	9	54,600
平成11年度	8	165,600	20	92,400
平成12年度	6	127,200	24	65,000
平成13年度	4	79,200	24	89,700
平成14年度	3	69,600	30	197,600
平成15年度	3	81,600	27	127,400
平成16年度	6	139,200	11	86,500
平成17年度	5	120,000	21	135,900
平成18年度	1	19,200	15	39,000
平成19年度	6	354,000	6	236,600
平成20年度	3	57,600	8	31,200
平成21年度	4	79,200	8	20,800
平成22年度	2	38,400	5	183,300
平成23年度	6	105,600	15	81,300
平成24年度	14	304,800	9	24,700
平成25年度	12	337,200	9	57,200
平成26年度	18	1,184,400	13	49,400
平成27年度	25	793,200	21	54,600
平成28年度	89	3,994,800	53	1,038,700
小計	257	9,180,000	368	2,825,244
平成29年度	1,467	43,734,000	1,542	18,900,840
総計	1,724	52,914,000	1,910	21,726,084

この表のとおり、前受金の残高内訳を確認したが、適時に精算処理が行われていないものがある。

前受水道料金については、申請者からの給水装置の使用の中止又は廃止の申し出が行われていないため、現在も一時用が継続していると市は認識している。しかし、一時用の使用状況を確認したところ、実態としては長期間使用していない案件もあった。

また、その他の営業前受金については、工事の検査完了後の精算処理による会計上の振替手続が行われていないものが当該年度(平成 29 年度)を除き 368 件、約 2.8 百万円存在した。

(是正の方向性)

前受金について、決算時に前受案件毎の内訳書を作成し、各案件の精算の要否を確認すべきである。また、精算が必要な案件については速やかに処理されたい。

viii. 預り金について

預り金の照合結果は以下のとおりであった。貸借対照表の金額と管理資料等の合計金額は不一致であった。

負債	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額	備考
預り金	206,429,381	205,469,159	960,222	・監査時点における内容不明額

この不一致が生じていた原因は預り金の内訳である還付未済金に差額が生じていたことによるものである。還付未済金は水道料金の2重払いなどの場合に、市が預かり支払者に返還すべきものである。この還付未済金の照合結果は以下のとおりである。

負債	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額(円)
還付未済金	30,645,688	29,685,466	960,222

市は当該差額について、管理資料等の作成と会計処理とのタイミングの違いにより生じるものであると判断して、調整等の処理を行っていなかったためである。なお、監査において市に差額の相手先別の金額を問い合わせたが監査時点では回答は得られなかった。

今後の対応は、不明残高等の発生原因を調査し、当該発生原因等に対応した修正をされたい。

市は、貸借対照表の正確性を確保するために、預り金に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。なお、不明残高を整理する場合は必要な手続等を経て整理されたい。

ix. 繰延収益について

繰延収益の照合結果は以下のとおりであった。貸借対照表の金額と管理資料等の合計金額は不一致であった。

負債	貸借対照表 金額(円)	管理資料等 の合計金額(円)	差額	備考
繰延収益	59,696,584,891	59,696,579,945	4,946	・監査時点における内容不明額

なお、繰延収益は性質別に幾つかの項目に分かれるが、以下の項目において不一致が生じていた。

内容	金額(円)	備考
受贈財産評価額	168	・監査時点における内容不明額
加入金	1,445	・監査時点における内容不明額
工事負担金	652	・監査時点における内容不明額
国庫補助金	1,979	・監査時点における内容不明額
その他長期前受金	702	・監査時点における内容不明額
合計	4,946	

上記のとおり、貸借対照表の金額と照合先の金額の差額は 4,946 円であった。ただし、この調査の過程において、繰延収益の管理資料である工事台帳や固定資産台帳への登録誤りが、平成 27 年度及び平成 28 年度の過去2年間にわたり 24 件生じていたことが判明した。各年度の項目ごとの登録誤りの金額は以下のとおりである。

	加入金		工事負担金		その他長期前受金		合計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
H27年度分登録誤り	1	△ 127,020,001	4	83,739,706	15	19,512,679	20	△ 23,767,616
H28年度分登録誤り	1	△ 1,760,000	3	121,980	0	0	4	△ 1,638,020
合計	2	△ 128,780,001	7	83,861,686	15	19,512,679	24	△ 25,405,636

このような登録誤りや不明残高等が発生する原因は、市が繰延収益の残高に関して固定資産別の残高明細表を作成し、当該資料の合計金額と会計システムの金額を照合していないためである。

今後の対応は、差異の発生原因等を調査し、当該発生原因等に対応した修正をされたい。



市は、貸借対照表の正確性を確保するために、繰延収益に関して管理資料等の合計金額と照合されたい。また、不明な差異を整理する場合は必要な手続等を経て整理されたい。

#### ④ 一般会計からの繰出金について

公営企業の経営は独立採算を原則とするが、水道事業では事業の一部に消火栓の設置など一般行政事務の範疇と考えられるものもを行っている。

このような場合に経費の負担のすべてを公営企業に求めるのは困難であるため、地方公営企業法では一般会計等において負担すべきことを定めている。

地方公営企業法

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

この規定に基づき一般会計から公営企業に支払われるものを「一般会計からの繰出金」という(公営企業にとっては“繰入金”になる)。

#### (ア) 一般会計繰出基準

実際の繰出しに当たっては総務省から毎年度基準が発出されているので公営企業はこの基準によって繰出金を算出することになる。

平成 29 年度の地方公営企業繰出金について

最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するものですので、御承知願います。

貴都道府県内市町村等に対しましても、周知されるようお願いします。

記

第1 上水道事業

1 消火栓等に要する経費

2 公共施設における無償給水に要する経費

3 上水道の出資に要する経費

4 上水道の水源開発に要する経費

以下省略

(出典：総務省副大臣通知「平成 29 年度の地方公営企業繰出金について (通知)」

平成 29 年 4 月 3 日 総財公第 41 号)

総務省の繰出基準に則って繰出されたものを基準内繰出金といい、それ以外のものを基準外繰出金という。公営企業を運営するにあたっては基準内繰出金のみで運営することが望ましいが、公営企業を運営する自治体の地理的な条件や人口的な条件等により、繰出基準に則った基準内繰出金のみでは資金不足に陥る公営企業がある。資金不足を補う手段の一つとして繰出基準外で一般会計から繰出しが行われる。

(イ) 福岡市水道事業における一般会計からの繰出金

平成 29 年度の福岡市の一般会計から水道事業会計への繰出金を繰出基準ごとに取りまとめたものが以下の表である。

区分	内訳	金額 (円)	備考
簡易水道事業負担金	小呂島簡易水道事業	71,749,279	基準外繰出金
	うち経常的経費	69,933,760	基準外繰出金
	うち投資的経費	1,815,519	基準外繰出金
上下水道事業補助金	福岡地区水道企業団	76,419,000	基準内繰出金
	水源開発	752,000	基準内繰出金
	児童手当	22,766,000	基準内繰出金
	水道水源かん養事業	44,247,663	基準内繰出金
	計	144,184,663	基準内繰出金
投資及び出資金	水源開発	39,996,000	基準内繰出金
	福岡地区水道企業団	432,836,000	基準内繰出金
	五ヶ山ダム	229,123,000	基準内繰出金
	両筑二期	56,031,411	基準内繰出金
	水道管路耐震化	597,473,305	基準内繰出金
	水道構造物耐震化	10,586,250	基準内繰出金
	計	1,366,045,966	
	合計	1,581,979,908	

これを見ると平成 29 年度の一般会計からの繰出金 1,582 百万円のうち、基準内繰出金は 1,510 百万円で、基準外繰出金は 72 百万円となっている。表の 3 つの区分のうち「簡易水道事業負担金」及び「上下水道事業補助金」が収益的収入となる一般会計からの繰出金であり、「投資及び出資金」が資本的収入となる一般会計からの繰出金である。収益的収入となるか資本的収入となるかは繰出金が充当される支出の性格による。支出が費用に計上されるものであれば収益的収入に、支出が資本的支出（出資や固定資産の購入など）であれば資本的収入となる。

(主な監査の視点)

水道事業における繰出金は繰出基準に基づく基準内繰出が大半を占めている。よって繰出基準に基づき適切に算出されているかを中心に検討した。

それ以外の基準外繰入金については算定根拠を入手して作成過程等を検討した。また、基準外繰入金については、一般会計が負担することに合理性があるかどうか検討した。

上記の視点で監査を実施した結果、指摘すべき事項はなかった。

## (2) 契約事務

### ① 随意契約

随意契約とは、国や自治体などにおいて契約の相手方を競争入札によらず、任意に選定する契約方法をいう。

自治体において工事請負契約や業務委託契約を締結するに当たっては、公金が支出されるため、公平性を確保する必要がある。このため、契約の相手方は本来競争入札によることが原則である(地方自治法第 234 条第2項参照)。しかし、契約金額が少額である場合や契約の相手方が特定の相手しかなり得ない場合などは、例外として随意契約による契約方法が認められている。

このように、随意契約はあくまで例外的な契約方法であることから、随意契約によって契約を締結する場合は合理的な理由が必要となる。原則は、任意に特定の相手方と契約することはできないということである(公平性の確保)。市などの地方公営企業も同様に、地方公営企業法施行令において随意契約をできる場合が限定的に列挙されている。したがって、例外的な契約方法である随意契約を採用する場合はこの条項を踏まえ慎重に判断する必要がある。

また、公平性が確保されているかどうかは契約に関する情報が公表されてはじめて住民が知り得ることである。国は、随意契約に関しては一定の金額を超えるもので、国の行為を秘密にする必要があるものを除き、契約ごとに相手方、金額、随意契約とした理由など、一定の情報の公表を行っている(透明性の確保)。

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（抜粋）

（随意契約）

第二十一条の十四 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第一の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 省略

なお、上記の第二十一条の十四 第一号に定める別表第一の金額は、以下のとおりである。

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 二、五〇〇千円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。） 一、三〇〇千円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 一、六〇〇千円
	市町村 八〇〇千円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 八〇〇千円
	市町村 四〇〇千円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市 五〇〇千円
	市町村 三〇〇千円
五 物件の貸付け	三〇〇千円
六 前各項に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 一、〇〇〇千円
	市町村 五〇〇千円

随意契約が採用される場合の理由として最も多いのは、地方公営企業法施行令第二十一条の十四に列挙されているもののうち、第一号及び第二号に基づくものである。

第一号の「管理規程で定める額を超えないもの」とは、予定価格(契約金額の上限として設定した金額をいう)が一定額以下の少額な契約である。自治体等の内部では「少額随意契約」や「一号随意契約」と言われていることがある。金額が一定額以下で締結される契約であれば、事務手続の煩雑性等を考慮して任意に契約の相手方を選定することができることを認めたものである。

市では福岡市水道局契約事務規程において、地方公営企業法施行令の規定と同様に一定額以下の場合に随意契約を締結することが出来ることとしている(※)。

※ この金額以下であれば無条件に契約の相手方を選べるわけではなく、市においては「福岡市水道局契約事務取扱要綱」に基づき、予定価格が 10 万円を超える場合は原則 2 者以上から見積書を徴求して競争性の確保に努めている。

福岡市水道局契約事務規程 (昭和 49 年 4 月 22 日 企業管理規程第 10 号) (抜粋) (随意契約ができる予定価格の額) 第 22 条 地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 21 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工事又は製造の請負 250 万円 (2) 財産の買入れ 160 万円 (3) 物件の借入れ 80 万円 (4) 財産の売払い 50 万円 (5) 物件の貸付け 30 万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円  福岡市水道局契約事務取扱要綱 (抜粋) (随意契約) 第 11 条 随意契約を行うときは、2 以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 特命随意契約(契約の性質又は目的等により契約の相手方が特定されるものをいう。)を行うとき。 (2) 売買、貸借、請負その他の契約でその設計金額又は予定額が 10 万円以下のものを行うとき。
---

第二号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは、特許や特殊な技術が施されている設備に関する修理など特定の相手方のみ契約の相手方の対象となる契約である。自治体等の内部では「特命随意契約」や「二号随意契約」と言われていることがある(以下、「特命随意契約」という)。

特定の相手方しか契約の相手方に選定し得ないため、競争入札による場合でも当該相手方しか入札に参加しないことがあらかじめ予想される。このため、事務手続の煩雑性等を考慮して競争入札によらない契約方法を認めたものである。

この特命随意契約は「性質又は目的が競争入札に適しないもの」という要件であり、拡大解釈されることによって例外的な契約方法である随意契約の締結が濫用されるおそれがある。このため、自治体等においては独自に特命随意契約を中心とした随意契約に関する内規を定め、安易に特命随意契約を採用しないように注意喚起をしている。

水道局においては、独自にこのような内規を定めてはいないが、市において定めている「随意契約ガイドライン」を準用して特命随意契約を濫用しないように努めている。

特命随意契約の採用の可否を考える場合は、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に相当する合理的な理由の有無、また、その理由の妥当性を慎重に判断する必要がある。

なお、市の「随意契約ガイドライン」のうち、特命随意契約に対する考え方等が掲載された箇所は以下のとおりである。

## 2. 競争性のある随意契約と特命随意契約

随意契約には「競争性のある随意契約（2者以上から見積書を徴する）」、「競争性のない随意契約（1者から見積書を徴する）」いわゆる「特命随意契約（以下「特命随契」という。）」及び「小額の随意契約（1者から見積書を徴する）」とがある。（根拠：福岡市契約事務取扱規程第11条）

地方公共団体が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による場合でも2者以上から見積書を徴し、競争性を確保することが必要である。しかし、真にやむを得ない理由がある場合は、特命随契により契約を締結することになるが、その執行には慎重な判断が必要となる。これは、地方公共団体が締結する契約は、公正性、競争性及び透明性の確保が必要であり、特命随契による場合は、その経過や理由を市民に説明する必要があるためである。

更に、委託契約にあたっては、「福岡市事務事業の委託に関する要綱」及び「福岡市の委託に関する契約事務手続に関する要綱」に基づき、委託契約の適正な事務執行を行うことになる。

## 3. 留意すべき事項について

### (3) 説明責任

特命随契による場合は、透明性を高めるため、どのような理由から特定の1者と判断したのか等を明確にし、市民に対して説明責任を持つこと。この場合、少なくとも以下の点について、契約担当課で確認すること。

- ① 他課で類似契約が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ② 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかいない状況を具体的に説明できること。
- ③ 契約の相手方は、契約の主たる業務を再委託する実態はないか調査すること。
- ④ 複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ⑤ 内容（仕様）の変更や工夫（分離・分割等）で入札に付すことができないか確認すること。

## 4. 随意契約ができる場合（政令第167条の2第1項各号の考え方）

### 第2号 その性質又は目的が競争入札に適しないとき（特例政令時適用無し）

本号に定めている「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」と認められる主な事例として次のようなものがあげられる。

- (1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。

この様な契約は、当該契約の目的となっている物件を特定の者しか保有せず、特定の者以外の者の追従を許さない場合であるが、この場合といえども特定された者の数によっては、競争入札によることができるものであるから、この要件に該当する特定の者とは契約の目的が一個人又は一法人において専有する物品等を買入れ又は借り入れるような契約に限られるわけである。従って、この様に特定されたものと契約を締結する場合には、一般競争入札又は指名競争入札の方法によることは不可能であるから随意契約にできると考えられる。

- (2) 特殊な性質を有する品物を買入れ、若しくは特別な目的がある契約で品物の買入先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とするとき。  
買入先が特定されている場合とか、特許、実用新案等にかかるもので契約の相手方が特定されるとき。
- (3) 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事であるとき。
- (4) 法令等により契約の相手方が特定されているとき。
- (5) 地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき  
試験問題の作成・印刷等
- (6) コンペ・プロポーザル方式等の競争により契約の相手方が特定されているとき。
- (7) リース期間満了後に再リースを行うとき。
- (8) 1つの契約において、複数の品目・業務等単価契約する場合で競争入札に付することができないとき。

(出典：福岡市「随意契約ガイドライン」(下線は監査人追加))

市が平成 29 年度に締結した随意契約を抽出で閲覧したが、特記すべき事項は検出されなかった。

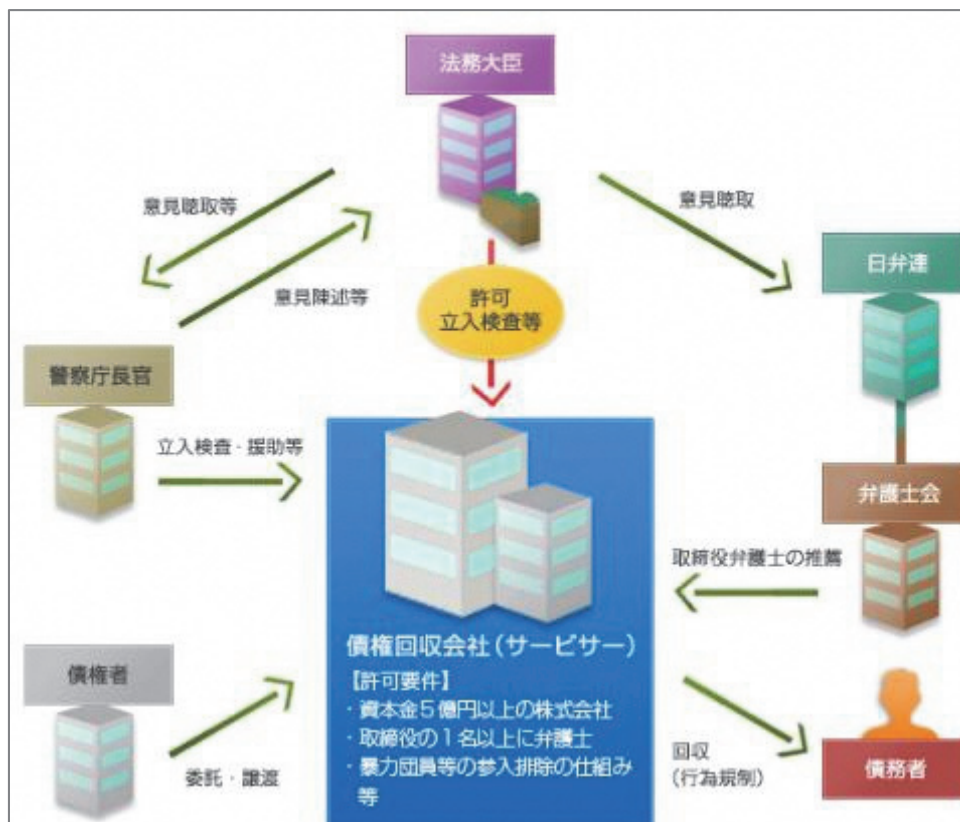
## ② 再委託に関する条項の要否

市は、無断転居などにより水道料金が徴収困難となった場合に債権回収業者(いわゆるサービサー(※))へ入金案内業務を委託している。

※ サービサーとは、債権回収を専門に行う民間企業をいう。従来、弁護士にのみ認められていた債権回収業務を、金融機関などの不良債権処理を促進するという目的から、弁護士法の例外規定を設け、議員立法によって「債権管理回収業特別措置法」(サービサー法)が成立し、平成 11 年2月に施行されたものである。

サービサーは、資本金が5億円以上あることや取締役の1名以上が弁護士であることなどの要件を満たした上で法務大臣の許可により設立された法人である。

＜債権管理回収業に関する特別措置法の仕組み＞



(出典：一般社団法人 全国サービサー協会HP)

市におけるサービサーへの入金案内業務の委託と、収納の状況は以下のとおりである。収納金額は委託金額の10%に満たない状況である。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A 委託金額 (円) (件数)	4,071,765 (1,611)	8,344,330 (3,623)	8,006,061 (3,399)	8,771,419 (3,213)
B 収納金額 (円) (件数)	338,218 (155)	674,172 (340)	740,321 (310)	593,457 (277)
割合 (B/A)	8.3% (9.6%)	8.1% (9.4%)	9.2% (9.1%)	6.8% (8.6%)

サービサーとの業務委託契約書を閲覧したところ、以下のとおり、事前の書面承諾によって再委託が可能となる条項が含まれていた。

(再委託の制限)  
第9条 受注者は、本業務を発注者の書面による承諾なく第三者に再委託してはならない。



### 【意見 1-(2)-1】契約条項の確認について

市が入金案内を委託する業務は、サービスの業務を勘案して発注しているものであり、事前承諾条件による再委託が可能な条項ではなく再委託そのものを禁止する条項にするべきと考える。

(改善提案)

市は、入金案内の委託業務に関して再委託を禁止する契約条項を検討されたい。

### ③ 契約変更

工事等を発注する場合、事前に工事内容を詳細に記載した設計図書を作成している。また、国等のガイドラインに基づく単価を使用して工事総額を積算している(この工事総額を「設計金額」という)。設計図書の作成に当たっては、工事に必要な情報を収集してこれに見合った工法、材質が選定されるため、本来設計図書に記載された内容の工事がなされるべきである。工事内容等を変更し、当初、締結した工事請負契約を変更することは好ましくない。

しかしながら、実際に工事等を始めると当初想定していなかった事実の判明や状況の変化等が生じた結果、当初の設計図書どおりの工事等によることが困難な事態に陥ることが起こり得る。このような場合に、安易に契約が変更されると、必要以上に工事費が増加することにもなりかねない。

市においては、このような事態に対応するために「福岡市設計変更ガイドライン」を作成している。当該ガイドラインによって、設計変更の手続きを明確にして円滑な請負契約を執行するようにしている。

なお、水道局においては、工事等の契約変更に関しては市の内規等を準用しているため、以下では市の設計変更に関するルール等を記載している。

#### <福岡市設計変更ガイドラインの策定の背景>

##### I. 策定の背景

##### ◆策定の背景

土木工事は、

■多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。

■設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。

■設計図書に誤謬(ごびゅう)、脱漏(だつろう)、不明確な表示の場合がある。

■改正正確法の基本理念に請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて「公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」することや「適切な設計変更」が発注者の責務と示されている。

以上のような背景があるため、設計変更の手続きを明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

◆ 策定の目的

- 契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- 設計図書の変更手続きの円滑化
- 契約関係の適正化により、必要とする工事目的物の品質の確保

(出典：福岡市設計変更ガイドライン（土木工事編）)

上記ガイドラインの冒頭の「I. 策定の背景」では、工事等が変更される原因や変更に伴う手続きを明確化するなどの目的が掲げられている。

契約変更が生じるのは、工事請負契約書第18条第1項に該当する一定の事実があった場合である。

< 工事請負契約書第18条第1項の内容 >

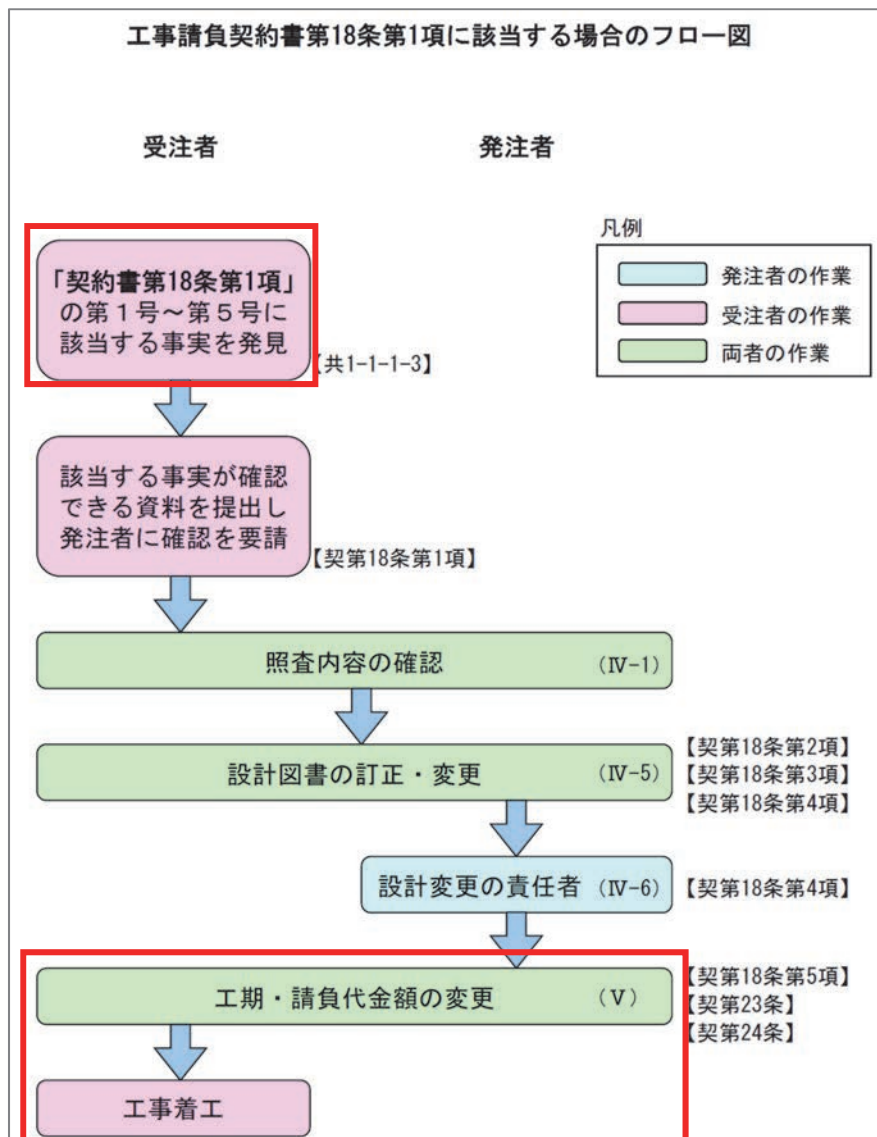
(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

契約変更の多くは、当初の設計図書の作成時に想定していなかった不測の事態が生じたことによって追加工事や材質変更等が必要となった結果、工期の延長や契約金額の変更が必要となる事態の発生である。このような事態が確認されると、同ガイドラインによると、受注者が当該事実を確認できる書類を作成して施工者、設計者及び発注者の3者による事実確認及び協議を行うこととなっている。また、事実確認及び協議後に当初締結した契約の変更が必要と認められた場合は、工期や契約金額に関して変更した契約変更が締結される。

同ガイドラインにおいて、契約変更がなされる幾つかのケースを想定したフローチャートが掲載されているが、以下にその一例を記載する。



(出典：福岡市設計変更ガイドライン（土木工事編）（枠線は監査人追記）)

このフローチャートのとおり、契約変更による追加の工事の着工は、工期や契約金額を変更した後であることが示されている。

工事等の契約変更に関する市のルールはこれまでの記載のとおりである。ただし、このルールを一律に適用すると、設計図書の変更により多大な事務負担が生じる。また、機動的な変更工事の実施が損なわれるなどの弊害が生じる可能性がある。そこで市においては設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度遅滞なく行うことを原則としつつ、例外的に軽微な設計変更に限って工期末に契約変更を行うことができる取り扱いを示している。

## <市の契約変更に関する取り扱い>

■契約変更の時期について  
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものであるが、土木工事においては、「軽微な設計変更」に限って、工期末に契約変更を行うことが出来る。

「軽微な設計変更」とは・・・

- ① 設計変更額が当初設計金額の20%以内のもの
- ② 構造、工法、位置、又は断面等の変更で重要でないものなど

(出典:福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)(下線は監査人追記))

水道局は、市の内規等を準用しているためにこの例外的な取扱いに関しても、おおむね同様の取り扱いをしている。局内に以下の文書を発出し、市と同様に軽微な設計変更に限って工期末に契約変更を行うことができる取扱いを示している。

## <水道局の契約変更に関する取り扱い>

- 1 対象工事等 全ての工事及び地質調査業務委託
- 2 契約変更の時期  
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。  
ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末)に行うことができるものとする。  
なお、軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外のものをいう。
  - ① 設計変更額が(2回以上変更がある場合は、合計額とする。)が、当初設計金額の20%を超えるもの
  - ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの
  - ③ 市議会の議決を得る又は市議会に報告する必要があるもの
  - ④ その他上記に準ずる重要なもの

(出典:水道局内発出文書「工事請負契約等に係る設計変更に伴う契約変更について」)

### 【指摘事項 1-(2)-1】契約変更ルールの遵守について

平成 29 年度の市の契約変更に関する書類を閲覧したところ、以下の契約変更は、設計変更額が当初設計金額の 50%であり 20%を超えているため軽微な設計変更に該当しないが、契約変更は工期末の前日に行われていた。

< 契約内容等 >

担当課	契約件名	契約方法	契約金額(円)		契約期間			請負者	供用開始日
			当初	最終変更	始	当初末	最終末		
中部管整備課	博多区半道橋2丁目地内工業用配水管布設工事	一般	43,805,880	66,039,840	H29.10.13	H30.03.15	H30.06.15	C社	H30.06.20

(出典：水道局作成資料をもとに監査人作成)

< 契約変更の内容、経緯等 >

第1回変更 (平成 30 年3月 6日)	工期末:平成 30 年3月 15日から平成 30 年5月 31 日に変更 契約金額:変更なし 変更理由:着手後、水路の基礎杭があることが判明(所有者も把握していなかったもの)。水路の所有者である道路下水道局と協議を行い、基礎杭の撤去、代替えとなる基礎杭の位置をずらして設置することとなったが、これらの協議等に日時を要したため
第2回変更 (平成 30 年5月 21日)	工期末:平成 30 年5月 31 日から平成 30 年6月 15 日に変更 契約金額:変更なし 変更理由:地下の支障物を、別途、随意契約により撤去し、本工事を再開することとしていたが、随意契約工事箇所が交差点内であり、交通管理者との交通規制協議に日数を要し撤去工事に遅れが生じたため
第3回変更 (平成 30 年6月 14日)	工期末:変更なし 契約金額:43,805,880 円から 66,039,840 円(+50.7%)に増額 変更理由:設計変更があったため

(出典:水道局作成資料をもとに監査人作成)

< 上記第3回の契約変更に関する決裁日等 >

起案年月日	平成 30 年6月 11 日
決裁年月日	平成 30 年6月 14 日
変更請書締結日	平成 30 年6月 14 日
完了届(工事業者から提出)提出日	平成 30 年6月 15 日
工事完成検査報告書日	平成 30 年6月 20 日

(出典:水道局作成資料をもとに監査人作成)

契約金額が増額した原因は、地下の支障物を撤去するための調査及び機械損料(※)の追加である。当該契約変更は、当初の契約金額から 50%増額しており 20%を超えているため、原則どおり速やかに契約変更を締結すべきであった。しかしながら、実際は契約変更がなされないまま、工期末の前日に契約変更が締結されていた。

※機械損料とは機械経費の一部であり、償却費・維持管理費・管理費で構成されているものである。

(是正の方向性)

市は、水道局内に当該工事に関する契約変更の内容とともに契約変更に関するルールをあらためて周知して再発防止に努められたい。

### (3)債権管理

#### ① 債権管理の概要

水道事業は、資本を投下(施設の建設)したのち、これを活用(維持管理運営)することによって利用者にサービス(安定給水)を提供する。その見返りとして、利用者から対価(水道料金)を得ることにより投下資本を回収するという経済活動の繰り返しである。水道サービスを受ける者は、使用者によってそのサービスの量もそれぞれ異なることからサービスの度合いに応じて水道サービスに係る費用を負担してもらうことが合理的な考え方である。このような考え方のもと、水道事業は使用者から水道料金を徴収して事業を行っている。したがって、水道事業において水道料金を漏れなく徴収することは事業を継続するために不可欠な行為である。

水道料金の徴収の流れは、主に水道の使用量の調査(検針)から始まり、納入通知、(使用者の)納入という流れになる。

#### (ア) 検針・調定

水道事業は、通常水道メーターで使用量を測定している。市においても使用者のために設置している水道メーターの使用量を調査(検針)して水道料金の算定の基礎となる使用量とともに、用途、戸数、水道メーターの口径などの調査・認定を行う。また、検針結果をもとに納入すべき金額及び納入義務者等を決定する(これを調定という)。その後納入すべき金額、納入期限等の納入の通知・請求を行い、水道料金を収納している。

#### (イ) 収納

水道料金の請求方法には以下の3通りの方法がある。

- ・ 口座振替による方法

口座振替による方法は、市が指定している金融機関に使用者が口座を開設し(開設済みの場合は不要)、当該口座からあらかじめ通知した日に水道料金を引き落とす方法である。

- ・ 納入通知書による方法

納入通知書による方法は、使用者に納入通知書を送付し、使用者がこの納入通知書を通知した期限までに水道局が指定している金融機関等の支払窓口を持参して支払う方法である。

- ・ クレジットカード払いによる方法

クレジットカード払いによる方法は、あらかじめ使用者が申込登録をすることによって継続的にクレジットカード会社が立替払いを行い、その後クレジットカード会社が使用者の口座から引き落とす方法である。

平成 21 年度以降の請求方法別の件数及び構成比は以下のとおりである。傾向としてはクレジットカード払いによる方法が増加しているが、納入通知書による方法の割合はすべての年度においておおむね4分の1で推移している。

年度	納入通知書		口座振替		クレジットカード	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
平成21年度	876,108	26.30%	2,353,670	70.80%	95,973	2.90%
平成22年度	888,850	26.10%	2,312,726	68.00%	198,231	5.80%
平成23年度	913,868	26.20%	2,296,573	66.00%	271,759	7.80%
平成24年度	939,015	26.30%	2,294,490	64.40%	331,022	9.30%
平成25年度	979,315	26.80%	2,291,901	62.70%	383,610	10.50%
平成26年度	1,001,257	26.80%	2,297,830	61.50%	438,981	11.70%
平成27年度	1,024,742	26.70%	2,312,592	60.30%	495,456	12.90%
平成28年度	1,037,697	26.40%	2,322,928	59.20%	562,705	14.30%
平成29年度	1,058,332	26.30%	2,321,121	57.80%	638,214	15.90%

(出典：水道局作成資料)

納入通知書による支払から口座振替やクレジットカード払いへの変更を推奨するために、様々な取組みが行われている。

新入居者に対して、口座振替等申込書のドアノブへの取付や入居連絡受付時の積極的な勧誘を行うとともに、勧誘キャンペーンとして検針時に勧誘文書と申込用紙を投函するなど取組みがなされている。

福岡市の特徴として入居者の交代が多く、入居当初は納入通知書払いとなるが、口座振替やクレジットカード払いへ誘導することで納入通知書の割合を抑え現状を維持している。

また、平成 30 年度から口座振替やクレジットカード払いについて、WEB申込みサービスの導入を行い、手続きの利便性向上に努めている。

なお、今回の監査において(1)検針・調定から(2)収納までの流れを確認するために、任意に抽出した1件の使用者に関して検針に基づいて算定した水道料金と水道局が収納した金額を照合したところ両者は一致した。

#### 【意見 1-(3)-1】徴収方法について

市の水道水の利用者の大多数は水道料金を納入期限内に支払っているものの、ごく一部の者は納入期限内に支払いがなされず未納となる。

市によると、未納事由の多くは納入通知書による方法において無断転居があった場合に生じることである。このような分析をしているのであれば、市は水道料金の未納の発生を抑制するために使用者の納入方法に関して検討する必要があると考える。

#### (改善提案)

市においても様々な取り組みが行われているが、近年、未納が発生しやすい納入通知書による方法はおおむね4分の1で推移している。この割合は、他政令市との比較においては同程度の利用割合であるとの市からの回答ではあるが、市は他都市と比較しても市内外への転出入割合が高い状況にあることを鑑み、納入通知書による納付方法を減少させる方策を検討するなど、無断転居による料金未納を未然に防ぐためのさらなる取組みを検討されたい。

使用者が市の請求に基づいて、所定の方法により納入期限までに請求額を支払えば、基本的に市の収納に関する業務は完結する。しかしながら、使用者の中の一部は所定の期限までに請求額を支払わないため、市は督促や給水停止等の追加的な業務を行う必要がある。

## ② 水道料金の督促・延滞金

使用者への水道料金の納入の通知によって納入期限が通知される。納入期限内に支払われなかった場合、市は地方自治法の規定に基づき督促を行わなければならない。また、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(以下、「延滞金条例」という。)の規定に基づき納入期限後 20 日以内に督促状を発送しなければならない。督促状の納付期限は、その発付の日から 10 日以内となっている。また、督促を行った料金に対しては条例の定める延滞金を徴収することができる(地方自治法第 231 条の3第2項)。

#### 地方自治法

(督促、滞納処分等)

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

#### 福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例

(督促)

第 2 条 税外収入金を納期限までに完納しない者がある場合は、市長は、納期限後 20 日以内に督促状を発送しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(延滞金)

第 4 条 税外収入金の納付義務者が督促を受けた後にその税外収入金を納付する場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税外収入金の額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について年 14.6 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を徴収する。ただし、税外収入金の額が 100 円未満である場合又は延滞金の額が 10 円未満である場合においては、徴収しない。



(延滞金の減免)

第 5 条 市長は、税外収入金の納付義務者がその納期限までに当該税外収入金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

納入期限内に料金が支払われなかった場合、市は督促を行う。また、督促を行った料金に関しては、延滞金条例において延滞金を徴収することとなっている。

しかしながら、延滞金条例では料金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは延滞金を減免することができることと定めており、現在、この規定を適用して水道料金に関する延滞金はすべて減免している。

延滞金を免除している理由は、昭和 57 年 9 月において以下の理由に基づき当分の間延滞金を免除することを市が決定したことによる。

- 水道料金納入義務者が非常に多く、少額の延滞金を徴収するのに相当の手数がかかる
- 未納者には早急に停水措置をとることにより、料金の早期回収を図っている
- 他都市においても延滞金を徴収していない

一方、市は市の調定誤り等の市の責めに帰すべき事由によって誤って多く納入された過誤納金に対しては、還付金とともに還付加算金を支払っている。還付とは、誤って納入された水道料金などを使用者に返還することをいい、その返還する金額を還付金という。また、還付加算金とは、過誤納金を還付しまたは次回以降の水道料金に充当する場合にその還付または充当をする金額に対して付する利子のことである。なお、平成 26 年度～平成 29 年度の還付加算金の合計額を算定したところ 16 百万円であった。

#### 【意見 1-(3)-2】延滞金について

市は自身の責めに帰すべき事由により還付加算金を支払っている。一方、水道料金が納入期限通りに支払われない場合、すなわち使用者の責めに帰すべき事由がある場合は延滞金の徴収を行っていない。両者はいずれも責任がある者が事務手数もしくは金利相当を負担するものである。また、延滞金は期限内に水道料金を支払っている使用者との均衡を図るために徴収する制度である。

過去に延滞金を免除することを決定した根拠のひとつとして、他都市においても延滞金を徴収していないことを挙げているが、現在は川崎市や神戸市のように政令市でも延滞金等を徴収する自治体がある。また、未納料金の発生に関しても、延滞金等が徴収される場合は未納そのものを抑制する効果が期待できると考える。

(改善提案)

市は、他都市の状況や延滞金の徴収の実施に伴う経費と効果などを勘案し、改めて延滞金の免除の是非を検証することを検討されたい。

<川崎市の水道料金に係る延滞金の説明>

**水道料金の支払いが納期限を過ぎた場合**

**【遅延損害金の計算方法】**

水道料金(※1) × 利率(※2) × 日数(※3) / 365日 = 遅延損害金

※1……2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※2……年5%です。\*民法第404条に規定している法定利率となります。

※3……納期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数

(出典：川崎市上下水道局 HP)

**【意見 1-(3)-3】住民情報検索用端末へのアクセス権限について**

水道料金の未納事由の多くは無断転居によるものである。このため、無断転居を把握した場合は速やかに転居先の調査を行う必要がある。

転居先の調査方法の一つに、住民情報検索用端末(以下、「検索用端末」という。)を使用して住民基本情報を照会する方法がある。検索用端末は、水道料金の徴収業務を効率的かつ効果的に行うために市が住民基本台帳法第1条等の規定によって市の市民局及び総務企画局から電子情報利用の承認を受けて、水道局の博多営業所に設置している。

住民基本台帳法

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

検索用端末を使用する際に注意すべきことは、多くの個人情報に掲載されているため水道料金の徴収事務以外の目的の使用(目的外使用)を防ぐことである。この点、市は以下のとおり、条例においてそのような使用を禁止する条項を設けている。

福岡市個人情報保護条例

第76条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

今回の監査において、任意に1か月(平成 29 年5月度)を抽出して検索性端末にアクセスした履歴を閲覧し、アクセス権限被付与者を確認したところ 13 名に付与されていた。ただし、アクセス権限被付与者のうち8名しか検索性端末にアクセスした記録がなく、残りの5名は検索した履歴がなかった。このため、平成 29 年度の各人別のアクセス状況を市に照会したところ、以下の結果であった。1年間で0日もしくは1日しかアクセスしていない職員、何か月もアクセスが無い職員がいるなど、必要な者に必要な時だけアクセス権限を付与してリスクを最低限に抑える取り組みは認められなかった。

<平成 29 年度の住民情報検索性端末のアクセス実績(上段 日数、下段 件数)>

付与者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
A	11日	16日	13日	10日	13日	8日	13日	7日	14日	9日	14日	15日	132日
	112件	300件	140件	136件	236件	112件	141件	43件	343件	100件	62件	208件	1821件
B	9日	12日	9日	10日	4日	12日	7日	10日	12日	9日	1日	7日	93日
	116件	85件	96件	113件	22件	149件	54件	85件	136件	136件	4件	96件	976件
C	5日	10日	5日	5日	1日	1日	2日				3日		27日
	35件	1520件	30件	24件	6件	4件	21件				28件		1633件
D	5日	6日	2日	4日	3日	3日	6日	3日	2日	7日	4日	6日	46日
	32件	47件	10件	22件	10件	22件	112件	11件	14件	84件	47件	75件	454件
E			4日	1日	6日	7日	9日	5日	5日	5日	8日	12日	62日
			47件	4件	67件	63件	198件	89件	23件	69件	148件	146件	854件
F			19日	19日	21日	20日	20日	16日	17日	19日	18日	20日	189日
			3210件	3067件	2773件	2823件	2764件	3625件	2346件	2456件	2330件	2848件	28242件
G	20日	1日	21日	19日	18日	19日	18日	13日	20日	18日	18日	18日	183日
	8134件	177件	5853件	4796件	3637件	4159件	3726件	3157件	3862件	2989件	3758件	3476件	39590件
H	1日	12日		3日		3日		1日			1日	2日	22日
	1件	4552件		25件		20件		8件			1件	20件	4626件
I	1日		3日			1日							4日
	4件		20件			8件							28件
J	1日	10日							1日				11日
	39件	2830件							1件				2831件
K								1日					1日
								7件					7件
L		1日											1日
		2件											2件
M													
計	53日	68日	76日	71日	66日	74日	75日	56日	71日	67日	67日	80日	771日
	8473件	9513件	9406件	8187件	6751件	7360件	7016件	7025件	6725件	5834件	6378件	6869件	89537件
操作者数	8人	8人	8人	8人	7人	9人	7人	8人	7人	6人	8人	7人	12人

(出典:水道局作成資料)

このような付与の実態が生じる理由は、市によると、総務企画局においてアクセス権限の付与及び抹消が年間4回行われるものの、市では人事異動の場合以外は毎年4月にのみアクセス権限の付与及び抹消を申請していたためとのことである。

(改善提案)

検索性端末は、多くの個人情報に掲載されているため料金未納者の転居先の確認事務、新入居者調査等の水道料金の徴収事務に関する使用に限定しなければならず、当該目的以外の使用は禁止されている。このルールを徹底するための手段として、検索性端末にアクセスできる職員を必要最小限に絞り、当該職員以外はアクセス権限を付与しないことである。また、これを徹底するためには付与及び抹消の時期も厳密に管理し、アクセス権限の付与及び抹消を適時適切に行う必要があると考える。

市は、検索性端末にアクセスできる権限の被付与者を必要最低限にするために、適時にアクセス権限の付与及び抹消を行うことを検討されたい。

### ③ 給水停止

水道事業者は、水道法の規定によって、当該水道により給水を受ける者に対して常時水を供給しなければならない(水道法第15条第2項本文)。他方、当該水道により給水を受ける者が、水道料金を支払わない時など、正当な理由があるときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止することができる(水道法第15条第3項)。

市においては、この給水停止に関する規定を受けて福岡市水道給水条例において、水道料金を指定の期限までに納付しないときは完納するまで給水を停止することができる旨を定めている。水道事業は、使用者からの水道料金収入を主たる財源としているため、水道料金を支払わない者に対して給水を継続することは、納付をしている使用者との公平性を損なうとともに、ひいては水道事業の安定的な経営に影響を及ぼすおそれがある。なお、給水停止措置が行われると使用者は水道を使用することができなくなることから、水道料金の支払いを促す効果があることも事実である。

#### 水道法

(給水義務)

#### 第十五条

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程(※)の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

#### 福岡市水道給水条例

(給水の停止等)

第39条 管理者は、保管者が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が継続する間、給水契約の申込みを拒み、又は給水を停止することができる。

(1) 料金、加入金、手数料その他この条例に規定する費用を指定の期限までに納付しないとき。

※供給規程とは、水道事業者が、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について定めたものであり、水道局においては、上記の福岡市水道給水条例が該当する(監査人追記)。

市は、所定の期限までに水道料金が支払われなかった場合、督促や給水停止という手段によって収納に努めることとしている。しかしながら、このような努力をしているにもかかわらず使用者が水道料金を納入しないケースがある。このようなケースにおいては、一定期間が経過することに伴い、法律上、市の水道料金の請求権が消滅に至り(※)、収納ができない債権がある。

※民法第173条第1項の規定により水道料金の請求権が消滅する期間は2年である。一定期間の経過に伴い、請求権の消滅を認めることを消滅時効という。なお、消滅時効は、使用者が時効の利益を受ける意思表示をすることによって成立する。これを時効の援用という。

#### 民法

(二年の短期消滅時効)

第七十三条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。  
 一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

#### ④ 消滅時効・不納欠損処分

水道料金は給水契約に基づく私法上の債権であるため、消滅時効については民法の規定により2年で時効によって消滅し不納欠損処分を行うこととなる。

不納欠損処分とは、すでに調定されている債権のうち消滅時効の完成等によって債権が消滅した場合に、未収納の債権の額から消滅した債権の額を除外するための決算上の処理である。市は、徴収の見込みがない債権を決算書上に計上し続けることが水道事業の財政状態の正確な把握を妨げるとの考えに基づき、この処理を行っている。

市において不納欠損処分の対象となる未納料金には以下のものがある。

(ア) 時効により債権が消滅した未納料金

消滅時効の期間が経過した債権で時効の援用があったもの

(イ) 時効期間が経過した回収不能な未納料金

消滅時効の期間が経過した債権で相手方の所在不明等の理由により事実上回収不能のもの

(ウ) 破産等法的手続終了後の未納料金

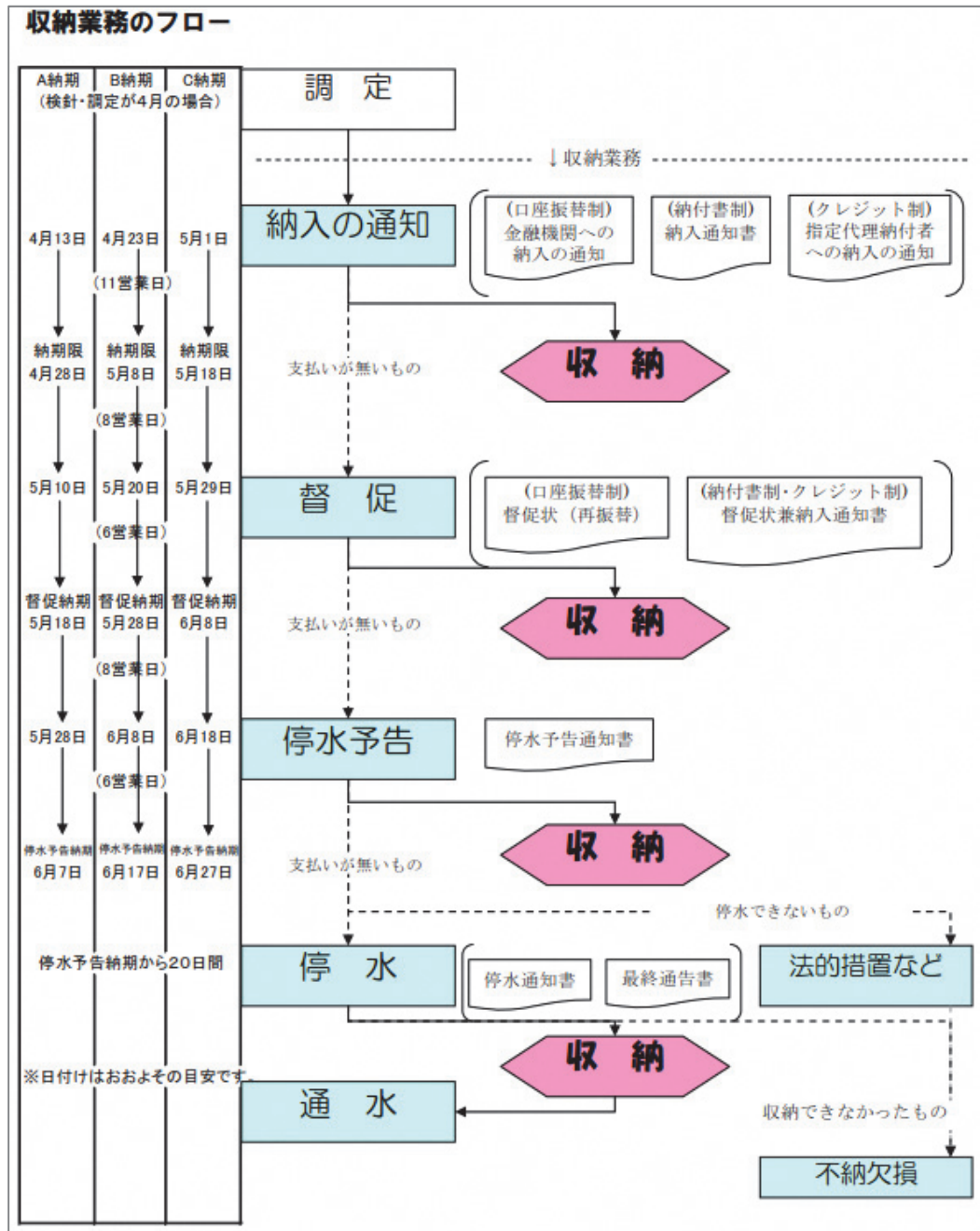
破産、民事再生、会社更生などの法的手続終了後に回収不能が確定したもの

前述のとおり、不納欠損処分は市の債権を決算書上において除外する処理であるため慎重に実施する必要がある。この点、不納欠損処分のうちの債権放棄については翌年度の決算特別委員会(注: 委員会は市議会の事前審査機関)において説明資料に記載し説明することとしている。

市における過去5年間の不納欠損処分の発生状況は以下のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
金額	26,521 千円	32,452 千円	33,533 千円	21,447 千円	27,533 千円
件数	7,538	6,951	6,264	5,959	6,262

なお、収納等に関する一連の流れを表すと、以下のとおりである。



(出典：水道局 営業業務マニュアル)

## (4)財産

### ① 概要

物品に関しては、福岡市水道局会計規程(以下、「会計規程」という。)において以下のとおり範囲及び整理(管理)方法を定めている。物品は、たな卸資産、簿外物品及び有形固定資産(不動産を除く。)に区分されるが、今回の監査においては、金額的に重要性があり、また決算書において計上されているたな卸資産、有形固定資産(不動産を含む。)、無形固定資産及び投資その他の資産を監査対象とした。

福岡市水道局会計規程 (抜粋)

(物品)

第 66 条 この規程において物品とは、たな卸資産、簿外物品及び有形固定資産(不動産を除く。)をいう。

2 企業出納員は、たな卸資産にあつては貯蔵品出納簿により、簿外物品にあつては備品台帳及び物品出納簿により、有形固定資産にあつては固定資産台帳によりそれぞれその出納を整理しなければならない。

### ② たな卸資産

たな卸資産に関しては、会計規程において以下のとおり範囲及び整理(管理)方法を定めている。

(たな卸資産の範囲)

第 69 条 この規程においてたな卸資産とは、たな卸經理を行なうべき次に掲げる資産(以下「貯蔵品」という。)をいう。

- (1) 原材料
- (2) 消耗品
- (3) その他貯蔵品

2 貯蔵品の区分、品目及び単位は、別に定める。

(実地たな卸)

第 76 条 企業出納員は、たな卸資産について毎事業年度少なくとも 1 回現品検査を行ない、たな卸明細表を作成し管理者に報告しなければならない。

2 たな卸の実施にあつては、たな卸資産の購入、出納及び保管に直接関係のない職員を 2 人以上立会させる。

また、会計規程とは別に、市では入庫・登録・出庫・除却・たな卸など一連の手続きを詳細に定めた「資材管理マニュアル」を策定してたな卸資産の管理を適切に行うように努めている。このほか経理課が策定した「物品会計事務の手引き」がある。

監査においては、主にたな卸資産の実在性の視点から、決算書と管理台帳(貯蔵品出納簿)との照合を実施したのち、実地たな卸の実施資料の閲覧、その他必要と考えた手続きを実施した。

#### (ア) 決算書と管理台帳との照合

たな卸資産に関して、決算書の計上金額と管理台帳である貯蔵品出納簿を照合した結果は以下のとおりであり、両者に相違はなく一致した。

A 貸借対照表金額	B 貯蔵品出納簿	差額(B-A)
368,462,343 円	368,462,343 円	—円

(イ) 実地たな卸

たな卸資産の実地たな卸は上記に記載の会計規程のとおり、実施頻度は「毎事業年度少なくとも1回現品検査」を実施することとなっている。また、「たな卸資産の購入、出納及び保管に直接関係のない職員を2人以上立会させる。」となっている。

平成29年度の実施たな卸の実施資料を閲覧したところ、平成30年3月中に実施しており、会計規程通りに「毎事業年度少なくとも1回現品検査」を実施していた。

しかしながら、たな卸資産の購入、出納及び保管に直接関係のない職員の立会は1名で実施しており会計規程に準拠していなかった。

【指摘事項 1-(4)-1】実地たな卸の方法について

会計規程において実地たな卸の際に、たな卸資産の購入、出納及び保管に直接関係のない職員2人以上を立ち合わせることとなっている。これは、たな卸実施者の数え間違いや数え漏れ等を防ぐとともに、通常の業務でたな卸資産の購入や出納、保管にかかわっている職員以外の目に触れさせることで物品の不正利用等を防ぐ目的もあり、規定に準拠した実施が必要である。

(是正の方向性)

市は、たな卸資産の実地たな卸の際の立会に当たっては、会計規程に準拠した人員で実施されたい。

(ウ) その他必要と考えた手続き(毒物及び劇物の管理)

市が保有するたな卸資産の中には、業務上毒物及び劇物(以下、「毒物等」という。)が含まれている。毒物等に関しては「毒物及び劇物取締法」において取扱い等が定められている。

<p>毒物及び劇物取締法（抜粋）</p> <p>(毒物又は劇物の取扱い)</p> <p>第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p> <p>(毒物又は劇物の表示)</p> <p>第12条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。</p> <p>2 毒物劇物営業者は、その容器及び被包に、左に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>一 毒物又は劇物の名称</p> <p>二 毒物又は劇物の成分及びその含量</p> <p>三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名</p>
--



<p>称</p> <p>四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項</p> <p>3 毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。 (事故の際の措置)</p> <p>第16条の2 毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。</p> <p>2 毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。 (立入検査等)</p> <p>第17条 2 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物又は劇物の販売業者又は特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。</p> <p>3 前二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。</p> <p>4 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第一項及び第二項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--

つまり、市には①毒物又は劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐ措置、その他取扱い、②毒物又は劇物の容器及び被包における表示、③事故の際の措置を遵守することが求められる。この点は、市は水道水質センター及び5浄水場においてそれぞれ内規を定め、法令を遵守するように努めている。

それぞれの内規を閲覧したところ、上記の①～③を細分化して i)責任者の設置、ii)保管の方法、iii)受払の方法、iv)棚卸の方法、v)容器の表示方法及びvi)事故の際の措置という6つの項目を設けていた。しかしながら、6つの項目は必ずしも各場等の内規にすべて記載されておらず、記載が漏れている項目があった。

【意見 1-(4)-1】 毒物等の取扱いに関する内規について

各場等のそれぞれの内規に関して、6つの項目の記載の有無は以下のとおりである。

v)容器の表示方法及びvi)事故の際の措置に関して、3場は記載がなかった。

各場等	i)責任者の設置	ii)保管の方法	iii)受払の方法	iv)棚卸の方法	v)容器の表示方法	vi)事故の際の措置
水道水質センター	○	○	○	○	○	○
乙金浄水場	○	○	○	○	×	×
多々良浄水場	○	○	○	○	×	×
高宮浄水場	○	○	○	○	○	○
夫婦石浄水場	○	○	○	○	×	×
瑞梅寺浄水場	○	○	○	○	○	○

○…記載あり ×…記載なし

(出典：水道局提供資料を基に監査人作成)

容器の表示方法に関して現状を質問したところ、別途作成しているマニュアルに基づき法令通り「毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示」(毒物及び劇物取締法第 12 条第1項)を遵守しているとのことで実害は生じていない状況であった。

しかしながら、内規に明文化していないと担当者が法令を熟知していない者に変更があった場合に法令が遵守されないリスクがあるため内規への明文化が必要と考える。

#### (改善提案)

市は、毒物等の取扱いの内規に関して法令に照らして記載の十分性を検討されたい。

### ③ 固定資産

#### (ア) 概要

固定資産に関しては、前述のとおり会計規程の物品の条項においてはその範囲を「有形固定資産(不動産を除く。)」と定めている。他方固定資産の条項においては以下のとおり無形固定資産及び投資その他の資産を範囲に含めている。また、不動産を除いていないため有形固定資産には不動産が含まれる。

##### (固定資産の範囲)

第 83 条 この規程において「固定資産」とは、有形固定資産(耐用年数 1 年未満又は、取得価額 10 万円未満の工具、器具、及び備品を除く。)、無形固定資産及び投資その他の資産をいう。ただし、固定資産として処理することが不適当なものは、この限りでない。

また、会計規程において管理方法等を以下のとおり定めている。固定資産の管理に関してはたな卸資産のような詳細なマニュアルは策定されていない。

##### (維持管理)

第 84 条 各課長は、その主管に属する固定資産を維持管理し、経理課長はこれを総括する。

##### (固定資産の整理)

第 84 条の 2 各課長は、その主管に属する固定資産の取得又は除却等の異動があつた場合は、固定資産異動報告書を作成し、経理課長に送付しなければならない。

##### (取得価額)

第 85 条 固定資産の取得価額は次のとおりとする。

- (1) 購入によるものは購入価額及び附帯費
- (2) 工事又は製作によるものは、工事又は製作に要した価額及び附帯費
- (3) 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し、又は控除した額及び附帯費
- (4) その他については適正な見積価額

##### (廃棄)

第 86 条 固定資産は、損傷その他のため用途を喪失した場合は廃棄することができる。

2 各課長は、前項の廃棄をしようとする場合は、次の事項を記載し関係各課長を経て管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 廃棄しようとする理由
- (2) 所在地
- (3) 種別明細
- (4) その他参考となるべき事項

##### (除却)

第 87 条 各課長は、固定資産を除却しようとする場合は、次の事項を記載し、関係各課長を経て管理者の決裁を受けなければならない。ただし、工事の施工に伴うものは、この限りでない。

- (1) 除却しようとする理由

- (2) 所在地
- (3) 種別明細
- (4) その他参考となるべき事項  
(減価償却)

第 88 条 償却資産の減価償却は、取得の翌年度から定額法により行い、原則として個別償却とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、取得の当月又は翌月から月数に応じて減価償却を行うことができる。

2 償却資産のうちリース資産(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。)の減価償却は、使用の当月又は翌月から月数に応じて減価償却する。ただし、月の中途において使用を開始した場合は、日数に応じて減価償却を行うことができる。

3 前 2 項の減価償却の整理については、有形固定資産は間接法、無形固定資産は直接法とする。

4 前 3 項の減価償却は、経理課長が行う。

監査においては、主に固定資産の実在性の視点から、決算書と固定資産台帳等の管理資料との照合を実施したのち、現場視察並びに現物の実査、その他必要と考えた手続きを実施した。

#### (イ) 決算書と管理資料との照合

固定資産に関して、決算書の計上金額と管理資料を照合した結果、有形固定資産において差額が生じていた。詳細は(1)決算を参照されたい

#### (ウ) 現場視察、現物の実査

固定資産の実在性のほか、水道施設の管理状況や稼働状況を把握するために、任意にダム施設 1 箇所、浄水場 1 箇所及び取水場 1 箇所を抽出して現場視察を行うとともに、固定資産の現物の実査を実施した。

(抽出した施設)

- ・ 曲渕ダム
- ・ 夫婦石浄水場
- ・ 室見取水場

#### (現物の実査の監査手続)

- ◆固定資産の実査及び固定資産管理シールの貼付確認を実施した。固定資産の実査は、固定資産台帳データより所在地が曲渕ダムとなっている固定資産のデータを抽出し、ランダムに現物との照合を実施した。
- ◆長期間使用されていない固定資産の有無について質問を実施した。

(曲渕ダム)

曲渕ダムは、市の水道事業が創設された大正12年に竣工したダムであり、現在、市が取水している8つのダムのうち最古のダムである。水資源確保のために建設されたダムであり水道水確保を目的としている。上記の水道施設の系統図から分かるように曲渕ダムから夫婦石浄水場へ導水される。

< 曲渕ダム概要 >

河川名	室見川水系八丁川	
目的	水道	
位置	早良区大字曲渕	
ダム	型式	重力式粗石コンクリート
	堤高(m)	45.0
	堤頂長(m)	160.6
	堤体積(m <sup>3</sup> )	82,200
貯水池	集水面積(km <sup>2</sup> )	11.4
	総貯水容量(m <sup>3</sup> )	2,608,000
	有効貯水容量(m <sup>3</sup> )	2,368,000
開発水量(m <sup>3</sup> /日)	46,000	

(出典:福岡市水道局「福岡市の水道 2018」)



固定資産台帳から抽出した以下の固定資産について現物の実査を実施した。

資産科目	資産番号	品名	取得日	備考
機械及び装置	459090-71140	その他	H11.3.31	空気揚水筒コンプレッサー2台
工具器具及び備品	767100-05060	焼却炉	H9.7.8	

上記2件についてはいずれも現物は確認できた。しかしながら、資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。貼付していない理由は、当該工具器具及び備品は焼

却炉であり、高温になる器具であることから、管理シールは貼付していないとのことであった。機械及び装置については、建屋に固定されており容易に移動できない状況であることや、現場において機械及び装置ごとに名称銘板等で識別可能であるため管理シールは貼付していないとのことであった。

また、質問の結果、長期間使用されていない固定資産はないという回答であった。

(夫婦石浄水場)

夫婦石浄水場は、昭和 51 年 7 月に給水開始した浄水場であり、瑞梅寺浄水場と同時期に建設された浄水場である。施設能力は 174,000 m<sup>3</sup>/日であり、市の浄水場5箇所のうち、高宮浄水場(199,000 m<sup>3</sup>/日)に次ぐ2番目の能力を持つ施設である。

<夫婦石浄水場概要>

所在地		南区大字桧原	
給水開始年月		S.51.7(1976年)	
施設能力		174,000 m <sup>3</sup> /日	
浄水施設	沈でん池	池数	6
		方式	傾斜板式
	ろ過池 ( )は予備	池数	12(1)
		方式	急速ろ過
配水施設	配水池 ( )は高所配水池で内数	池数	7(1)
		方式	自然流下
排水処理施設		機械脱水	

(出典:福岡市水道局「福岡市の水道 2018」)



固定資産台帳から抽出した以下の固定資産について現物の実査を実施した。

資産科目	資産番号	品名	取得日	備考
機械及び装置	410409-24960	発電設備	H11.3.31	非常用発電機ガスタービン
機械及び装置	410506-32330	監視制御盤 監視操作盤	H25.3.31	
機械及び装置	450105-76780	水位計又は液位計 超音波式	H25.3.31	超音波式、水洗浄
機械及び装置	450105-76790	水位計又は液位計	H25.3.31	超音波式、水洗浄

資産科目	資産番号	品名	取得日	備考
		超音波式		
工具器具及び備品	730103-05400	水質	H6.7.13	
工具器具及び備品	730105-22440	水質	H8.8.23	
工具器具及び備品	730108-25080	水質	H17.11.9	
工具器具及び備品	730110-22570	水質	H9.8.18	
工具器具及び備品	730119-25300	水質	H18.6.23	

上記9件についてはいずれも現物は確認できた。工具及び備品には管理シールを貼付していたが機械及び装置については資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。貼付していない理由は、建屋に固定されており容易に移動できない状況であることや、現場において機械及び装置ごとに名称銘板等で識別可能であるため管理シールは貼付していないとのことであった。

また、長期間使用されていない固定資産はないという回答であった。

#### (室見取水場)

室見取水場は夫婦石浄水場と同時期に取水を開始した施設である。市の取水場6箇所のうちの1つであり、室見川から取水している。

#### <室見取水場概要>

所在地	福岡市西区福重5丁目25-1	
取水開始年月日	昭和51年7月	
河川名	2級河川:室見川	
施設能力	日最大取水量 非灌漑期:10/11～ 6/20 58,000 m <sup>3</sup> 灌漑期: 6/21～10/10 18,000 m <sup>3</sup>	
取水施設	取水口	1ヶ所
	除塵機	型式:レーキアーム往復式 スクリーン目幅:2.5mm 揺揚速度:約7m/min 駆動装置:電動機直結両軸形減速機
	沈砂池	2池
	ポンプ井	1井
	取水ポンプ	両吸込渦巻きポンプ×3台 6,600V×400kW H=130m Q=19,300 m <sup>3</sup>
付帯設備	粉末活性炭設備	混和槽:鋼板性 30 m <sup>3</sup> ×2 槽 攪拌機:200V×1.5kW×30rpm 注入方式:インゼクター
	水質計器	導電率計 PH計 濁度計 水温計
	油臭検知器	水中に混入した油の揮発成分を気化分離し、水晶振動子表面にできた膜を特殊有機高分子感応に吸着させて、その質量変化を振動数変化に変換して油成分(油臭)を検出する装置
	自動魚類監視装置	水中の有害物質に反応したときのヒメダカの行動変化を3次元画像解析し、水質の異常を判断する装置
	非常用発電機	750kVA(600kW) 供給電圧:6,600V ガスタービン(A重油) 燃料貯蔵量:25,000L(約76時間)
	監視カメラ	台数:6台 画面:4分割 録画機能有り

(出典:福岡市水道局作成資料)



固定資産台帳から抽出した以下の固定資産について現物の実査を実施した。

資産科目	資産番号	品名	取得日	備考
機械及び装置	411002-32170	電動機	H19.3.31	No.1 導水ポンプ電動機 6600V 400KW
機械及び装置	411002-32180	電動機 高圧か ご型	H20.3.31	No.2 導水ポンプ電動機 6600V・400kW
機械及び装置	411002-32190	電動機 高圧か ご型	H21.3.31	No.3 導水ポンプ用電動機 6600V 400kW
工具器具及び備品	729900-00950	その他	S58.7.25	
工具器具及び備品	729900-01370	その他	H14.3.14	有毒ガス検知器(GX- 2001)
工具器具及び備品	730315-24650	その他	H16.1.30	水中排水移送等作業用ポ ンプ

上記6件のうち4件については現物が確認できたが、資産番号 729900-00950 及び 729900-01370 (いずれも工具器具及び備品)については現物が確認できなかった。確認できなかった2件については除却漏れであるとのことであった。

また、資産番号 730315-24650(工具器具及び備品)及び機械及び装置については資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。貼付していない理由は、当該工具器具及び備品は作業用の水中ポンプであるため、作業中にシールが擦れたり、シールが水に濡れて剥がれるため、管理シールは貼付していないとのことであった。機械及び装置については、建屋に固定されており容易に移動できない状況であることや、現場において機械及び装置ごとに名称銘板等で識別可能であるため管理シールは貼付していないとのことであった。

#### 【指摘事項 1-(4)-2】固定資産の除却漏れについて

前述記載の会計規程のとおり固定資産の除却に当たっては、固定資産異動報告書を作成することや管理者の決裁を受けることなど所定の手続を行う必要がある。しかしな

がら上記2件については固定資産台帳からの除却手続きが行われていなかったものである。

(是正の方向性)

市は、上記の除却漏れの固定資産について速やかに除却手続きをされたい。また、除却手続きについて水道局内に周知するとともに、除却漏れの固定資産の有無を調査されたい。

#### 【意見 1-(4)-2】固定資産の管理シールの貼付について

今回の現場視察において抽出で実査を行った結果、工具器具及び備品2件について資産番号を記載した管理シールが貼付されていなかった。管理シールの取扱等については明文化されていない。しかしながら、工具器具及び備品などのように移動が容易であるものは紛失リスクに備えるためにも資産番号を記載した管理シールを貼付する必要があると考える。

また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付している資産と貼付していない資産があることについても対応が望まれる。

(改善提案)

工具器具及び備品などのように移動が容易な固定資産に関して、管理シールを貼付することを検討されたい。

また、使用状況や設置状況等により管理シールを貼付していない現状を整理し、管理方法を一元化するために、管理シールの貼付に関して明文化することを検討されたい。

#### ④ 減損会計適用について

(ア) 概要

地方公営企業法施行規則は資産の評価について以下のとおり定めている。

##### 第三章 資産等の評価等

(資産の評価)

第八条 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの(当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。) 事業年度の末日における時価

二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額

三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの(重要性の乏しいものを除く。) 事業年度の末日における時価

四 満期まで所有する意図をもつて保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価



地方公営企業法施行規則の第八条3項二号において、保有する固定資産に事業年度の末日において予測することができない減損が生じているもの、または減損損失を認識すべきものについては、帳簿価額から減損損失の額を減額した額を帳簿価額とするとされており、固定資産の評価に関し、減損会計の考え方を適用している。

また、減損の兆候が認められた場合および減損損失を認識した場合には、財務諸表に注記することとなっている。

#### (イ) 減損会計の検討

減損会計を行うにあたり必要な具体的な処理については、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」が公表されている。この指針には減損会計に関連する定義、固定資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損金額の測定、会計処理等、地方公営企業が減損会計を行うにあたり、留意すべき事項が具体的に示されている。

この指針に則って固定資産の減損会計の手順を示すと以下のようになる。

- i. まず所有する固定資産について一体としてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行う。単独でキャッシュ・フローを生み出すものについては、他の資産とグルーピングを行わず単独のまま扱うが、重要性が乏しいものであれば実務上の負担を考慮して、他の資産または固定資産グループに含めることができる。また、グルーピングの方法は原則として每期継続して同様に行う必要がある。
- ii. 当該固定資産または固定資産グループについて、減損の兆候があるかどうかの判断を行う。例えばグルーピングした固定資産が使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっている場合が事例として挙げられる。減損の兆候があるかについて検討した結果、兆候はないと判断された固定資産または固定資産グループについては、減損損失は計上されない。
- iii. 減損の兆候があると判断された固定資産または固定資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積る。見積りの期間は単独で取り扱っている固定資産においては当該固定資産、固定資産グループにおいては当該固定資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数となる。当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている場合には、減損損失を認識することとなる。
- iv. 減損損失を認識すべきと判定された固定資産または固定資産グループについて、その帳簿価額と回収可能価額との差額が減損損失の額となる。回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の額とされる。

地方公営企業は、決算の調製に際して、以上のように「地方公営企業法施行規則」や「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に則って、所有する固定資産の減損損失の可否を検討する必要がある、検討した書類を作成して保管しておく必要がある。

市に対して固定資産の減損会計に関する規定等の有無を質問したところ、このような規定等は策定していないとのことであった。

**【意見 1-(4)-3】固定資産の減損会計に関連する規定について**

市においては、毎事業年度固定資産の減損会計の検討を行い、減損損失を計上する必要がないか確認しなければならない。この検討のためには、固定資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損金額の測定、会計処理等の内容を定めておくべきである。

今回の監査の検討では減損損失の計上漏れ等は認識されなかったが、減損会計に関する規定等がなく、適切な検討が実施されないリスクがある。

**(改善提案)**

適切な減損会計の検討ができるように、検討方法等の規定等を定めることが望ましい。

## (5) 経営戦略

### ① 概要

公営企業における経営戦略(以下、「経営戦略」という。)とは、持続可能な事業を実施するために中長期的な経営の基本計画を策定したものである。社会インフラである水道や下水道においては、持続可能な事業の実施が求められるため、これを計画上明らかにするものである。

経営戦略は、将来見込まれるインフラの更新需要を見込んだ「投資計画」と、料金収入を含め企業債(※)の発行や一般会計からの繰入金などの事業を継続して得られる財源を見込んだ「財政計画」とをマッチングさせることに大きな意義がある。

※ 企業債とは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債をいう(地方公営企業法第 22 条)。公営企業の借金である。

市においては、従来から策定している「福岡市水道長期ビジョン」に、経営戦略に記載すべき事項(※)を追加して記載した「福岡市水道長期ビジョン 2028」を平成 29 年 2 月に策定している。

※ たとえば、給水人口・水需要・料金の見通し等の将来の事業環境などがある。

なお、総務省は、経営戦略に記載すべき項目の一覧を示しているが、検討する必要がないと考えられる事項については記載が無くてもよいとしている。したがって、必ずしもすべての項目の記載が必要なわけではない。市においても、項目ごとに記載の要否を検討しており一部の項目は記載に至っていない。

Q 4 事業別のひな形様式の事項例の内容をすべて網羅していなければ「策定」しているといえないのか。

A 4

○ 経営戦略の「策定」については Q 1 のとおり確認していく予定であるが、ひな形様式において各事業別に示している事項例を盛り込んでいただくことで、より実効性のある有効な経営戦略が策定できると考えている。

一方、ひな形様式は、各事業の特性を踏まえた経営戦略に盛り込むべきと考えられる事項例をとりまとめたものであるが、各事業の実態等を踏まえれば検討する必要がないと考えられる事項例もあると考えられることから、一部の記載がないことをもって有効な経営戦略の「策定」として取り扱わないものではない。

(出典：総務省 経営戦略の策定に関する Q & A (下線は監査人が記載))

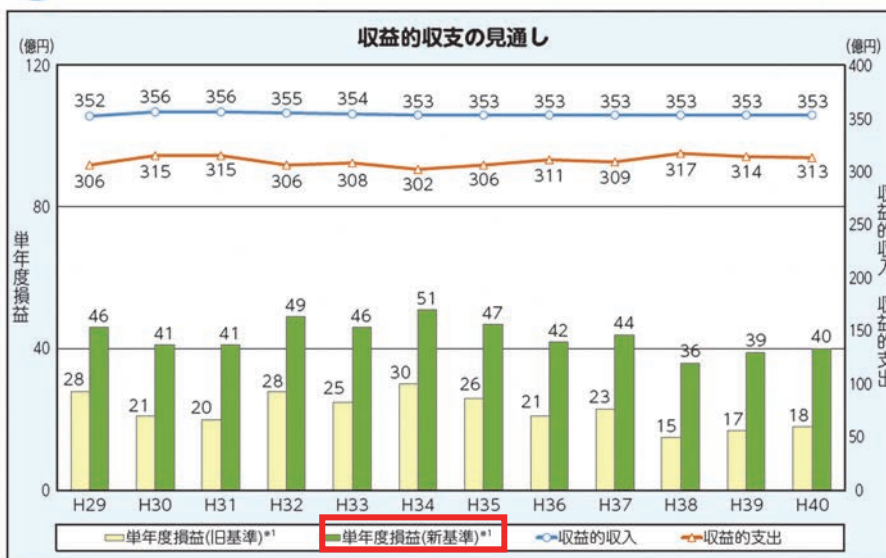
### ② 策定内容

経営戦略を策定する一番の目的は、設備投資に関する「投資計画」と財源に関する「財政計画」をマッチングさせることによって、事業が長期的に継続できるように収支や資金繰りが成り立つかどうかを確認することにある。そして、マッチングしない場合、すなわち長期的にみて収支の赤字が継続する場合や資金不足となる場合には対応が必要となる。対応とは、事業を継続するために「投資計画」や「財政計画」を見直すこと、あるいは、今後どのような改善手法を採るのかを経営戦略において明らかにすることである。また、この対応によって住民や議会に対する説明責任を果たすことである。

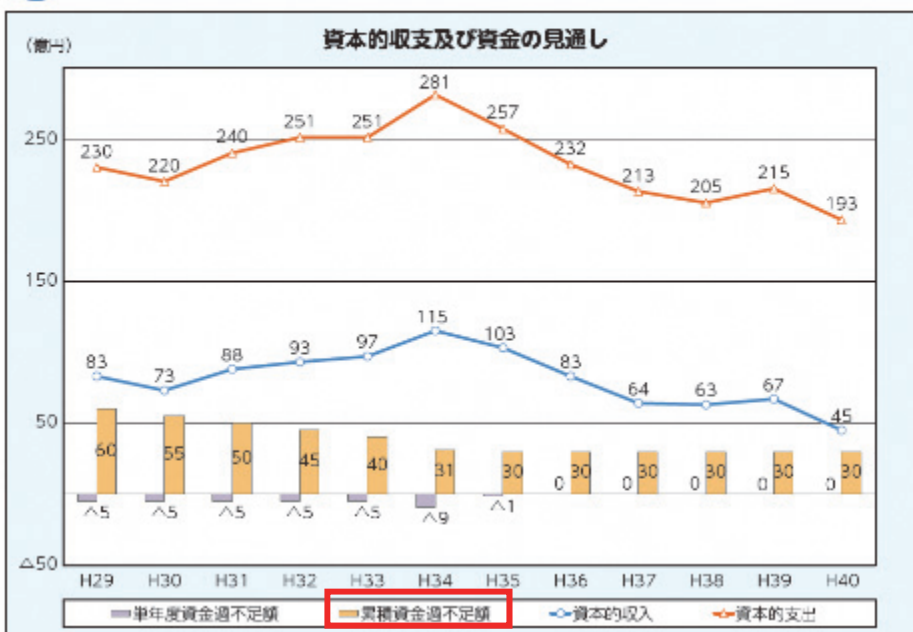
市では「福岡市水道長期ビジョン 2028」において、以下のとおり、平成 29 年度から平成 40 年度までの「投資計画」にあたる「資本的収支及び資金の見通し」と「財政計画」にあたる「収益的収支の見通し」を掲げている。

<水道局の「投資計画」及び「財政計画」>

## 1 収益的収支の見通し



## 2 資本的収支及び資金の見通し



(出典：福岡市水道長期ビジョン 2028 (枠線は監査人追加))

まず、収支に関してしてみると、上記の「収益的収支の見通し」では収入はおおよそ 350 億円強で推移している。また、支出は 302～317 億円の範囲で推移している。この結果、期間中は毎年度 40～50 億円の利益を確保できる見通しとなっている(表中の棒グラフ「単年度損益(新基準)」を参照)。他都市では、人口減少や節水傾向にあることから長期的には収入が大きく減少する傾向にあるため将来収支が悪化する見込みとなっていることが多い。しかし、市の水道事業においては当面の人口増もあるため収入が安定することが見込まれる結果、毎年度 40～50 億円の利益を確保できる見通しとなっている。

総務省の経営戦略ガイドラインによると、収支の見通しが均衡していない(すなわち赤字)場合は赤字を解消するための施策である投資の見直しや料金改定等の取組みの方向性を記載すべきこととされている。ただし、「収益的収支の見通し」において収支の見通しに赤字が生じていないため、このような取組みの方向性は記載されていない。

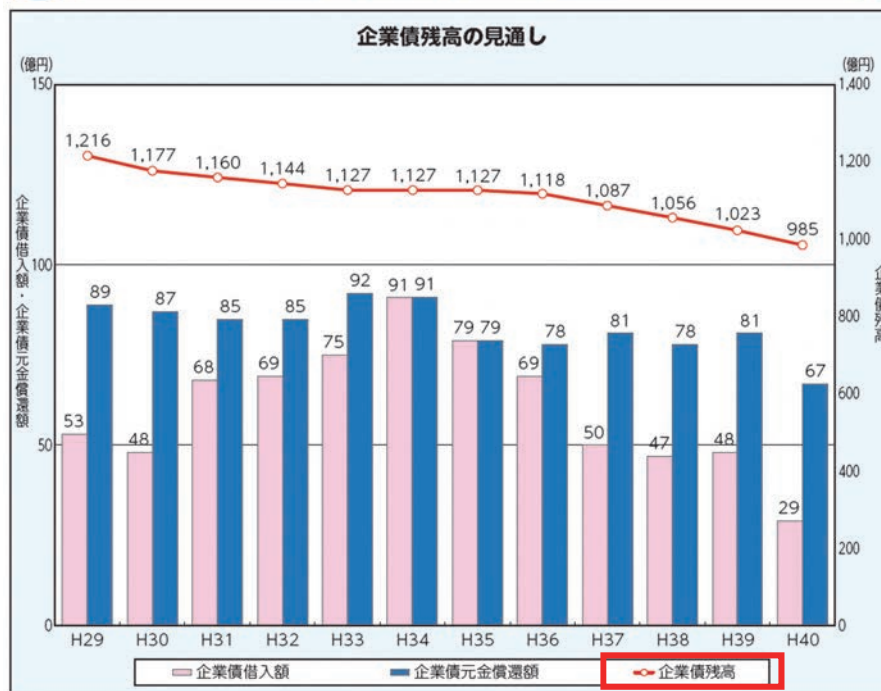
次に、資金繰りに関しては、上記の「資本的収支及び資金の見通し」ではこの見通しの期間中は水道施設の更新等が本格化していくことを見込んでいる。このため平成 34 年度までは投資が増加傾向にある。ピークの平成 34 年度には 281 億円の投資が発生する見込みである。

資金残高は、期間当初は 65 億円(平成 29 年度末残高 60 億円と平成 29 年度の減少 5 億円の合計)であるが、平成 34 年度以降は半分以下の 30 億円程度にとどまる見込みである(表中の棒グラフ「累積資金過不足額」を参照)。

以上の見通しにより、資金残高の減少はあるものの、経営戦略策定期間中は黒字が見込める内容であることなどから、「福岡市水道長期ビジョン 2028」においては料金改定を予定した記述はない。

ところで、住民にとって大きい関心事の一つに、市の水道事業が抱える借金(公営企業における「企業債」)がどの程度あるのか、また、残高がどのように推移するのかということがある。市の水道事業をみると他都市とは異なり収入が当面安定すること、毎年度の利益等を財源に償還を実施することなどから、企業債は期間中一貫して減少している(以下の表中の折れ線グラフ「企業債残高」を参照)。この企業債の減少額は資金残高の減少額よりも約 200 億円上回っている。

### 3 企業債残高の見通し



(出典：福岡市水道長期ビジョン 2028 (枠線は監査人追加))

市は、経営戦略の策定に当たって、収入・経費・投資等の細目ごとに一定の前提のもと将来期間に発生する金額を試算している。

しかしながら、経営戦略の試算方法等を検討したところ、前提や方法に関して検討すべき点が見受けられた。

#### 【意見 1-(5)-1】将来見通しの前提について

経営戦略における「投資・財政計画」について、主要な将来見通し項目の1つとして、更新需要等の投資額(以下、「投資額」)がある。

投資額を推計するに当たっては、過度になりすぎない範囲で慎重に想定しうるコストを含めることが望ましい。例えば物価及び人件費の上昇によるコスト増は想定しうるコストに該当するものと考えられる。したがって、投資額の試算に当たっては物価及び人件費の上昇によるコスト増を織り込むべきものと考えられる。また、「投資計画」のみならず「財政計画」における経費等についても物価上昇の影響を見込むことが望ましい。

しかしながら、現在の「投資計画」及び「財政計画」は物価上昇を見込んでいない。この理由は、市によると、策定時前の8年間(平成20～27年度)の消費者物価指数が、消費税増税分を除いてほぼ変動が無かったためということである。

他方、市が工事の予定価格を算定する場合は国の建設単価によって積算している。政府統計ポータルサイト(e-Stat)の建設工事費デフレーター(2005年度基準)(※)に

においては、市が消費者物価指数を使用した期間(平成 20～27 年度)と同期間において、公共事業が 2.2%上昇している。

※ 建設工事費デフレーターとは、建設工事に係る市場価格の動向をみるために名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で国土交通省が毎月作成、公表しているものである。なお、消費税は算定に含めていない。

また、市の下水道事業において策定している経営戦略では物価上昇を投資額に織り込んでいる。同じ市の公営企業が策定する経営戦略において、重要な前提条件である物価上昇に関する方針が相違している。

経営戦略は起こり得る事象を想定した上で事業が持続可能であることを見通すための手段であるため、物価上昇を織り込んだ計画を策定することが望ましいと考える。

#### (改善提案)

市は、過度になりすぎない範囲で想定しうるコストを含めるために物価上昇を見込んだ投資額等の支出を算定した「投資計画」を試算することを検討されたい。

#### 【意見 1-(5)-2】経営戦略の期間について

市が策定した経営戦略は、前述のとおり、収支見通しでは黒字が続いている。また、投資が増えることによって資金残高が減少するものの借金は資金の減少以上に減少する内容となっている。

しかしながら、市の人口推計は「福岡市人口ビジョン」によると経営戦略の終期である平成 40 年度の7年後の平成 47 年度にはピークを迎える。その後は減少に転じるものと見込まれている。また、節水機器の開発は今後も続くと考えられ、いずれも水需要の減少につながる要因である。

このような状況を踏まえると、住民と議会に対して説明することが前提の経営戦略が、平成 40 年までの 12 年間で十分かは定かではない。資金残高が半減する不安要素や水道施設の大半を占める管路の更新サイクルを 40 年という期間にしていることを勘案すると、12 年間の経営戦略は十分な情報を提供していないものとする。また、前述の「【意見 1-(5)-1】将来見通しの前提について」に記載のとおり、現在は見込んでいない物価上昇を織り込むと資金は現在の見通しよりも減少する点もある。

#### (改善提案)

経営戦略の策定期間について、市は、管路などの主要な固定資産の更新サイクルを勘案した期間であるべきで、管路の法定耐用年数である 40 年を基本とし、平均残存耐用年数の期間を考慮しながら経営戦略を策定すべきものとする。当該経営戦略を策定することによって市の水道事業の持続可能性を検証することを検討されたい。

なお、総務省の「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書においては、策定上の留意点として投資計画は最低 10 年間、可能な限り長期間(30～50 年超)、

財政計画は最低 10 年間、可能な限り長期間(※)の試算を行うことを推奨しており、留意されたい。

※ 投資計画では、可能な場合の長期間として 30～50 年超の記述がある。一方、財政計画では収入の試算は長い期間を合理的に予測することは困難であることが多いとして、具体的な年数を記載していない。ただし、同報告書では「可能な限り長い期間で試算し、将来的な更新需要と整合性を図る(たとえば、長期的に大幅な収支不足が生じていないかのトレンドを把握する)ことも重要である」という記述があることに留意が必要である。

(4) 投資計画立案上の留意点

投資計画立案にあたっての留意点は、それぞれ以下のとおりである。

① 試算期間、計画期間

更新需要については、合理的な水準を長期間で試算することが可能であり、かつ短期間で試算すると将来需要予測を見誤る可能性が高いことから、試算期間は一定レベル以上の長期間を設定することが望ましい。したがって、最低 10 年間としつつも可能な限り長期間(30～50 年)で試算を行うことを推奨する。

この試算に基づき、実行可能な計画期間(10 年間程度)を設定し、経営戦略に反映し、3～5 年程度で見直すとともに、可能な限り毎年度その計画の進捗状況を管理することが望ましい。

(出典：総務省 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書(下線は監査人追加))



## (6)人材育成

### ① 概要

全国の公営企業が抱える共通の課題として、少子高齢化や更新需要の増加のほかに、技術の継承という問題がある。

公営企業の多くは技術職員に占めるベテラン職員の割合が高くなっている。技術職員に占めるベテラン職員の割合が高いこと自体は、現状の技術力の信頼性を増す要因とも考えられる。一方で、ベテラン職員の退職までに必要な技術の継承ができないことが懸念される。その場合、将来において技術力が低下するおそれがある。

国(総務省)は、この問題を懸念しており公営企業に関する報告書において以下の記述をしている。

#### 1 次年度以降の検討課題

##### (2) 組織、人材戦略

中小規模の公営企業においては、業務に比べて職員数が少ないこともあり、組織運営は短期的な視点に終始し、中長期的な視点での取り組みに到達できていない例が見受けられる。

人材確保・人材育成は、経営戦略の策定から実行まで幅広く影響する課題である。公営企業によっては、高年齢の職員構成比が高くなり、かつベテラン職員のノウハウが引継ぎ・蓄積されていないケースも見られるため、公営企業が地域において継続的に必要なサービスを提供するためには、組織において円滑な技術の継承を行うことが重要である。

一方で、組織が中長期的に必要な人材を確保し、もって安定的な経営を実現するためには、人材育成を含めた人材戦略を策定し、それに基づく組織運営を行うことが必要である。たとえば中長期的に求められる人材要件(例:実務経験から投資の是非の判断が可能であり、かつ財政面から投資判断に規律がかけられる職員)等を設定することが考えられる。

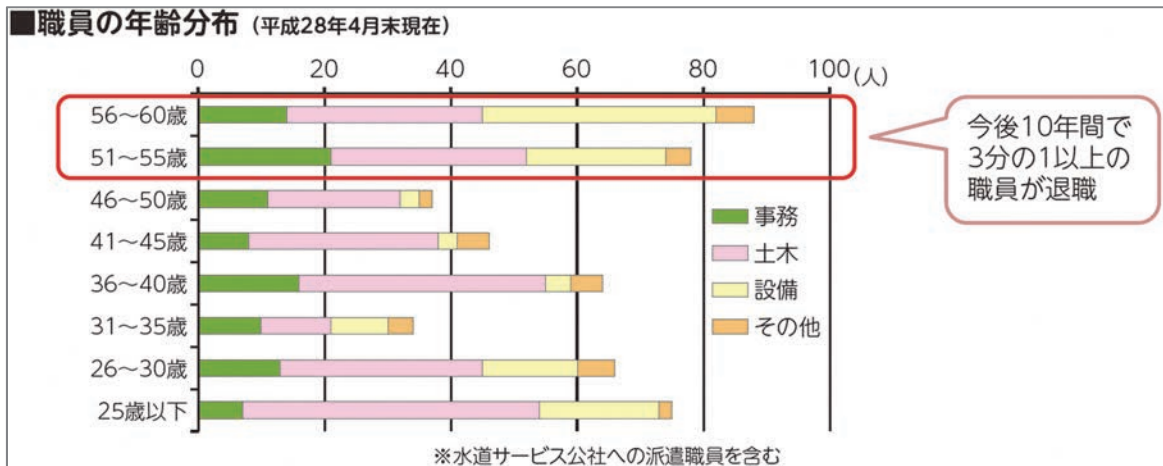
そのため、あるべき組織、人材戦略とその戦略を策定するために必要な手順、留意点等について、先進事例等を踏まえた検討を行い、成果を取りまとめることが求められる。

(出典:総務省 「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書)

この記述の最終行において“先進事例等”という表現がある。総務省では技術の継承を含め公営企業が抱える諸問題を解決するために、抜本的な改革等をした先進・優良事例を公表している。抜本的な改革等によって技術の継承に関する効果があるものとして多く紹介されている事例は、事業統合などによる広域化や施設の共同化などである。広域化・共同化によって稼働する施設を減らすことや技術職員が複数の施設を担当することにより、技術職員の不足をまかなうための施策である。

### ② 市の状況

市では多くの公営企業同様に技術職員の高齢化が進み、ベテラン職員の占める割合が高くなっている。「福岡市水道長期ビジョン 2028」によると、市の職員の年齢分布は以下のとおりである。50歳を超える技術職員の割合が高い状況であり“今後10年間で3分の1以上の職員が退職”というコメント(作成当時)を付している。



(出典：福岡市水道局 福岡市水道長期ビジョン 2028)

また、同ビジョンにおいてこの課題に関して以下の記述をしている。

④ 人材育成の推進

ア 水道技術の継承等

高い水道技術や豊富な知識・経験を持った職員が大量に定年退職する時期を迎えています。今後とも、サービス水準を低下させることなく安全な水道水を安定的に供給していくためには、次世代を担う職員への技術の継承などを含めた人材の育成・確保がより重要な課題となっています。そのため、各職場におけるOJT(※1)や福岡市水道技術研修所を活用した実践的な研修などを積極的に実施しています。

※1 OJT：On the Job Training の略で、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対して、具体的な業務を通じて、必要な知識・技術などを計画的・継続的に指導・育成すること

課題

○ 福岡市がこれまでに培ってきた水道に関する知識や技術の継承を含め、今後とも高度な専門的技術を備えた人材の育成・確保に取り組んでいく必要があります。

(出典：福岡市水道局 福岡市水道長期ビジョン 2028)

さらに、同ビジョンでは市の主要事業の1つとして、以下の内容で技術の継承等による人材育成を掲げている。

経験豊富で高い水道技術を有した職員が大量に退職していく時期を迎え、それらの職員がこれまでに培ってきた知識や技術を水道局の財産として蓄積・管理し、現役職員に確実に継承するとともに、自ら考え、時代の変化にも的確に対応でき、また、他水道事業体への技術支援にも貢献できる人材を育成するため、各職場におけるOJTをはじめとして、福岡市水道技術研修所における実技を伴う技術研修の実施、資格・免許取得や自主研究等の推奨などにより、効果的な人材育成を進めていきます。

また、退職者を再雇用することにより、その知識や技術を現役職員へ継承していきます。

(出典：福岡市水道局 福岡市水道長期ビジョン 2028)

市は、平成 29 年4月に「水道局人材育成基本計画」(以下、「人材育成計画」という。)を策定している。

人材育成計画の概要は以下のとおりである。

水道局人材育成基本計画

- 1 福岡市水道局の人材育成
    - (1) 福岡市の人材育成
    - (2) さらに福岡市水道局としての人材育成像
  - 2 水道局人材育成基本計画について
    - (1) 目的
    - (2) 継承すべき技術とは
  - 3 人材育成の仕組み
    - (1) 方向性
    - (2) 基本的な体系
      - ・OJTについて
      - ・Off-JT (※) について
      - ・資格取得・チャレンジ支援・講習会・訓練について
      - ・国際技術協力について
- ※ Off The Job Training の略であり、通常の仕事を一時的に離れて、セミナー、研修等に参加するなどによる教育訓練をいう。

(出典：福岡市水道局 水道局人材育成基本計画 (用語説明は監査人追加))

人材育成計画の内容を閲覧したところ「2 水道局人材育成基本計画について(2)継承すべき技術とは」において、継承すべき技術として「日常業務を履行する力」、「トラブルに対応する力」及び「トラブルを未然に防止する力」の3点を掲げている。

また、「3 人材育成の仕組み」においては、人材育成のために実施する手段としてOJT以外の方法を挙げている。

しかしながら、これらはいずれも定性かつ抽象的な内容となっている。現在の人材育成計画には、「福岡市水道長期ビジョン 2028」の課題として認識している“高度な専門的技術を備えた人材の育成・確保”を具現化していると言えるまでの個別具体的な達成目標は記載されていない。

**【意見 1-(6)-1】人材育成計画について**

公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市の水道事業も同様の状況であるため、人材育成計画において個別具体的な達成すべき目標を掲げることが必要と考える。

(改善提案)

市は、人材育成計画の実効性を高め市の水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体的な達成すべき目標を掲げ、これを達成することを目的とした計画に見直すことを検討されたい。

## (7)BCP

### ① 概要

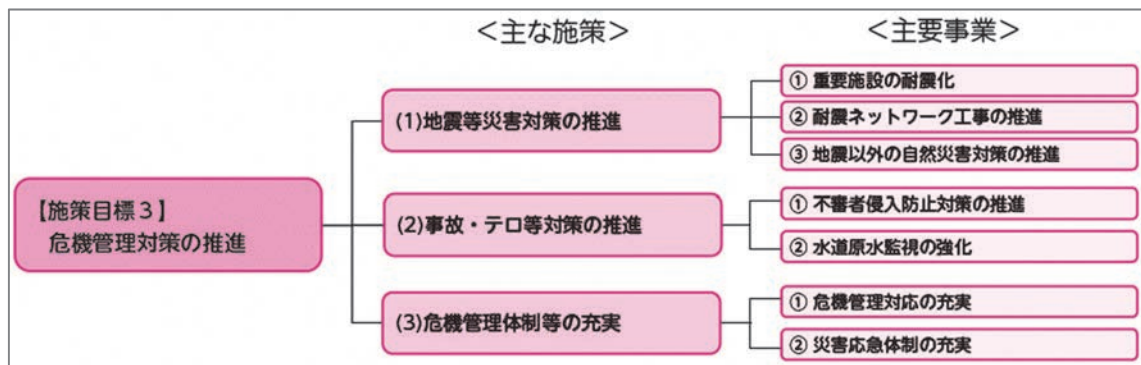
自治体を含んだ事業者における危機管理対策とは、地震等の災害が生じた場合に業務等が滞ることがないように、対策としてあらかじめ災害の発生を想定した計画を策定することをいう。したがって、水道事業の危機管理対策とは、災害が生じた場合にできるだけ断水などの被害を防ぎ、仮に被害があった場合でも早急に復旧できるような体制を構築するための計画を策定することである。

福岡市では、福岡市全体の災害対応計画である「福岡市地域防災計画」を策定しており、その中で、水道局は水道部と位置付けられ、福岡市災害対策本部とも連携しながら対応していくことになる。

水道局では、水道の応急復旧や応急給水等の災害時応急活動に関する具体的な計画である「福岡市水道局災害応急対策計画」や、水道施設の耐震化整備方針を示した「福岡市水道施設耐震化計画」を策定している。

また、福岡市水道長期ビジョンにおいて、主な施策として「地震等災害対策の推進」、「事故・テロ等対策の推進」及び「危機管理体制等の充実」を掲げ、主な施策ごとに主要事業を実施している。

#### <危機管理対策の施策体系>



(出典：福岡市水道局 福岡市水道長期ビジョン 2028)

### ② 災害発生前の対策

危機管理対策としては、災害が生じた場合に被害を受けない、あるいは被害を最小限にとどめる災害発生前の対策(以下、「発生前対策」という。)と、生じた被害に対応するための災害発生後の対策(以下、「発生後対策」という。)を講じる必要がある。上記の主な施策を分類すると「地震等災害対策の推進」及び「事故・テロ等対策の推進」は発生前対策に、被害へ対応するための「危機管理体制等の充実」は発生後対策になる。

市では、まず発生前対策である「地震等災害対策の推進」として水道施設の耐震化に取り組んでいる。そのなかでも浄水及び配水施設や配水管などの管路は、水の安定供給を持続するための重要施設であり、耐震性の向上を図っていく必要があると考えている。また、そのために、地震による水道施設の被害や給水への被害を軽減することを目的に策定した

「福岡市水道施設耐震化計画」に基づき、重要施設の耐震化を進めている。なお、この計画では、福岡市域に最も被害をもたらす警固断層帯南東部を震源とするマグニチュード7.2の地震を想定し、断層の特性を踏まえた水道施設の耐震化を計画することとしている。

この計画に基づき進めている耐震化の状況は、浄水池や配水池などの土木構造物については、平成12～13年度にかけて対象となる112施設全ての耐震診断を実施している。このうち、耐震対策が必要と診断された23施設については、計画的に耐震化工事を進め、平成32年度までに耐震化工事の強化の整備完了を目指している。

なお、市の水道専用の4ダム(曲淵、久原、脊振、長谷)に関しては、震度法(※)による耐震設計を行っていることから地震に対する十分な安全性を確保しているものとしている。

※ 震度法とは、「河川管理施設等構造令」に基づきダムの自重に地域ごとに経験的に定められた一定の設計震度を乗じて算定される慣性力等を水平地震力として考慮する方法をいう。国土交通省によると「この震度法で設計された我が国のダムは、兵庫県南部地震後の評価において、同地震時に震源近傍のダムで観測された地震動記録をもとに、同地震によりダムサイトとなりうる岩盤に生じたと推定された最大の強さの地震動に対しても十分な耐震性を有していることが確認されている」とのことである。

また、今後大量に更新時期が到来する導水管、送水管及び配水管については、管の新設や更新時に全て地震の揺れに強い耐震管を使用し計画的に耐震化を進めている。なお、全ての配水管を耐震化するには非常に長い期間が必要となるため、市の「福岡市地域防災計画」において指定された避難所や救急告示病院などへの給水ルート(配水管)を優先的に耐震化する「耐震ネットワーク工事」を進めており、256施設を対象に平成36年度までの完了を目指し順次整備を進めていくこととしている。

#### <耐震ネットワーク工事(イメージ)と対象施設>



■対象施設

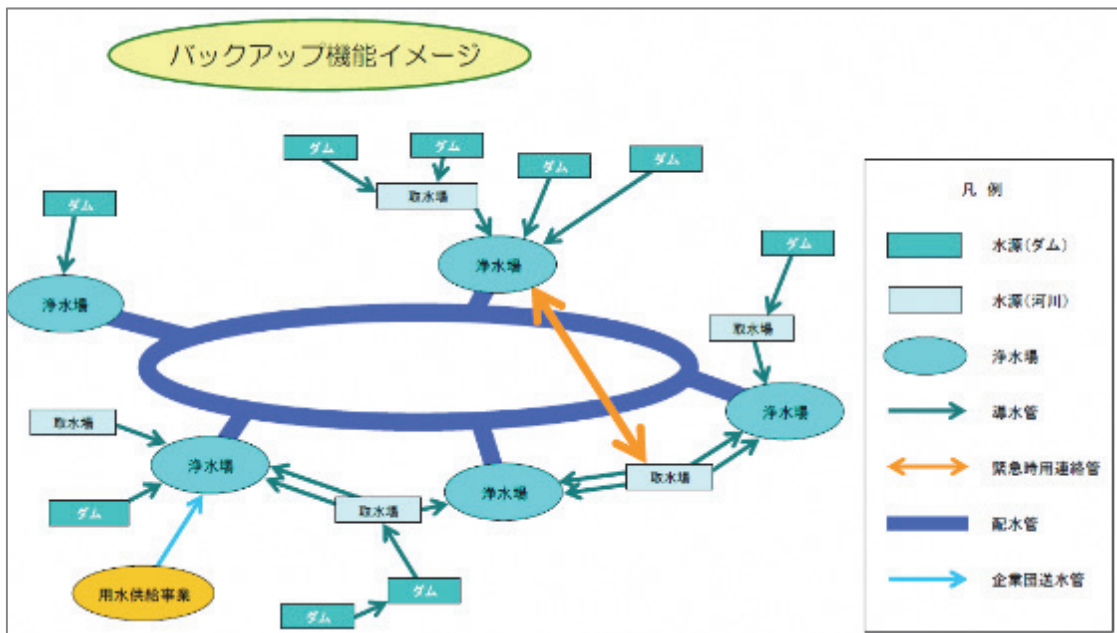
対象施設	施設数	【参考】完了施設数 (H27末)
収容避難所 (小中学校など)	136箇所	63箇所
地区避難所 (公園、主要駅など)	64箇所	23箇所
救急告示病院及び官公立等主要病院	38箇所	24箇所
復旧拠点事務所 (区役所、空港など)	18箇所	7箇所
計	256箇所	117箇所

※ 施設数は、市内全ての対象施設のうち、耐震ネットワーク工事が必要なものを計上

(出典：福岡市水道局 福岡市水道長期ビジョン 2028)

このほか災害の影響の最小化のためにバックアップ機能の強化に取り組んでいる。バックアップ機能の強化としては、水源の多系統化、導水ルートへの二重化、各浄水場間の流量調整(相互融通)など、水の調達ルートを工夫することによる対応などである。

<バックアップ機能のイメージ>



(出典：福岡市水道局 福岡市水道施設耐震化計画)

また、発生前対策である「事故・テロ等対策の推進」として、水道施設における不審者侵入防止対策の推進、水道原水(浄水処理前の水をいう。)の監視の強化を推進している。

【意見 1-(7)-1】水道施設の監視状況について

市では事故・テロ等の対策として、不審者侵入防止対策の推進や水道原水の監視の強化を主要事業として実施している。また、この対策の目的は水道水の安全性を確保することである。

このような目的を達成するために、水道施設では巡回・機械警備、カメラによる監視などにより、不審者侵入防止対策をしている。しかしながら、視察時に訪れた水道施設の監視カメラは、複数の地点に設置されているものの、モニターが1つしかなく画面を分割して同時に複数の地点を見るようにする分割機能がなかった。また、当該監視カメラには録画機能が無いため、万が一の事故や災害などが生じた場合において、監視カメラで発生時の状況を知ることはできないものであった。

視察した水道施設以外においても調査したところ、水道施設の大半には録画機能及びモニターの分割機能を有していたが、録画機能及びモニターの分割機能を有していない監視カメラを使用している水道施設が1箇所、モニターの分割機能は有するものの録画機能を有していない監視カメラを使用している水道施設が1箇所存在した。

#### (改善提案)

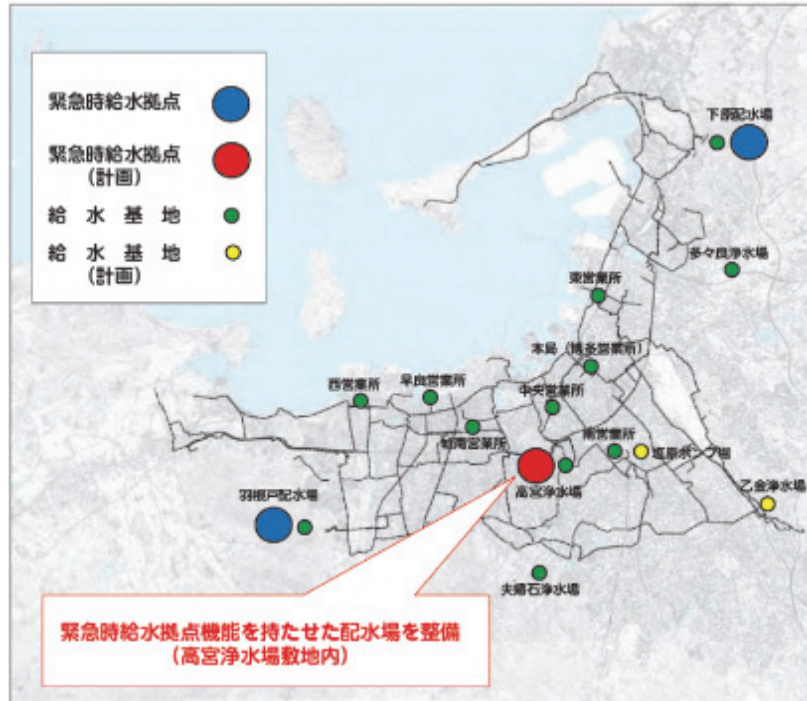
市は、水道施設の監視方法として現在使用している監視カメラの機能等の十分性を検討されたい。なお、録画機能のない水道施設のなかには無人管理の水道施設もある。当該水道施設に関しては特に慎重に検討されたい。

### ③ 災害発生後の対策

発生後対策としては「危機管理対応の充実」及び「災害応急体制の充実」を主要事業として取り組んでいる。

「危機管理対応の充実」としては大規模災害や事故の発生によって水道施設に多大な被害が生じた場合においても、迅速な応急給水や応急復旧により市民生活等への影響を最小限にとどめることができるよう、災害発生時の応急活動について定めた「福岡市水道局災害応急対策計画」や、水道施設の被害や水質異常等に対応した各種危機管理マニュアル等を整備するとともに、継続的に内容の見直し・充実を図ることとしている。

<緊急時給水拠点、給水基地の位置図>



(出典：福岡市水道局 福岡市水道長期ビジョン 2028)

また、「災害応急体制の充実」としては被災した他の水道事業体をより迅速に支援できるよう、大都市や九州の主要都市の水道事業体間で締結した災害発生時の応急給水、応急復旧の相互応援協定に基づく合同防災訓練を今後も継続して行うなど、大規模災害に備えた広域的な連携体制の強化に取り組むこととしている。

このほか、平成 28 年の熊本地震などこれまでの災害派遣での経験を活かし、他の水道事業体への応急派遣が必要となった場合に備え、毎年度応急派遣隊となる職員を事前に決定するなどの取組みを行っており、今後とも派遣要請に即応できる体制を確保することや緊急時給水拠点・給水基地の増設に取り組むこととしている。



## (8)水質について

### ① 概要

市の水道事業においては、これまで「安全で良質な水道水の供給」を重要な施策目標として位置付け水質管理に取り組んでいる。しかしながら、近年工場排水等による汚水や水源であるダムや河川の水質汚濁によるカビ臭の発生、さらには使用者の水の安全性のニーズの高まりなど、水道水には水質のさらなる向上が求められている。

そこで、市においては水源からじゃ口に至る包括的・総合的な水質管理を実現するために「福岡市水安全計画」(以下、「水安全計画」という。)を平成 23 年3月に策定の上で平成 23 年4月から運用を開始し、水質管理の徹底を図っている。

水安全計画は、より確実に「安全で良質な水道水」を届けるために、水源からじゃ口までの間に発生するおそれのあるさまざまなリスクを想定・分析し、適切な対応をするために取りまとめたものである。

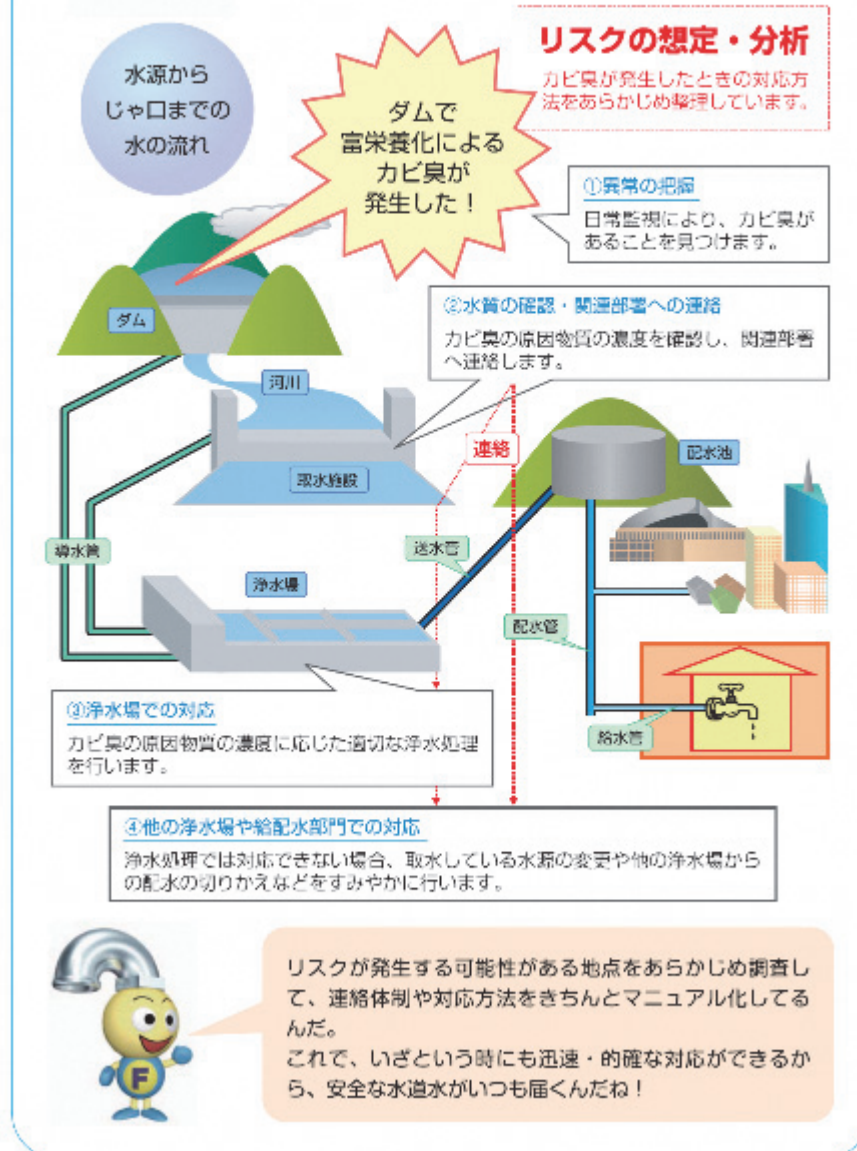
水安全計画では、その特徴として以下の3点が掲げられている。

- リスクの想定・分析  
今までの経験を十分に活用して、想定されるリスクの発生ひん度や、水道水への影響の大きさをあらかじめ分析
- きめ細やかな対応  
リスクが発生したときの水質の変動を予測し、数値化して、その段階に応じた対応方法を整理
- 関連部署の連携強化  
リスク発生時の連絡体制や対応方法をマニュアル化し、関連部署で共有

(出典：福岡市水安全計画 概要版)

水安全計画においては、上記の3点の特徴に基づいた具体的な対応として、カビ臭が発生したときの対応方法を例示している。市において、カビ臭が発生したときの対応方法をあらかじめ整理している。

## 2 実際の対応はどのようなもの？



(出典：福岡市水安全計画 概要版)

## ② 検査方針

市が作成した「福岡市の水道 2018」によると、現状市の水道事業ではダムや河川から取水した水を5つの浄水場で浄水処理している。しかしながら、これらの水源のうち比較的短い多々良川、那珂川及び室見川は、流量が少ないことなどから流域からの流入物質等の影響を受けやすい状況にある。また、ダムにおいては藻類の増殖を原因とする臭気物質の発生などが生じているとのことである。

このため、水源の水質の変動を十分監視するとともに、ダムにおいては藻類増殖抑制のための空気揚水筒の活用や多々良浄水場へのオゾン・粒状活性炭の高度浄水処理施設の導入などを対策として行っている状況である。

また、市においては、水質検査の適正化や透明性を確保して安全で良質な水道水を届けるために水質検査計画を策定している。水質検査計画とは、水質検査の適正化や透明性を確保するために採水の場所や検査回数などを明記した計画である。水道事業者は、毎事業年度の開始前に策定して公表することが義務づけられている(水道法施行規則第15条第6項、第17条の2)。

第 1	基本方針
第 2	水道事業の概要
第 3	水源から給水栓までの水質管理上配慮すべき事項
第 4	定期的な水質検査の項目、地点及び頻度
第 5	臨時の水質検査
第 6	水質検査の方法
第 7	水質検査結果の公表
第 8	水質検査計画の見直し
第 9	水質検査の精度管理と信頼性の確保
第 10	福岡市水安全計画
第 11	関係者との連携

(出典:平成 29 年度 福岡市水道局 水質検査計画)

市は、この水質検査計画の「第3 水源から給水栓までの水質管理上配慮すべき事項」において、水源から浄水場までに配慮すべき事項として以下のように整理している。浄水場別に異なるリスクを認識しており、それぞれ対処方法を分けている。

浄水場	主な水源	配慮すべき事項	検査対象項目	対処方法
乙金浄水場	江川ダム 那珂川	藻類によるかび臭 降雨による濁水 油流出事故、農薬散布	かび臭物質 色度、濁度 農薬類	取水割合変更 粉末活性炭処理
多々良浄水場	長谷ダム 久原ダム 多々良川	藻類による高 pH 及びかび臭、生活排水による水質悪化 降雨による濁水、油流出事故、農薬散布	かび臭物質 色度、濁度、 pH、農薬類	空気揚水筒設置 取水割合変更 原水の pH 調整 高度浄水処理 粉末活性炭処理
高宮浄水場	南畑ダム 那珂川	藻類によるかび臭 降雨による濁水 油流出事故、農薬散布	かび臭物質 <sup>※4</sup> 色度、濁度 農薬類	空気揚水筒設置 取水割合変更 粉末活性炭処理
夫婦石浄水場	曲淵ダム 室見川	藻類によるかび臭 降雨による濁水 油流出事故、農薬散布	かび臭物質 色度、濁度 農薬類	空気揚水筒設置 取水割合変更 粉末活性炭処理
瑞梅寺浄水場	瑞梅寺ダム	藻類によるかび臭 藻類によるろ過障害	かび臭物質 濁度、生物	空気揚水筒設置 粉末活性炭処理 凝集処理の強化

(出典:平成 29 年度 福岡市水道局 水質検査計画)

なお、市においては、浄水場から給水栓までの水質管理に関して国が定めた水質基準よりも更に厳しい独自の目標値を設定している。さらに、残留塩素については法令で定められた給水栓での濃度(0.1mg/L以上)を保持したうえで必要最低限の注入率となるように浄水場で細かく調整して管理をしている。これらはいずれも住民がより満足して水道水を使えるようにするためのものである。

具体的な水質目標項目及び目標値として掲げている内容は以下のとおりである。

観点	安全でおいしい水道水の水質目標		【参考】国が定めた水質基準等 (カッコ内は水質管理目標値)
	目標項目	目標値	
におい	残留塩素	0.3mg/L以上 0.5mg/L以下	0.1mg/L以上(1.0mg/L以下)
におい (カビ臭)	ジオスミン	ジオスミンと2-トリハロホルネールの	0.00001mg/L以下
	2-メチルイソボルネオール	合計で0.000005mg/L以下	0.00001mg/L以下
味	有機物(TOC)	1mg/L以下	3mg/L以下
安全性	総トリハロメタン	0.04mg/L以下	0.1mg/L以下

(出典：平成29年度 福岡市水道局 水質検査計画)

### ③ 検査方法

#### (ア) 毎日検査項目

水質検査は、法令において実施場所、検査項目、頻度等が定められている。

実施場所は、原則給水栓となっている。また、検査項目及び頻度等は2種類に分かれている。1つは、一日一回以上実施する「毎日検査項目」であり、色、濁り及び消毒の残留効果の測定を日単位の頻度で行うものである(以下、「毎日検査」という)。

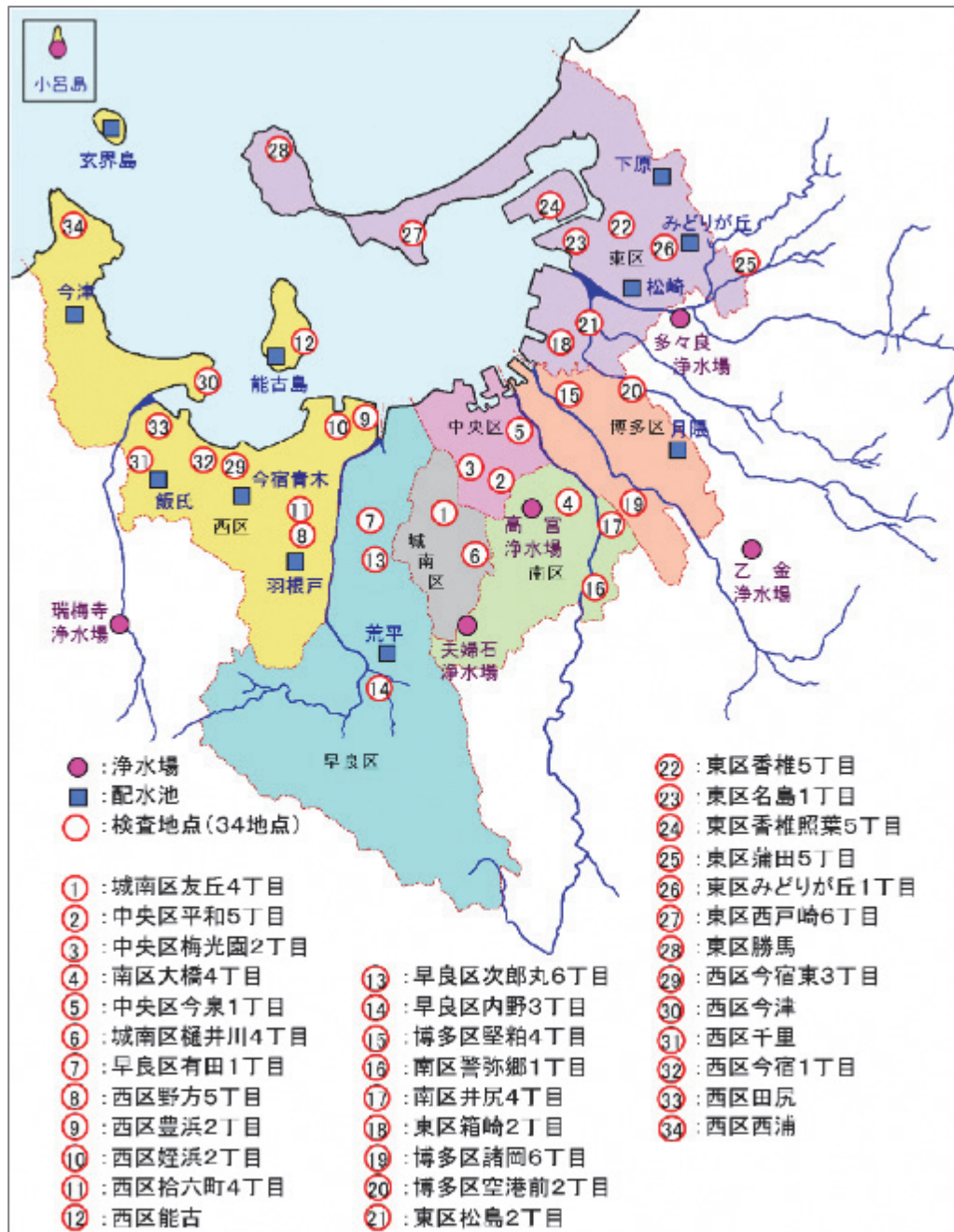
なお、水質検査をすべき給水栓の選定には目安があり、厚生労働省発出の通知によると以下のとおり、原則、配水系統ごとに1地点以上を選定することとなっている。

水道法施行規則第15条第1項第2号の検査に供する水の摂取場所たる給水栓の選定に当たっては、原則として配水系統ごとに1地点以上(ただし、一の配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除く。)、また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されることがないようにすること。

(出典：厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項」平成15年10月10日 健水発 第101001号)

市は、上記の通知に基づき毎日検査の実施地点を、原則として配水系統(21の配水ブロック)ごとに1地点以上を選定している。さらに、任意に給水管の末端等の水が停滞しやすい場所や近傍のカバーを勘案した13地点を追加で選定している。結果として、配水ブ

ックごとにおおむね1～2地点の給水栓を選定し、平成 29 年度は以下のように、市内 34 箇所の給水栓で毎日検査を実施している。



(出典：平成 29 年度 福岡市水道局 水質検査計画)

#### (イ) 水質基準項目

検査項目及び頻度等のもう1つの種類は、原則1～3か月ごとに実施する 51 項目の「水質基準項目」である(以下、「基準検査」という。)

基準検査の検査項目及び頻度等は、水道法施行規則などの法令等で定められている。ただし、51 の検査項目の中には過去3年間の検査結果が良好な場合は、必ずしも原則通りの頻度で実施しないことができる項目がある(たとえば、「おおむね三箇月に一回以上」実施する項目を「おおむね三年に一回以上」実施にできる(水道法施行規則第 15 条))。

このように基準検査は、検査結果によっては検査頻度を延長できる。しかしながら、市は任意に毎月 51 項目のすべてを検査することとしている。

水質基準項目 51 項目の法定検査頻度及びこれに対する市の検査頻度(右端の「本計画の検査頻度」欄)は、以下のとおりである。なお、基準検査の結果は水道局のHPに掲載されている。

項目番号	項目名注)	基準値 (mg/L)	給水栓での過去3年間の最高値(mg/L)	法令上の検査頻度 (回/年)*	本計画の検査頻度 (回/年) 給水栓 8箇所
1	一般細菌	100 個/mL 以下	1 個/mL 未満	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003 未満	1 回/3 年	12
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005 未満	1 回/3 年	12
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
8	六価クロム化合物	0.05 以下	0.005 未満	1 回/3 年	12
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004	4	12
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001 未満	4	12
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1.23	1	12
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.12	1 回/3 年	12
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.64	4	12
14	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002 未満	1 回/3 年	12
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005 未満	1 回/3 年	12
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004 未満	1 回/3 年	12
17	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002 未満	1 回/3 年	12
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
20	ベンゼン	0.01 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
21	塩素酸	0.6 以下	0.11	4	12
22	クロロ酢酸	0.02 以下	0.002 未満	4	12
23	クロロホルム	0.06 以下	0.020	4	12
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.012	4	12
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.013	4	12
26	臭素酸	0.01 以下	0.003	4	12
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.031	4	12
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.008	4	12
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.011	4	12
30	ブロモホルム	0.09 以下	0.010	4	12
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.006	4	12
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満	1 回/3 年	12
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.06	4	12
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.02	1 回/3 年	12
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01 未満	1 回/3 年	12
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	25	1	12
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.001 未満	1 回/3 年	12
38	塩化物イオン	200 以下	27.9	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	87	4	12
40	蒸発残留物	500 以下	181	4	12
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02 未満	1 回/3 年	12
42	ジェオスミン	0.00001 以下	0.000004	12	12
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000003	12	12
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.01 未満	4	12
45	フェノール類	0.005 以下	0.0005 未満	1 回/3 年	12
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1.0	12	12
47	pH値	5.8~8.6	7.7	12	12
48	味	異常でないこと	異常なし	12	12
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	12
50	色度	5 度 以下	1 未満	12	12
51	濁度	2 度 以下	0.1 未満	12	12

\* 過去3年間の検査結果を基に法令の検査頻度の設定基準に照らし合わせた頻度

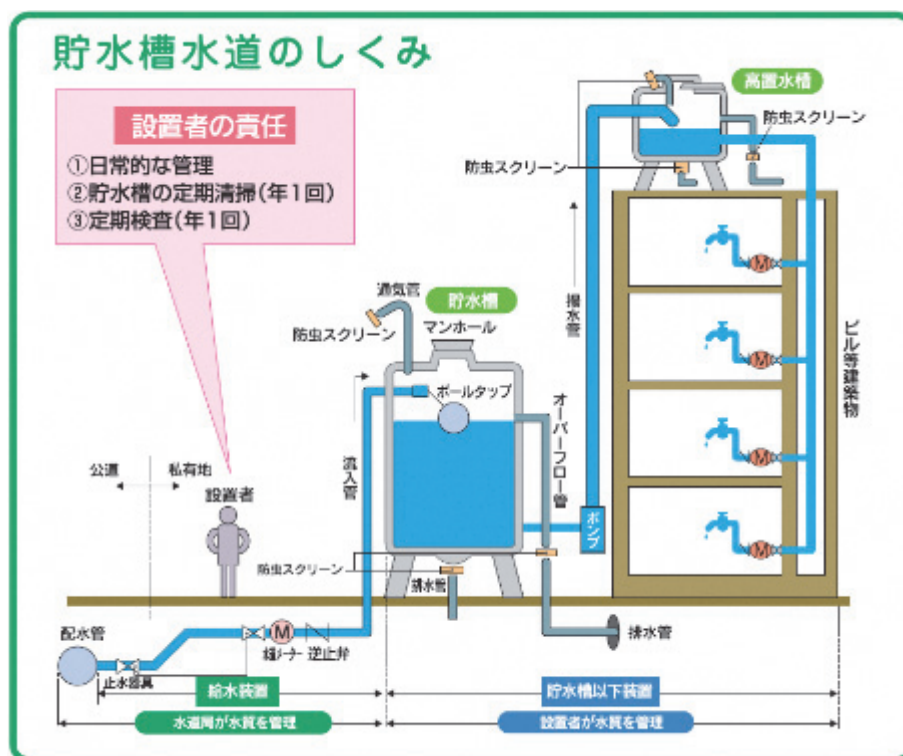
注) 項目番号及び項目名については告示に伴い変更する可能性があります。

(出典：平成 29 年度 福岡市水道局 水質検査計画 (枠線は監査人追加))

#### ④ 貯水槽の管理について

貯水槽水道(※)を設置しているビルやマンションなど、水道水をいったん貯水槽にためて給水する方式を採用している施設がある。このような施設においては、貯水槽を経由した水道水を安全に使用するために、貯水槽の管理を貯水槽の設置者(建物の所有者、分譲マンションの管理組合など)の責任で行う必要がある。貯水槽の所有者は設置者であるためである。

※ 貯水槽水道とは、建物内に設置されている貯水槽以下の配管を含めた水道設備全体をいうが、以下は単に「貯水槽」という。



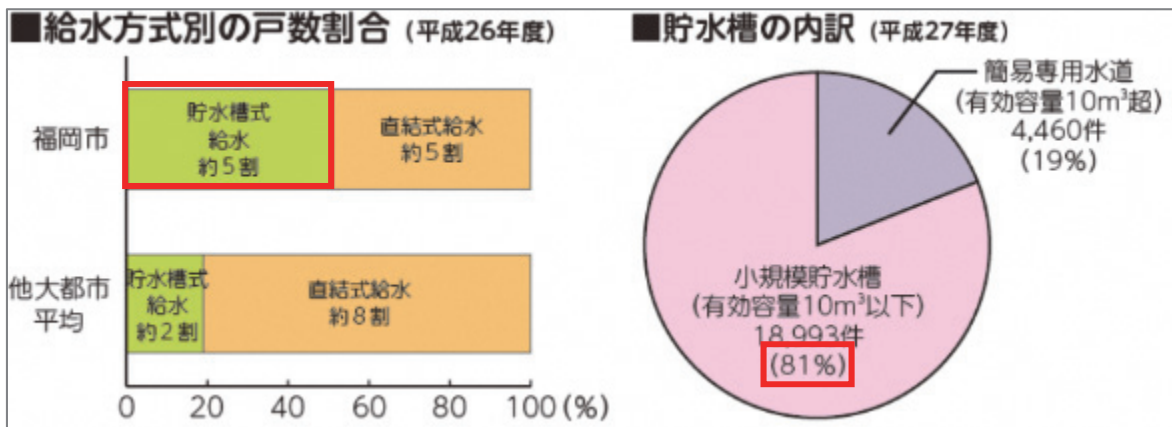
(出典：福岡市水道局 「福岡市の水道 2018」)

水道法等においては、有効容量が 10 m<sup>3</sup>を超える貯水槽は「簡易専用水道」となる(水道法第3条第7項、水道法施行令第2条。ただし、井戸水が入っているものなどは除かれている)。簡易専用水道に該当すると1年以内ごとに1回は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関(以下、「登録機関」という。)による設備等の検査(以下、「定期的検査」という。)が義務付けられている(水道法第34条の2第1項、第2項、水道法施行規則第55条第1号)。なお、検査項目は貯水槽の清掃が基準どおり定期に実施されていること、施設の衛生状態が良好なこと、図面・管理記録が保管されていることなどである。

他方、水道法等では有効容量が 10 m<sup>3</sup>以下の貯水槽(いわゆる「小規模貯水槽」)はこの定期的検査が義務付けられていない。

市によると、市においては共同住宅の割合が他の大都市と比べて格段に高く、以下のグラフのとおり、約半数の世帯で貯水槽を経由した水道水が利用されている。

市の給水方式別の戸数割合と、貯水槽の内訳は以下のとおりである。



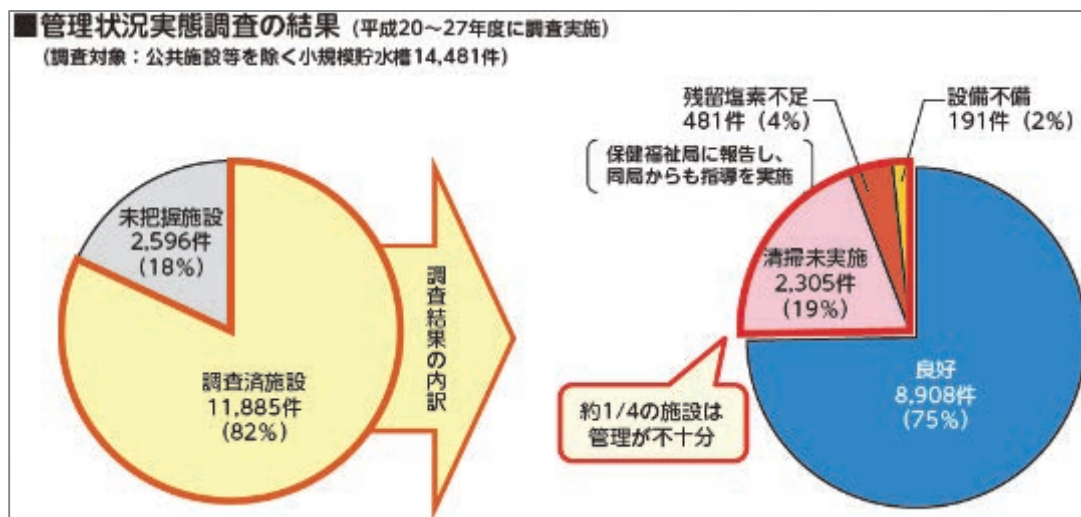
(出典：福岡市水道局 「福岡市水道長期ビジョン 2028」 (枠線は監査人追加))

また、この右側のグラフの「貯水槽の内訳」では、水道法で貯水槽の定期の検査が義務付けられていない小規模貯水槽の占める割合が貯水槽全体の8割を超えている。市によると、小規模貯水槽には定期の検査が義務付けられていないこともあり、適正な管理が行われていないケースも見受けられるとのことである。

市作成の「福岡市水道長期ビジョン 2028」によると、平成 20 年度から市内すべての小規模貯水槽施設(公共施設等を除く)を対象に、設置者に対して貯水槽の維持管理の重要性などを記載した適正管理啓発資料を定期的に送付している。さらに現地調査などにより貯水槽の管理状況を確認し、必要に応じて設置者に対して指導・助言などを行っている。ただし、以下の左のグラフのとおり、約2割の小規模貯水槽に関しては現地調査を終えていない(以下、この施設を「未把握施設」という。)

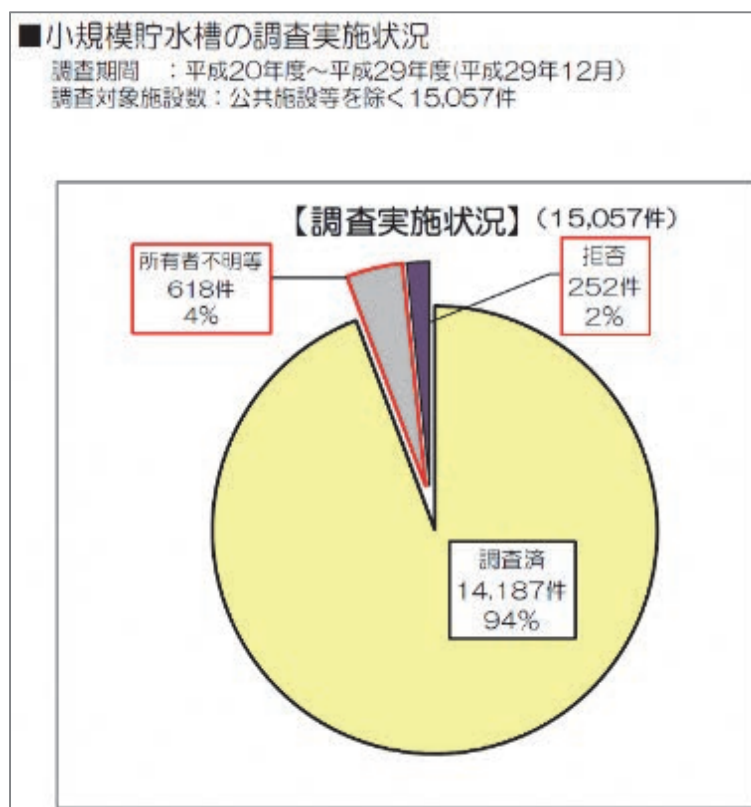
また、市が現地調査を実施した小規模貯水槽の管理状況に関しては、以下のとおり、おおむね4分の3の施設において良好な管理が行われているものの、残りの4分の1の施設において定期的な清掃が実施されていない施設、設備に不備がある施設及び残留塩素が不足している施設などが存在していた。





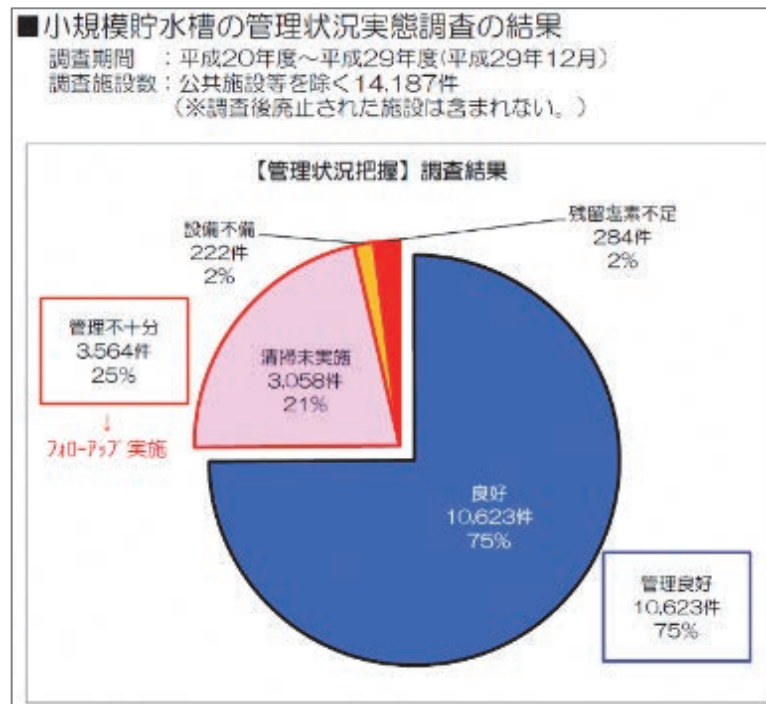
このような状況が確認されたため、今回の監査においては、未把握施設が生じる原因の調査ならびに、市の調査によって管理が不十分と確認された施設に関してその後のフォローアップの進捗状況の確認を実施することとした。

まず、小規模貯水槽の管理状況の把握や進捗管理は「福岡市水道長期ビジョン 2028」の作成以降も進めているとのことである。以下のとおり、平成29年末においては平成27年度末の2,596件(18%)から870件(=618件+252件)(6%)と大きく減少させている。



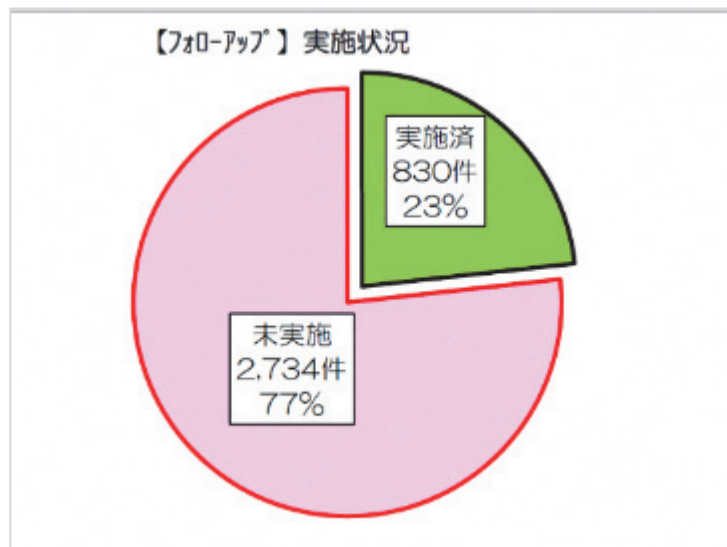
（出典：水道局作成資料）

つぎに、平成 20 年度～平成 29 年度（平成 29 年 12 月）までの小規模貯水槽の調査状況は以下のとおりである。



(出典：福岡市水道局作成資料)

なお、市の調査によって管理が不十分と確認された施設に関してフォローアップを実施して改善状況を確認している。平成 30 年1月から7月までの進捗状況は以下のとおりである。予定されたフォローアップのための調査期間は平成 30 年1月から平成 33 年3月までであることを勘案すると進捗は順調と考えられる。



(出典：福岡市水道局作成資料)

## (9)福岡地区水道企業団について

### ① 概要

#### (ア) 設立経緯等

福岡地区水道企業団(以下、「企業団」という。)は、福岡都市圏の6市7町1企業団1事務組合により構成され、福岡都市圏への水道用水供給事業を行っている一部事務組合である。

水道用水供給事業とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう(水道法第3条第4項)。小規模な自治体が、独自にダムや浄水場を作ることが困難であることや自治体によっては適当な河川が無く自力での水の調達に困難な場合に、複数の自治体が共同で設立した団体により営まれる。

また、一部事務組合とは、自治体等が事務の一部を共同処理するため設立した組合であり、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設けることができる(地方自治法第284条第2項)。

#### <企業団を構成する自治体(構成団体)>

福岡市
筑紫地区:大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団
糟屋地区:古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、久山町(※) (※)久山町は未給水団体
宗像地区:宗像地区事務組合
糸島市

(出典:企業団HPより監査人作成)

企業団は、経済の高度成長期に入った昭和30年代後半以降に、人口増加等により著しく増加した水需要に対応するために昭和48年6月に設立された。具体的な業務は、構成団体への水道用水供給事業である。福岡市をはじめ構成団体の大半には一級河川がないため、水の調達を共同で実施することに大きなメリットがある。

企業団は水を調達するための水源開発事業を実施している。これまでも複数のダムを完成させ水源開発を行い、水の調達方法を確保することによって水道用水を供給している。企業団は、現在筑後川水系からの導水、多々良川水系の鳴淵ダム、平成17年度から稼働を開始した海水淡水化施設(※)により、1日最大約25万m<sup>3</sup>の水道用水を供給している。

※ 海水淡水化施設とは、海水を淡水化して飲料水とする施設である。企業団においては、海の中道(福岡市東区)に「海の中道奈多海水淡水化センター(まみずピア)」の名称で稼働している施設である。

また、昭和53年の大渇水を契機に異常渇水から市民を守る抜本的な対策として着手した渇水対策容量を持つ五ヶ山ダム(治水と利水の多目的ダム)が平成29年度に竣工している。五ヶ山ダムの供給が開始すると、企業団の供給能力は一日最大1万m<sup>3</sup>増加する。こ

れに伴い、市が企業団から受水(水の供給を受けることをいう)する水量は一日最大 0.3 万 m<sup>3</sup>増えることとなる。

現在の企業団の1日平均供給水量は約 24 万立方メートルである。これは福岡都市圏の水道使用量の約4割に当たる。

#### <企業団の歩み>

昭和 46 年 6 月 11 日	福岡地区広域水道推進連絡協議会発足 福岡都市圏1市 21 町で、筑後川水源開発の受入体制を検討
昭和 48 年 3 月 7 日	福岡地区水道企業団設立準備委員会発足
昭和 48 年 6 月 1 日	4市18町で福岡地区水道企業団設立
昭和 48 年 7 月 26 日	水道用水供給事業認可(江川・寺内・合所ダム)
昭和 56 年 9 月 24 日	第 1 回拡張事業認可(鳴瀬ダム、江川・寺内・合所ダム増量)
昭和 58 年 11 月 21 日	水道用水供給開始(江川・寺内ダム分最大 136,400 m <sup>3</sup> /日)
昭和 60 年 3 月 20 日	第 2 回拡張事業認可(筑後大堰)
昭和 60 年 9 月 1 日	筑後大堰分(最大 6,500 m <sup>3</sup> /日)の供給開始
昭和 61 年 11 月 21 日	江川・寺内ダム分(最大 7,800 m <sup>3</sup> /日)の供給開始
平成 2 年 2 月 9 日	合所ダム分(最大 28,100 m <sup>3</sup> /日)の供給開始
平成 4 年 3 月 31 日	第 3 回拡張事業認可(大山ダム、五ヶ山ダム)
平成 8 年 6 月 12 日	福岡都市圏海水淡水化導入検討委員会設置
平成 11 年 3 月 12 日	第 4 回拡張事業認可(海水淡水化施設、大山ダム増量、安定供給水量)
平成 13 年 3 月 30 日	第 4 回拡張事業第 1 回変更認可(多々良浄水場高度浄水処理)
平成 14 年 7 月 1 日	鳴瀬ダム分(最大 22,000 m <sup>3</sup> /日)の供給開始
平成 17 年 3 月 22 日	海の中道奈多海水淡水化センター(愛称:まみずピア)竣工
平成 17 年 4 月 1 日	多々良浄水場高度浄水処理施設供用開始
平成 17 年 6 月 1 日	海の中道奈多海水淡水化センター(愛称:まみずピア 最大 50,000 m <sup>3</sup> /日)の供用開始
平成 19 年 2 月 27 日	水道水質検査優良試験所規範(水道 GLP)認定取得
平成 20 年 3 月 6 日	福岡地区水道企業団地域水道ビジョン策定
平成 20 年 3 月 21 日	牛頸浄水場、水質センターがエコアクション21認証取得
平成 23 年 3 月 31 日	福岡地区水道企業団地域水道ビジョン実施計画を改定
平成 25 年 3 月 25 日	第 4 回拡張事業第 2 回変更認可(那珂川五ヶ山ダム取水地点変更)
平成 25 年 4 月 1 日	大山ダム分(最大 52,000) m <sup>3</sup> /日)の供給開始

(出典:企業団HP)

(イ) 議会

企業団は、地方公共団体の1つである特別地方公共団体(※)であるため議会が設置されている。議会の議員は、企業団の規約において定数 15 人と定めており、各構成団体の議会の議員から選出されることとなっている。また、選挙の方法は、選挙地区ごとに定める数の議員(下表参照)をその選挙区の構成団体の長が共同して推薦することとなっている。

※ 地方公共団体は、都道府県及び市町村を単位とした普通地方公共団体と一部事務組合等の地方公共団体の組合などの特別地方公共団体に分かれる(地方自治法第1条の3)。

<議会構成>

選挙地区	構成団体	議員数
第1区	福岡市	9人
第2区 (筑紫地区)	大野城市 筑紫野市 太宰府市 春日那珂川水道企業団	2人
第3区 (糟屋地区)	古賀市 宇美町 志免町 須恵町 粕屋町 篠栗町 久山町 新宮町	2人
第4区 (宗像地区)	宗像地区事務組合	1人
第5区	糸島市	1人

(出典:企業団HPから監査人作成)

(ウ) 財務諸表

企業団の近年の財務諸表の状況は以下のとおりである。

<財務諸表>

損益計算書

(単位:百万円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
営業収益	10,032	10,078	10,119	10,119
営業費用	9,998	10,213	9,531	9,377
営業利益(△損失)	34	△134	587	742
営業外収益	1,533	1,448	1,389	1,427
営業外費用	808	728	646	565
経常利益	760	585	1,330	1,604
特別利益	0	0	0	34
特別損失	220	22	0	472
当年度純利益	539	562	1,330	1,166

貸借対照表

(単位:百万円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
固定資産	152,476	150,620	148,124	144,979
流動資産	8,093	8,845	10,003	9,903
資産合計	160,570	159,465	158,128	154,882
固定負債	32,338	29,658	27,061	23,320
流動負債	5,886	6,026	5,724	4,951
繰延収益	33,331	33,184	32,572	31,933
負債合計	71,556	68,869	65,358	60,205
資本金	61,468	86,480	87,811	89,115
資本剰余金	2,565	2,565	2,565	2,565
利益剰余金	24,979	1,550	2,393	2,996
資本合計	89,013	90,596	92,769	94,677
負債資本合計	160,570	159,465	158,128	154,882

(出典:企業団HPから監査人作成)

経営成績を表す損益計算書は、過去 10 年間のうち2年間は少額の赤字を計上しているが、その他の年度は黒字を計上しており経営は比較的安定している。また、財政状態を表す貸借対照表は、平成 26 年度の地方公営企業会計制度の改正に伴い負債及び資本間において増減が生じている。

## ② 市との関係

### (ア) 資金負担

企業団は、市を含めた構成団体に対して水道用水を供給するために水源開発に携わっている。この水源開発に要する資金を構成団体が負担している。

資金負担は、企業団への出資割合に応じてなされている。市(一般会計)は、企業団設立以降出資割合が 58%~73%の範囲で推移しており、出資時の出資割合に応じた資金負担を行っている。なお、企業団が供給する水道用水を受水できる割合は、出資割合に応じた割合である。

設立以降、昭和 57 年度から平成 29 年度までに市(一般会計)が負担してきた資金総額は以下のとおりである。

出資金(※1)	33,129,883 千円	参考:出資割合(※3)
補助金(※2)	9,238,873 千円	昭和 57 年度~昭和 62 年度…73.65%
合計	42,368,756 千円	昭和 63 年度~平成 10 年度…66.28%
		平成 11 年度~平成 29 年度…58.31%

※1 ダム等の建設に係る資金負担

※2 ダム等の施設の稼働後の金利に係る資金負担

※3 出資割合はダム等の水源開発に伴う出資に応じて増減する。

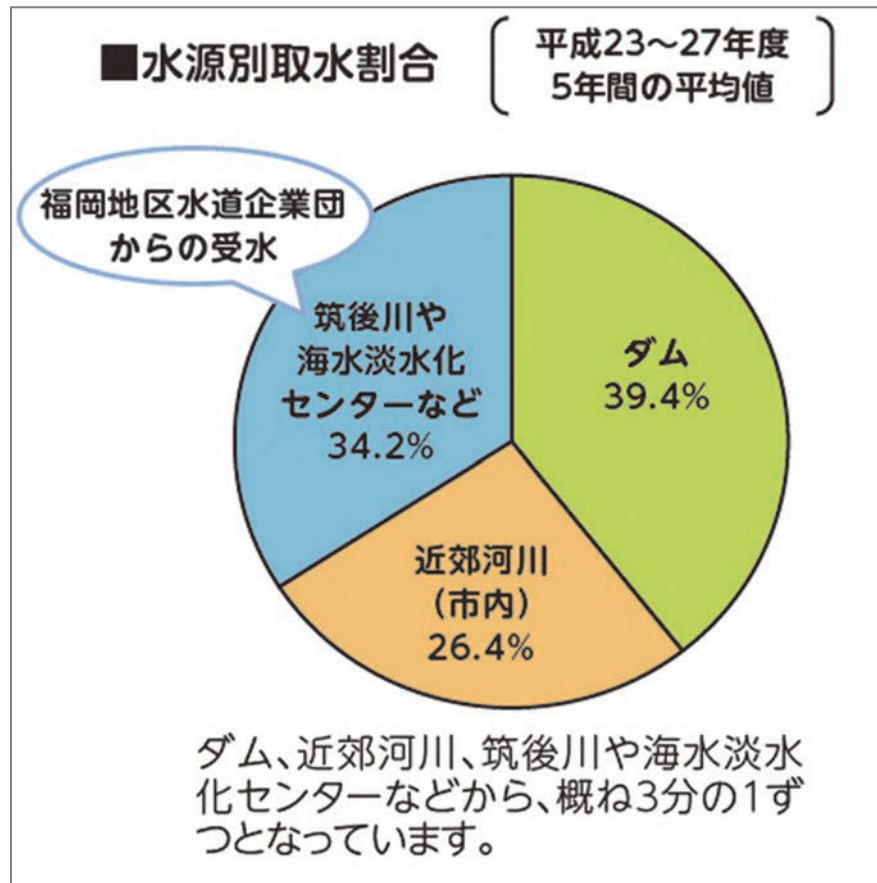
### (イ) 水の調達の依存度

市は、企業団と水道用水の供給に関する協定書を交わし受水を受けている。

供給水量は、企業団の水源開発に伴い増加しており、協定書において都度一日最大供給水量の改定を行っている。

近年の水源別の水の調達割合をみると、以下のとおり企業団からの受水が3分の1以上を占めている。

<水源別の調達割合>



(出典：福岡市水道長期ビジョン 2028)

### ③ 受水費について

#### (ア) 概要

市が企業団から受水を受ける際の費用(これを「受水費」という。)は、あらかじめ決められた受水量に見合った算定方法によって支払うこととなっている。また、受水費は基本料金と使用料金で構成されている。

基本料金は、使用の有無にかかわらず発生する費用である。具体的には、あらかじめ市と企業団の間で一定の受水量(基本水量)を定め、実際の使用水量が基本水量に満たない場合であっても当該受水量に単価を乗じて算出した定額の料金が徴収されることとなっている(これを「責任水量制」という)。

したがって、実際の使用水量が基本水量を大きく下回る状況であると、市は基本水量や単価に関して改定等に関する協議を実施する必要があると考えられる。しかし、近年の受水量をみると、実際の使用水量が基本水量を大きく下回る状況には至っていない。

一方、使用料金は、市が実際に使用した水量に単価を乗じて算出される。基本料金と使用料金の両者の関係は、基本料金が固定費であり、使用料金が変動費という関係となっている。

受水に関する料金体系及び受水量の推移は以下のとおりである。

#### <受水費の料金体系>

##### ■料金体系

◎基本料金・使用料金の算出方法及び料金改定状況

●基本料金=単価×基本水量(1日最大供給水量×調整率)

●使用料金=単価×使用水量

改定年月日	基本料金単価	調整率 (基本料金軽減)	基本料金 (単価×調整率)	使用料金単価
昭和58年11月21日(供給開始)	87.5円/m <sup>3</sup>	80.00%	70.0円/m <sup>3</sup>	12.5円/m <sup>3</sup>
昭和60年4月1日	125.5円/m <sup>3</sup>	〃	100.4円/m <sup>3</sup>	〃
昭和63年4月1日	157.0円/m <sup>3</sup>	〃	125.6円/m <sup>3</sup>	10.0円/m <sup>3</sup>
平成3年4月1日(暫定)	〃	75.00%	117.75円/m <sup>3</sup>	〃
平成4年4月1日	〃	〃	117.75円/m <sup>3</sup>	〃
平成25年4月1日	〃	67.50%	105.975円/m <sup>3</sup>	〃

(出典:水道局作成資料(基本料金(単価×調整率)欄は監査人追加))



<年度別の受水量及び受水費>

年度	受水量 (m <sup>3</sup> )	(税込)	
		受水費 (円)	一日最大供給水量(m <sup>3</sup> )
昭和58年度	7,990,710	1,073,779,874	105,400
昭和59年度	35,532,984	3,137,132,298	105,400
昭和60年度	31,797,818	4,398,312,321	111,900
昭和61年度	36,655,945	4,639,116,350	118,000
昭和62年度	35,199,563	4,776,069,736	118,000
昭和63年度	35,980,558	5,769,397,520	118,000
平成元年度	43,597,868	6,215,937,027	139,800
平成2年度	49,271,252	6,941,598,433	139,800
平成3年度	49,649,279	6,570,806,808	139,800
平成4年度	47,292,760	6,530,113,012	139,800
平成5年度	49,671,204	6,554,610,986	139,800
平成6年度	34,724,638	6,400,661,356	139,800
平成7年度	43,614,969	6,508,653,415	139,800
平成8年度	49,722,304	6,555,137,316	139,800
平成9年度	49,685,249	6,671,654,049	139,800
平成10年度	46,958,012	6,653,396,471	139,800
平成11年度	48,248,632	6,683,688,497	139,800
平成12年度	49,711,082	6,682,303,705	139,800
平成13年度	49,329,626	6,678,298,417	139,800
平成14年度	40,865,943	6,588,378,827	149,600
平成15年度	51,498,440	7,093,570,572	149,600
平成16年度	51,999,177	7,081,197,604	149,600
平成17年度	54,656,909	7,440,195,124	166,000
平成18年度	53,953,607	7,591,612,928	166,000
平成19年度	55,057,678	7,676,579,586	166,000
平成20年度	54,527,110	7,613,964,500	166,000
平成21年度	55,371,710	7,622,832,799	166,000
平成22年度	52,653,929	7,594,296,099	166,000
平成23年度	49,613,450	7,581,220,594	166,000
平成24年度	52,107,265	7,588,556,126	166,000
平成25年度	49,558,200	6,041,981,547	144,250
平成26年度	49,538,450	6,214,396,289	144,250
平成27年度	49,669,000	6,230,976,974	144,250
平成28年度	49,532,450	6,214,331,489	144,250

(出典：福岡地区水道企業団 水道用水供給事業統計年報)

企業団は公営企業であるため、料金を設定するに当たっては総括原価に基づいて設定される。市と企業団の協定書においても、この旨を定めている。したがって、受水の料金体系は、ダムの完成などの原価の変動を契機に調整率を含めてこれまで数回改定されている。なお、料金体系は、昭和 63 年度をピークにその後は調整率を改定することによって減額に転じている。

また、受水量は平成 21 年度を、受水費は平成 19 年度をそれぞれピークに近年減少傾向にある。平成 29 年度はピーク時と比較して受水量は△10.5%、受水費は△19.0%となっている。

なお、市以外の構成団体の受水量の料金体系は、出資割合に基づく基本水量が異なるだけであり、その他の条件は市と同様である。

#### (イ) 受水費と浄水費の単価比較

市が市民に供給する水のうち、約3分の1は企業団からの受水である。残りは自ら浄水処理をした水である。

ここで、市は自ら浄水処理をした水に係る原価と受水費の試算(※)とを比較した資料を有している。

※ 市の試算の前提として「企業団決算書及び総務省統計データより、福岡市方式での給水原価を算定し、受水原価を試算するもの」となっている。

平成 28 年度決算に関して当該比較資料を閲覧したところ、企業団が浄水処理して受水した水の原価は、市が自ら浄水処理した水の原価と比べ 1.6 倍以上となっていた。

当該比較資料によると、まず費用を人件費、物件費、企業債利息、減価償却費という費目別に分解している。さらに、両者の差が大きい物件費については内訳を分析した内容となっている。

市の浄水原価と企業団からの受水原価の乖離の主要因を、企業団におけるダム負担金、海淡維持費(前述の海水淡水化施設の維持費)及び減価償却費等であると分析している。

今回の監査においては、受水費が、市が自ら浄水処理をした水に係る原価と比較して相違がある状況に関して、別途監査人が分析を実施した。なお、企業団はあくまで監査対象先の市とは別の地方公共団体であるため、公表されているデータの範囲においてのみ実施が可能であり、当該データにより実施している。

#### (ウ) 企業団分析1:受水量と受水費との関係

平成 26 年度～平成 28 年度の構成団体ごとの受水量と受水費の状況、さらには、受水量と受水費の関係を算定した結果は以下のとおりである。

#### <受水量の状況>

構成団体	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受水量(m <sup>3</sup> )	割合	受水量(m <sup>3</sup> )	割合	受水量(m <sup>3</sup> )	割合
福岡市	49,538,450	57.2%	49,669,000	56.4%	49,532,450	55.8%
大野城市	5,393,985	6.2%	5,420,570	6.2%	5,447,985	6.1%
筑紫野市	3,863,473	4.5%	3,887,660	4.4%	3,864,850	4.4%
太宰府市	3,833,095	4.4%	3,860,545	4.4%	3,843,095	4.3%
春日那珂川水道企業団	3,860,770	4.5%	4,824,573	5.5%	5,320,233	6.0%
古賀市	2,395,455	2.8%	2,485,149	2.8%	2,478,690	2.8%
宇美町	2,405,100	2.8%	2,465,006	2.8%	2,510,100	2.8%
志免町	2,047,605	2.4%	2,063,213	2.3%	2,096,445	2.4%
須恵町	1,541,415	1.8%	1,568,550	1.8%	1,632,375	1.8%
粕屋町	2,656,785	3.1%	2,672,870	3.0%	2,666,945	3.0%
篠栗町	1,436,870	1.7%	1,449,417	1.6%	1,536,870	1.7%
新宮町	1,761,300	2.0%	1,849,930	2.1%	1,912,640	2.2%
宗像地区事務組合	814,572	0.9%	837,965	1.0%	840,510	0.9%
糸島市	5,018,746	5.8%	5,032,868	5.7%	5,045,930	5.7%
合計	86,567,621	100.0%	88,087,316	100.0%	88,729,118	100.0%

< 受水費の状況 >

構成団体	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	受水費(円)	割合	受水費(円)	割合	受水費(円)	割合
福岡市	6,214,396,289	57.4%	6,230,976,974	57.3%	6,214,331,489	56.9%
大野城市	638,209,096	5.9%	640,051,846	5.9%	647,554,912	5.9%
筑紫野市	643,483,182	5.9%	554,942,271	5.1%	527,774,882	4.8%
太宰府市	434,437,211	4.0%	435,788,585	4.0%	443,908,001	4.1%
春日那珂川水道企業団	445,461,653	4.1%	566,600,471	5.2%	635,947,508	5.8%
古賀市	324,931,882	3.0%	307,474,919	2.8%	289,337,049	2.6%
宇美町	282,954,511	2.6%	284,290,938	2.6%	290,150,315	2.7%
志免町	247,654,250	2.3%	248,427,772	2.3%	251,062,581	2.3%
須恵町	192,974,355	1.8%	193,740,441	1.8%	196,057,349	1.8%
粕屋町	323,544,444	3.0%	324,508,225	3.0%	325,754,799	3.0%
篠栗町	180,614,347	1.7%	181,191,696	1.7%	183,854,993	1.7%
新宮町	224,180,016	2.1%	225,687,523	2.1%	228,635,327	2.1%
宗像地区事務組合	97,794,108	0.9%	98,285,995	0.9%	99,514,671	0.9%
糸島市	584,010,046	5.4%	585,586,307	5.4%	593,846,479	5.4%
合計	10,834,645,390	100.0%	10,877,553,963	100.0%	10,927,730,355	100.0%

< 受水量と受水費の関係 (=受水費割合－受水量割合) >

構成団体	平成26年度	平成27年度	平成28年度
福岡市	0.1%	0.9%	1.0%
大野城市	-0.3%	-0.3%	-0.2%
筑紫野市	1.5%	0.7%	0.5%
太宰府市	-0.4%	-0.4%	-0.3%
春日那珂川水道企業団	-0.3%	-0.3%	-0.2%
古賀市	0.2%	0.0%	-0.1%
宇美町	-0.2%	-0.2%	-0.2%
志免町	-0.1%	-0.1%	-0.1%
須恵町	0.0%	0.0%	0.0%
粕屋町	-0.1%	-0.1%	0.0%
篠栗町	0.0%	0.0%	0.0%
新宮町	0.0%	0.0%	-0.1%
宗像地区事務組合	0.0%	0.0%	0.0%
糸島市	-0.4%	-0.3%	-0.3%

(出典：企業団統計年報より監査人作成)

受水量割合を受水費割合が上回っているものの大きな乖離は生じていない結果となっている。

(エ) 企業団分析2: 経営比較分析表によるベンチマーク分析

総務省は平成 26 年度から水道事業者などの公営企業に対して所定の経営指標を掲載した経営比較分析表の作成を要請している。この経営比較分析表を使用してベンチマーク分析(※)を行った結果は以下のとおりである。

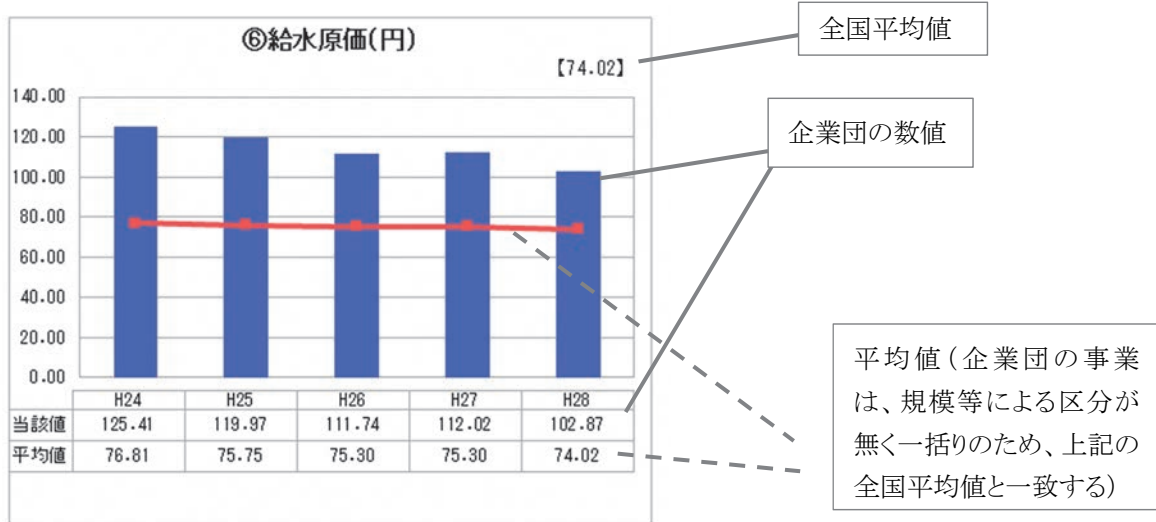
※ ベンチマーク分析とは、同規模程度の複数の団体の数値・指標、あるいは、その平均値と比較することによって自らの立ち位置を知るための分析手法である。なお、分析時点において公表されている最新のデータは平成 28 年度のものであるため、当該分析は平成 28 年度のデータを用いて実施している。

原価に関して、類似団体である水道用水供給事業者と比較したところ、給水原価(※)において、以下の結果が得られている。企業団は、類似団体の平均値(以下、「平均値」という。)と比べ 1.4 倍近い原価となっていた。

なおこの結果については、経営比較分析表において「給水原価が類似団体に対して高額であるが、筑後川からの流域外導水(約25km)や海水淡水化センター等にかかる施設整備に多額の経費がかかるためであり、コストの削減に努めた結果徐々に下がっている。」との記載がされている。

※ 給水原価は、{経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費-長期前受金戻入)}÷年間総有収水量で算出される。単純に言えば1m<sup>3</sup>当たりの原価である。

<企業団の経営比較分析表(平成28年度)>



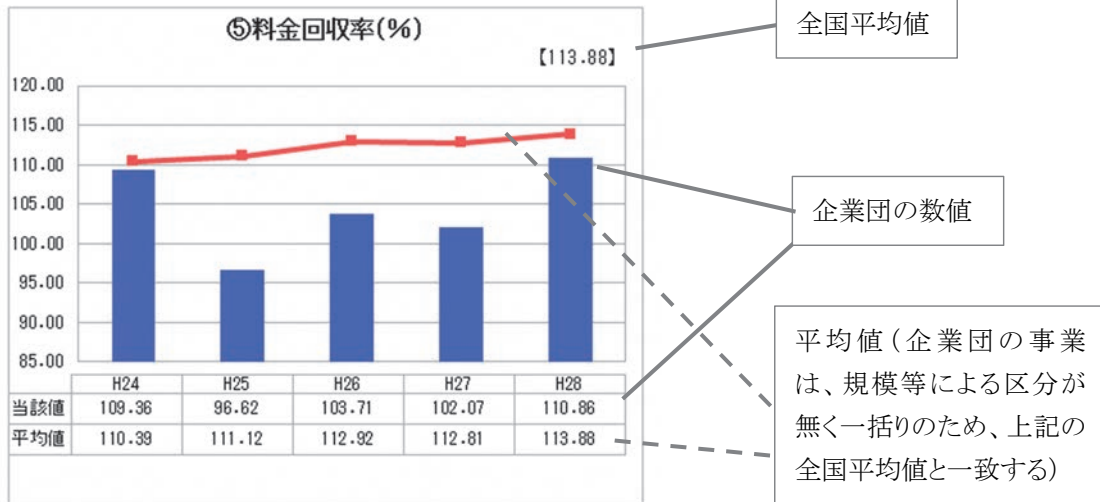
(出典：総務省HP掲載の企業団の経営比較分析表(数値の説明は監査人))

一方、この経営比較分析表では企業団の料金回収率(※)も掲載されている。

※ 料金回収率は、(供給単価÷給水原価)×100で算出される。供給単価は、1m<sup>3</sup>当たりの給水収益であるためこの指標が意味することは、料金によって原価が回収できているか、すなわち、この指標において100%以上の算定結果が得られていれば回収できていることになる。

この料金回収率の結果は以下のとおりである。給水原価において生じているような企業団の数値が平均値を上回るような状況ではない。

<企業団の経営比較分析表（平成 28 年度）>



（出典：総務省HP掲載の企業団の経営比較分析表（数値の説明は監査人））

(オ) 企業団分析3: 地方公営企業年鑑によるベンチマーク分析

総務省のHPには全国の公営企業の経営にかかわる数値や指標が、水道事業などの事業別の一覧に取りまとめられ「地方公営企業年鑑」（以下、「年鑑」という。）として掲載されている。

上記の「④企業団分析2: 経営比較分析表によるベンチマーク分析」においては、企業団の原価に基づいた分析をしたが原価そのものを分析したわけではない。

したがって、この年鑑を用いたベンチマーク分析では人件費などの原価の構成要素に焦点を当て、ベンチマーク分析を実施することとしている。

分析方法は、年鑑を参照して企業団と同規模程度と考えられる類似団体の数値を用いて実施している。なお、分析時点において公表されている最新のデータは、平成 28 年度のものであるため、当該分析は平成 28 年度のデータを用いて実施している。

企業団と同規模程度と考えられる類似団体の選定基準は、規模（現在給水人口（※））、効率性（給水人口密度（※））及び組織体（企業団方式か県営水道か、など）を勘案して以下の項目に基づき選定した。

※ 現在給水人口とは、当該年度決算に基づく、現に給水をしている年度末人口をいう。また、給水人口密度は、現在給水人口÷給水区域面積（現に給水している給水区域の面積）により算定される。

選定基準	
●	現在給水人口: 100万人以上
●	給水人口密度: 1,000人/km <sup>2</sup> 以上
●	組織体 : 企業団方式

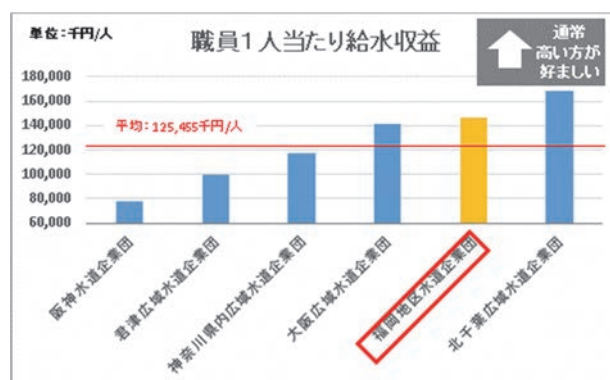
この選定基準に基づき選定された団体は以下のとおりである。これらの団体を用いてベンチマーク分析を実施することとする(以下、これらの相手先を「ベンチマーク先」という。また、ベンチマーク先に、企業団を含めて算出した平均値を、「ベンチマーク平均」という)。

選定結果	
●	北千葉広域水道企業団
●	君津広域水道企業団
●	神奈川県内広域水道企業団
●	大阪広域水道企業団
●	阪神水道企業団

以下、人員(人件費)に関して、収益(金額又は量)を含めた分析結果を掲げている。なお、各算式、各企業団の数値及びベンチマーク平均は、この分析の末尾に一覧表を掲載している。

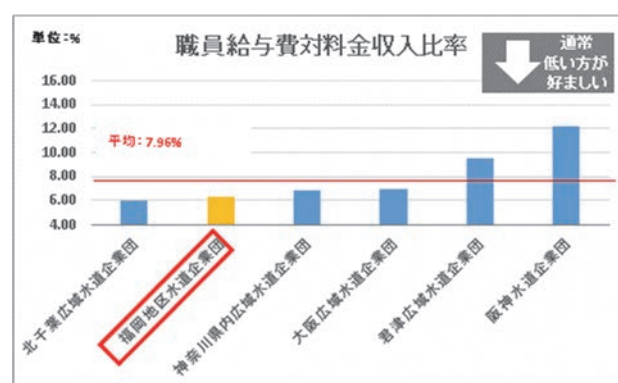
はじめに、職員1人当たり給水収益を比較すると、企業団の数値はベンチマーク平均よりも高く、6企業団中、上から2番目に位置している。

職員1人当たりの給水収益が、ベンチマーク先と比較して高い位置にあるため、人員に関して効率的に収益を計上していることを意味する。



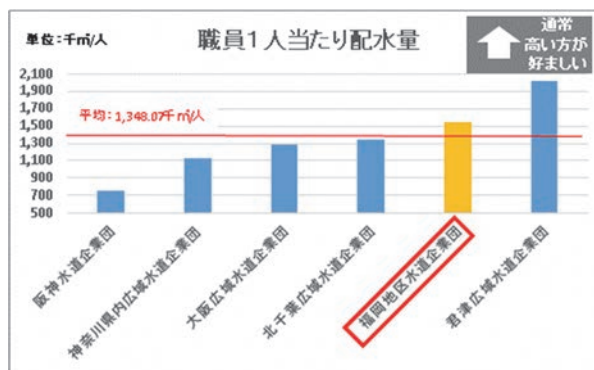
つぎに、給水収益に対する職員の給与費を比較すると、企業団の数値はベンチマーク平均よりも低く、6企業団中、下から2番目に位置している。

給水収益に対する職員の給与の割合が、ベンチマーク先と比較して低い位置にあるため、人件費に関して効率的に収益を計上していることを意味する。

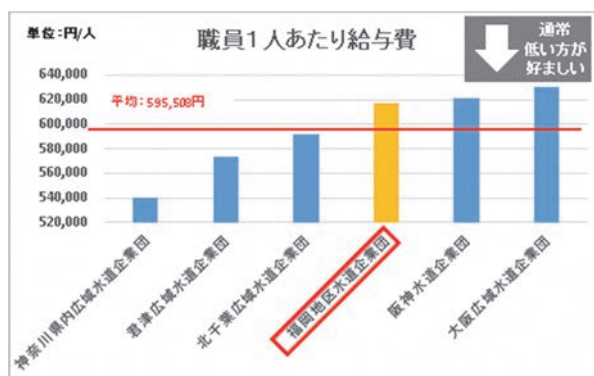


さらに、職員1人当たり配水量を比較すると、企業団の数値はベンチマーク平均よりも高く、6企業団中、上から2番目に位置している。

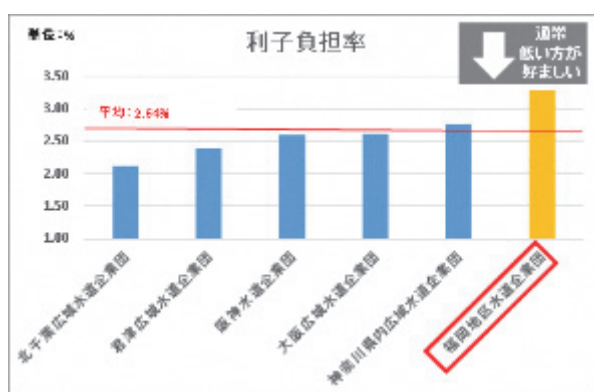
職員1人当たりの配水量が、ベンチマーク先と比較して高い位置にあるため、人員に関して効率的な配水をしていることを意味する。



なお、職員1人当たり給与費の比較では、企業団はベンチマーク平均よりも高く、6企業団中、上から3番目に位置している。



一方、人件費とは別に、企業団の経費に関して、債務に対する金利の割合を比べてみたところ、企業団の数値が、一番高かった。



また、有収水量1m³当たりの費用合計を比較すると、企業団の数値が一番高くなっていた。ベンチマーク平均との差の内訳を見てみると、減価償却費の費用差が一番大きく、続いて負担金、修繕費の費用差が大きい。

<平成 28 年度の地方公営企業年鑑から引用、算定したデータ一覧>

・職員、利子関係

指標	算式	平均	福岡地区水道企業団	北千葉広域水道企業団	君津広域水道企業団	神奈川県内広域水道企業団	大阪広域水道企業団	阪神水道企業団
職員1人当たり給水収益 (千円/人)	給水収益/損益勘定所屬職員数	125,455	146,642	168,893	100,086	117,171	141,713	78,225
職員給与費対料金収入比率 (%)	職員給与費/料金収入×100	7.96	6.31	5.99	9.49	6.85	6.93	12.19
職員1人当たり配水量 (千m <sup>3</sup> /人)	年間配水量/全職員数	1,348	1,286	2,023	758	1,347	1,545	1,128
職員1人あたり給与費 (円/人)	1人1月あたり職員給与	595,508	617,199	591,369	573,222	540,236	630,153	620,867
利子負担率 (%)	(支払利息+企業債取扱諸費)/(企業債+長期借入金+一時借入金+リース債務)×100	2.64	3.29	2.13	2.38	2.77	2.63	2.61

・費用関係

項目	6団体平均	6団体平均と 福岡地区水道企業団との差	企業団営		企業団営		企業団営		企業団営		企業団営	
			用水供給事業		用水供給事業		用水供給事業		用水供給事業		用水供給事業	
			福岡県	千葉県	千葉県	神奈川県	大阪府	兵庫県				
			福岡地区水道企業団	北千葉広域水道企業団	君津広域水道企業団	神奈川県内広域水道企業団	大阪広域水道企業団	阪神水道企業団				
11. 有収水量1m <sup>3</sup> 当たりの金額		0										
(1) 職員給与費	6.89	0.30	7.19	4.52	11.43	5.46	5.20	7.55				
(2) 支払利息	6.03	1.25	7.28	5.04	4.53	8.40	5.78	5.15				
(3) 減価償却費	39.25	15.97	55.22	31.59	43.80	43.34	31.46	30.10				
(4) 動力費	7.13	0.23	7.36	4.70	8.67	5.11	9.25	7.67				
(5) 光熱水費	0.07	0.03	0.10	0.05	0.04	0.10	0.08	0.03				
(6) 通信運搬費	0.09	0.12	0.21	0.09	0.13	0.02	0.08	0.02				
(7) 修繕費	5.87	5.81	11.67	4.61	6.40	3.29	4.87	4.35				
(8) 材料費	0.24	0.52	0.76	0.16	-	0.19	0.03	0.05				
(9) 薬品費	2.83	-2.12	0.71	1.66	9.26	1.25	1.90	2.20				
(10) 路面復旧費	0.01	-	-	0.01	-	-	-	-				
(11) 委託料	5.96	0.25	6.21	5.52	12.71	7.28	2.47	1.58				
(12) 受水費	-	-	-	-	-	-	-	-				
(13) 負担金	4.83	8.21	13.04	4.94	3.12	4.42	2.20	1.25				
(14) その他	3.58	1.38	4.96	1.67	3.16	7.57	2.98	1.13				
(15) 費用合計	82.72	31.99	114.71	64.56	103.25	86.43	66.31	61.07				

(カ) 受水費に関する市の取り組みについて

企業団においては、構成団体の長が出席して企業団関連の事業について協議を行う場(運営協議会)や構成団体の部課長級職員が出席して企業団関連の事業について協議を行う場(幹事会)等において、受水費も含めた企業団の運営についての協議が実施されている。

また、企業団を構成する地方公共団体をブロック毎(福岡、筑紫、糟屋、宗像、糸島)に分け、企業団関連の事業における課題等についての意見交換や協議を行うブロック担当者会議が設定されている。

運営協議会(平成 29 年度開催実績)

日付	受水費に関する主な協議内容
平成 29 年 8 月 2 日	財政収支の推移について 長期財政収支見通し及び財政収支計画の策定について
平成 30 年 1 月 18 日	財政収支の推移について 水道ビジョン、長期財政収支見通し及び財政収支計画の策定について 耐震化事業について



ブロック担当者会議

日付	受水費に関する主な協議内容
平成 29 年 6 月 27 日	経営比較分析表 財政収支の推移について 用水供給料金について

以上のように市では企業団との協議を通じて受水費の適正化に取り組んでいる。

## (10) 公益財団法人福岡市水道サービス公社について

### ① 概要

公益財団法人福岡市水道サービス公社(以下、「公社」という。)は、市と福岡市管工事協同組合(以下、「組合」という。)が共同出資により設立した団体であり、市からの随意契約による受託事業が収益の大部分を占めている団体である。主な概要は、以下のとおりである。

#### <公社の概要>

名称	公益財団法人福岡市水道サービス公社
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号
設立年月日	昭和60年9月26日
事業開始	昭和60年10月1日
公益財団法人への移行	平成25年4月1日
出資金	(基本財産) 15,000,000円 内訳 
目的	<p>水道サービス公社は、清浄にして豊富低廉な水道水の供給を安定的・継続的に維持するため、給水装置等の維持管理及び水資源の有限性・重要性の啓発等に関する事業を行い、もって水道事業の健全な発展と安全安心で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 水道水の衛生及び水質保全に関する事業  (2) 給水装置の維持、管理運営及び貯水槽等の適正管理に関する事業  (3) 節水思想の普及高揚に関する事業  (4) 水源地域の振興協力及び交流に関する事業  (5) 災害時等における水道事業に係る支援等に関する事業  (6) 水道事業に係る調査、研究及び支援に関する事業  (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>

事業内容		開始年度
一般事業	節水PR事業	昭和60年度
	水源地域振興協力事業	昭和60年度
	簡易専用水道検査業務 ・城南、早良、西区、糸島市地域 ・中央、南区地域 ・博多、東区地域	昭和62年度 平成3年度 平成4年度
	駐車場事業	平成11年度
	広告掲載事業	平成18年度
福岡市からの受託事業	水道メーター管理業務(メーター管理、取替、取外、移設)	昭和61年度
	漏水発生給水管応急修理業務	平成5年度
	小規模貯水槽の適正管理業務の啓発	平成21年度

(出典：公社HP)

また、公社の近年の財務諸表の状況は以下のとおりである。後述のとおり、市では外郭団体のあり方を見直しており、その一環として、市から公社への業務委託を削減した結果、平成29年度の経常収支は大幅な減となっている。

<財務諸表（要約）>

	H28年度	H29年度
経常収益	2,652,045	546,912
経常費用	2,652,025	547,327
当期経常増減額	19	△ 414
経常外収益	0	0
経常外費用	0	0
当期一般正味財産増減額	19	△ 414
一般正味財産期首残高	949	968
一般正味財産期末残高	968	554
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	15,000	15,000
指定正味財産期末残高	15,000	15,000
正味財産期末残高	15,968	15,554

	H28年度	H29年度
流動資産	377,856	60,119
固定資産	175,071	187,049
資産合計	552,927	247,168
流動負債	377,747	59,984
固定負債	159,211	171,629
負債合計	536,958	231,614
指定正味財産	15,000	15,000
一般正味財産	968	554
正味財産合計	15,968	15,554
負債及び正味財産合計	552,927	247,168

(出典：公社HPより作成)

## ② 市との関係

公社は、水道事業を補完する役割を担うことを目的に設立された外郭団体(※)であるため、前述のとおり、業務の大半が市からの受託事業である。また、人員構成も、市からの派遣やOBが多くを占めている。

※ 外郭団体とは、地方自治体などの官公庁が、業務を補完することを目的に設立する団体であり、形態は、財団法人、社団法人、株式会社等様々である。その設立目的から、自ずと業務は設立団体からの受託事業が多くを占め、また、人員の多くを設立団体からの派遣やOBで占める傾向にある。なお、市では、「本市が出資金・基本金等の25%以上を出資又は出せんしている団体」を外郭団体と定義している。

公社に関する市の公的財政支出状況と、人員構成は以下のとおりである。市の業務委託の見直しの結果、平成29年度は、委託料及び人員が大幅に減少している。

<水道局の公的財政支出状況>

(単位：千円)

区分	名称・内容	概要	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助金	-	-	-	-	-	-
負担金	-	-	-	-	-	-
委託料	水道事業の運営及び管理に付随する業務	人件費、物件費及び委託費	2,565,520	2,503,810	2,601,651	498,110
貸付金	-	-	-	-	-	-
債務保証	-	-	-	-	-	-
損失補償(※)	-	-	20,000	20,000	20,000	20,000

※ 損失補償は限度額を記載

(出典：公社財務諸表及び水道局資料より作成)

<過去4年間の配置人員(各年度7月1日現在)>

(単位：人)

常勤役員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 総人数	1	1	1	1
B うち、水道局OB	1	1	1	1
C うち、水道局派遣	0	0	0	0
D 水道局OB+派遣 (B+C)	1	1	1	1
割合(D/A)(%)	100	100	100	100
非常勤役員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 総人数	12	12	11	11
B うち、水道局OB	0	0	0	0
C うち、水道局派遣	4	4	4	4
D 水道局OB+派遣 (B+C)	4	4	4	4
割合(D/A)(%)	33	33	36	36
役員合計	13	13	12	12
常勤職員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 総人数	229	170	172	42
B うち、水道局OB	83	64	66	19
C うち、水道局派遣	129	93	93	11
D 水道局OB+派遣 (B+C)	212	157	159	30
割合(D/A)(%)	92	92	92	71
非常勤職員	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A 総人数	23	2	2	0
B うち、水道局OB	2	0	0	0
C うち、水道局派遣	0	0	0	0
D 水道局OB+派遣 (B+C)	2	0	0	0
割合(D/A)(%)	8	0	0	0
職員合計	252	172	174	42

(出典：水道局資料より作成)

③ 外郭団体としての公社の検討状況

市は、外郭団体に関して、平成16年度から3次にわたる実行計画に基づき、改革を遂行している。

公社は、市が平成25年8月に策定した「第3次外郭団体改革実行計画」(計画期間 平成25年度から平成28年度)において、「市との随意契約のあり方について検討する団体」に位置付けられている。このため、市から公社への随意契約(契約方法は特命随意契約)

による業務委託を、市の直営、あるいは、民間委託等に見直すことを検討すべき団体となっていた。

### <第3次外郭団体改革実行計画の概要（抜粋）>

#### 3 外郭団体改革の基本的考え方

##### (1) 団体の存在意義、必要性の検証・見直し

外郭団体で実施している事業の必要性とともに、各団体の存在意義について検証を行います。その結果、設立目的に照らして存在意義の薄れたもの、事業分野が類似しているもの、民間でサービスの提供が可能なものについては廃止や統合、又は一部事業からの撤退を行うことを基本として見直しを進めます。

##### (2) 経営責任の明確化と簡素・効率的な経営の推進

外郭団体の自主性・自立性を高めるとともに、市の厳しい財政事情も踏まえ、各団体における事務事業や執行体制の見直しを行い、簡素で効率的な経営を推進します。

この市の取組みを受けて、市は、公社に関して、業務委託の見直しを実施している。

市は、平成 26 年3月に、「今後の経営効率化の取組みについて」を策定し、その中で、公社のあり方を見直すこととしている。その内容は、営業所関係業務及び配水関係業務に係る市と公社の組織を一体的に整備し、組織全体の最適化を図ることである。

具体的な取り組みとしては、従来、市が公社に業務を委託してきた市内7営業所について、エリアごとに段階的に民間委託を進め、平成 27 年度からは、博多営業所の一部業務を除き、全ての営業所を民間委託している。また、公社施設維持課で所管していた番付取水場の維持管理及び運転管理業務の監督・指導並びに浄水場排水処理施設の運転管理業務についても、市の直営化、あるいは、民間委託をしている。平成 29 年度には、配水施設等の維持管理業務や鉛製給水管更新業務、給水装置工事検査等業務の一部などを、市に移管している。この結果、派遣職員を9割削減し、委託料については 20 億円以上削減した。現在、公社は、貯水槽の検査・調査や漏水発生給水管の応急修理など、これまで公社が培ってきた宅地内に係るお客様サービスのノウハウを活かした宅地内の給水装置の維持管理に特化した業務を行い、市は、この範囲で業務を委託している。

このように、市は、平成 16 年度から外郭団体改革を遂行している。引き続き、検証・見直しに取組み、外郭団体がその使命を果たすことができるように、平成 29 年 12 月に「外郭団体のあり方に関する指針」を策定している。当該指針における「6 外郭団体の見直しの方向性」において、公社は、「事業の内容などを検討する団体」に位置付けられ、事業の内容や方向性などについて検討する必要があるとされている。さらに、「7 団体ごとの取組指針」において、「引き続き、民間の状況や、水道局との役割分担などを踏まえながら、団体が担う事業のあり方について検討していく」団体とされている。

### <外郭団体のあり方に関する指針（抜粋）>

#### 6 外郭団体の見直しの方向性

##### (1) 解散が決定している団体

##### (2) 法人のあり方を検討する団体

##### (3) 事業内容や随意契約のあり方を検討する団体

##### ①事業の内容などを検討する団体

<p>事業の内容や方向性などについて検討する必要がある団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)福岡市水道サービス公社</li> </ul> <p>②市との随意契約のあり方を検討する団体</p> <p>(4) 経営努力を行う団体</p> <p>7 団体ごとの取組方針</p> <p>(3) 事業内容や随意契約のあり方を検討する団体</p> <p>①事業の内容などを検討する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(公財)福岡市水道サービス公社</li> </ul> <p><u>「引き続き、民間の状況や、水道局との役割分担などを踏まえながら、団体が担う事業のあり方について検討していく。」</u></p> <p>(注) 下線は監査人追加</p>
--

なお、「外郭団体のあり方に関する指針」は、上記の「6 外郭団体の見直しの方向性」及び「7 団体ごとの取組指針」の結論に至るまでの前提として、「4 外郭団体の見直しの基本的考え方」及び「5 検証の視点」が記載されている。

#### <外郭団体のあり方に関する指針（抜粋）>

<p>4 外郭団体の見直しの基本的考え方</p> <p>(1) 団体の存在意義、必要性の検証・見直し</p> <p>外郭団体で実施している事業の必要性などについて点検・評価を行いながら、団体の存在意義について検証を行います。</p> <p>具体的には、団体が行う事業について、設立目的に照らして必要性の薄れたもの、事業分野が類似しているもの、民間でも同様のサービスの提供が可能なものなどについては廃止や統合、あるいは市による直営化や民間の活用を行うことを基本として見直しを進めます。</p> <p>これらの見直しを踏まえ、必要に応じて団体の解散や統合についても検討を行います。</p> <p>(2) 団体運営の効率化・健全化の推進</p> <p>外郭団体の経営の自立性を高めるとともに、市の財政状況等も踏まえ、各団体における事務事業や執行体制の見直しを行い、効率的で健全な経営を推進します。</p> <p>(3) 団体の適切な活用</p> <p>市の政策やまちづくりの推進、市民サービスの向上の観点から、外郭団体が実施することにより、さらに効果・効率面でメリットが発揮できるものについては、その活用を図っていきます。</p> <p>5 検証の視点</p> <p>【視点1】事業の必要性</p> <p>市が団体に委託して実施している事業、市から補助金等を受けて団体が実施している事業、団体が行う自主事業について、事業そのものの必要性の検証を行い、行政目的に照らし、事業の必要性が薄れている事業について、見直しや廃止等の検討を行います。</p> <p>【視点2】外郭団体で事業を行うことの妥当性</p> <p>「民にできるものは民に」の視点に立ち、民間においても提供可能な事業を実施している団体や公の施設の管理運営にあたり、非公募による選定で指定管理者となっている団体について、民間事業者に比べメリットがあるか検証し、メリットがない場合は、当該事業の民間活用の検討を行います。</p> <p>また、市が団体に委託している事業で、他の事業者に再委託する割合が高い事業を実施している団体について、市が直接他の事業者へ委託する場合に比べ、その団体に委託するメリットがあるか検証し、メリットがない場合は、委託方法の見直しの検討を行います。</p> <p>これら事業の見直しの結果、団体の必要性が薄い場合は、解散等の検討を行います。</p> <p>【視点3】本市の財政的・人的関与の妥当性</p> <p>財政的関与については、市の財政状況等を踏まえ、市が団体へ支出する補助金等が必要最小限となるよう取り組みます。また、市からの委託料等が事業収入の大半を占めている団体について、委託料等が適正であるか検討を行うとともに、多額の利益剰余金や積立金などが発生しているときは、その要因や目的・必要性を検証し、必要な対応の検討を行います。</p> <p>人的関与については、市職員の派遣を必要最小限とし、広く民間の人材を登用するなど、求められる人材の確保について検討を行います。</p> <p>【視点4】団体の効果的な活用</p>
---

団体の特性や強みなどを踏まえ、事業の担い手などについて検証を行い、団体が行うメリットがある場合は、その活用を検討するとともに、団体のメリットが十分発揮できていない場合は、取組みの改善について検討を行います。

【視点5】団体運営の透明性等の確保

団体運営の透明性の観点から、財務諸表をはじめ、団体の事業計画、目標などについて、ホームページの活用などにより積極的な情報提供に努めるとともに、自律的運営を行うため、団体におけるガバナンスの強化を図ります。

また、市では、「外郭団体のあり方に関する指針」の進捗管理等を行うために、福岡県が主体的に関与する福岡北九州高速道路公社等を除く30団体(平成29年12月現在)に関して、『「外郭団体のあり方に関する指針」に基づく進行管理シート』を作成している。

前述のとおり、市においては、公社を、「引き続き、民間の状況や、水道局との役割分担などを踏まえながら、団体が担う事業のあり方について検討していく」団体と位置付けている。したがって、今後においても、引き続き、団体が担う事業のあり方などの検討が必要である。

今回の監査において、市に対して、今後の公社の見直しの方向性等について質問したところ、平成29年度において、業務委託の見直し、派遣職員の引き上げなど、大規模な改革を実施したため、現状の組織体制での運営について状況確認を行っている旨の回答であった。

## 「外郭団体のあり方に関する指針」に基づく進行管理シート

団体名	(公財)福岡市水道サービス公社		
基本財産 (本市の出資比率)	15,000千円 (10,000千円 66.7%)	所管部署	水道局 総務部 経営企画課
主な事業	1. 水道メーターの維持管理業務 2. 漏水発生給水管応急修理業務 3. 小規模貯水槽の適正管理啓発業務 4. 簡易専用水道の定期検査業務		

市財政支出額 H28年度決算 (単位:千円)	補助金		負担金		委託料		貸付金		債務保証 (限度額)		損失補償 (限度額)	
	-		-		2,601,651		-		-		20,000	
常勤役職員数 H29.7.1現在	常勤 役員	1人	うち 市派遣	うち 市退職者	常勤 職員	43人	うち 市派遣	うち 市退職者				
			1人	-			11人	19人				

方向性	事業内容や随意契約などのあり方を検討する団体 ①事業の内容などを検討する団体
取組方針	引き続き、民間の状況や、水道局との役割分担などを踏まえながら、団体が担う事業のあり方について検討していく。

団体のKPI	KPI	平成28年度 (現状)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度 (目標)
	①簡易専用水道検査外部精度管理調査格付け		A評価	S評価	S評価	S評価	S評価
②管理不十分な小規模貯水槽施設の再指導(フォローアップ)実施率		-	2%	20%	60%	80%	80%以上

小規模貯水槽施設の再指導実施

(出典:福岡市『「外郭団体のあり方に関する指針」に基づく進行管理シート』(枠線は監査人追加))



取組項目	①局直営化による市派遣職員及び委託業務の縮減							
	当該団体に委託している、配水施設の維持管理業務等の保全業務について、局直営化を検討し、派遣職員及び委託業務を縮減する。							
取組項目	②業務執行体制の効率化及び水道を取り巻く社会環境に応じた事業のあり方の検討							
	業務執行体制の効率化を引き続き検討するとともに、水道事業を取り巻く社会環境に応じて、水道事業を補完する当該団体の役割について検討する。							
取組スケジュール	取組項目	平成28年度 (現状)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
	①局直営化による市派遣職員及び委託業務の縮減	方針決定	局直営化の実施					
		保全業務などの局直営化の検討	・派遣職員▲79人(4/1～) ・委託料▲約20億円(予算)					
②業務執行体制の効率化及び水道を取り巻く社会環境に応じた事業のあり方の検討		・業務執行体制の効率化の検討 ・水道を取り巻く社会環境に応じた団体の役割の検討						

(出典：福岡市『「外郭団体のあり方に関する指針」に基づく進行管理シート』)

#### ④ 公社への業務委託

市は、公社に関する見直しの一環で、平成 29 年度から、委託する業務を大幅に削減している。なお、契約方法は、特命随意契約であり、その理由は、市退職者の知見の活用、公社が水道事業の補完的役割をしていることなどが挙げられている。

公社の平成 29 年度の事業収益と業務委託の状況は、以下のとおりである。事業収益の9割以上は市の業務委託が占めている。

	事業収益 (A)	Aのうち水道局 の業務委託 (B)	割合 (B/A)
漏水発生給水管応急修理	145,906 千円	145,906 千円	100%
メーター管理受託業務	250,140 千円	250,140 千円	100%
小規模貯水槽適正管理啓発	102,063 千円	102,063 千円	100%
簡易専用水道等定期検査	40,596 千円	- 千円	0%
その他	2,603 千円	- 千円	0%
合計	541,309 千円	498,110 千円	92.0%

(出典：水道局作成資料から監査人作成)

市の業務委託の実施状況は、以下のとおりである。合計金額ベースでみると、業務委託による収入の過半となる 56%が、再委託の費用として使用されている。なお、この再委託費用合計(277,633 千円)は、公社の事業収益合計(541,309 千円)に対して、過半(51%)を占めている。

	Aのうち水道局 の業務委託 (B)	Bに関する再委 託費用 (C) (※)	割合 (C/B)
漏水発生給水管応急修理	145,906 千円	120,121 千円	82%
メーター管理受託業務	250,140 千円	157,512 千円	63%
小規模貯水槽適正管理啓発	102,063 千円	- 千円	0%
合計	498,110 千円	277,633 千円	56%

※ 公社の再委託先への発注金額

市との業務委託契約書によると、公社が再委託をするためには、公社が直接処理することが困難又は委託業務をより効果的に履行するため必要である場合において、市の事前承認を得ることが必要である。再委託に関する申請書類等を閲覧したところ、この承認は、契約開始日に得ていた。また、公社が再委託を行う理由は、「当公社の業務執行体制から判断し、設計等の基本的な執行方針の策定や執行管理を当公社において行い、各業務の施工については、第三者の技術力及び設備等を活用する方がより効率的である」という内容であった。

なお、再委託の申請、承認に当たって交わされた内容は、再委託業務と再委託する理由のみであり、誰にどのような業務を委託するかは、書面では明らかではなかった。

#### <業務委託契約書(抜粋)>

<p>第2条 3 乙(※1)は、前条第1号から第5条までの委託業務の執行にあたり、直接処理することが困難な場合又は委託業務をより効果的に履行するため必要であると甲(※2)が認めたときは、当該業務の全部又は一部を第三者に請け負わせることができる。 ※1 公社を指している。 ※2 水道局を指している。</p>
---

(出典：水道局作成資料(※1、2は監査人追記))

業務委託等の状況は以下のとおりである。

#### (ア) 漏水発生給水管応急修理

漏水発生給水管応急修理は、収益額の 82%が再委託額となっており、現場における修理の実作業については民間企業に委託している。公社は、修理に伴う所有者等への説明や設計・指導・監督並びに業務に伴い発生するデータの収集、整理業務などを担当してい

る。当該業務を担当している公社の給水管修理係の所属者は、係長を除く係員は3名であるが、そのうち2名は市からの派遣職員であり、公社の固有職員は1名である。このような公社の関与状況のもと、年間 1.4 億円の業務を特命随意契約で発注している。

再委託先は、公社に市と共同出資をしている福岡市管工事協同組合である。なお、契約方法は、特命随意契約である。特命随意契約の理由は、理由書によると、「年間を通じて 24 時間体制での緊急対応ができること、応急修理に必要な機材、資材を有していることなど」が挙げられている。

市が、公社の存在意義を認識し、業務委託先としている主たる理由は、公社のノウハウを活用するためである。

#### (イ) メーター管理受託業務

メーター管理受託業務は、水道メーターの有効期限が計量関係法令で8年となっていることから、管内の水道メーターを計画的に取り替える業務を中心としている。

この業務に関しても、現場における取替の実作業については民間企業に委託しており、市の委託金額の3分の2が使われている。公社は設計・指導・監督やメーター管理業務をおもに担当している。当該業務を担当している公社のメーター係の所属者は9名であるが、このうち1名は市からの派遣職員、3名が再雇用職員であり、公社の固有職員は5名である。

再委託先は、特殊なメーター取替工事を行った1相手先との特命随意契約を除き、競争性を確保した選定をしている。

市によると、当該業務も、公社の有するノウハウを活用することなく業務を実施することは出来ないものとしている。

#### (ウ) 小規模貯水槽適正管理啓発

小規模貯水槽適正管理啓発は、再委託をしておらず、すべて公社において実施している。ただし、当該業務を担当している小規模貯水槽調査係の所属者 13 名中、9名は再雇用職員であり、公社の固有職員は4名である。

#### (エ) 簡易専用水道等定期検査

簡易専用水道等定期検査は、公社の自主事業である。水道法に基づく検査機関として、市内の同検査の過半を実施している(平成 29 年度 64.3%(件数ベース))。当該業務を担当している貯水槽検査係の所属者8名中、7名は再雇用職員であり、公社の固有職員は1名である。

#### (オ) その他

その他の事業は、公社の自主事業であるが、その内容は、大半が、市が所管する行政財産を、公社が目的外使用許可を受けて活用した駐車場事業(詳細等は、後述の「(5) 貸付料の減免」の項を参照。)であり、管理部門が担当している。

以上の公社の事業を実施するために、管理部門などに、理事長をはじめ8名在籍し、そのうち7名は市の派遣職員(うち1名は市の再任用による派遣)、1名は再雇用職員である。また、これら管理部門8名の平成29年度の人件費は19百万円である。なお、当該人件費は、市の派遣職員については、時間外手当や通勤手当など、職員の勤務の状況により発生する部分のみであり、給料、期末手当、退職手当など、雇用に基づき発生する部分は、公社が市の業務委託などを実施しているため、市の派遣職員の人件費に関する条例等に基づき、市が負担している。当該市が平成29年度に負担した金額は36百万円である。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

公益的法人等への福岡市職員の派遣等に関する条例

(企業職員又は単純労務職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

以上を踏まえ、今回の監査に当たっては、公社に関する見直しが十分かどうか、すなわち、公社への業務委託は、「外郭団体のあり方に関する指針」に照らして、引き続き実施することができるか、さらには、公社の方向性等についても検討することとする。

【意見 1-(10)-1】公社への業務委託の必要性及び事業の方向性等について

市は平成26年3月に、経営効率化を掲げ、市と公社の組織を一体的に整備し、平成29年度の大幅な業務委託の削減に至っている。ただし市は、一定の成果をあげてきたとしつつ、引き続き必要な見直しを行う必要があるとしており、「外郭団体のあり方に関する指針」において、公社を「事業の内容などを検討する団体」として、位置付けている。

したがって、今回の監査において、前述の「外郭団体のあり方に関する指針」「5 検証の視点」の各視点に基づき、公社の現況等を整理することとした。その結果は以下のとおりである。

<p>外郭団体のあり方に関する指針 5検証の視点</p>	<p>整理結果 (監査人コメント)</p>
<p><b>【視点1】事業の必要性</b> 市が団体に委託して実施している事業、市から補助金等を受けて団体が実施している事業、団体が行う自主事業について、事業そのものの必要性の検証を行い、行政目的に照らし、事業の必要性が薄れている事業について、見直しや廃止等の検討を行います。</p>	<p>(水道事業の一部を委託しているため省略)</p>
<p><b>【視点2】外郭団体で事業を行うことの妥当性</b> 「民にできるものは民に」の視点に立ち、民間においても提供可能な事業を実施している団体や公の施設の管理運営にあたり、非公募による選定で指定管理者となっている団体について、民間事業者<span style="text-decoration: underline;">に比べ</span>メリットがあるか検証し、メリットがない場合は、当該事業の民間活用の検討を行います。 また、市が団体に委託している事業で、他の事業者<span style="text-decoration: underline;">に再委託する割合が高い事業を実施している団体について、市が直接他の事業者<span style="text-decoration: underline;">に委託する場合に比べ、その団体に委託するメリットがあるか検証し、</span></span>メリットがない場合は、委託方法の見直しの検討を行います。 これら事業の見直しの結果、団体の必要性が薄い場合は、解散等の検討を行います。</p>	<p>3つの業務委託のうち、①漏水発生給水管応急修理及び②メーター管理受託業務の2つは、実作業部分を再委託しているため、公社は、市が公社という財団法人格を活用して業務を実施していることを意味する。また、公社が担当している監督等の業務も市の派遣職員や再雇用職員が相当数いるため、市が主張するような公社のノウハウを活用しなければならない状況であるかは明らかではない。公社に委託すると、公社の管理部門などの人件費が発生するデメリットもあるため、市が直営で実施することも含めて検討すべきである。 また、市が、公社のノウハウを活用しなければならないと考えているのであれば、公社の固有職員が52～57歳であることからすると、事業の継続のために、ノウハウを継承するための計画が策定されているべきである。しかしながら、このような計画は、現状、策定されておらず、公社、ひいては、市の水道事業の継続が懸念される。 再委託をしていない残り1つの③小規模貯水槽適正管理啓発事業の従事者は、過半が再雇用職員である。 自主事業の大半を占める④簡易専用水道等定期検査は、市の業務委託ではなく、また、水道法に基づく検査機関として、市内の同検査の過半を実施している。検査は固</p>

	<p>有職員及び再雇用職員が担当し、固有職員のノウハウを活用しており、公社が実施する一定の意義はある。</p>
<p><b>【視点3】本市の財政的・人的関与の妥当性</b></p> <p>財政的関与については、市の財政状況等を踏まえ、市が団体へ支出する補助金等が必要最小限となるよう取り組みます。また、市からの委託料等が事業収入の大半を占めている団体について、委託料等が適正であるか検討を行うとともに、多額の利益剰余金や積立金などが発生しているときは、その要因や目的・必要性を検証し、必要な対応の検討を行います。</p> <p>人的関与については、<u>市職員の派遣を必要最小限とし、広く民間の人材を登用するなど、求められる人材の確保について検討を行います。</u></p>	<p>公社への委託料は、団体の事業収入の9割以上を占めている。したがって、委託料等に関して検討を行う必要がある。</p> <p>市によると、公社への業務委託料の算定は、国の設計単価等を使用しており、さらには、業務委託料は契約上、実費弁償方式としており、執行残額は市へ返還していることから、委託料からの利益剰余金は発生していないため、委託料は適正と主張している。</p> <p>当該主張は、委託料の算定方法等に関するものである。しかし、公社への委託によって、業務を管理する公社と市の双方において管理費が発生することに留意する必要がある。</p> <p>なお、公社の人員構成においては、過半が市からの派遣社員やOBが占めている状況である。</p>
<p><b>【視点4】団体の効果的な活用</b></p> <p>団体の特性や強みなどを踏まえ、事業の担い手などについて検証を行い、<u>団体が行うメリットがある場合は、その活用を検討するとともに、団体のメリットが十分発揮できていない場合は、取組みの改善について検討を行います。</u></p>	<p>平成30年12月に成立した改正水道法(以下「改正水道法」という。)により、各地方自治体においては、今後、官民連携や広域自治体による連携等を検討されることが想定される。今後、市においても、自治体間連携や官民との役割分担を踏まえ、改正水道法が目指す公営企業運営方針や体制についての検討を行う必要があり、その場合において公社を活用できる可能性は考えられる。</p> <p>団体のメリットに関しては、上記【視点2】を参照されたい。</p>
<p><b>【視点5】団体運営の透明性等の確保</b></p> <p>団体運営の透明性の観点から、財務諸表をはじめ、団体の事業計画、目標などについて、ホームページの活用などにより積極的な情報提供に努める</p>	<p>団体のガバナンス等に関しては、後述のとおり、管理面等において、幾つかの改善点が見受けられ、意見を記載している状況であり、いっそうのガバナンスの強化が望まれる。</p>

とともに、自律的運営を行うため、 <u>団体におけるガバナンスの強化</u> を図ります。	
---	--

(改善提案①)

市の「外郭団体のあり方に関する指針」の「5 検証の視点」にあてはめて検討した結果、公社への業務委託の必要性、メリットを見出したい点がある。また、市が主張する公社を通じて事業を実施するための技術的なノウハウが必要であれば、ノウハウを計画的に継承するためのスケジュールの策定が不可欠であるが、現状、このような計画は策定されていない。公社の固有職員の年齢からすると、ノウハウが継承できる期間は数年と見込まれるため、速やかに計画を策定しないと安定的な水道事業の継続が懸念される状況である。

市は、あらためて、公社への業務委託の必要性、メリットを検証されたい。

また、ノウハウを継承するためのスケジュールを策定することを検討されたい。

(改善提案②)

自主事業である簡易専用水道等定期検査は、公社が実施する一定の意義が認められる。したがって、改善提案①のように公社への業務委託の必要性、メリットを検証し、それらを見出せない場合は、公社は自主事業である簡易専用水道等定期検査のみを実施し、市は民間企業同様に一検査機関として、公社との関係を保つこともあると考える。ただし、その際には、以下の2点に留意が必要である。

1点目は、市の業務委託を実施していないため、引き続き、市が、市の条例等に基づき、公社の管理部門等に派遣する職員の人件費を負担することはできなくなることである。すなわち、公社は、市の派遣職員に係る人件費をすべて負担する必要があることである。ただ、この場合においても、市の外郭団体が実施する事業という観点からは、本自主事業が民間と完全に競合することから、その事業実施の必要性について検討されたい。

2点目は、市の外郭団体である以上、外郭団体としての管理が必要となるため、引き続き、市及び水道局において、管理コストが生じることとなる。公社単独で事業性(損益)が確保出来ていても、市が負担する部分を合算したトータルコストの観点では、異なる結果が想定される。公社単体での損益に基づく管理のみならず、市において生じている公社管理コストを加味した指標を設定することについて検討されたい。

(改善提案③)

市は、今後、改正水道法において新たに制度設計がなされた官民連携や広域自治体連携事業等の実施可能性について検討を実施することとなる。この改正水道法対応に関する検討の場合において公社を活用する可能性も考えられるが、その場合においても既存の公益財団法人としての公社の活用を前提とするのではなく、公社の株式会社化など組織変更も含めた検討を行うべきである。

市は、今後、今回の監査人の検討と同様に公社に関して、市の「外郭団体のあり方に関する指針」の「5 検証の視点」にて検討を実施し、公社への業務委託の必要性並びに事業の方向性等を見直すことを検討されたい。なお、公社を活用することとする場合は、活用に向けたロードマップを策定するなど、期限を決めて運用する必要がある。

加えて、今回の監査における検討結果は、「外郭団体のあり方に関する指針」の位置づけである「事業の内容などを検討する団体」よりも踏み込んだ見直しが必要とされるものであったため、市は「外郭団体のあり方に関する指針」の見直しを検討されたい。

## ⑤ 貸付料の減免

市所有の公有財産(土地)の一部を公社に貸付けているが、当該貸付に当たり、市は貸付料を減免している。公社は、この土地を収益事業として駐車場事業を実施している。平成29年度の減免の状況は以下のとおりである。

借受人	物件所在地	面積(㎡)	㎡当り評定額	賃貸料	使用目的、貸付期間
公社	福岡市南区	土地 785.63	115,900円	546,327円 (1/5に減免)	月極駐車場、 H29.4.1～H30.3.31
減免理由					
●公社の駐車場事業が営利を目的とするものではなく、公益目的事業の財源とされること					
減免率の根拠					
●従来から1/5としており、特段の状況の変化がある場合を除き、同減免率を継続して適用するものとする					

自治体が所有する不動産などは、「公有財産」と呼ばれ、さらに「行政財産」と「普通財産」に分かれる。行政財産とは、普通地方公共団体において公用(例 庁舎、消防施設)又は公共用(例 学校、公園、図書館)に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう(地方自治法第238条第4項)。

自治体が所有する公有財産は、公共事業に供するためのものであり、基本的には、行政財産に分類されるが、当初の事業が終了し、その後に公共事業に供することがなくなったものは、普通財産に区分されることとなる(区分変更には手続が必要)。水道事業を例に挙げると、稼働していた浄水場が、統合によって廃止になり、その後、水道事業として利用することがなくなった場合や、浄水場建設予定地を取得したものの、計画が廃止になり、駐車場として貸し出している土地などが、普通財産に区分されている。

自治体が所有する財産は、自治体の本来の事業に使用されることが基本であり、行政財産に区分されることが望ましい。また、そのように区分された行政財産は、自治体の事業として活用され、公用又は公共用に供することが、本来の使用方法である。

このため、行政財産は、公用又は公共用に供される以外に使用されないことがないように、原則、貸付、交換、売り払い等ができないこととなっている(地方自治法第238条の4第1項)。



ただし、例外として、その用途又は目的を妨げない限度において、貸付等の使用を許可することができる(地方自治法第238条の4第7項)。これを、行政財産の目的外使用という。

市においては、行政財産の目的外使用を受けようとする者に対して、以下のとおり、使用許可申請書等の提出が必要であることを規定している。平成29年度の貸付に関する書類を抽出で閲覧したところ、使用許可申請書等の提出はなされていた。

福岡市水道局公有財産規程

(目的外使用許可申請)

第22条 行政財産の目的外使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。ただし、国、他の地方公共団体、公共的団体その他の者が許可を受けようとする場合であって、管理者が特に認めるときは、書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し(法人の場合は、登記事項証明書)
- (2) 市税を滞納していない旨の証明書
- (3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の規定による申請を受理した場合においては、その申請を受理した日から30日以内に、許可又は不許可について決定し、及び通知するよう努めなければならない。

行政財産であるか普通財産であるかにかかわらず、自治体が公有財産を貸し付ける場合は、条例等により定めた基準に基づき、使用料を徴収している。

他方、公有財産は、国や他の自治体の公用又は公共用、あるいは、公益事業のために貸付けられる場合がある。このような場合は、公有財産本来の目的に使用されているため、条例等において、使用料の全部又は一部を減免することができる規定を設けていることが一般的である。市においても、下記の規定により、使用料の全部又は一部を減免することができることとしている。

福岡市水道局公有財産規程

(使用料の減免)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用させるとき。
- (2) 局の指導監督を受けて局の事業を補佐し、又は代行する団体において当該事業の用に供するため使用させるとき。
- (3) その他管理者が局の事業遂行上又は公益上特に必要があると認めるとき。

この規定に基づき、市が、公有財産を貸付る場合においても、使用料を減免するケースは多く見受けられる。具体的には、他の自治体等の案内板の設置や、市の工事に関する現場事務所などである。

使用料の減免は、市の歳入となるものを免除することを意味するため、使用者に対する利益供与ともなりかねず、減免の適用は慎重に判断する必要がある。

**【指摘事項 1-(10)-1】** 公社に対する貸付料の減免について

自治体の財産を貸付ける場合は、あらかじめ規定等において定めた基準で使用料を徴収する必要がある。例外的に、使用料を減免する場合においても、あらかじめ減免に

相当する理由があるものとして規定等で定めた基準に該当する場合に限られる。また、減免の決定は、歳入の減少に直結するため、慎重に判断すべきである。しかし、市が、公社に対して行った公有財産の貸付けに関する貸付料の減免は、減免の基準に該当しないものと考えられる。

この貸付の減免の理由書を閲覧すると、減免する理由として、貸付をする土地を公社が月極駐車場として使用し、公社の駐車場事業が、営利を目的とするものではなく、公社が実施する公益目的事業の財源にするという内容であった。また、適用した規定は、福岡市水道局公有財産規程第 28 条第3項によっていた。

しかしながら、収益事業に使用する財産の貸付料を減免したことにより稼得した利益が公益目的事業の財源となることになる。収益事業に使用する財産の減免を認めることになれば、公益法人に対する貸付料減免に関する制限はなくなることになる。

公社が借受けた土地を使用した月極駐車場事業は収益事業であり、公益目的事業に直接使用されていない。

また、減免率を本来の貸付料の5分の1にする理由が、特段の状況の変化がないため、従来から適用している減免率を使用するという内容は、前例踏襲であり、減免に当たり十分な検討がなされていないといえる。

(是正の方向性)

市は、公社への貸付に関して使用料の減免の是非を検討されたい。

## ⑥ 管理体制等

公社の管理体制等について、書類閲覧、ヒアリング等を実施した結果、一部に留意すべき点等が見受けられた。

### 【意見 1-(10)-2】財産処分等に関する規程について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)によれば、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財を重要な業務執行と位置付け、理事会の専決事項とし、理事に委任することができないこととされている。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (抜粋)

(理事会の権限等)

第九十条 理事会は、すべての理事で組織する。

4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

この制度が設けられている趣旨は、団体の財産的基礎に影響を与える重要な財産の処分及び譲受けや多額の借財は、理事の判断で実行されることなく、理事会という会議体の決定事項とすることによって、慎重な意思決定がなされるとともに、資産の私的流用等を未然に防止するためのものである。なお、「重要な財産」に関しては、金額的重要性だけではなく、たとえば、金額的に重要ではなくても団体の事業に欠かせない財産の売却など、質的重要性がある財産も含まれる。

一般的に公益法人等の多額の私的流用等の不正を防止できなかった原因の一つに、「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準を定めていなかったことが考えられている。あらかじめ具体的な基準を定めていれば、案件が理事会の決定事項とすべきか否かは明らかになり、理事会に諮らなかつた場合には、その責任が追及されることになる。

しかしながら、現状、公社の規程等に、「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準は定められていない。理事に委任することができない業務執行に関する規程等の整備が十分ではなく、金額的重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金額や質的重要性を規程等で整備することが望まれる。

### (改善提案)

理事に委任することができない業務執行に関する規程等の整備が十分ではなく、金額的重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金額や質的重要性を規程等で整備することを検討されたい。

### 【意見 1-(10)-3】役員の兼務状況の確認について

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)によれば、公益法人の理事、監事及び評議員が、他の公益法人の取消原因となった事

実に係る業務を行う理事を兼務していた場合、他の公益法人の公益認定が取り消されると、本法人の公益認定についても取り消されるとされている。いわゆる連座制(※)に関して定めた条文である。

※連座制とは、犯罪行為等に関して、当該行為者等のみならず、特定の関係者等にも責任を追及する制度をいう。この場合は、公益法人の役員が、他の兼務する公益法人の業務の執行によって、当該他の公益法人の認定が取り消された場合、本来の公益法人の認定が取り消される連鎖が生じるものである。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋） （欠格事由） 第六条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前一年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から五年を経過しないもの （公益認定の取消し） 第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
--

このような公益法人の認定の取り消しの連鎖に関するリスクを未然に防ぐためには、定期的に、役員の兼務状況について確認する必要がある。

しかしながら、公社は、平成 25 年度の公益認定申請時、役員改選時、あるいは、新任の役員に関しては就任時に、役員の兼務状況を確認していたものの、定期的な確認はしていなかった。

#### （改善提案）

役員の兼務状況を確認していない場合、兼務先の公益法人において問題等が発生している場合においても方策を講じることが出来ず、無用に公益認定の取り消しリスクを抱えることとなる。複数の公益法人の役員を兼務する役員は、毎年のように兼務状況が変わることもあり、少なくとも、年に1回は役員等の兼務状況を確認することを検討されたい。

### （11） 工業用水道事業

#### ① 概要

##### （ア）事業内容等

市では昭和 36 年の「福岡市総合計画」に基づき産業振興を支える臨海工場地帯の埋立造成を促進し、軽工業を主体とした産業誘致に努めてきた。しかし、工業用水道がなく地下水の確保も難しいことから誘致企業への用水確保が急務となっていた経緯がある。

そこで、昭和 39 年に市や経済界の参加による福岡市工業用水道整備促進会が発足し、市の産業振興に寄与することを目的に工業用水道の計画が策定された。その後、市議会

の議決や国への工業用水道事業の届出を経て、昭和 41 年4月から 12 事業所に対して日量約 4,300 m<sup>3</sup>の供給が開始された。平成 28 年 11 月現在は 29 事業所に対して日量約 8,300 m<sup>3</sup>を供給している。

<施設概要(平成 29 年1月末現在)>

項目	内容
水源	御笠川(表流水)
施設能力	20,000 m <sup>3</sup> /日
施設概要	浄水場:1箇所、配水管:約 27.6km
給水区域	那珂川以東及び黒門川以東で福岡都市道路千鳥橋唐人町線以北 (福岡市東区・博多区の全域、中央区・南区の一部)
水質基準	水温:常温、濁度:15 度以下、水素イオン濃度:pH5.8~7.5

(出典:福岡市工業用水道長期ビジョン 2028)

<供給場所(平成 29 年1月末現在)>

東浜地区	那の津地区	箱崎ふ頭地区	博多区内陸部	計
16 事業所	4 事業所	4 事業所	5 事業所	29 事業所
4,004 m <sup>3</sup> /日	500 m <sup>3</sup> /日	2,332 m <sup>3</sup> /日	1,530 m <sup>3</sup> /日	8,366 m <sup>3</sup> /日

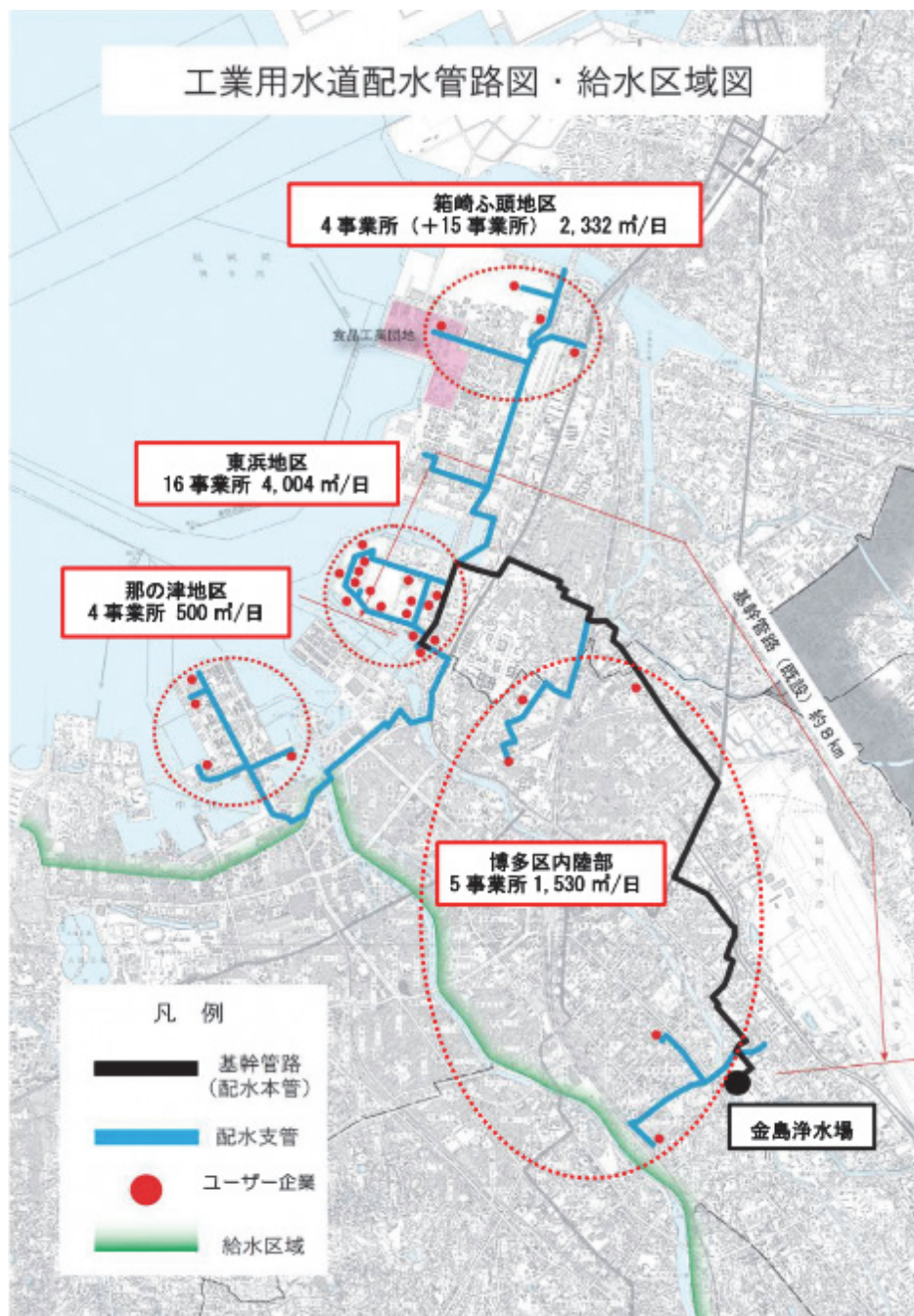
(出典:福岡市工業用水道長期ビジョン 2028)

<供給先の使用用途(平成 29 年1月末現在)>

使用用途	業種(大分類)	業種(詳細)	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	事業 所数
工業用(22) 6,190 m <sup>3</sup> /日	製造業(19)	窯業・土石製品製造業	3,338	15
		プラスチック製造業	100	1
		食料品製造業	244	2
		飼肥料製造業	120	1
	地域熱供給業(3)	熱供給業	2,388	3
雑用水(7) 2,176 m <sup>3</sup> /日	サービス業(4)	と畜場、道路清掃等	1,496	4
		自動車運輸・鉄道運輸	580	2
		公務	100	1
合計			8,366	29

(出典:福岡市工業用水道長期ビジョン 2028)

<工業用水道配水管路図・給水区域図(平成 29 年1月末現在)>



(出典：福岡市工業用水道長期ビジョン 2028)

#### (イ) 料金制度

料金制度は、契約水量に満たない場合であっても契約水量を使用したものとみなし基本料金の定額を徴収する責任水量制を採用している。市によると、固定費が大部分を占める事業特性から責任水量制の採用によって固定費回収を確実に行うことができること、給水量があらかじめ見込めるため時間最大需要量に対応した過大な施設が不要となり給水コストを抑え安定した収入を見込むことができることをメリットとして挙げている。

なお、料金改定については、平成9年度以降は消費税率引き上げに伴う改定のみを行ってきたが、平成29年度から基本料金を従来の60円/㎡から66円/㎡へと1割引き上げている。

＜料金制度（平成29年4月1日現在。税抜き。）＞

水量料金	区分	金額
	基本料金	基本使用水量1㎡につき66円
	超過料金	超過使用水量1㎡につき100円
メータ 使用料金 (税抜き)	メータの口径	
	金額（1個1か月につき）	
	75mm以下	11,500円
	100mm	12,000円
	150mm	14,000円
	200mm	16,000円

（出典：福岡市水道事業統計年報から監査人作成）

#### (ウ) 財務諸表

近年の財務諸表の状況は以下のとおりである。

損益計算書では、平成29年度の営業収益が前述のとおり基本料金を1割引き上げたことにより増収となっている。また、貸借対照表では、老朽管の更新をしたことなどにより固定資産が増加している。

＜財務諸表＞

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
営業収益	199	198	196	220
営業費用	175	171	161	182
営業利益(△損失)	24	27	35	37
営業外収益	8	6	8	8
営業外費用	11	10	9	9
経常利益	22	23	34	36
特別利益	14	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
当年度純利益	36	23	34	36

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
固定資産	1,374	1,391	1,460	1,722
流動資産	193	184	239	384
資産合計	1,567	1,575	1,699	2,106
固定負債	459	418	504	782
流動負債	81	69	80	178
繰延収益	177	215	207	200
負債合計	718	703	792	1,162
資本金	278	489	525	551
資本剰余金	85	0	0	0
利益剰余金	484	382	381	392
資本合計	848	872	907	944
負債資本合計	1,567	1,575	1,699	2,106

（出典：福岡市水道事業統計年報から監査人作成）

## ② 予算管理

### (ア) 予算と決算の概要

福岡市工業用水道事業の平成 29 年度決算報告書は以下のとおりである。簡略化のために「予算に比べ決算額の増減」、「予備費支出額」、「不用額」、「翌年度繰越額」、「備考」などの列を省略している。また数値についても公表されている報告書は円単位であるが、千円単位に表示替えを行っている。

決算報告書においては款と項までの科目で公表されており、これだけでは詳細な予算の編成と決算の執行状況が不明であるため、目と節までが記載された「平成 29 年度決算付属書」を入手して主に以下の項目について検討を行った。

- ・ 不適切な流用が行われていないか
- ・ 異常な予算不用額が発生していないか
- ・ 適切な予算編成が行われているか(予算編成が行われていない多額の執行額がないか)
- ・ 予算と決算は整合しているか(3条予算は損益計算書と、4条予算は貸借対照表の増減と整合しているか)

#### (収益的収入及び支出)

##### 収 入

区分	予算額				決算額
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
第 1 款 工業用水道事業収益	266,766	—	—	266,766	263,168
第 1 項 営業収益	236,472	—	—	236,472	237,825
第 2 項 営業外収益	30,294	—	—	30,294	25,343

##### 支 出

区分	予算額							決算額
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	地方公営企業法第 24 条第 3 項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第 26 条第 2 項の規定による繰越額	合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第 1 款 工業用水道事業収益	238,306	—	—	—	238,306	—	238,306	200,373
第 1 項 営業費用	225,042	—	—	—	225,042	—	225,042	191,149
第 2 項 営業外費用	12,264	—	—	—	12,264	—	12,264	9,224
第 3 項 予備費	1,000	—	—	—	1,000	—	1,000	—



## (資本的収入及び支出)

## 収 入

区分	予算額					決算額
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款 資本的収入	403,000	—	403,000	140,000	543,000	329,000
第1項 企業債	403,000	—	403,000	140,000	543,000	329,000

## 支 出

区分	予算額					決算額
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	452,412	—	—	452,412	148,000	396,656
第1項 建設改良費	407,358	—	—	407,358	148,000	352,603
第2項 償還金	44,054	—	—	44,054	—	44,053
第3項 予備費	1,000	—	—	1,000	—	—

(注) 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 67,656,193 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,079,698 円、減債積立金 27,046,324 円及び損益勘定留保資金 14,530,171 円で補填した。

## (イ) 企業債について

貸借対照表には企業債は一年内返済予定の企業債とそれ以外の企業債に区分して計上することとされており、平成 29 年度末の企業債残高は、一年内返済予定の企業債が 50 百万円、一年超返済予定の企業債が 782 百万円であり、合計で企業債残高は 833 百万円である。

工業用水道事業会計決算書の決算付属書に企業債の明細が開示されている。明細では各企業債の発行年月日や目的、金利、償還までの期間などを把握することが出来る。

これを集計すると残高は貸借対照表の残高と一致した。また発行年月日が平成 29 年度になっている企業債を集計した平成 29 年度の企業債発行額は、決算報告書の資本的収入における「第 1 項企業債」の決算額およびキャッシュ・フロー計算書の「建設改良等企業債による収入」とそれぞれ一致した。さらに当年度償還高を集計した平成 29 年度の企業債償還額は、決算報告書の資本的支出における「第 2 項償還額」の決算額およびキャッシュ・フロー計算書の建設改良等企業債の償還による支出とそれぞれ一致した。

(ウ) 決算書について

工業用水道事業の監査においても、水道事業会計と同様に、貸借対照表に計上されている資産及び負債の各項目の金額と管理資料等の合計金額とを照合することとした。

この検証の概要は、資産及び負債の各項目について、それぞれ以下の表に記載の管理資料等と照合をするものである。なお、管理資料等に記載された内訳にマイナス残高や過年度から滞留しているものがある場合には必要に応じて追加の照合等をしたが、指摘すべき事項はなかった。

資産	管理資料等	備考
有形固定資産(建設仮勘定除く)	固定資産台帳	
有形固定資産(建設仮勘定)	工事等案件別内訳	
出資金	管理台帳	
現金預金	件名別内訳	預金残高については金融機関の残高証明書と照合
未収金	件名別内訳	
前払金	件名別内訳	
負債	管理資料等	備考
企業債	企業債明細書	
未払金	件名別内訳	
預り金	件名別内訳	
繰延収益	物件別内訳	

③ 調定、収入、債権管理

工業用水道の供給先は、一般的に事業者の工場など比較的少数に限定されている。市においても平成 29 年度の供給先は 30 事業所となっている。

平成 29 年度の各月の債権(=収入)の発生状況は以下のとおりである。年間の合計金額 220,119,160 円は損益計算書の給水収益と一致した。また、平成 29 年度末の未収給水収益に関して滞留等は生じていなかった。

区分	契約事業者数 契約使用水量	日数 (日)	基本		超過		水量計 (m3)	金額計 (円)	メーター使用料 (円)	小計 (円)	消費税 (円)	合計 (円)
			水量(m3)	金額(円)	水量(m3)	金額(円)						
4月	29 8,324 m <sup>3</sup> /日	28	233,072	15,382,752	7,858	785,800	240,930	16,168,552	353,000	16,521,552	1,321,719	17,843,271
5月	29 8,324 m <sup>3</sup> /日	33	274,692	18,129,672	8,959	895,900	283,651	19,025,572	353,000	19,378,572	1,550,282	20,928,854
6月	29 8,424 m <sup>3</sup> /日	30	252,720	16,679,520	7,063	706,300	259,783	17,385,820	353,000	17,738,820	1,419,104	19,157,924
7月	29 8,424 m <sup>3</sup> /日	31	261,144	17,235,504	13,384	1,338,400	274,528	18,573,904	353,000	18,926,904	1,514,148	20,441,052
8月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	31	265,794	17,542,404	5,791	579,100	271,585	18,121,504	364,500	18,486,004	1,478,876	19,964,880
9月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	29	248,646	16,410,636	7,319	731,900	255,965	17,142,536	364,500	17,507,036	1,400,559	18,907,595
10月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	32	274,368	18,108,288	5,651	565,100	280,019	18,673,388	364,500	19,037,888	1,523,027	20,560,915
11月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	30	257,220	16,976,520	13,157	1,315,700	270,377	18,292,220	364,500	18,656,720	1,492,536	20,149,256
12月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	28	240,072	15,844,752	16,319	1,631,900	256,391	17,476,652	364,500	17,841,152	1,427,287	19,268,439
1月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	34	291,516	19,240,056	9,893	989,300	301,409	20,229,356	364,500	20,593,856	1,647,504	22,241,360
2月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	28	240,072	15,844,752	7,454	745,400	247,526	16,590,152	364,500	16,954,652	1,356,367	18,311,019
3月	30 8,574 m <sup>3</sup> /日	31	265,794	17,542,404	5,691	569,100	271,485	18,111,504	364,500	18,476,004	1,478,076	19,954,080
合計		365	3,105,110	204,937,260	108,539	10,853,900	3,213,649	215,791,160	4,328,000	220,119,160	17,609,485	237,728,645

(出典：福岡市水道局作成 (枠線は監査人追加))

#### ④ 契約事務

工業用水道事業においては、営業費用の約半分を金島浄水場の包括委託に関する委託料が占めている。また、約3分の1は減価償却費である。

このため、金島浄水場の包括委託に関する契約書類等一式を閲覧したが、指摘すべき事項はなかった。また、減価償却費の計上に関しても指摘すべき事項はなかった。

(金島浄水場の包括委託契約の内容)

(単位：円)

起工番号	契約件名	契約方法	契約金額	契約期間 (始)	契約期間 (当初末)
4292000237	福岡市工業用水道金島 浄水場包括委託	総合評価	409,860,000	H30.3.31	H35.03.31

(出典：福岡市水道局作成資料から監査人作成)

#### ⑤ 経営戦略

##### (ア) 概要

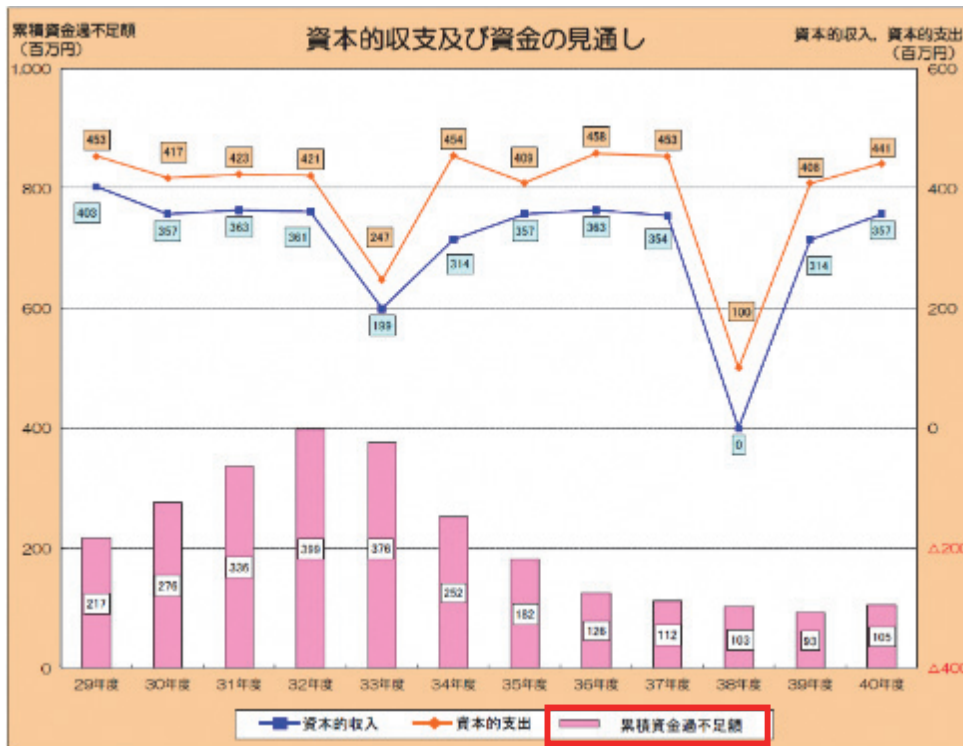
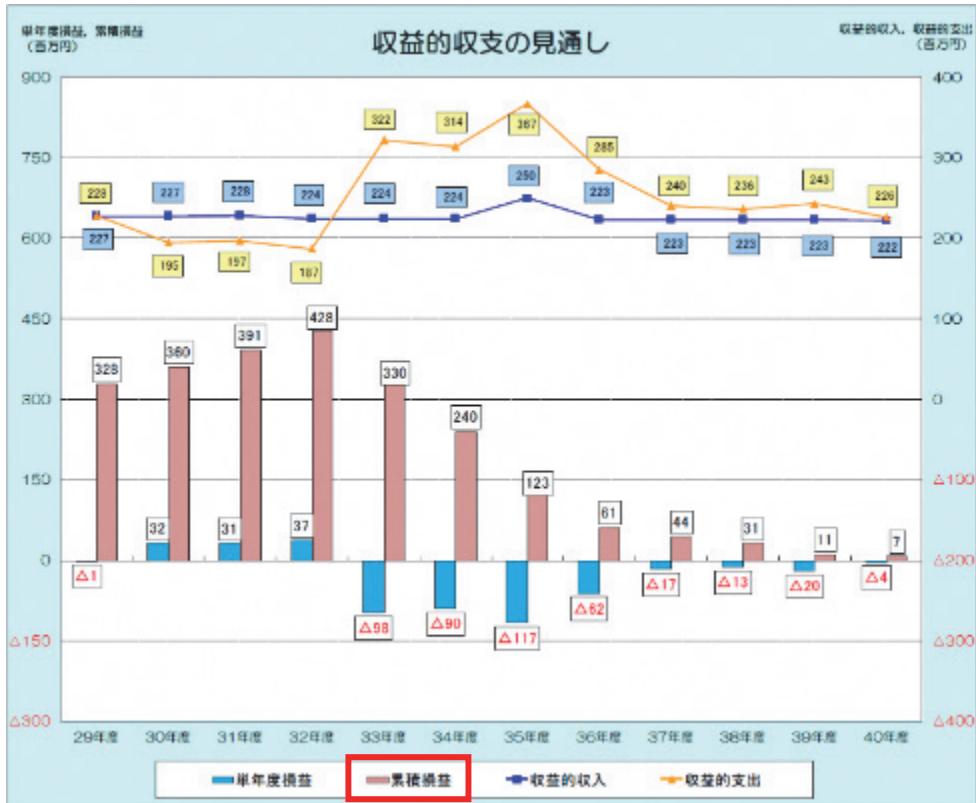
市においては、経営戦略に位置付けられるものとして、平成 29 年2月に「福岡市工業用水道長期ビジョン 2028」を策定している。

##### (イ) 策定内容

経営戦略を策定する目的の一つとして、設備投資に関する「投資計画」と「財政計画」をマッチングさせることによって、事業が長期的に継続できるように収支や資金繰りが成り立つかどうかを確認することがある。そして、マッチングしない場合には長期的に収支が赤字に転落する場合や資金繰りがショートする場合に事業を継続するためにはどのような改善、手法を採るのかを経営戦略において明らかにすることによって、住民や議会に対する説明責任を果たすことである。

市では、「福岡市工業用水道長期ビジョン 2028」において、以下のとおり、平成 29 年度から平成 40 年度までの、「投資計画」にあたる「資本的収支及び資金の見通し」及び「財政計画」にあたる「収益的収支の見通し」を掲げている。

<水道局の「投資計画」及び「財政計画」>



(出典：福岡市工業用水道長期ビジョン 2028 (枠線は監査人追加))

まず収支に関してしてみると、上記の「収益的収支の見通し」では収入はおおよそ 220 百万円台で推移する見通しである。一方、支出は基幹管路更新に伴う減価償却費や支払

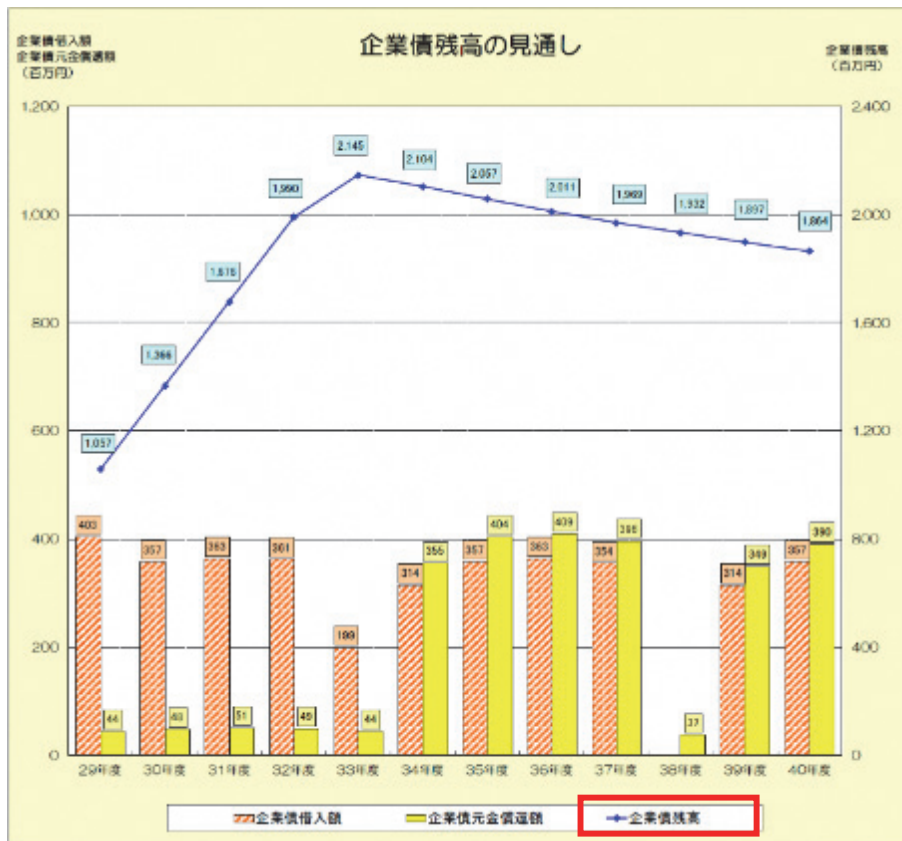
利息の増、さらには既設管の撤去費(平成 33~36 年度:約3億円)を計上することなどにより平成 33 年度以降は大幅な増加が見込まれている。このため、平成 33 年度以降は単年度損益が赤字になる見込みである。ただし、累積損益は期間中の最終年度においても7百万円のプラス残高を維持できるものとしている。

経営戦略では、収支の見通しが均衡していない(すなわち赤字)場合は赤字を解消するための施策である料金改定や投資の見直し等の取組みの方向性を記載すべきこととしている。しかしながら、「福岡市工業用水道長期ビジョン 2028」においては現状このような取組みの方向性は記載されていない。

次に、資金繰りに関しては上記の「資本的収支及び資金の見通し」の期間中は一時的に資金残高が4億円近くまで増加するものの期間の後半は1億円前後となっている。なお、赤字の計上及び資金残高の減少の見通しではあるものの、工業用水道事業において料金改定は予定していない。

また、工業用水道事業における企業債の状況は以下のとおりである。企業債は、基幹管路更新に着手することで大幅に増加するために平成 40 年度末は約 19 億円となる見通しである。なお、資金繰りに関しては「満期一括償還方式の企業債を活用することで償還を繰り延べ、当面の資金収支を安定させています。」とされている。

<工業用水道事業の借金の見通し>



(出典：福岡市工業用水道長期ビジョン 2028 (枠線は監査人追加))

### 【意見 1-(11)-1】資金繰りについて

経営戦略の策定によって、収支がマイナスになる場合や資金繰りに問題が生じる場合は、経営改善策を検討し、経営戦略を見直すことや経営改善策に関する取組み等を記載する必要がある。

工業用水道事業の将来見通しは、収支、累積損益及び資金残高において経営上安定した結果とはなっていない。しかし、計画期間中に累積損益や資金残高がマイナスにならないこともあり、抜本的な経営改善策などは記載されていない。

また、満期一括償還方式の企業債の活用は分割返済の場合と比べて返済を将来に繰り延べることであり工業用水道事業の健全性が懸念される。

#### (改善提案)

市は、満期一括償還方式の企業債の返済時期までを見越した将来計画を試算することを検討されたい。

### 【意見 1-(11)-2】収支均衡に向けた取組みについて

経営戦略による「投資計画」と「財政計画」は、公営企業が実施する事業の持続可能性を可視化するものといえる。その目安の1つとして、純損益(表中の「単年度損益」)の黒字があり、赤字が発生している場合の当該赤字の部分を「収支ギャップ」と定義されている。

総務省の「経営戦略策定ガイドライン 改訂版」によると、「収支ギャップ」がある場合、「「収支ギャップ」解消に向けた取組の方向性等が記載されていることが必要」としている。具体的には、「収支ギャップ」を解消するための料金改定や具体的な投資の合理化等の経営改善策についての記載が必要である。

しかしながら、「福岡市工業用水道長期ビジョン 2028」には、投資の合理化や経費の削減の記載はあるが、経営改善のための詳細な施策やスケジュールなどは記載されていない。

総務省 経営戦略策定ガイドライン 改訂版 (抜粋)

#### ① 「収支均衡」の基本的考え方

「投資・財政計画」で求められる「収支均衡」は、法適用企業では「純損益」、法非適用企業では「実質収支」が計画期間内で黒字となることである(計画期間内でこれらが黒字とならず、赤字が発生している場合の当該赤字の部分を「収支ギャップ」という。以下同じ。)

#### ② 「投資試算」及び「財源試算」の将来予測と「収支ギャップ」解消の基本的考え方

##### ○ 「収支ギャップ」解消に向けた取組の方向性等が記載されていることが必要

「収支均衡」した「投資・財政計画」が理想であり、将来の支出・収入の整合性を検証した結果、「収支ギャップ」が生じる場合においては、料金水準の適正化及び投資の合理化等により、これを解消することが基本である。

一方で、料金水準の大幅な引き上げを行わなければ「収支均衡」しない場合等、必要な意思決定をするまでに長期間を要することから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できない事態も考えられるが、そのような場合であったとしても、安易に繰入金を増やすことで収支を均衡させることは適当ではない。

全ての事業において、早期に「経営戦略」を策定し、経営健全化に向けた取組が求められていることを踏まえれば、収支について厳密に「合理的な計画期間内で「収支均衡」していない」場合でも、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した「経

営戦略」を策定し、収支改善を図っていく必要がある。

(出典：総務省 経営戦略策定ガイドライン 改訂版)

(改善提案)

市は、「福岡市工業用水道長期ビジョン 2028」に関して、「収支ギャップ」を解消するための具体的な施策やスケジュールについて記述することを、次回の見直し時期までに検討されたい。

## 2 下水道事業

### (1) 決算

#### ① 予算と決算の概要

地方公営企業の会計では、官公庁会計と同様に予算制度を採用している。よって官公庁会計と同様に予算に対する実績を示すことが必要になる。そのための資料として決算調製時には決算報告書が作成される。ただし、地方公営企業では官公庁会計と異なり、予算を3条予算(収益的収支)と4条予算(資本的収支)に区分して編成するため、決算報告も3条予算と4条予算に分けて行われる。

3条予算とは、公営企業の経営活動に伴い発生すると予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上する予算である。4条予算とは、住民に対するサービスの提供を維持するとともに、経営規模の拡大を図るために要する建設改良費、その財源となる企業債の起債とその償還を予定した予算である。3条予算には減価償却費や長期前受金収益などの非資金的項目が含まれるが、4条予算は原則として資金的な収支のみで編成される。

決算報告書の様式は地方公営企業法施行規則の第9号様式のとおりである。予算は3条予算(収益的収入及び支出)と4条予算(資本的収入及び支出)に区分し、それぞれ予算とその実績である決算とを対比させる報告書となっている。

以下が福岡市下水道事業の平成 29 年度決算報告書であるが、簡略化のために「予算に比べ決算額の増減」、「不用額」、「翌年度繰越額」、「備考」などの列を省略している。また数値についても公表されている報告書は円単位であるが、千円単位に表示替えを行っている。

また地方公営企業における損益計算書や貸借対照表は消費税等について税抜処理が行われているが、決算報告書においては予算額が税込金額であるため、決算額も税込金額となっている。よって3条予算に対する決算額から消費税等を控除しなければ損益計算書とは一致しない。

地方公営企業会計では予算科目と勘定科目が款項目節(場合によっては細節まで)と設定されている。民間企業会計における大科目、中科目、小科目といったように、款→項→目→節→細節の順番で階層化されている。

決算報告書においては款と項までの科目で公表されており、これだけでは詳細な予算の編成と決算の執行状況が不明であるため、目と節までが記載された「平成 29 年度決算調書」を入手して主に以下の項目について検討を行った。

- ・ 不適切な流用が行われていないか
- ・ 異常な予算不用額が発生していないか
- ・ 適切な予算編成が行われているか(予算編成が行われていない多額の執行額がないか)
- ・ 予算と決算は整合しているか(3条予算は損益計算書と、4条予算は貸借対照表の増減と整合しているか)



## (収益的收入及び支出)

## 収 入

区分	予算額				決算額
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
第1款					
下水道収益	58,153,312	△ 8,827	0	58,144,485	57,527,876
第1項					
営業収益	47,605,840	△ 8,827	0	47,597,013	46,925,702
第2項					
営業外収益	10,539,113	0	0	10,539,113	10,566,759
第3項					
特別利益	8,359	0	0	8,359	35,414

## 支 出

区分	予算額							決算額
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款								
下水道費用	50,739,256	△26,844	0	0	50,712,412	0	50,712,412	49,981,717
第1項								
営業費用	43,017,845	△26,844	0	0	42,991,001	0	42,991,001	42,340,348
第2項								
営業外費用	7,648,026	0	0	0	7,648,026	0	7,648,026	7,600,634
第3項								
特別損失	43,385	0	0	0	43,385	0	43,385	40,734
第4項								
予備費	30,000	0	0	0	30,000	0	30,000	0

## (資本的収入及び支出)

## 収入

区分	予算額					決算額
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款	32,706,315	0	32,706,315	7,865,943	40,572,258	32,457,518
資本的収入						
第1項	19,938,000	0	19,938,000	4,895,000	24,833,000	19,536,000
企業債						
第2項	7,875,400	0	7,875,400	2,776,325	10,651,725	7,649,285
国庫補助金						
第3項	495,160	0	495,160	194,618	689,778	838,836
負担金						
第4項	4,391,629	0	4,391,629	0	4,391,629	4,421,286
他会計負担金						
第5項	6,126	0	6,126	0	6,126	3,733
水洗化貸付						
事業収入						
第6項	0	0	0	0	0	1,200
固定資産売却						
代金						
第7項	0	0	0	0	0	7,176
雑収入						

## 支出

区分	予算額					決算額
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款	58,013,280	△17,002	0	57,996,278	7,878,000	57,807,350
資本的支出						
第1項	24,733,315	△17,002	0	24,716,313	7,878,000	24,534,778
建設改良費						
第2項	33,268,839	0	0	33,268,839	0	33,268,838
償還金						
第3項	6,126	0	0	6,126	0	3,733
水洗化貸付						
事業費						
第4項	5,000	0	0	5,000	0	0
予備費						

(注) 資本的収入額(翌年度へ繰越される支出の財源に充当する額 19,508,000 円を除く)が資本的支出額に対し不足する額 25,369,340,309 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 847,854,841 円、繰越工事資金 12,057,000 円、減債積立金 7,113,554,473 円、過年度分損益勘定留保資金 453,930,536 円及び当年度分損益勘定留保資金 16,941,943,459 円で補填した。

## ② 決算書について

### (ア) 概要

今回の監査では、市が作成した平成 29 年度の下水道事業の決算書に関して、正確性を検証する方法として貸借対照表に計上されている資産及び負債の各項目の金額と管理資料等の合計金額とを照合することとした。相手先別や内容別の金額のように、個別に把握している金額は、一定の信頼性があるものと考えられるため、これらの合計金額と貸借対照表に計上されている資産及び負債の各項目の金額とを照合するものである。

貸借対照表は、これまでの取引を累積した結果を表しているため貸借対照表を検証することによって、平成 29 年度を含め下水道事業のこれまでの会計処理等を検証することにもなる。

この検証の概要は以下の表のとおりである。資産及び負債の各項目について、それぞれ「照合先」や「備考」に記載の管理資料等と照合をしている。なお、管理資料等に記載された内訳にマイナス残高や過年度から滞留しているものがある場合には必要に応じて追加の照合等をしている。

資産	照合先	備考
有形固定資産	固定資産台帳明細情報	固定資産台帳システムから固定資産台帳明細書が出力できないため、同システムから出力される固定資産台帳明細情報と照合。 建設仮勘定については、建設仮勘定明細書等と照合。
無形固定資産	固定資産台帳明細情報	固定資産台帳システムから固定資産台帳明細書が出力できないため、同システムから出力される固定資産台帳明細情報と照合。
投資	下記参照	
(投資内訳)		
水洗化貸付金	債権管理簿	
出資金	内訳簿	
その他投資	内訳簿	財政局が一括して運用しているため、残高を証明するための資料がなかった。
現金預金	内訳簿	残高証明書と照合。

資産	照合先	備考
未収金	件名別内訳	未収金のうち、未収下水道使用料については、下水道料金総合情報システムと照合した。なお、一部の項目については、残高管理資料はないため、照合ができなかった。
その他流動資産	内訳簿	
企業債	企業債明細書	
他会計借入金	内訳簿	
未払金	内訳簿	債務管理システムにより相手先別に債務の管理は行われているが、システムに期末時点での残高を相手先別にアウトプットする機能がなく、管理システムとの照合は出来なかった。
引当金	引当金算定資料	
預り金	内訳簿	債務管理システムにより相手先別に債務の管理は行われているが、システムに期末時点での残高を相手先別にアウトプットする機能がなく、管理システムとの照合は出来なかった。
その他流動負債	内訳簿	
長期前受金	固定資産台帳明細情報	長期前受金のうち、国庫補助金、負担金、その他長期前受金については、固定資産台帳明細情報と照合した。なお、一部の項目については、残高管理資料はないため、照合が出来なかった。
建設仮勘定長期前受金	建仮明細	

※固定資産台帳明細情報とは固定資産台帳システムに2次的利用を目的として副次的に装備されているアウトプットデータである。

※内訳簿とは財務会計システムからアウトプットされる補助簿である。

まず、照合に当たって困難が生じたこととして、貸借対照表の一部の項目において貸借対照表の金額と照合すべき管理資料等が整備されていないことが挙げられる。

照合の結果は後述のとおりである。福岡市下水道事業においては、これまで貸借対照表の作成に当たってこのような照合をしていなかったため、複数の項目において貸借対照表に記載している金額と管理資料またはこれに該当すると考えられる資料(以下、管理資料等という。)との合計金額が一致しなかった。

また未収金など、一部の勘定については管理システムで相手先別の管理を行っているものの、監査時点で貸借対照表作成時点(平成 30 年3月 31 日時点)の相手先別明細を打ち出す機能が管理システムにないため、管理資料等との照合が出来なかった。

#### 【指摘事項 2-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について

貸借対照表の正確性は、予算執行が適時、適切に会計処理されることにより確保される。したがって、適切な決裁手続を経て行われた予算執行であっても、その会計処理が適時適切に行われなければ、貸借対照表の正確性は確保できなくなる。その正確性を確認するためには、定期的に記載金額の根拠となる管理資料等との照合が重要であるが、下水道事業では現状、複数の勘定科目でこのような照合が行われていない。このため、貸借対照表の勘定科目のうち、管理資料等の合計金額と一致していない勘定科目がある。当該不一致の発生原因の多くは監査時点において不明である。このように資産及び負債の根拠を確認できない状況では、平成 29 年度の下水道事業会計の貸借対照表の正確性が確保されていない。

市の説明によれば、固定資産やその財源に関する情報は固定資産台帳管理システムにて管理しているが、当該システムにおいては、貸借対照表残高を検証するための仕組みが十分整備されておらず、またそれを補完する資料も未整備であったことから、包括外部監査人の検証作業に耐えうる適切な資料を渡せなかった。差異の可能性及び原因については、システム開発業者の協力を要請して調査中とのことである。

前述のとおり、貸借対照表を含んだ下水道事業の決算書は料金改定のみならず将来見通しの拠り所ともなる重要な役割を担っている。決算書が監査委員の審査に付す必要があるとともに議会の認定に付さなければならないこととなっているのもこのような役割を担っているからである。したがって貸借対照表に記載される金額の正確性は、市が自ら責任を持って確保する義務がある。

#### (是正の方向性)

市は、決算書が料金算定など重要な意思決定を検討する際の客観的な基礎資料などになることを踏まえ、貸借対照表の作成に当たっては会計システムのコストと管理資料等の合計金額とを照合されたい。また、両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。

また管理システムについては、特定時点の残高が容易に検証できるシステムであることを要件とすべきであり、貸借対照表残高の検証を可能とする管理システムの構築を検討されたい。

なお、本件の指摘は決算書の作成に関する内部統制に不備があることを意味している。多くの勘定で残高を確認する資料がなく、内部統制の整備にも支障をきたしている。今後導入されることとなっている自治体内部統制制度に対応するためにも、市は決算書の作成に関する内部統制を構築しなければならないことに留意し是正に取り組まされたい。

<照合差異総括>

(単位：円)

資産	貸借対照表 金額①	管理資料等 の合計金額②	差額 ①-②	備考
有形固定資産	753,434,283,626	753,408,766,103	25,517,523	・土地の過小計上 △778,791 円 ・車両運搬具の過少計上 △6,858 円 ・建設仮勘定の過大計上 26,303,172 円
無形固定資産	2,923,501,794	2,923,501,794	0	
投資	14,152,137,200	14,154,542,150	△2,404,950	・監査時点における内容不明額
現金預金	27,046,722,368	27,046,722,368	0	
未収金	4,495,337,327	4,493,611,467	1,725,860	・未収金から水洗化貸付金への振替処理漏れ △1,956,500 円 ・監査時点における内容不明額 3,682,360 円
その他流動資産	10,030,024	10,030,024	0	
負債	貸借対照表 金額①	管理資料等 の合計金額②	差額 ①-②	備考
企業債（固定負債）	348,561,618,286	348,561,618,286	0	
他会計借入金	2,072,200	2,072,200	0	
企業債（流動負債）	31,999,239,544	31,999,239,544	0	
未払金	16,940,275,780	16,940,275,780	0	
引当金	165,499,000	165,499,000	0	
預り金	53,487,759	53,487,759	0	
その他流動負債	10,000,000	10,000,000	0	
長期前受金	233,547,511,318	227,051,301,579	6,496,209,739	・監査時点における内容不明額
建設仮勘定長期前受金	4,409,637,517	4,409,637,517	0	

(監査人作成)

(イ) 個別項目の照合結果について

資産及び負債の照合結果は以下の表のとおりであった。なおこの手続は、貸借対照表に記載の金額と照合先の金額が一致するかどうか、一致しない場合はその原因が何かを調査することを目的としており、貸借対照表の適正性等を保証するものではない。

i. 有形固定資産について

有形固定資産の照合結果は以下のとおりであり、決算書の有形固定資産明細金額と管理資料等の金額が一致しない科目があった。

有形固定資産明細と管理資料等の照合結果

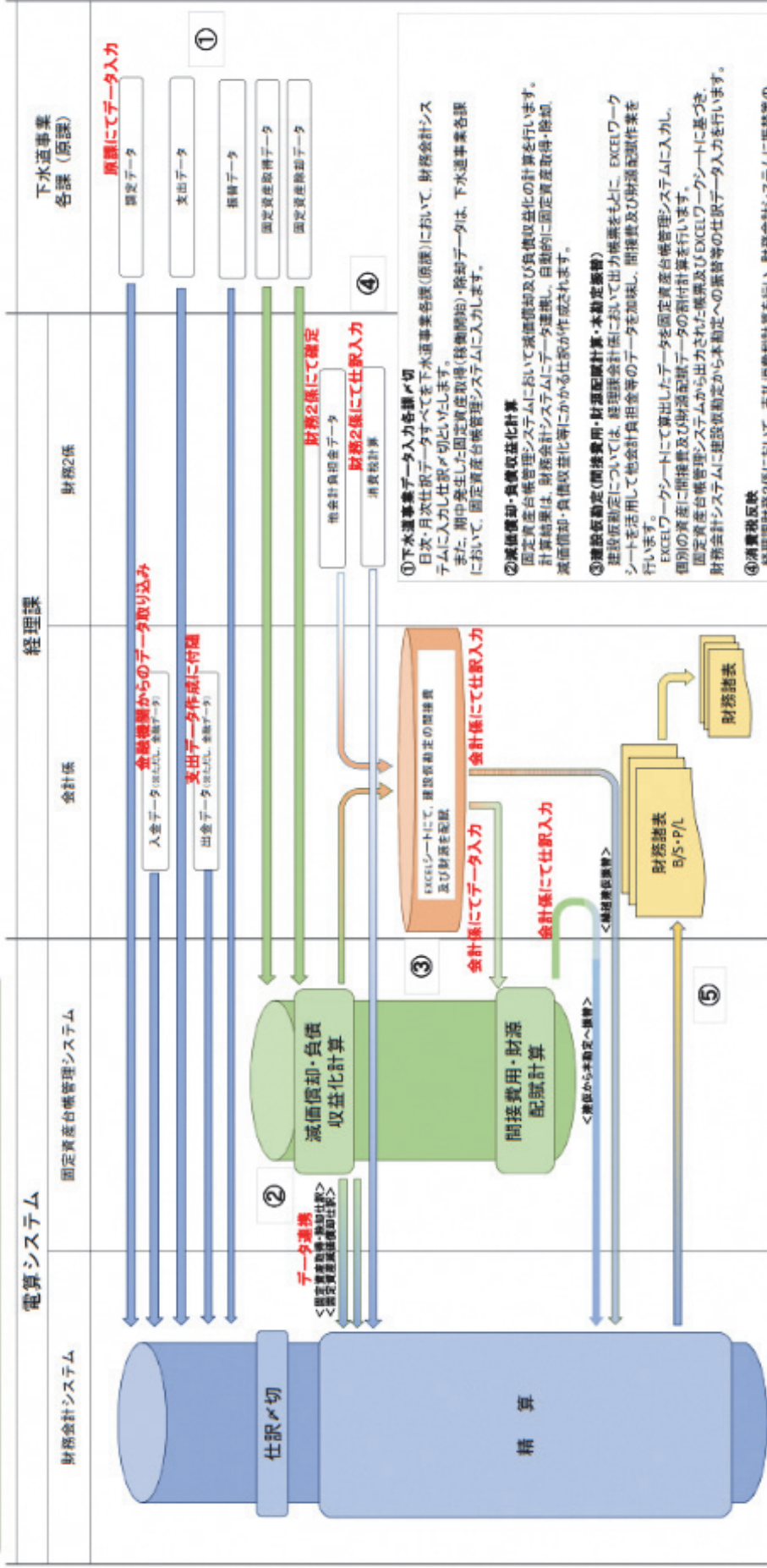
科目	有形固定資産明細 金額①	管理資料等の合計 金額（具体的な管 理資料について は、下記表を参 照）②	差額（①－②）
土地	41,321,882,530	41,322,661,321	-778,791
建物	21,479,319,819	21,479,319,819	0
構築物	615,684,507,607	615,684,507,607	0
機械及び装置	64,319,006,179	64,319,006,179	0
車両運搬具	5,141,653	5,148,511	-6,858
工具、器具及び備品	37,716,381	37,716,381	0
建設仮勘定	10,586,709,457	10,560,406,285	26,303,172
計	753,434,283,626	753,408,766,103	25,517,523

管理資料等について

科目	管理資料等名
土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品	固定資産台帳明細情報 (固定資産台帳管理システムから出力したもの)
建設仮勘定	建設仮勘定明細書、賞与引当金算定根拠資料

前提として、下水道事業の決算書は、次頁フローに従って作成される（固定資産台帳管理システムにて管理している科目のみ、具体的には有形固定資産、無形固定資産、長期前受金の一部である）。

# 下水道事業会計決算事務フロー概要



- ① 下水道事業データ入力各種メロ  
日次・月次仕訳データすべてを下水道事業各課(原課)において、財務会計システムに入力仕訳メロ切いたします。  
また、期中発生した固定資産取得(移転開始)・除却データは、下水道事業各課において、固定資産台帳管理システムに入力します。
- ② 減価償却・負債収益化計算  
固定資産台帳管理システムにおいて減価償却及び負債収益化の計算を行います。  
計算結果は、財務会計システムにデータ連携し、自動的に固定資産取得・除却・減価償却・負債収益化等にかかる仕訳が作成されます。
- ③ 間接費用・財源配賦計算・本勘定振替  
建設費勘定については、経理課会計係において出力帳票をもとに、EXCELワークシートを活用して他会計員担当等のデータを加味し、間接費及び財源配賦作業を行います。  
EXCELワークシートにて算出したデータを固定資産台帳管理システムに入力。  
個別の資産に間接費及び財源配賦データの割付計算を行います。  
固定資産台帳管理システムから出力された帳票及びEXCELワークシートに基づき、財務会計システムに建設費勘定から本勘定への振替等の仕訳データ入力を行います。
- ④ 消費税戻戻  
経理課財務2係において、支払消費税計算を行い、財務会計システムに振替等の仕訳データ入力を行います。
- ⑤ 財務精算  
経理課会計係において、上記①～④を作業終了後、財務会計システムより決算簿を出力し、B/S・P/Lを作成します。  
また、CFIについては、B/S・P/Lに基づき作成します。

(出典：市提供資料)



有形固定資産明細金額は、固定資産台帳管理システムから出力された有形固定資産明細金額に、決算において計上しておくべき更正項目を加減算した金額が計上されている。以下、差額が発生しているものについて検討を行った。

・土地の差異要因については、下記のとおりである。

管理資料等の合計金額②	41,322,661,321 円
過去におけるシステム間の資産額乖離の更正	+422,100 円
処理誤り	△ 1,200,891 円
有形固定資産明細金額①	41,321,882,530 円

差異理由のうち、過去におけるシステム間の資産額乖離の更正(+422,100 円)とは、過去において何らかの理由で、財務会計システムの資産額と固定資産台帳管理システムの合計額に不一致が発生しており、毎年度当該差異額の更正処理(過去におけるシステム間の乖離を埋め合わせるための修正処理)を行っているために発生しているものである。市の説明では、原因は不明であり、システム開発・保守会社にも依頼し、原因を調査中である。

また、処理誤り(△1,200,891 円)とは、下水道事業会計から一般会計への土地の所管替にあたり、有償による所管替にもかかわらず無償により行ったものとして、二重に除却を行ったために発生している。当該修正については決算確定後であったため、平成 30 年度において修正する予定であるが、固定資産台帳管理システムのみ先行して修正処理を行っていたため、差異が発生している。なお、土地の処理誤りについては、平成 30 年度において処理誤り金額を是正する予定である。

・車両運搬具の差異要因については、下記のとおりである。

管理資料等の合計金額②	5,148,511 円
過去におけるシステム間の資産額乖離の更正	△6,858 円
有形固定資産明細金額①	5,141,653 円

差異理由のうち、過去におけるシステム間の資産額乖離の更正(△6,858 円)とは、過去において何らかの理由で、財務会計システムの資産額と固定資産台帳管理システムの合計額に不一致が発生しており、毎年度当該差異額の更正処理(過去におけるシステム間の乖離を埋め合わせるための修正処理)を行っているために発生しているものである。市の説明では、原因については不明であるが、固定資産台帳管理システムへの除却漏れの可能性もあるとのことである。当該差異要因についても、システム開発・保守会社に調査を依頼中である。

・建設仮勘定の差異要因については、下記のとおりである。

管理資料等の合計金額②	10,560,406,285 円
過去におけるシステムと管理資料の資産額乖離の更正	+26,303,172 円
有形固定資産明細金額①	10,586,709,457 円

差異理由のうち、過去におけるシステムと管理資料等との資産額乖離の更正(+26,303,172 円)とは、過去において何らかの理由で、財務会計システムの資産額と建設仮勘定明細書の資産合計額に不一致が発生しており、毎年度当該差異額の更正処理(過去におけるシステム間の乖離を埋め合わせるための修正処理)を行っているために発生しているものである。

このような差異が生じる原因は、市が決算書の有形固定資産明細を作成するにあたって、財務会計システムの残高金額と管理資料等(固定資産台帳管理システムから出力された帳票類や建設仮勘定明細書)の残高金額はシステム管理されており、一致しているものと考え、確認作業を行っていなかったためである。

本来、決算書の金額と管理資料の金額は一致すべきであり、土地のように管理資料より決算書上の金額が大きい場合には、管理されていない資産(存在を検証できない資産)が存在する可能性があることとなる。逆に、車両運搬具のように管理資料より決算書上の金額が小さい場合には、除却漏れ等が発生している可能性があることとなる。このような事態が生じないよう財務会計システムの残高金額と管理資料等と残高金額については照合作業を行い、管理資料等との整合性を保つことによって、決算数値の正確性が担保されなければならない。

建設仮勘定については、管理資料より決算書上の金額が大きいということは、工事等が完成し供用開始をしたにもかかわらず、建物等の有形固定資産の各項目への振替を失念した等の理由が考えられる。仮に不明残高の発生原因が分からず、今後整理することとした場合には、貸借対照表の建設仮勘定を約 26 百万円減少させる必要がある(すなわち、平成 29 年度の建設仮勘定が約 26 百万円過大計上となっていたことを意味する)。

なお、内容が不明な建設仮勘定を減少する場合、当該取り崩し時の市の決算書には減少分相当の損失が生じることとなり、予算上の対応を検討する必要がある。

## ii. 未収金について

未収金の照合結果は以下のとおりであり、一部については残高管理資料がないため照合ができなかった。

未収金と管理資料等の照合結果

科目	①貸借対照表 の未収金の内 訳金額	②残高管理資料 の金額	差額(①-②) ※照合不可ものにつ いては、差額が不明 であるため-としている
営業未収金			
未収下水道使用料	3,137,704,776	3,135,990,346	1,714,430
未収他会計負担金	331,207,430	331,207,430	0
未収受託事業収益	11,152,660	11,152,660	0
未収再生水料金	103,005,994	※1	-
その他営業未収金	45,810,046	※1	-
営業外未収金			
未収受取利息	2,373,834	2,373,834	0
未収他会計負担金	42,480,459	42,480,459	0
未収雑収益	15,692,499	※1	-
その他営業外未収金	0	0	0
その他未収金			
未収国庫補助金	0	0	0
未収他会計負担金	249,239,183	249,239,183	0
未収受益者負担金	834,301	722,220	112,081
未収その他負担金	540,902,859	539,047,010	1,855,849
未収水洗化貸付事業 収入	5,636,970	7,593,470	-1,956,500
その他未収金	9,296,316	※1	-
未収金合計	4,495,337,327	※2	1,725,860

※1:残高管理資料が無い場合、照合できなかった。

※2:残高管理資料がなく、照合できなかった未収金があるため、残高管理資料の金額の合計額については記載しない。

未収金のうち、未収下水道使用料、未収受益者負担金、未収その他負担金、未収水洗化貸付事業収入において、貸借対照表の金額と管理資料の残高との間に差額が生じており、貸借対照表の未収金が誤って計上されている可能性があるため、差額の原因を追究する必要がある。

差が生じた原因について担当部署へヒアリングしたところ、未収下水道使用料は下水道料金総合情報システムにて管理を行っているが、下水道料金総合情報システムは滞納管理を目的としたシステムであり、会計システムとは独立したシステムとして開発され、開発時の条件設定の詳細が必ずしも明確に残っていないこと、またそれぞれのプログラム改善が継続して行われているため、詳細な原因は不明とのことである。

また、未収受益者負担金に関しては、納付書による管理に加え、必要に応じて表計算ソフトによる管理を行っているが、詳細な原因は不明である。さらに、未収その他負担金については、平成26年度に未収その他負担金の細目を新たに設置するなど、会計システムに変更を加えた際に何らかの誤りが発生したか、それ以前において誤りが発生していたことが想定されることであるが、原因の特定にまでは至っていない状況である。

未収水洗化貸付事業収入は水洗化貸付金が滞納した場合、水洗化貸付金から振り替えられる未収金であり、差額は水洗化貸付金から未収金への振替を重複して行ったためであることが判明している。この差額については水洗化貸付金への振替処理を行うことで修正できる。

差額の発生している未収金については、今後、原因を調査する必要があるが、原因が判明しない場合には貸借対照表の未収金を修正せざるを得ない。原因が発生している差額は、いずれも貸借対照表の未収金より、管理簿等の残高が少額であるため、貸借対照表の未収金を取り崩し、損失を計上する修正が必要となる。

早期に原因を追究し、適切な会計処理が行われなければならない。

### iii. 長期前受金について

長期前受金の照合結果は以下のとおりであり、項目によって表計算ソフトや固定資産台帳管理システムで管理が行われており、フローである長期前受金戻入は照合できた。一方、長期前受金の残高の一部については残高管理資料等が作成されていないため照合が出来なかった。

長期前受金と管理資料等の照合結果

科目	①貸借対照表の長期前受金の内訳金額	②残高管理資料の金額	差額(①-②) ※照合不可ものについては、差額が不明であるため「-」としている
長期前受金			
受贈財産評価額	17,807,995,677	※1	-
国庫補助金	167,023,479,666	164,118,543,301	2,904,936,365
他会計負担金	22,305,245,701	※1	-
負担金	24,790,831,667	22,567,315,284	2,223,516,383
その他長期前受金	1,619,958,607	252,201,616	1,367,756,991
長期前受金合計	233,547,511,318	※2	6,496,209,739

※1: 表計算ソフトで管理している部分があり、表計算ソフトには残高を記載している欄がなかったため照合できなかった。

※2: 残高管理資料等がなく、照合できなかった長期前受金があるため、残高管理資料の金額の合計額については記載しない。

国庫補助金、負担金、その他長期前受金は、固定資産台帳管理システムで管理されており、各年度における収益化額も固定資産台帳管理システムにおいて算定される。同システムから固定資産台帳のアウトプットが出来ないことであったため、監査人が同システムから2次的利用を目的にアウトプットされる固定資産台帳情報を入手し、決算書内訳別の残高に合致すべきと考えられる項目を抽出したうえで、金額の照合を試みた。その結果、国庫補助金、負担金、その他長期前受金すべてにおいて以下のように不一致であった。

内訳名称	① 決算書金額	② 監査人が集計した金額※	差額(①-②)
国庫補助金	167,023,479,666	164,118,543,301	2,904,936,365
負担金	24,790,831,667	22,567,315,284	2,223,516,383
その他長期前受金	1,619,958,607	252,201,616	1,367,756,991

※監査人は固定資産台帳明細情報データ内の1項目である「収益化未済額」について、全ての固定資産に紐付いている金額を合算し、上記金額を算出した。

平成 29 年度決算書の長期前受金戻入金額については、固定資産台帳明細情報データと一致していることを確認しているが、算定根拠となる各残高については差額が生じている。仮に、固定資産台帳管理システムで管理している長期前受金の残高金

額が誤っていた場合、当該システムで算出される毎年度の調定額も誤って算出されてしまうことになる。現時点で差異原因については不明であるが、まずは残高を正確に把握したうえで、根本原因を突き止める必要がある。

受贈財産評価額及び他会計負担金については、表計算ソフトで別管理されている。

他会計負担金については、管理資料である「下水道事業 元金償還に係る一般会計繰入金の収益化」を入手し平成 29 年度収益化金額について確認したところ、決算の金額と管理資料の金額は一致していた。しかし、当該管理資料には残高を示す欄がなく、残高金額を照合することはできなかった。

また、他会計負担金については、「2017 年度 受贈財産一覧表」及び固定資産台帳管理システムで管理している。平成 29 年度収益化金額について確認したところ、各管理資料等と一致していることを確認したが、残高については確認できる資料がないため照合できなかった。

長期前受金は、既存の長期前受金残高に関する管理・確認が不十分である。仮に上記差異額が原因不明であった場合、永久に収益化されない長期前受金が決算書上に残ることとなり、適切な情報開示が出来ていないことになりうる。また、下記施行令に基づいた処理がなされていないことになる。

地方公営企業法施行令

(繰延収益として整理する補助金等)

第二十六条 減価償却を行うべき固定資産（固定資産のうち、土地、立木その他総務省令で定めるもの以外のものをいう。）の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（次項において「補助金等」という。）の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益として整理しなければならない。

2 前項の繰延収益は、補助金等により取得し又は改良した固定資産の減価償却又は除却を行う際に、当該固定資産の減価償却費又は残存価額に相当する額に当該固定資産の減価償却又は除却を行う日の直前における当該固定資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該固定資産に係る繰延収益の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。

このような不明残高等が発生する原因はシステムの不備によるものであったとしても、市が貸借対照表の作成時に長期前受金の残高に関して管理資料との整合性を確認していない責任を問われる。

今後の対応として、差異の発生原因等を調査し、当該発生原因等に対応した修正をするとともに、調査によっても尚且つ発生原因等が不明であるものは、必要な決裁等を経て整理することを検討しなければならない。

### ③ 現物の確認について

現金、預金証書、株式などの現物を保管している場合には、定期的（少なくとも決算日ごとに）に現物の確認等を行う必要がある。

その他の流動資産 10,030,024 円のうち、10,000,000 円の内容は、福岡市下水道事業総括出納取扱金融機関の事務取扱に関する契約の約款第 10 条に基づき、総括出納取扱金融機関より担保として受け入れた預り定期預金の証書である。

定期預金証書は貸金庫に保管しているとのことであったため、現物確認の状況と報告書の有無についてヒアリングした。

**【指摘事項 2-(1)-2】現物確認の際の作成書類について**

市によれば、定期預金証書の現物確認は、平成 29 年度決算のために平成 30 年 4 月 6 日に経理課職員が貸金庫に赴いて実施したとのことであった。しかし、口頭により報告しているため、報告書等の書類は作成していないとのことであった。

よって、定期預金証書の確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類が作成されていないため、現物確認を実施していることが明らかではなかった。

(是正の方向性)

市は預り定期預金証書の確認の際に、確認日、確認者、確認した旨などを記載した書類を作成されたい。

なお、定期預金証書のような現金同等物等は、確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類を作成していない場合、紛失等の事故があった時に、発生日や原因を特定することが困難となることに留意されたい。

**④ 破産更生債権について**

(ア) 破産更生債権の表示について

平成 29 年度下水道使用料高額滞納者一覧を入手し、閲覧したところ以下のとおりであった。

(単位：円)

滞納額順位	滞納先	滞留債権発生年度	金額	滞納件数
1 位	A	23 年度	2,581,423	1 件
		24 年度	20,505,663	6 件
		25 年度	20,607,244	6 件
		26 年度	20,639,354	6 件
		27 年度	7,362,878	2 件
2 位	B	28 年度	5,712,045	13 件
3 位	C	29 年度	2,587,505	27 件
4 位	D	28 年度	138,925	1 件
		29 年度	586,473	5 件
5 位	E	29 年度	505,709	5 件

(出典：道路下水道局資料より監査人作成)

この表から分かるように、上位の高額滞納者のすべてが複数回滞納しており、年間の滞納額が2千万円を超える利用者がいる。

当該内容および原因についてヒアリングしたところ、水道とは異なり下水道は利用停止が難しい公共サービスであるため、滞納後もサービスを利用できてしまうことから、結果的に複数回の滞納となってしまうとのことだった。また高額滞納者は個人利用者ではなく事業者である。

滞納金は市の金銭債権であり、中でも上記の滞納金は、通常金銭債権とは性格を異にするものでありその本質は破産更生債権と同様である。

ここで破産更生債権等とは一般的に経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいい、地方公営企業法施行規則によると「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの」は投資その他の資産に区分計上することになっている。

#### 【指摘事項 2-(1)-3】破産更生債権の表示について

地方公営企業法施行規則では、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものは、投資その他の資産に区分して計上する必要があるが、決算書では、投資その他の資産区分に破産更生債権等として計上していなかった。

破産更生債権に対してはすでに貸倒引当金は引き当て済みであるが、債権の区分は一年内に弁済を受けることが出来るか否かで判断すべきである。

#### (是正の方向性)

未収金について、滞納状況の調査を行い、決算の調製の際には、破産更生債権に該当するか否かについて検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。

また破産更生債権に該当するものは、対応する貸倒引当金と共に投資その他の資産区分に計上されたい。

#### (イ) 大口の破産更生債権について

破産更生債権のうち、もっとも大口の債権はスーパー銭湯を営んでいた事業者への債権であり、滞留債権額は平成 29 年度末で 72,872 千円であった。スーパー銭湯は経営不振により平成 27 年 5 月に店舗閉鎖している。

下水道使用期間は平成 22 年 6 月から平成 27 年 5 月までであり、滞納期間は平成 23 年 6 期から平成 27 年 2 期まで(平成 23 年 11 月から平成 27 年 5 月まで)である。

催告、納付状況、滞納処分の概況をヒアリングしたところ、以下のとおりであった。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>•平成 23 年 3 月以降、納付指導</li><li>•平成 23 年 11 月不動産参加差押</li><li>•平成 24 年 11 月任意売却のため 700 千円納付により参加差押解除</li></ul> |
|---|



- ・平成 24 年 6 月～平成 25 年 1 月預金差押 5 回 5,650 千円
- ・平成 24 年 11 月～平成 25 年 3 月債権差押配当 4 回 1,655 千円
- ・平成 26 年 8 月～平成 27 年 3 月ほぼ毎週売上差押 30 回 8,162 千円
- ・平成 26 年度以降毎年度、本社へ出向き現況確認及び納付指導
- ・平成 27 年 11 月～代表者への納付指導を継続し、毎週約 1 万円入金

スーパー銭湯は店舗閉鎖しているものの、未だ倒産処理には至っておらず、毎週入金も継続中であるため、不納欠損処分はしていないとことであった。

#### 【意見 2-(1)-1】滞留債権の回収努力について

最も大口の滞留債権としてスーパー銭湯を営んでいた事業者への債権が平成 29 年度末残高で 72,872 千円あるが、現在は毎週約 1 万円の入金に留まっている。

#### (改善提案)

すでに会計上は債権金額に対して貸倒引当金を全額引き当ててはいるが、倒産には至っていないとして不納欠損処分は行っておらず、多額の滞留債権 72,872 千円が残っているので、より一層の回収に努められたい。

#### ⑤ その他投資について

福岡市下水道事業の貸借対照表には「その他投資」という資産が計上されている。この「その他投資」は満期一括償還債券の償還に備えて積み立てている投資資産であるが、下水道事業が運用しているのではなく、福岡市財政局が運用を行っている。

満期一括償還債とは毎年度償還されるのではなく、一定の年限(例えば 10 年、20 年)後に一括して償還される債券であり、その償還に備えて資産を積み立てている。

積立の方針としては債券発行から当初3年間は積立を行わず、その後一括償還予定額の6%を7年間積み立てることとしている。

下水道事業は積立の方針に従って、福岡市財政局が一括的に運用管理する基金に積み立てるために、毎年度一定の金額を一般会計へ支出している。そして償還の際には必要な額を基金から取り崩し、一般会計から入金している。一般会計へ支出した際の会計処理は現金預金からその他投資への振替を実施し、一般会計から入金された際にはその他投資から現金預金への振替が行われる。

「その他投資」勘定の平成 29 年度末貸借対照表残高は 141 億円であった。増加額(よって一般会計への支出額)は 48 億円、減少額(よって一般会計からの入金額)は 54 億円である。その明細は福岡市下水道事業会計決算書の決算付属書にて以下のように開示されている。

(決算附属書に開示されている投資明細書)

(単位:円)

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高
水洗化貸付金	3,365,800	2,440,000	3,733,600	2,072,200
出資金	46,105,000	0	0	46,105,000
その他投資	14,705,400,000	4,819,080,000	5,420,520,000	14,103,960,000
計	14,754,870,800	4,821,520,000	5,424,253,600	14,152,137,200

その他投資の増加額は、公営企業にとって保有する現金預金から投資への支出であることから4条予算の資本的支出として、その他投資の減少額は、公営企業にとって投資から現金預金への入金であることから4条予算の資本的収入として予算編成され、執行された金額が当年度増加額と当年度減少額になる。

これは投資という活動にはある程度リスクを伴うため、他の項目とは区分して予算編成し、その執行結果である決算数値を開示することで、市民や議会への説明責任を果たすためである。具体的には一年を超えて満期が到来する金融資産への投資が行われる場合、運転資金である現金預金とは区分して予算編成し、決算数値を開示すべきである。

しかし福岡市下水道事業の決算報告書には「その他投資」に該当する予算項目および決算項目は開示されていなかった。

## ⑥ 企業債について

貸借対照表には企業債は一年内返済予定の企業債とそれ以外の企業債に区分して計上することとされており、平成29年度末の企業債残高は、一年内返済予定の企業債が319億円、一年超返済予定の企業債が3,485億円であり、合計で企業債残高は3,805億円である。

下水道事業会計決算書の決算附属書に企業債の明細が開示されている。明細では各企業債の発行年月日や目的、金利、償還までの期間などを把握することが出来る。

これを集計すると残高は貸借対照表の残高と一致した。また発行年月日が平成29年度になっている企業債を集計して平成29年度の企業債発行額を、当年度償還高を集計して平成29年度の企業債償還額を算定したところ以下のとおりであった。

(単位:円)

企業債明細書	発行額	償還額	残高
公共下水道企業債	19,402,000,000	26,099,275,445	315,907,677,855
財政融資資金	9,645,000,000	4,288,632,055	57,731,726,946
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	0	3,913,985,088	42,365,353,479
地方公共団体金融機構	3,944,000,000	8,777,724,302	175,099,317,430
市場公募	5,813,000,000	5,406,000,000	33,834,000,000

企業債明細書		発行額	償還額	残高
	金融機関	0	3,712,934,000	6,877,280,000
流域下水道企業債		557,000,000	271,002,839	4,946,179,975
	財政融資資金	557,000,000	101,476,584	1,805,994,460
	地方公共団体金融機構	0	137,624,255	3,063,143,515
	金融機関	0	31,902,000	77,042,000
下水道事業特別措置債		4,350,000,000	7,500,000,000	59,671,000,000
	市場公募	4,350,000,000	7,500,000,000	59,671,000,000
出資債		0	0	36,000,000
	市場公募	0	0	36,000,000
合計		24,309,000,000	33,870,278,284	380,560,857,830

企業債の平成29年度発行額は243億円であり、償還額は338億円である。企業債の発行額は公営企業にとっては収入(資本的収入)であり、償還額は公営企業にとっては支出(資本的支出)である。

本来であれば、発行額は決算報告書の資本的収入における「第1項企業債」の決算額およびキャッシュ・フロー計算書の「建設改良等企業債による収入」と一致するはずである。また償還額が決算報告書の資本的支出における「第2項償還額」の決算額およびキャッシュ・フロー計算書の「建設改良等企業債の償還による支出」と一致するはずである。

そこで照合した結果、以下のように一致しなかった。また決算付属書には「企業債及び一時借入金の状況」という、企業債明細を集計しなくても企業債の前期末残高、起債額、償還額、当期末残高を把握することができる注記があるが、決算報告書の決算額は当該注記との整合性も取れていなかった。

それぞれの数値をまとめると以下のとおりである。

#### ア) 企業債発行額

(単位:円)

	決算報告書	企業債及び一時借入金の状況	キャッシュ・フロー計算書	企業債明細書
決算数値	19,536,000,000	19,536,000,000	19,536,000,000	24,309,000,000
企業債明細書との差額	-4,773,000,000	-4,773,000,000	-4,773,000,000	

#### イ) 企業債償還額

(単位:円)

	決算報告書	企業債及び一時借入金の状況	キャッシュ・フロー計算書	企業債明細書
決算数値	33,268,838,284	33,870,278,284	31,108,688,952	33,870,278,284

企業債明細書との差額	-601,440,000	一致	-2,761,589,332	
------------	--------------	----	----------------	--

企業債発行額に差が発生しているのは、企業債明細書には前借分も含めて記載されているためであった。

実際に起債が行われるまでの間、工事の前払いや中間払いの資金確保のために、つなぎとして借りるものを企業債の前借という。よって企業債の発行は平成 29 年度であっても前借を前年度に行っている場合には決算報告書やキャッシュ・フロー計算書の収入にはならない。前借の金額は合計すると 47 億円であり、差額と一致した。

一方、企業債の償還額について決算報告書と企業債明細書が一致しないのは「その他投資」の収支と関連する。決算報告書の償還金がどのように算定されたかについて調査した結果、以下のとおりであった。

	金額
①企業債明細書の償還額	33,870,278,284
②満期一括償還金取り崩し	△5,420,520,000
(①+②) =	28,449,758,284
<決算調書の数値>	
③建設企業債償還金	22,134,138,284
④借換債償還金	6,315,620,000
(③+④) =	28,449,758,284
⑤満期一括償還金積立金	4,819,080,000
⑥資本的支出の償還金決算額(③+④+⑤)	33,268,838,284

企業債の平成 29 年度償還額は上記①の 338 億円である。しかし償還の際には「その他投資」を 54 億円取り崩して、その資金も償還に充てているため、企業債の償還額から「その他投資」の取り崩し額を控除して償還の仕訳を起票しているとのことであった。結果として「平成 29 年度決算調書」には③と④の勘定科目に合計で 28 億円の償還金が計上されており、これは①から②を控除した金額と一致した。

さらに満期一括償還金積立金は「その他投資」への投資支出ではあるが、将来的には企業債の償還に充てられるものであり、下水道事業にとっては償還に係る支出であると解釈し、上記⑤の 48 億円を資本的支出の第2項償還金に加算したとのことであった。

その結果、資本的支出の第2項償還金は企業債の償還金と差が生じている。

また償還金の予算に「その他投資」への預け入れと取り崩しを含めた結果、「その他投資」への預け入れと取り崩しは資本的収支の予算と決算に表示されなくなっている。

なおキャッシュ・フロー計算書の「建設改良等企業債の償還による支出」との不一致については企業債の未払償還金に係る差額であり、償還日が決算期末となっていて、その日が

休日である場合、翌年度期首で償還の取り扱いがなされるため公営企業側で未払計上するための差額であった。

#### ⑦ 資本的収支の予算および決算のあるべき姿

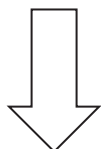
資本的収支の予算および決算は、市民にとって分かりやすく表示されるのが望ましい。本来、企業債の起債および償還は公営企業の財務活動による取引であり、「その他投資」への預け入れと取り崩しは公営企業の投資活動による取引である。経済的性質の異なる取引については、それぞれの取引を示す予算科目で編成し、執行すべきである。企業債の償還金に「その他投資」への取引をひとまとめにして2項償還金として予算編成することで、「その他投資」にどの程度の金額が預け入れられて、取り崩される予算であったのか予算執行の結果がどうであったのか決算報告書では不明であるし、企業債の償還金についても実際の償還金と一致しておらず、どちらが正しいのか分からず、市民や議会への説明の際に混乱を招きかねない。

本来、「その他投資」については企業債の償還金に含めず、「その他投資」への預け入れは公営企業にとって支出であることから資本的支出として独立した予算科目で予算編成し、「その他投資」の取り崩しによる収入は資本的収入として独立した予算科目で予算編成すべきである。その結果、資本的支出の企業債償還金は実際の企業債の償還による支出と一致することになる。

特に、その他投資の残高は 141 億円と多額であり、その取引についても預け入れが 48 億円、取り崩しが 54 億円と下水道事業にとって最も多額の取引である。そのような重要な取引をひとまとめにして企業債償還金に含めることなく、独立した予算科目で明確に予算編成すべきである。

### 現状の資本的収入

- |     |            |
|-----|------------|
| 第1款 | 資本的収入      |
| 第1項 | 企業債        |
| 第2項 | 国庫補助金      |
| 第3項 | 負担金        |
| 第4項 | 他会計負担金     |
| 第5項 | 水洗化貸付金事業収入 |
| 第6項 | 固定資産売却代金   |
| 第7項 | 雑収入        |



貸付金や固定資産売却などの投資関連収入は予算編成されているが、最も多額の投資関連収入であるその他投資の取崩しによる収入は見当たらない。

### あるべき資本的収入

- |     |            |
|-----|------------|
| 第1款 | 資本的収入      |
| 第1項 | 企業債        |
| 第2項 | 国庫補助金      |
| 第3項 | 負担金        |
| 第4項 | 他会計負担金     |
| 第5項 | 水洗化貸付金事業収入 |
| 第6項 | 固定資産売却代金   |
| 第7項 | その他投資取崩収入  |
| 第8項 | 雑収入        |

### 現状の資本的支出

- |     |          |
|-----|----------|
| 第1款 | 資本的支出    |
| 第1項 | 建設改良費    |
| 第2項 | 償還金      |
| 第3項 | 水洗化貸付事業費 |
| 第4項 | 予備費      |



その他投資への預入と取崩による収支は企業債の償還金に含まれている。取崩による収入は資本的収入として予算編成すべきであるし、預入による支出は企業債の償還ではないので別項目で予算編成すべきである。

### あるべき資本的支出

- |     |           |
|-----|-----------|
| 第1款 | 資本的支出     |
| 第1項 | 建設改良費     |
| 第2項 | 償還金       |
| 第3項 | 水洗化貸付事業費  |
| 第4項 | その他投資預入支出 |
| 第5項 | 予備費       |

なお、上記はわかりやすく資本的収支を図にしたもので、その他投資に関連する予算項目の名称は法令等で定められたものではないため、下水道事業において適切な予算項目を検討されたい。

## 【意見 2-(1)-2】その他投資と企業債の予算編成について

本来、その他投資と企業債は、前者は投資活動に係る取引の結果であり、後者は財務活動に係る取引の結果であるから、お互い異なる経済的な性質をもつ取引であるが、現状ではその他投資の預入と取崩が企業債の償還金にまとめて予算編成されている。

その他投資が企業債償還のために使用されることを理由とした予算編成であるが、結果としてその他投資の預入と取崩についての予算を把握することが出来ない。また企業債の償還金の予算と決算にその他投資に関連する取引が含まれることで、企業債の明細や企業債の注記と企業債の償還金が一致していない。

その他投資の残高は 141 億円と多額であり、その取引についても預け入れが 48 億円、取り崩しが 54 億円と下水道事業にとって最も多額の取引である。そのような重要な取引をひとまとめにして企業債償還金に含めることなく、独立した予算科目で明確に予算編成すべきである。

### (改善提案)

その他投資の預入による支出は資本的支出として、その他投資の取崩による収入は資本的収入として、企業債の償還金とは独立した項目で予算編成すべきである。償還金は企業債の償還金のみで予算編成すべきである。結果として予算執行による決算額は、貸借対照表のその他投資と企業債の増減と整合することになるので、財務諸表における各明細や注記との整合性に留意した決算調整を検討されたい。

## ⑧ 一般会計からの繰出金について

### (ア) 雨水公費・汚水私費の原則

下水道事業は、地方財政法第6条及び地方財政法施行令第 46 条により規定された公営企業であり、地方公営企業法を適用するか否かに関係なく、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、事業を継続していく独立採算の原則が適用される。

地方公営企業法を適用する場合としない場合の相違点としては、経理をいわゆる発生主義・複式簿記による企業会計方式で行うか、現金主義・単式簿記である官公庁会計方式で行うかの違いがあるが、いずれにしても独立採算の原則は適用され、公営企業の経営は一般会計との間における適正な経費負担区分を前提としなければならない。

特に下水道事業の場合、雨水の処理を誰が実施し、誰が費用を負担するのかという問題がある。

下水道事業は下水道の利用者から徴収する下水道使用料を主な収入財源とする事業であるが、それは汚水を処理することによって対価として得られる使用料収入であって、雨水を処理することで得られるものではない。雨水は汚水と異なり自然現象に起因するものであり、その原因となるものを特定することは困難であるし、雨水の処理は浸水防止という都市機能の保全のためであって、一般市民が広く受益者となるとの考え方から、その費用は下水道使用料ではなく全額公費で賄うべきとされている。

雨水処理と汚水処理では執行するための財源が異なるのであるから、業務を区分して汚水処理は下水道事業担当部署が実施し、雨水処理は一般行政担当部署で執行し、会計を別にするのが分かり易いが、合流管渠など汚水処理と雨水処理で一緒に使用する施設も多く、また事務執行の面でも非効率であることから、汚水処理も雨水処理も下水道事業担当部署がまとめて担うのが一般的である。

そこで汚水処理も雨水処理も一つの企業会計で会計処理が行われるが、汚水処理に係る費用と雨水処理に係る費用については適切に区分計算を実施し、汚水処理に係る費用は下水道使用料収入で、雨水処理に係る費用については公費が負担する会計処理が行われる(これを雨水公費・汚水私費の原則という)。雨水処理に係る費用以外にも公費が負担すべき費用があり、その財源として一般会計から公営企業に支払われるものを「一般会計からの繰出金」という。

独立採算を原則とする下水道事業にとって、公費が負担すべき費用と使用者が負担すべき費用に適切に区分計算することは、最も重要な会計上の課題である。

#### (イ) 一般会計繰出基準

公費が負担すべき費用と使用者が負担すべき費用を適切に区分計算しなければ、下水道事業の適切な損益計算は不可能となり、適切な使用料が設定されないおそれがある。例えば雨水処理に係る費用を本来の費用よりも過少に計算すれば、料金収入で賄うべき汚水費用は本来の費用よりも過大に計算され、本来負担すべき水準以上の高い使用料を設定される可能性がある。一方で雨水処理に係る費用を本来の費用よりも過大に計算すれば、一般会計からの繰出金が過大となり、下水道を使用しない市民が税金で下水道を使用している市民を支弁するような不公平が起きることになる。

そこで地方公営企業法においても、

① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており(地方公営企業法第 17 条の2)、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画(※1)に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて国から財源措置が行われている。

総務省の繰出基準は毎年度総務副大臣名で「〇〇年度の地方公営企業繰出金について(通知)」として公表されており、総務省のホームページでも確認することが出来る。これは下水道事業のみの繰出基準ではなく、水道事業や病院事業など他の公営企業の繰出基準とともに通知されているもので、さらに公共下水道については具体的な基準として「公共



下水道事業繰出金の運用について」(昭和 56 年 6 月 5 日自治省財政局準公営企業室長通知)がある。

※1) 地方財政計画とは、地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類である。この計画を元にして地方交付税等の地方財源の保障がなされるほか、各地方公共団体の財政運営上の指標としての役割も担っている。

#### (ウ) 基準内繰出金と基準外繰出金

総務省の繰出基準に則って繰出されたものを基準内繰出金といい、それ以外のものを基準外繰出金という。公営企業を運営するにあたっては基準内繰出金のみで運営することが望ましい。

しかし、公営企業を運営する自治体の地理的な条件や人口的な条件等により、繰出基準に則った基準内繰出金のみでは資金不足に陥る公営企業がある。資金不足の原因としては、料金収入が不十分であることや、経費削減が不十分であることなど様々な原因が考えられるが、資金不足を回避する手段の一つとして、繰出基準外で一般会計から繰出しが行われる。

いわゆる赤字補填を目的とした繰出金であるが、人口が少なく下水道使用料だけでは下水道サービスを提供するための資金が不足する自治体では、このような基準外繰出金により、市民の税金による負担が行われる。平成 29 年度においては福岡市下水道事業で赤字補填を目的とした繰出金はなかった。

基準外繰出金は必ずしも赤字補填を目的としたものではなく、繰出基準には無いが、その性格上、下水道使用料では支弁すべきではない費用があり、資金不足を補填するためではなく適切な損益計算を行うために、そのような費用を支弁するために一般会計から繰り出される基準外繰出金もある。ただし赤字補填を目的とした繰出金ではなくとも、一般会計が負担する合理的な理由がなければ繰り出すべきではない。

市においても海水淡水化事業に係る費用に対する基準外繰出金がある。海水淡水化事業は「福岡地区水道企業団」が事業主体となっている事業であり、施設によって淡水化された海水を水道用水として供給している。福岡市水道局では企業団の海水淡水化事業により生成された淡水も含めて水道用水の供給を受けている。

海水淡水化事業の過程で生成される濃縮海水は塩分濃度が濃いため、そのまま海に放流するのではなく、福岡市下水道事業が運営する和白水処理センターの処理水を「福岡地区水道企業団」の海水淡水化施設まで圧送管で送水し、同施設で濃縮海水と処理水を混ぜて海に放流している。

濃縮海水と処理水を混ぜて海に放流する事業は、汚水を処理するわけではないため、使用料や負担金を徴収できる事業ではなく、福岡市の施策として行っている事業であるため、その費用は下水道使用料で負担すべきものではない。そこで施設整備費と施設の維持管理費は一般会計からの基準外繰出金で負担している。施設整備費についてはそのために起債した企業債の利息と企業債の償還金を、施設の維持管理費については施設の動力費や委託料等を一般会計が負担している。

(海水淡水化事業に係る一般会計からの基準外繰出金)

事業に関連する支出の内容	事業に関連する支出の会計処理	基準外繰出金の会計処理	平成 29 年度の繰入金額 (単位:円)
海水淡水化に係る経費	営業費用	営業収入	11,077,457
海水淡水化事業に係る 企業債利息	営業外費用	営業外収益	14,379,351
海水淡水化事業に係る 企業債の償還金	資本的支出	資本的収入	51,700,617

(エ) 福岡市下水道事業における一般会計からの繰出金

平成29年度の福岡市の一般会計から下水道事業会計への繰出金を繰出基準ごとに取りまとめたものが以下の表である。

(平成29年度一般会計からの繰入金一覧)

(単位:円)

繰出基準等	区分	予算科目	予算内容	平成29年度 決算額		平成29年度 最終予算額		差引増減額			
				(A)	構成比	(B)	構成比	(A)-(B)	増減率		
第8	1	雨水処理に要する経費	雨水処理負担金	雨水処理に要する維持管理費・資本費	15,190,773,811	73.0%	15,605,372,000	73.4%	△ 414,598,189	-2.7%	
	4	下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	水質規制費負担金	水質指導費の全部、処理場費及び給与費の水質規制費に係る経費	66,419,913	0.3%	70,724,000	0.3%	△ 4,304,087	-6.1%	
	5	水洗便所に係る改善命令等に関する事務に要する経費(1/2繰出)	水洗化促進費負担金	水洗化促進費(水洗便所設置費補助金を除く)の1/2、給与費のうち水洗化促進費に係る額の1/2	52,653,904	0.3%	58,758,000	0.3%	△ 6,104,096	-10.4%	
	6	不明水の処理に要する経費	その他負担金	ポンプ場・処理場の不明水の処理に要する経費	17,706,941	0.1%	36,125,000	0.2%	△ 18,418,059	-51.0%	
	7	高度処理に要する経費(1/2繰出)		処理場の高度処理に関する経費の1/2	209,667,756	1.0%	241,896,000	1.1%	△ 32,228,244	-13.3%	
	10	子ども手当に要する経費		給与費のうち児童手当に要する経費	11,286,859	0.1%	10,047,000	0.0%	1,239,859	12.3%	
	市の行政施策等に基づくもの	行政経費		区域外の管渠の維持管理経費・減価償却費	165,602,789	0.8%	168,545,000	0.8%	△ 2,942,211	-1.7%	
				水洗便所設置費補助金(生保)	0	0.0%	120,000	0.0%	△ 120,000	皆減	
				使用料政策減免(生保・冷凍機1/2・公衆浴場)	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
				使用料政策減免(経済振興対策)	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
				海水淡水化事業に係る経費(維持管理)	11,077,457	0.0%	12,604,000	0.1%	△ 1,526,543	-12.1%	
				雨水流出抑制施設補助に係る経費	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
				排水設備分流化補助に係る経費	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
				生保減免見直しに伴う経費	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
熊本地震被災地支援に係る経費				熊本地震被災地支援に係る経費	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
小計				415,341,802	2.0%	469,337,000	2.2%	△ 53,995,198	-11.5%		
計				15,725,189,430	75.6%	16,204,191,000	76.2%	△ 479,001,570	-3.0%		
2	中水道の建設改良に要する経費	営業外収益	他会計負担金	中水道事業債(単独)利息の1/2	1,243,605	0.0%	1,244,000	0.0%	△ 395	0.0%	
3	流域下水道の建設に要する経費			平成12年度の流域下水道事業に係る利息の25%、13~24年度の40%	23,498,330	0.1%	23,864,000	0.1%	△ 365,670	-1.5%	
8	緊急下水道整備特定事業に要する経費			平成9~14年度の緊急下水道整備特定事業に係る15%相当起債利息	73,424,673	0.4%	73,425,000	0.3%	△ 327	0.0%	
特別措置分の償還経費				臨時財政特別債の利息	68,746,531	0.3%	68,747,000	0.3%	△ 469	0.0%	
10	臨時財政特別債の償還経費等			下水道事業特別措置債に係る利息等	490,774,969	2.3%	481,064,000	2.4%	9,710,969	2.0%	
8	特別措置分の償還経費			海水淡水化事業に係る起債利息	14,379,351	0.1%	14,380,000	0.1%	△ 649	0.0%	
市の行政施策等				災害復旧事業債に係る利息等(H18発行分)	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
行政経費				小計	672,067,459	3.2%	662,724,000	3.2%	9,343,459	1.4%	
計				16,397,256,889	78.8%	16,866,915,000	79.4%	△ 469,658,111	-2.8%		
2	中水道の建設改良に要する経費			資本的収入	他会計負担金	中水道事業債(単独)元金償還金の1/2	4,194,401	0.0%	4,195,000	0.0%	△ 599
3	流域下水道の建設に要する経費	平成12年度の流域下水道事業に係る起債元金償還金の25%、13~24年度の40%	43,946,659			0.2%	43,947,000	0.2%	△ 341	0.0%	
8	緊急下水道整備特定事業に要する経費	平成9~14年度の緊急下水道整備特定事業に係る15%相当起債元金償還金	285,117,732			1.4%	285,118,000	1.3%	△ 268	0.0%	
特別措置分の償還経費			臨時財政特別債の元金償還金			664,667,772	3.2%	664,668,000	3.1%	△ 228	0.0%
10	臨時財政特別債の償還経費等	下水道事業特別措置債に係る元金償還金	3,342,000,000			16.1%	3,342,000,000	15.8%	0	0.0%	
8	特別措置分の償還経費	海水淡水化事業に係る起債の償還に要する経費	51,700,617			0.2%	51,701,000	0.2%	△ 383	0.0%	
市の行政施策等			災害復旧事業債に係る元金償還金			0	0.0%	0	0.0%	0	0
行政経費			受益者負担金減免(生保)			0	0.0%	0	0.0%	0	0
			国庫補助金返還額(梅光園ポンプ場用途変更)			0	0.0%	0	0.0%	0	0
			雨水用地取得に要する経費			29,659,002	0.1%	0	0.0%	29,659,002	皆増
小計				4,421,286,183	21.2%	4,391,629,000	20.6%	29,657,183	0.7%		
市の行政施策等			他会計出資金	資本的収支財源不足額(区域外整備含む)	0	0.0%	0	0.0%	0	0	
行政経費			計	4,421,286,183	21.2%	4,391,629,000	20.6%	29,657,183	0.7%		
合計				20,818,543,072	100.0%	21,258,544,000	100.0%	△ 440,000,928	-2.1%		

区別	基準内	金額	構成比	最終予算	構成比	増減	増減率
3条	基準内	16,206,197,292	77.9%	16,671,266,000	78.4%	△ 465,068,708	-2.8%
	基準外	191,059,597	0.9%	195,649,000	1.0%	△ 4,589,403	-2.3%
	計	16,397,256,889	78.8%	16,866,915,000	79.3%	△ 469,658,111	-2.8%
4条	基準内	4,339,926,564	20.9%	4,339,928,000	20.4%	△ 1,436	0.0%
	基準外	81,359,619	0.3%	51,701,000	0.2%	29,658,619	57.4%
	計	4,421,286,183	21.2%	4,391,629,000	20.7%	29,657,183	0.7%
合計	基準内	20,546,123,856	98.8%	21,011,194,000	98.8%	△ 465,070,144	-2.2%
	基準外	272,419,216	1.2%	247,350,000	1.2%	25,069,216	10.1%
	計	20,818,543,072	100.0%	21,258,544,000	100.0%	△ 440,000,928	-2.1%

区分	金額	構成比	最終予算	構成比	増減	増減率
負担金	20,818,543,072	100.0%	21,258,544,000	100.0%	△ 440,000,928	-2.1%
出資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0
合計	20,818,543,072	100.0%	21,258,544,000	100.0%	△ 440,000,928	-2.1%

(出典：福岡市からの入手資料)

これを見ると平成 29 年度の一般会計からの繰出金 20,818 百万円のうち、基準内繰出金は 20,546 百万円で、基準外繰出金は 272 百万円となっている。表の上半分が3条収益的収入となる一般会計からの繰出金であり、下半分が4条資本的収入となる一般会計からの繰出金である。3条となるか4条となるかは繰出金が充当される支出の性格による。支出が費用に計上されるものであれば3条に、支出が資本的支出(企業債の償還や固定資産の購入など)であれば4条となる。

一般会計からの繰出金のうち、最も多い繰出金は雨水処理に要する経費に対する繰出金であり、15,190 百万円と一般会計からの繰出金の7割を超えている。

左側の区分には総務省が通知している一般会計繰出基準の区分であり、区分が「行政経費」とされているものが福岡市の施策に基づく基準外繰入金である。

#### (主な監査の視点)

- ・前頁「第 8-1 雨水処理に要する経費」に対する負担金(以下、雨水処理負担金という)は一般会計からの繰出金のうち、もっとも多額となる負担金である。雨水処理負担金を適切に算定するためには、下水道事業における各種費用を汚水処理に係る費用と雨水処理に係る費用に区分する必要がある。よって適切に区分されているかどうか検討するために、区分の基準として「雨水・汚水の比率」を入手した。また会計上、「雨水・汚水の比率」に基づいて実際に区分されているかどうかを検討するために「平成 29 年度収益的収支雨汚水別比較」という表を入手した。
- ・それ以外の基準内繰入金については算定根拠を入手した。繰入金は消費税込で算定されるため、財務諸表の数値と一致するわけではないが、異常な差額がないか検討した。
- ・基準外繰入金については、内容についてヒアリングを実施し、一般会計が負担することに合理性があるかどうか検討した。

#### (オ) 雨水処理負担金

##### i 概要

雨水処理に要する経費は公費で賄うべきとの考えから、以下の繰入基準で算定された経費相当分が雨水処理負担金として一般会計から繰入れが行われる。

#### 1 雨水処理に要する経費

##### (1) 趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

##### (2) 繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

以上が繰出基準であるが、雨水処理に要する資本費は雨水処理に係る固定資産の減価償却費から同じ固定資産に係る長期前受金戻入を控除した金額とされる。当該固定資

産を購入する際の財源となった企業債の利息も含まれる。また維持管理費は損益計算書に計上される費用のうち、資本費とされる減価償却費等以外の費用を雨水処理費用と汚水処理費用に按分し、関連収益を控除して算定される。

この雨水処理費用に要する経費を算定するための具体的な指針としては昭和 56 年6月 5日に当時の自治省財政局準公営企業室長から通知された「公共下水道事業繰出し基準の運用について」がある。この通知には、雨水処理に要する経費の具体的な算定方法を定めるに当たっての留意事項が示されている。

5 「雨水処理に要する経費」の具体的な算定方法（金額）を定めるに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 「雨水処理に要する経費」は、別紙「雨水・汚水経費区分基準」に基づき算定すること。ただし、管渠、ポンプ場、処理場等の各施設の機能及び構造等からより実態に即した基準を設けることができる場合は、それによって雨水処理に要する経費を算定することも差し支えないこと。

(2) 従来、雨水処理に要する経費と汚水処理に要する経費の区分を一定比率（例えば、資本費については雨水 7 対汚水 3 の割合、維持管理費については雨水 3 対汚水 7 の割合）を用いて行ってきた事業にあっても、速やかに上記(1)により経費区分の適正化を図ること。

(3) 「雨水処理に要する経費」は、2以上の処理場、ポンプ及び管渠等を有する場合は各施設ごとにその実態に応じて算定することが望ましいが、各施設の実態が概ね同一であると考えられる場合は各施設に共通の雨水処理を要する経費の算定方法（金額）によることも差し支えないこと。

(出典：自治省財政局準公営企業室長通知の「公共下水道事業繰出し基準の運用について」)

この通知によれば、雨水処理に要する経費は、別紙「雨水・汚水経費区分基準」に基づき算定することとなっている。

別紙「雨水・汚水経費区分基準」には(イ)管渠(ロ)ポンプ場(ハ)処理場(ニ)その他の経費ごとに、人件費、動力費、補修費などの費用をどのように区分するかについて指針が記載されている。

下水道事業の会計においては、その費用を合理的な比率で雨水処理に係る費用と汚水処理に係る費用に区分することが最も重要な課題なので、まず、雨水と汚水とに区分するための基準を市が策定しているか、また基準は適宜に定期的な見直しが行われているか検討したところ、以下の「雨水・汚水比率」を策定し、また毎年度見直しを行っているとのことであった。

雨水・汚水の比率

(関連収入差引後)

※各費目の雨水水率は、平成29年度決算の雨水分経費と公費負担分を除く汚水分経費(使用料対象経費)との比率

区 分	負 担 の 考 え 方		雨水 : 汚水
	事業名等	比率等	
管 渠 費	清掃費	区域内管渠延長及び管径比 幹線 (82.2:17.8) 枝線 (51.9:48.1)	55.5 : 44.5
	補修費	管渠資産額比 (51.0:49.0)	
	浸入水防止対策費	汚水	
	蒲田汚泥処理施設	汚泥搬入実績比 (62.9:37.1)	
	区域外清掃経費	公費(その他)	
ポンプ場費	中継ポンプ場	中継ポンプ場(7ホ-4P含む・中部中継は除く)は汚水 両用ポンプ場(中部中継ポンプ場) 動力費：計画揚水量比で按分(83.5:16.5) 動力費以外の経費：実績揚水量比で按分(22.3:77.7)	67.9 : 32.1
	排水ポンプ場・雨水吐室等	雨水	
	不明水	公費(汚水)…公費対象不明水率は所管する処理場と同じ	
処理場費	分流式処理場(和自)	汚水(海水淡水化施設関連は公費(汚水))	14.0 : 86.0
	合流式処理場	汚泥処理 汚水 水処理経費 委託料：計画処理水量比で按分 委託料以外の経費：実績処理水量比で按分 庁費等 庁費以外の経費の加重平均雨水比	
	焼却場	汚水	
	水質管理(水質係)	分析項目件数比 (汚水89.92・水質規制(公費汚水)3.40・高度処理(公費汚水)6.68)	
	再生水・早良処理場跡	公費(その他)	
	コンポスト工場	汚水(焼却コスト見合いの経費) + 公費(焼却コストを超える経費)	
	不明水処理経費	有収水量の15%を超える水量 公費(汚水)	
	高度処理	公費(汚水…1/2・行政経費1/2)	
水質指導費	公費(汚水)	0.0 : 100.0	
水洗化促進費	生保世帯等への水洗便所設置費補助金 公費(汚水) その他 汚水 1/2・公費(汚水) 1/2	0.0 : 100.0	
流域下水道費	汚水	0.0 : 100.0	
業 務 費	汚水 (再生水使用料徴収事務経費は公費(その他))	0.0 : 100.0	
総 係 費	雨水 50 : 汚水 50 雨水流出抑制施設助成、分流化改造工事費助成は公費(その他)	50.0 : 50.0	
給 与 費	管 渠 費	物件費の雨水比	31.9 : 68.1
	ポンプ場費	雨水 50 : 汚水 50	
	処理場費	処理場 管理課 各センター水質係 水処理：計画水量比、汚泥処理・焼却場：汚水 高度処理：公費(汚水)、再生水：公費(その他) 上記の加重平均(公費除く) 分析項目件数比 (汚水89.92・水質規制(公費汚水)3.40・高度処理(公費汚水)6.68)	
	水質指導費	公費(汚水)	
	水洗化促進費	汚水 1/2・公費(汚水) 1/2	
	業 務 費	汚水 (再生水使用料徴収事務分は公費(その他))	
	総 係 費	雨水 50 : 汚水 50	
一時借入金利息	雨水 50 : 汚水 50	50.0 : 50.0	
雑 支 出	下水道使用料の 過年度還付加算金	汚水	0.0 : 100.0
	下水道使用料の過年度更正 その他	雨水 50 : 汚水 50	
その他特別損失	受益者負担金の過年度更正	汚水	0.0 : 100.0
	その他	雨水 50 : 汚水 50	
予 備 費	雨水 50 : 汚水 50	50.0 : 50.0	
維持管理費計		25.2 : 74.8	
減 価 償 却 費	資産登録による減価償却額比。ただし、下記は除く。		
固定資産除却損他	区域外・再生水・高度処理(1/2)は公費	48.7 : 51.3	
支払利息及び 企業債取扱諸費	用地含む減価償却対象額比。ただし、下記は除く。 再生水(中水道1/2)、臨時財政特例債、特別措置債は公費	53.2 : 46.8	
資本費計		49.8 : 50.2	
合 計		40.5 : 59.5	

※ 上記表中の数字は雨水汚水比率 (%)

雨水処理に要する経費は、上記のとおり雨水処理に要する資本費と維持管理費から構成される。

資本費は、地方公営企業法を適用している下水道事業では、減価償却費から長期前受金戻入を控除した金額と企業債の支払利息から構成されている。比率には「資産登録による減価償却額比」との文言があるが、通常、下水道事業においては新規取得した固定資産を管理システムに登録する際に、雨水処理用の固定資産か、汚水処理用の固定資産かを登録するため、登録の結果として雨水分の減価償却費と汚水分の減価償却費が算定される。

企業債はその財源として登録されるため、雨水用の固定資産の購入財源となった企業債の利息は雨水処理費用に、汚水用の固定資産の購入財源となった企業債の利息は汚水処理費用になる。

なお、補修費などの固定資産に係る費用は、固定資産から算定される減価償却費の比率に基づいて雨水費用と汚水費用に区分することが望ましい。

また、維持管理費については別紙「雨水・汚水経費区分基準」に則って区分すべきものである。雨水に係るものと汚水に係るものを明確に区分できる場合にはそれぞれの費用として区分できない場合、例えばポンプ場では雨水と汚水の揚水量の割合をもって区分することとされている。

以上のように「雨水・汚水比率」が、自治省財政局準公営企業室長通知の「公共下水道事業繰出し基準の運用について」の別紙「雨水・汚水経費区分基準」に則って合理的に区分されているか検討した。

## ii 補修費について

補修費は固定資産に関連する費用であるため、他の費用と異なり、固定資産から算定される減価償却費の雨水と汚水の比率に基づいて雨水費用と汚水費用に区分することが望ましい。

管渠費には補修費の項目があり、「管渠資産額比(51.0:49.0)」とされている。これは雨水と汚水の資産額比であり、別紙「雨水・汚水経費区分基準」減価償却費の雨水と汚水の比率と近似値になる。

しかし、「雨水・汚水比率」のポンプ場費と処理場費には補修費の項目自体が無かった。

よって「雨水・汚水比率」によれば、補修費はその他の費用に含まれるので、ポンプ場費の補修費であれば実質揚水量比で按分され、処理場の補修費であれば実質処理水量比で按分されることになる。

自治省財政局準公営企業室長通知の別紙「雨水・汚水経費区分基準」の(ロ)ポンプ場の補修費についての記載は以下のとおりとなっている。

c) 補修費は、ポンプ場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

(出典：別紙「雨水・汚水経費区分基準」)

別紙「雨水・汚水経費区分基準」の（ハ）処理場の補修費についての記載は以下のとおりとなっている。

d) 補修費は、処理場に係る減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分する。

（出典：別紙「雨水・汚水経費区分基準」）

このように自治省財政局準公営企業室長通知においても補修費は減価償却費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合で区分することが明記されている。

### iii 総係費について

別紙「雨水・汚水経費区分基準」には（イ）管渠（ロ）ポンプ場（ハ）処理場については人件費、動力費、補修費などの費用をどのように区分するか具体的に記載されているが、その他の経費については以下のとおりである。

#### （二）その他の経費

その他の経費は、雨水に係るものと汚水に係るものを区分することが出来るものは各々その額とし、区分することが困難なものは管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合で区分する。

（出典：別紙「雨水・汚水経費区分基準」）

下水道事業においては管渠費、ポンプ場費、処理場費のほか、水質指導費、水洗化促進費、流域下水道費、業務費、総係費、給与費といった費用がある。それぞれの費用の内容に基づいて雨水と汚水に区分する必要があるが、総係費は下水道事業活動全般に係る一般管理費であり、別紙「雨水・汚水経費区分基準」の「（二）その他の経費」によれば「管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均して得た割合」で区分することとなっている。

しかし、「雨水・汚水の比率」によれば総係費は雨水 50:汚水 50 と半々に区分されていた。給与費についても総係費に属する給与費は雨水 50:汚水 50 と半々に区分されていた。

維持管理費合計での雨水と汚水の比率は平成 29 年度で 25.2:74.8 であり、汚水に係る費用が雨水よりも多くかかっている。総係費も単純に半々ではなく、「管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均」して得た割合で区分することが望ましい。

### 【意見 2-(1)-3】雨水処理に要する経費の算定方法について

下水道事業の費用のうち、雨水処理に係る費用は公費負担となり、一般会計からの繰出金が充当されるため、下水道事業の会計において雨水処理に係る費用の算定は重要な要素である。

雨水処理に係る費用の算定方法については自治省財政局準公営企業室長通知の別紙「雨水・汚水経費区分基準」に記載されているが、まず補修費については管渠に係る補修費以外、区分の方法自体が定められておらず、区分基準に基づいていなかった。また下水道事業全般に係る総係費についても基準に記載されている「管渠、ポンプ



場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均]して得た割合ではなく、雨水 50:汚水 50 と半々に区分されていた。

(改善提案)

区分基準にもあるように、補修費は固定資産に係る費用であることから減価償却費に応じて区分すべきであるし、総係費は下水道事業費全般に係る費用であるから、「管渠、ポンプ場及び処理場に係る維持管理費における雨水に係るものと汚水に係るものの割合を加重平均]して得た割合で区分することが望ましい。

#### iv 雨水処理負担金の会計処理について

一般会計からの繰入金の会計処理については、地方公営企業法、地方公営企業法施行規則、地方公営企業法施行令などに明確な基準はないが、繰入金の内容と繰入金を財源としてどのような支出が行われたかを考慮して行うべきである。例えば4条資本的支出である企業債の償還のための財源として繰入が行われた一般会計からの繰入金は4条資本的収入として会計処理すべきであり、具体的には長期前受金として負債計上することになる。

会計処理については平成 29 年度一般会計からの繰入金一覧(187 ページ記載)にも記載されているところであり、例えば繰出基準第 10 の5「臨時財政特例債の償還経費等」には営業外収益の「臨時財政特例債の利息」と資本的収入の「臨時財政特例債の元金償還金」がある。臨時財政特例債の償還経費には支払利息と元金の償還があり、支払利息は営業外費用として会計処理が行われているため、その経費に対応する一般会計からの繰入金は営業外収益で会計処理すべきであり、元金の償還は資本的支出であるため、その償還に対応する一般会計からの繰入金は資本的収入の他会計負担金として長期前受金(負債)に計上される。

このように一般会計からの繰出金については、支出に対応する会計処理が行われなければ、適切な財務諸表を作成することが出来ない。例えば営業外費用に対応する繰入金や資本的支出に対応する繰入金を営業収益に計上すると本来あるべき営業収益を過大に計上することになり、その結果として公営企業の業績を表す営業利益や当年度純利益を過大に計上することになる。

不適切な会計処理は財務諸表を見た市民や議会を下水道事業は必要以上に儲かっているとミスリードさせ、料金の設定や投資水準の決定に悪影響を与えるおそれがある。よって一般会計からの繰入金の会計処理については慎重に検討すべきである。

ここで雨水処理に要する経費の場合、以下のように維持管理費と資本費に分けることが出来るが、維持管理費と減価償却費・固定資産除却費(※1)は営業費用であり、それに対応する雨水処理負担金は営業収益として計上されている。

(※1) なお固定資産除却費は民間企業の会計では特別損失で会計処理されることが多いが、管渠などの経常的な設備更新により固定資産除却費が発生する地方公営企業においては資本減耗費という勘定科目で営業費用として会計処理される。福岡市下水道事業における平成 29 年度の固定資産除却費は経常的に発生する営業費用の資本減耗費としての除却費であり、営業費用で会計処理されている。

しかし、雨水処理のための施設の財源とするために発行した企業債の平成 29 年度の支払利息 3,126,523 千円が営業外費用として計上されており、同額を雨水処理負担金として一般会計から繰り入れている。

この企業債の支払利息 3,126,523 千円は営業外費用で会計処理されているが、対応する雨水処理負担金は営業収益で計上されている。そのため営業収益と営業費用が適切に対応しておらず、営業利益が多く計上されている。

営業外費用の財源とする一般会計からの繰入金は営業外収益で会計処理することが望ましい。雨水処理負担金以外の支払利息の財源とする一般会計繰入金は、営業外収益で計上されており、雨水処理負担金についても支払利息の財源とする負担金については営業外収益で計上することが合理的である。

<平成 29 年度雨水処理に係る費用の内訳>

(単位：円)

費用	金額
管渠費	1,052,276,073
ポンプ場費	1,241,020,431
処理場費	781,166,620
水質指導費	0
水洗化促進費	0
流域下水道費	0
業務費	0
総係費	138,831,510
給与費	344,765,392
その他	△ 4,640,523
維持管理費計	3,553,419,503
減価償却費・固定資産除却費	8,510,831,203
支払利息及び企業債取扱諸費	3,126,523,105
資本費計	11,637,354,308
雨水処理に係る費用	15,190,773,811

【意見 2-(1)-4】雨水処理負担金の会計処理について

雨水処理に係る費用のうち、3,126,523 千円は支払利息及び企業債取扱諸費であり、損益計算書上は営業外費用に計上されている。

しかし、当該費用の財源となる一般会計からの繰入金(雨水処理負担金)は営業収益に計上されている。

営業外費用の財源となる収益は営業外収益で計上されるべきであるが、営業収益で計上されているため、雨水処理負担金を営業外収益で計上する場合よりも営業利益が 3,126,523 千円円多く計上されることになる。

損益計算書にとって、営業収益から営業費用を控除した営業利益、営業利益に営業外収益を加算し、営業外費用を控除した経常利益は、事業の運営成績を表す重要な指標であるため、営業費用の財源となる収益は営業収益で、営業外費用の財源となる収益は営業外収益で計上することが望ましい。

(改善提案)

営業外費用の財源となる一般会計からの繰出金は営業外収益で収益計上を検討されたい。

(カ) 水質規制費負担金

下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費に対する負担金である。下水道法第12条の2において、公共下水道の管理者は特定事業場から排除される下水の水質の基準を定める権限を与えられている。この権限は、水質汚濁防止法に規定する公共用水域の水質の保全のための都道府県知事と同じ程度の権限であると考えられることから、公費負担が認められている。

(1) 趣旨
公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。
(2) 繰出しの基準
特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。

(出典：総務省「地方公営企業繰出金について(通知)」より)

水質規制費負担金は、損益計算書の水質指導費よりも多額であったため、費用の内訳を入手したところ、以下のとおりであった。

平成 29 年度決算より	(税込)
執行費目	金額
処理場費(水質管理経費)	3,803,842 円
水質指導費	12,162,595 円
給与費(処理場費分)	4,586,680 円
給与費(水質指導費分)	45,866,796 円
水質規制費 計	66,419,913 円

(キ) 水洗化促進費負担金

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費に対する負担金である。

下水道の処理区域内における建築物の所有者には、処理区域内であることが公示されてから3年以内に水洗化する義務がある。

水洗化を推進するための改造命令や排水設備に係る監督処分に要する事務には公権力の行使に該当する一般行政事務の側面と下水道事業に係る事務の側面とがあるため、経費の2分の1が公費負担として認められている。

- (1) 趣旨  
水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。
- (2) 繰出しの基準  
水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に要する経費の2分の1とする。

(出典：総務省「地方公営企業繰出金について（通知）」より)

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の内訳は以下のとおりである。損益計算書の水洗化促進費は56,578,883円であり、その消費税込の金額の2分の1が経費に含まれている。また水洗化促進に係る給与費についても区分計算により水洗化促進費に含まれている。

平成29年度決算より (税込)

執行費目	金額
水洗化促進費	29,989,706円
給与費（水洗化促進費分）	22,933,398円
差し引き関連収入	△269,200円
水洗化促進費 計	52,653,904円

(ク) 不明水の処理に要する経費への負担金

「下水道事業繰出基準の運用について(通知)」(昭和61年5月27日)によれば、不明水とは汚染処理水から使用料対処雨水、区域外受入れ汚水その他の経費負担すべき者が明らかなものを除いたものをいう。

そのうち、公費負担の対象となる経費は、設計基準を超える不明水の処理に要する経費のうち、ポンプ場及び処理場の維持管理費であって、主に下水道使用水量に応じて変動する費用に限定され、人件費などの固定費が含まれるべきではないとされている。

- (1) 趣旨  
不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。
- (2) 繰出しの基準  
計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

(出典：総務省「地方公営企業繰出金について（通知）」より)

不明水の処理に要する経費の内訳は以下のとおりである。

執行費目	金額
ポンプ場費	1,370,091 円
処理場費	16,336,850 円
差し引き関連収入	-円
不明水 計	17,706,941 円

(ケ) 高度処理に要する経費への負担金

汚水の高度処理とは、環境基準の達成等の目的のため、活性汚泥法(※1)又は標準散水ろ床法(※2)より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理することをいう。「高度処理に要する経費」とは高度処理を実施することにより増加する資本費及び維持管理費をいう。

活性汚泥法又は標準散水ろ床法は、下水を処理するための通常の処理方法とされている。本来、汚水の処理方法であることから雨水公費・汚水私費の原則からすれば私費負担とすべきであるが、下水道法等で要求される下水の処理水準を上回るレベルの処理については、環境基準の達成や富栄養化防止等の一定の行政目的を達成するために実施するもので、一定の割合(基準では2分の1)が公費負担とされている。

※1 活性汚泥法・・・活性汚泥法とは、活性汚泥という細菌類や原生動物（ゾウリムシなど）が生息している汚泥を活用した下水浄化技術。  
 ※2 標準散水ろ床法・・・標準散水ろ床法は初期の下水処理技術であり、砕いた石の上に下水を流し、砕いた石の表面にいる微生物の作用により、下水を浄化する技術。

(1) 趣旨  
 下水の高度処理に要する経費の一部について繰り出すための経費である。  
 (2) 繰出しの基準  
 下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費（特定排水に係るものを除く。）に相当する額の一部（2分の1を基準とする。）とする。

（出典：総務省「地方公営企業繰出金について（通知）」より）

高度処理に要する経費の内訳は以下のとおりである。

執行費目	金額
処理場費	101,857,335 円
給与費(処理場費分)	29,048,970 円
減価償却費	114,857,287 円
企業債利息及び取扱諸費	25,120,966 円
差し引き関連収入(長期前受金戻入含む)	△61,216,802 円
高度処理 計	209,667,756 円

(コ) 児童手当に要する経費に対する負担金

(1) 趣旨 地方公営企業職員に係る児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)に規定する児童手当の給付に要する経費の一部について繰り出すための経費である。
(2) 繰出しの基準 繰出しの対象となる経費は、次に掲げる地方公営企業職員に係る児童手当の給付に要する経費の合計額とする。 ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の 15 分の8 イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。) ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

(出典:総務省「地方公営企業繰出金について(通知)」より)

児童手当に要する経費への負担金については、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 29 年度は 10 百万円を超えているが、平成 28 年度のみ 7 百万円となっており、予算についても 11 百万円であったことから質問したところ、正しくは 10,532,282 円であり、事務処理上の誤謬より児童手当に要する経費を 3,252,720 円過少に算定したため、繰入金も過少に行われていた。

平成 28 年度の児童手当に要する経費の算定過程は以下のとおりである。「3条」の行が、3条(収益的収支)が支弁する職員に対する児童手当であり、「4条」の行が、4条(資本的収支)が支弁する職員に対する児童手当である。それぞれ上段が現状の誤った数値であり、下段が正しい数値となっている。

(ミスの原因:下記表の※1と※3)

※1:人事課で支給した手当額をそのまま繰入対象額としており、繰入対象外が含まれていた。

※3:人事課で支給した手当額から繰入対象外を控除して繰入対象額とすべきところ、人事課で支給した手当額に昨年度の汚水率がかけられた数字を繰入対象額としていた。繰入対象額 12,377,000 円×H27 年度汚水率 47.1%=5,824,049 円。

(単位:円)

H28 年度		人事課支給額	繰入対象額 (A)	汚水率 (B)	繰入額 (A)×(B)
3 条	誤	6,990,000	※1 6,990,000	60.8%	4,248,715
	正		※2 6,731,000		4,091,287
4 条	誤	12,755,000	※3 5,824,049	52.0%	3,030,837
	正		※4 12,377,000		6,440,995
計	誤	19,745,000	12,814,049		7,279,552
	正		19,108,000		10,532,282
差額					3,252,730

(※2と※4の算定過程)

				一人当たり
3歳未満	児童手当	支給額	対象者数	控除額
	3条	1,890,000-	37 ×	7,000) = 1,631,000
	4条	3,000,000-	54 ×	7,000) = 2,622,000
3歳以上	児童手当	支給額		
	3条	4,910,000	→	4,910,000
	4条	9,700,000	→	9,700,000
所得制限者の特別給付		支給額		
	3条	190,000	→	190,000
	4条	55,000	→	55,000
				※2 3条計 6,731,000
				※4 4条計 12,377,000

【指摘事項 2-(1)-4】児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて

平成 28 年度の児童手当に要する経費への負担金については、正しくは 10,532,282 円であったが、児童手当に要する経費を 3,252,720 円過小に算定し、7,279,552 円の繰入金を受けていた。

これは児童手当に要する経費を算定する過程における事務ミスの原因とするものであり、児童手当は職員数や児童手当の制度そのものに変更がなければ増減するものではないので、予算と実績の比較や繰入金の期間比較などを実施すれば容易に発見することが出来る誤謬である。

(是正の方向性)

今後は児童手当に要する経費の算定に誤りがないかのチェック体制に関する内部統制を構築し、費用の計上と繰入金に誤りがないように留意されたい。

⑨ 退職手当の負担について

(ア) 公営企業の職員の身分的取扱

福岡市の水道事業と下水道事業の違いの一つに退職手当の支弁がある。

水道事業では職員の退職手当を水道事業が負担しているが、下水道事業では負担しておらず、一般会計が負担している。

公営企業の職員は、地方公共団体に勤務する地方公務員としては一般行政に従事している職員と変わりはない。法律で特別の定めがなければ地方公務員として、その勤務関係を規定する地方公務員法の適用を受ける。

しかし公営企業の職員が従事する事業は、例えば、鉄道やバスなどの交通関連事業、ガス供給事業、病院事業など民間でも行っている事業と本質的に変わるところはなく、住民にサービスを提供し、その対価を得ている事業である。ただし、一般行政と比べて収入・支出の両面とも弾力性は高く、予算編成においても一般行政予算と比べれば柔軟に編成することが認められるところである。このような公営企業の職員について、一般行政に従事している職員と同様の取り扱いをする場合、事業を運営するにあたり支障となる可能性もある。

そこで公営企業の職員のうち、水道事業のように法の全部が適用される事業においては、地方公営企業法の第 36 条から第 39 条で、地方公務員法に対する特例を定めるとともに、労働関係については地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用される。よって、水道事業に従事する職員の給与等については一般行政に従事している職員の給与等の条例がそのまま適用されず、別に公営企業で定める必要がある。

一方、福岡市の下水道事業は地方公営企業法を全部適用しておらず、財務規定のみの適用である。よって下水道事業に従事する職員の身分について地方公営企業法は適用されず、一般行政に従事している職員と同様に地方公務員法の適用を受け、給与等についても同様の取り扱いとなる。

#### (イ) 市における退職手当、勤勉手当、期末手当の負担方法

市における退職手当、勤勉手当、期末手当の負担方法については、福岡市長、福岡市水道事業管理者、福岡市交通事業管理者で、以下のような「職員の退職手当等に係る取扱いに関する協定書」を締結している。

協定書では退職手当の負担区分と期末手当及び勤勉手当の負担区分について定められている。

##### (退職手当の負担区分)

第 2 条 職員の退職手当は、当該退職手当の支給を受ける職員が甲、乙及び丙のそれぞれの組織に在職した期間を問わず、当該職員が退職手当の支給を受ける際に在職する組織において全額負担する。なお、甲に在職する職員は、その給与を支弁する会計に関わらず一般会計において全額負担する。

以上の文言のうち、「甲に在職する職員」は福岡市に在職する職員であり、下水道事業に従事する職員は、企業職員ではなく一般行政に従事する職員と同じ身分であることから、「甲に在職する職員」に含まれることになり、その退職手当は全額一般会計が負担することとなっている。

##### (期末手当及び勤勉手当の負担区分)

第 4 条 職員の期末手当及び勤勉手当は、当該期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員が甲、乙及び丙のそれぞれの組織に在職した期間を問わず、当該職員が期末手当及び勤勉手当の支給を受ける際に在職する組織において全額負担する。

ただし、甲に在職する職員は、その給与を支弁する会計において全額負担する。

下水道事業に従事する職員は「甲に在職する職員」であり、期末手当及び勤勉手当は在職する組織が負担するとあるが、但し書きにおいて「甲に在職する職員は、その給与を支弁する会計において全額負担する。」とある。下水道事業に従事する職員の給与は下水道事業会計が負担しているため、期末手当及び勤勉手当は一般会計が負担せず、下水道事業会計が負担することとなっている。

以上の協定により、下水道事業に従事する職員の退職手当は一般会計が、期末手当及び勤勉手当は下水道事業会計が負担している。



(ウ) 下水道事業における退職手当の負担について

地方公営企業が適切な料金設定を行うには地方公営企業法財務適用に基づき(第 17 条の2第2項に基づき)退職手当については給与手当と同様、下水道事業で負担すべきであると考える。

(地方公営企業法の経費の負担の原則)

(経費の負担の原則)  
第一七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。  
一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費  
二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費  
2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

例えば下水道事業においては雨水を処理するための費用は汚水処理の対価である下水道使用料をもつて賄うべきではなく、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費」として総務省が公表する繰出基準においても認められているところであり、一般会計が負担することが求められているが、職員の退職手当は、経営に伴う収入をもつて充てることが「適当でない」経費ではない。また、給与手当、勤勉手当、期末手当などと区分して退職手当のみを一般会計が負担する制度上もしくは会計上の理由はない。

地方公営企業法に退職手当を一般会計が負担することを禁止する規定はなく、人件費を構成する各種手当のうち、どのような手当をどの会計が負担するかどうかは各自自治体の取り扱いによるものであり、退職手当のみを一般会計が負担している自治体は多い。しかし、地方公営企業は独立採算が原則であり、適切な使用料収入を算定するためにも、地方公営企業が負担すべき費用を一般会計が負担すべきではない。地方公営企業法の趣旨を考慮すれば、退職手当などの人件費の一部を一般会計が負担することは、十分な料金収入がなく、資金不足に陥っている場合など限定されるべきと思われる。

(エ) 退職手当負担について他市の事例

福岡市下水道事業では平成 18 年以降収益的収支は黒字決算が続いてきたものの、下水道施設の整備や企業債の償還のために資金不足が続き、平成 27 年度までは一般会計からの出資金を受け取ってきた経緯がある。しかし、資金繰りの改善により、平成 26 年度は 977 百万円、平成 27 年度は 2 百万円の出資金を受け入れたのを最後に出資金はゼロとなり、いわゆる自立経営が可能な状態となり、資金余剰も発生してきている。

退職手当については他の自治体でも一般会計が負担する事例があり、退職手当を一般会計が負担しているのは福岡市のみではない。平成 28 年度の公営企業年鑑を調査したところ、下水道事業を財務適用している政令指定都市 12 都市のうち、退職手当を負担して

いない(退職給付費が費用計上されていない)都市は、福岡市も含め 5 都市であり、7都市は財務適用であっても下水道事業が負担している。

下記の表は総務省が公表する公営企業年鑑(平成 28 年版)より、政令指定都市のうち、財務適用の都市のみに限定して事業の概要部分と「職員給与費」、「経常費用」を抽出し、監査人が加工したものである。なお「財務適用」は本来数字で表されているが、分かりやすいように文言に変更したものである。

(政令指定都市の下水道事業(財務適用)における退職給付費負担状況)

項目	団体名				
	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市
1. 建設事業開始年月日	S.32. 4. 1	S.32. 4. 1	S.28. 4.15	S.11. 4. 1	S.25.10.11
2. 供用開始年月日	S.36. 4. 1	S.39.10.10	S.41. 1. 1	S.38. 4. 1	S.37. 4. 1
3. 法適用年月日	S.57. 4. 1	H. 2. 4. 1	H.17. 4. 1	H. 4. 4. 1	S.39. 4. 1
4. 法適用区分	財務適用	財務適用	財務適用	財務適用	財務適用
1. 職員給与費	1,570,049	641,512	289,358	299,042	2,956,525
(2) 手当(千円)	843,336	307,070	175,003	143,550	1,388,379
(3) 賃金(千円)	-	-	-	-	-
(4) 退職給付費(千円)	336,505	15,184	-	79,790	349,067
(5) 法定福利費(千円)	490,976	185,538	85,244	78,149	819,955
(6) 計(千円)	3,240,866	1,149,304	549,605	600,531	5,513,926
18. 経常費用(千円)	46,211,903	29,189,391	22,867,305	26,102,591	113,181,558

項目	団体名				
	相模原市	新潟市	大阪市	神戸市	岡山市
1. 建設事業開始年月日	S.42. 9. 1	S.27.12. 1	M.45. 1. 8	S.26. 4. 1	S.27. 4. 1
2. 供用開始年月日	S.43. 5.27	S.42. 4. 1	S.15. 4.10	S.33.11. 1	S.38. 1.20
3. 法適用年月日	H.25. 4. 1	H.18. 4. 1	S.39. 4. 1	S.40. 4. 1	H.22. 4. 1
4. 法適用区分	財務適用	財務適用	財務適用	財務適用	財務適用
1. 職員給与費	268,268	546,796	1,017,021	1,175,580	273,538
(2) 手当(千円)	137,708	268,218	540,154	718,948	144,789
(3) 賃金(千円)	-	25,624	-	-	-
(4) 退職給付費(千円)	-	8,690	677,551	70,607	-
(5) 法定福利費(千円)	78,660	173,060	607,178	373,496	83,667
(6) 計(千円)	484,636	1,022,388	2,841,904	2,338,631	501,994
18. 経常費用(千円)	15,013,715	29,461,407	78,739,888	33,000,617	18,753,577

項目	団体名	
	広島市	福岡市
1. 建設事業開始年月日	S.26. 4. 1	S. 5. 4. 1
2. 供用開始年月日	S.36. 4. 1	S.37.10. 1
3. 法適用年月日	S.60. 4. 1	S.61. 4. 1
4. 法適用区分	財務適用	財務適用
1. 職員給与費	1,270,356	677,505
(2) 手当(千円)	840,894	336,395
(3) 賃金(千円)	-	-
(4) 退職給付費(千円)	-	-
(5) 法定福利費(千円)	415,615	200,176
(6) 計(千円)	2,526,865	1,214,076
18. 経常費用(千円)	42,582,330	48,862,490

上記の公営企業年鑑では退職手当の負担率や負担の方法は不明であるが、退職給付費(1. 職員給与費の(4)退職給付費の行)が計上されている都市では何らかの方法で退職手当を負担していると思われる。

市においても、今後、退職手当を下水道事業会計が負担していくことについて検討を進めるべきである。

(オ) 費用負担の概要

下水道事業に従事する職員の退職手当を負担する場合、下水道事業にとってどの程度の費用負担となるのか、福岡市水道事業と同様に退職手当の全額を負担する場合について、水道事業の平成 29 年度財務諸表から試算する。

まず水道事業の決算附属書「4 職員に関する事項」によれば、損益勘定が支弁する職員数は 401 名、資本勘定が支弁する職員は 108 名である。合計すると水道事業の職員数は 509 名となる。

水道事業の貸借対照表には 509 名分の退職給付引当金が計上されているが、流動負債（一年内に退職する予定の職員に対するもの）に 466,557,690 円が、固定負債に 4,786,453,590 円が計上されており、合計すると 5,253,011,280 円である。単純に職員数で割れば一人当たり 10,320,257 円（円未満切り捨て）となる。

下水道事業の決算附属書「4 職員に関する事項」によれば、損益勘定が支弁する職員数は 159 名、資本勘定が支弁する職員は 119 名である。合計すると下水道事業の職員数は 278 名となる。

	水道事業	下水道事業
損益勘定支弁職員	401 名	159 名
資本勘定支弁職員	108 名	119 名
職員合計	509 名	278 名
退職給付引当金	5,253,011,280 円	—
一人当たり退職給付引当金 (円未満切り捨て)	10,320,257 円	—

単純化のために水道事業と下水道事業の一人当たり退職手当負担額を同額であると仮定すれば、下水道事業における退職給付引当金額は以下ようになる。

(退職給付引当金試算額)

$278 \text{ 名} \times 10,320,257 \text{ 円} = 2,869,031,446 \text{ 円}$
---

次に下水道事業における支出負担や費用負担についても検討した。

まず支出負担であるが、退職手当を支出する際には退職給付引当金を取り崩すことになる。取り崩した金額は決算附属書の「注記」に貸借対照表の注記項目として記載されており、水道事業における平成 29 年度の取り崩し額は 517,305,815 円であった。

この金額が事業の資金によって支出された負担額であるが、実際の退職者数の影響を受けるので、水道と下水道で単純に試算することは出来ないものの、同様の年齢構成であると仮定するならば、水道事業の6割程度は下水道においても支出負担しなければならない。

次に費用負担であるが、退職給付引当金への繰入額が退職給付費となる。これが職員の退職手当の一年間の増加額であり、公営企業が負担すべき費用となる。ただし退職給付引当金は損益勘定が支弁する職員と資本勘定が支弁する職員ともに対象として計上されるが、退職給付引当金への繰入額のうち、損益計算書に退職給付費として計上されるのは損益勘定が支弁する職員部分のみであり、資本勘定が支弁する職員部分の退職給付引当金繰入額は間接費として固定資産の取得価格に配分され、固定資産の減価償却費に含まれて費用化される。この点は民間企業の会計基準と異なる点であるので留意する必要がある。

退職給付引当金		
(借方)	(貸方)	
期首残高	引当金繰入額 <損益勘定支弁 職員分>	→損益計算書へ (退職給付費)
退職手当支給額← 取り崩し額	引当金繰入額 <損益勘定支弁 職員分>	→貸借対照表へ (固定資産の取得価格 に含まれ減価償却費と して費用計上)
	期末残高	→貸借対照表へ

減価償却費に退職手当がどの程度含まれているか推定することは事実上困難であるため、損益計算書に退職給付費として計上される損益勘定が支弁する職員部分のみを以下のように試算する。

平成 29 年度の市水道事業の決算付属書には収益費用明細書があり、退職給付費は総係費に 243,889,915 円計上されている。これは水道事業に従事する職員のうち、損益勘定が支弁する 401 名分の費用であり、一人当たり費用は 608,204 円(円未満切り捨て)である。

下水道事業における損益勘定が支弁する職員数は 159 名なので退職給付費として損益計算書に計上される費用額は以下のように試算される。

(退職給付費試算額)

159 名 × 608,204 円 = 96,704,436 円
----------------------------------

なお資本勘定が支弁する職員は 119 名なので固定資産計上される退職手当負担額は 72,376,276 円であり、減価償却費として費用化される。合計は 169,080,712 円であり、現状では多額の費用を一般会計が負担していることになる。

上記試算は単純な仮定のもと行われた試算ではあるが、下水道事業の平成 29 年度純利益は 6,698,304,061 円であり、退職手当は市下水道事業にとって十分に負担できる費用であると考えられる。

**【意見 2-(1)-5】退職手当の下水道事業での負担について**

福岡市の水道事業では職員の退職手当は水道事業で負担しているが、福岡市下水道事業における退職手当はすべて一般会計が負担している。人件費のうち給与手当、期末手当、勤勉手当等は下水道事業で負担しているが退職手当のみは一般会計の負担となっている。

下水道使用料の適切な設定のためには下水道事業に従事する職員の人件費はすべて下水道事業で負担すべきであり、退職手当を一般会計が負担しているのは望ましくない。

下水道事業では下水道設備の整備や企業債の償還のために資金不足が続き、平成 27 年度までは一般会計からの出資金を受け取ってきた経緯があり、人件費の一部負担はやむを得ない事情があったと考える。しかし、資金繰りの改善により、下水道事業では自立経営が可能な状態となり、資金余剰も発生してきている。

そのような状況で退職手当を一般会計が負担する経済的合理性はなく、水道事業と同様に下水道事業に従事する職員の退職手当は下水道事業で負担すべきである。単純な仮定のもと試算すると、下水道事業における年間の退職費用は 169 百万円となり、多額の費用を一般会計が負担している。

**(改善提案)**

適切な料金設定を行うためには下水道事業が負担すべき費用は下水道事業で負担すべきである。他の政令指定都市でも職員の退職手当は下水道事業が負担している事例が多いことを考慮し、適切な費用負担により適切な料金設定を行うため、福岡市下水道事業においても退職手当の負担について検討されたい。

**【意見 2-(1)-6】退職給付引当金の設定について**

下水道事業において職員の退職手当を負担する場合、将来の退職手当の支給に備えて退職給付引当金を計上する必要がある。

それぞれ独立した企業であるため、必ずしも引当方法を水道事業に合わせる必要はないが、水道事業と同じ方法で退職手当を負担するのであれば、同じ方法で引当金を計上することが実務上は便宜的であると考えられる。

水道事業においては年度末の職員の退職手当の要支給額に相当する額を計上することとしているので、算定のために必要な資料やデータについては水道事業を参考するなど、適切な退職給付引当金を計上されたい。

(改善提案)

退職給付引当金の算定方法は自治体によって色々な事例があるが、人事担当部署より個人別の退職手当データを入手し、個人別に要支給額を算定する方法が適切である。ただし、事務処理の手数も考慮して簡便的な方法を採用している事例もあるので、水道事業の算定方法も参考にしながら適切な退職給付引当金の算定方法について検討されたい。

(カ) 注記について

現在、福岡市下水道事業における退職手当はすべて一般会計が負担している。しかし、財務諸表等には退職手当の負担について記載されておらず、その事実を把握することが出来ない。

水道事業と下水道事業の貸借対照表を比較すると、水道事業では負債に退職給付引当金が計上されているが、下水道事業では計上されていない。これは水道事業では退職手当を水道事業で負担しているが、下水道事業では退職手当を一般会計が全額負担しているためである。

しかし、財務諸表に退職手当の負担について記載されていないので、財務諸表のミスなのかどうか判断することが出来ず、引当金が計上されている他の公営企業との比較が出来ない。

公営企業に従事する人件費の負担方法は重要な情報である。人件費のうち一般会計が負担する金額は総務省が通知する一般会計からの繰出基準に基づくべきであり、基準外の負担は公営企業の独立採算制の考え方から合理性に説明できる場合に限定すべきである。

よって退職手当を一般会計が全額負担していることについては、その考え方を明確にするため、財務諸表に注記として記載し、市民と議会に説明すべきである。

(福岡市下水道事業の財務諸表「注記」引当金の計上方法)

2 引当金の計上方法
(1) 賞与引当金 職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額（法定福利費を含む。）に基づき、当該年度の負担に属する額（翌年度6月に支給予定の期末・勤勉手当における当年度12月から3月までの期間に相当する額）を計上している。
(2) 貸倒引当金 債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不納見込額を計上している。



現状、退職手当の負担方法について記載がないので以下のように注記を追加する。

(退職手当を一般会計が全額負担している場合の注記他市事例)

(1) 退職給付引当金 職員の退職手当は、一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。
---

また財務諸表には比較可能性という機能も重要である。下水道事業について他の自治体と比較することや、同じ自治体の他の公営企業と比較することは事業の運営に資することになる。

退職手当を一般会計が負担しているということは、下水道事業が負担している自治体と比較して費用が少なく計上されるわけであるから、福岡市の下水道事業が計上する利益を分析する際には退職手当を一般会計が負担していることも考慮しなければならない。財務諸表の比較や分析のためにも、退職金の負担について注記することは有用である。

なお、予算書及び予算説明書における予定貸借対照表には退職手当の全額を一般会計が負担する旨を会計方針として注記している。これは地方公営企業会計基準見直しQ&A(総務省 HP の会計制度の見直しに関する Q&A に「会計基準の見直しに関する Q&A (平成 28 年3月 28 日)」として公表)において、「経費負担の考え方を明確にするため、予定貸借対照表等に一般会計が全額又は一部を負担する旨の注記をした上で、議会に対して説明すべきである。」と記載されており、それに基づいた注記である。該当する部分のみを抜粋すると以下のとおりである。

日付	番号	質問	総務省回答
24.04.12	3-3	<p>条例化の必要性の有無</p> <p>「平成 21 年 12 月 地方公営企業会計制度等研究会&lt;報告書&gt;」P.15 においては、「退職給付引当金について、一般会計が退職手当を全額負担することや人事交流職員分を負担することを設置等条例で定めた団体については、当該職員に係る引当てを不要とする。」との記述があったが、一般会計が退職手当の全額又は一部を負担する場合、条例化が必要となるのか。</p>	<p>一般会計等との経費負担の原則についての条例化については今後の検討事項としたため現時点において条例化する必要は無いが、経費負担の考え方を明確にするため、予定貸借対照表等に一般会計が全額又は一部を負担する旨の注記をした上で、議会に対して説明すべきである。</p>

(出典：総務省「会計基準の見直しに関する Q&A (平成 28 年 3 月 28 日)」)

総務省の回答では予定貸借対照表とあるが、予算のみに会計方針として注記しておけば十分であり、決算の財務諸表では注記が不要であるということではない。予算における会計方針と決算における会計方針は同じであるべきであり、予算に注記した退職手当の負担については決算における財務諸表等にも注記すべきである。

#### 【意見 2-(1)-7】退職手当の負担に係る注記について

現在、下水道事業に従事している職員の退職手当を一般会計が全額負担することについて財務諸表等で注記されていない。

公営企業に従事する人件費の負担方法は重要な情報であり、退職手当を一般会計で負担していることについて財務諸表等に注記し、公表すべきである。

また財務諸表には比較可能性という機能も重要である。下水道事業について他の自治体と比較することや、同じ自治体の他の公営企業と比較することは事業の運営に資することになる。注記が無ければ比較した結果を適切に分析することが出来ない。

予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針では退職手当の負担について注記されており、現在、予算書及び予算説明書における会計方針の注記と決算の財務諸表における会計方針の注記が一致していない。

決算の財務諸表等においても注記すべきである。

(改善提案)

現在、退職手当の負担について予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針には注記されているので、同じ注記を決算の財務諸表等においても行うことを検討されたい。

(2) 契約事務

市の下水道事業は地方公営企業法全部適用ではなく財務適用である。財務適用の場合、契約事務などの一般事務は長が実施することとなっているため、契約事務に関しては下水道事業単独の規程ではなく、福岡市の契約関連の規程に則って行われる。

契約については工事請負契約と委託契約がある。それぞれ明細を入手し、1億円以上の契約は全件、それ以下の契約については任意に抽出し、監査対象とした。任意の抽出についても、特命随意契約もしくは随意契約で締結している契約、当初契約終了日までに終了していない契約などを中心に抽出を行った。また過年度に締結した契約であっても当年度に完了したものは監査対象としている。

抽出した契約件数は以下のとおりである。

部署名	委託契約	工事・修繕契約
下水道管理課	18 件	4 件
施設管理課	1 件	—
施設整備課	—	6 件
水質管理課	4 件	—
下水道事業調整課	4 件	—
下水道計画課	10 件	—
東部下水道課	17 件	—
中部下水道課	20 件	—
東部水処理センター	3 件	2 件
中部水処理センター	3 件	—
西部水処理センター	14 件	1 件
和白水処理センター	3 件	—
建設部	—	33 件
合計	97 件	46 件



## ① 随意契約における業者選定

### (ア) 市下水道事業における随意契約の締結について

契約において随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第 167 条の2 第1項第1号から第9号までに定められており、随意契約による契約を行う場合には、この1号から9号までのいずれに該当するか慎重に検討する必要がある。

まず第1号は予定価格が「地方公共団体の規則で定める額を超えない」場合に随意契約ができるものとしており、福岡市契約事務規則では随意契約ができる予定価格を以下のように定めている。

(随意契約ができる予定価格の額)

第 22 条 令第 167 条の2第1項第1号に規定する予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 250 万円
- (2) 財産の買入れ 160 万円
- (3) 物件の借入れ 80 万円
- (4) 財産の売払い 50 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

しかしながら、福岡市契約事務規則の金額を超える契約であっても随意契約が行われており、理由を調べたところ、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号を理由として随意契約ができるものとされていた。

### (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号～第 9 号の取り扱い

地方自治法施行令第 167 条の2第1項では第1号に一定の金額を超えない場合に随意契約ができるとの規定が設けられており、2号から9号については一定の金額を超えている場合であっても随意契約によることができる場合について以下のように規定されている。

(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号まで)

- 第 2 号 その性質又は目的が競争入札に達しないとき  
第 3・4 号 特定の施設から地方公共団体の定める手続により物品等を調達する契約等をするとき。  
第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  
第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。  
第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。  
第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。  
第 9 号 落札者が契約を締結しないとき。

福岡市契約事務規則第 22 条の規定する金額を超えているにもかかわらず随意契約を行っている契約について、その理由を調査したところ、いずれも地方自治法施行令第 167 条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」が挙げられていた。

どのような場合に競争入札に付することが不利となるのか、その取扱いについては、市では「随意契約ガイドライン」(平成 28 年5月)に以下のように定めている。

第6号 不利と認められるとき (特例政令時適用無し)

不利と認める場合の事由の認定は、ややもすればその認定が恣意的となるおそれがあると考えられるので、これらの不利と認められる主な事例として次のようなものがあげられる。

(1) 関連工事等を履行させるとき

①例えば、ある工事の施工中に当初は予想してなかったような、当該工事に直接関連する工事の施工が必要となった場合に、本体工事は競争入札によって契約し施工しているが、これと関連する工事についても引き続き当該業者に施工させることが、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる場合。

②前工事と後工事とが、一体の構造物(一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。)の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事である場合。

(2) 契約時期を失うとき

地方公共団体がある物件の購入に当たり、機を失うことなく契約を締結しなければ契約を失う時期を失い、又は著しく不利な価格をもって契約を締結しなければならない恐れがあるとき。

(3) 既設の機器、設備、情報システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任の所在が不明確であり、故障発生時の対処等が困難になるなど、契約の目的達成が困難であるとき。

(4) 登録業種にない業種の契約を締結するとき

予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、競争入札による場合には、業種別に参加資格を決定し、当該資格について公告を行い、資格審査を行った上で、競争入札有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載し、名簿登録業種を発注する場合は、競争入札によることになる。本市では、当該事務については、時間を要すること及び煩雑な事務手続きが必要となることから、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合は、本号を根拠に随意契約(2者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ)により随意契約を締結しているのが通例である。

(出典：福岡市随意契約ガイドライン)

指名競争入札を行う場合、業種別に参加資格を決定し、当該資格について公告を行い、資格審査を行った上で、競争入札有資格者名簿に登載し、名簿登録業種を発注する場合は、競争入札によることになる。

市では、指名競争入札を行うための事務については、時間を要することおよび煩雑な事務手続きが必要となることから、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合は、随意契約(2者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ)により随意契約を締結することを通例として取り扱っている。

下水道事業においても通例に従い、名簿の登録業種以外の業務等を発注する場合には随意契約(2者以上から見積もりを徴する競争見積もり合わせ)により契約を締結していた。

(ウ) 随意契約における業者の選定について

市では、登録業種にない業種の契約を締結するときには随意契約によることを認めているが、予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することとなっている。

そのため、通例通りに随意契約で締結する場合であっても、その業者の選定には恣意性が介入すべきではなく、選定がなるべく公平となるように予め「選定理由」を定めておき、そ

の「選定理由」に基づいて業者を選定することについて組織内で承認手続が行われるべきである。

そこで予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約について、随意契約が行われている場合には、その業者選定の理由が合理的であるか、組織内で業者の選定が承認されているか検討した。特に、「工事監督業務」、「試掘調査業務」、「耐震診断業務」、については同種類の契約が複数件あり、いずれも随意契約であるため、代表して以下の3件を抽出し、その業者選定の理由について検討を行った。

契約件名	委託内容	履行期間	委託料(円)
東部地区下水道築造工事監督業務委託(その1)	工事監督	自:H29. 4. 1	17,280,000
		至:H30. 3.31	
平成 29 年度単価契約東部地区試掘調査業務委託東下 6	試掘調査	自:H29.10. 2	2,283,502
		至:H29.12.25	
堅粕第1汚水幹線耐震診断業務委託	耐震診断	自:H29. 7.27	10,607,760
		至:H30. 1.22	

(エ) 東部地区下水道築造工事 監督業務委託(その1)

当該契約については8者が選定されていた。業者を選定した理由は随意契約業者選定伺の次に添付資料として綴りこまれていた。

「業者選定理由」は以下のとおりである。

1. 地場業者であること。
2. 設計に関する施工実績があること。
3. 受注機会が偏らないこと。
4. 管理技術者(土木施工管理技士1級保持者 外 特記仕様書記載の資格保有者)が市内の本支店に1名以上勤務していること。
5. 管理技術者以外で担当技術者(土木施工管理技士1級又は2級保持者 外 特記仕様書記載の資格保有者)が市内の本支店に1名以上勤務していること。

(オ) 平成 29 年度単価契約東部地区試掘調査業務委託

業者を選定した理由は随意契約業者選定伺の次に添付資料として綴りこまれていた。

「業者選定理由」は以下のとおりである。

1. 地場業者(福岡市に本店あり)
2. 平成 26 年～平成 28 年度における下水道工事の実績あり(試掘実績含む)
3. 一般土木 C ランク

さらに東部地区、南部地区、中部地区、西部地区の業者数が記載されており、東部地区ということで東区と博多区から 12 業者が選定されていた。

(カ) 堅粕第1汚水幹線 耐震診断業務委託

原簿を閲覧したが、どのように業者を選定したのかを記載した資料が無かった。そこで考え方について質問したところ、以下の回答であった。

※業者選定の考え方

福岡市指名基準及び福岡市指名基準の運用基準に基づき、登録業者名簿から業務遂行可能な業者を選定するとともに、地場業者を優先して選定しており、耐震診断業務については、以下の内容を満足する業者を選定しております。

- ①本市登録業者(土木設計部門)であること
- ②市内に本支店を有すること
- ③本市又は他官庁での実績があること
- ④下水道部門の登録を受けた技術士が市内の本支店に勤務していること

【指摘事項 2-(2)-1】随意契約における業者選定について

市においては、福岡市契約事務規則に定める金額を超える契約であっても、登録業種にない業種の契約を締結するときには随意契約によることが通例とされている。

予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、市では、競争入札のための事務については、時間を要することおよび煩雑な事務手続きが必要となるため随意契約での契約締結が認められている。

しかし、随意契約で締結する場合であっても、その業者の選定には恣意性が介入すべきではなく、選定がなるべく公平となるように予め「選定理由」を定めておき、その「選定理由」に基づいて業者を選定することについて組織内で承認手続きが行われるべきである。

そこで選定理由について承認手続きが行われているか確認したところ、(カ) 堅粕第1汚水幹線 耐震診断業務委託業務に記載した契約において業者の選定に係る伺い書に、どのように業者を選定したのかを記載した資料が添付されていない契約があった。

(是正の方向性)

随意契約で締結する場合であっても、なるべく公平となるように、業者の選定は予め定められた「選定理由」に基づいて行われるべきであり、業者の選定に係る伺い書には「選定理由」に基づいて業者を選定したことが明記された文書を添付して組織内で承認を受けることを検討されたい。

(キ) 契約変更による請書の締結時期について

市では設計変更に係る手続の適正化・迅速化を図るため、「福岡市設計変更ガイドライン」を作成し公表している。このガイドラインは受注者・発注者双方の留意事項や具体例を

明示し、設計変更に係る手続の詳細を記載したもので、「土木工事編」と「建築・設備工事編」が公表されている。

上下水道の整備は土木工事とされているので、「福岡市設計変更ガイドライン」の「土木工事編」に基づいて設計変更に係る手続が行われているか検討した。

設計変更に係る手続の詳細については1 水道事業 ③設計変更に記載したとおりであるので参照されたい。

いずれのガイドラインでも「契約変更の時期」について記載されており、例えば「土木工事編」では以下のように記載されている。

■ 契約変更の時期について設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものであるが、土木工事においては、「軽微な設計変更」に限って、工期末に契約変更を行うことが出来る。

(出典:福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編))

また「軽微な設計変更」については以下の記載がある。

「軽微な設計変更」とは・・・

- ①設計変更額が当初設計金額の 20%以内のもの
  - ②構造、工法、位置、又は断面等の変更で重要でないもの
- など

(出典:福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編))

そこで設計変更額が当初設計金額の 20%を超えている契約について、設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行われているか検討した。ただし遅滞なく行われているかどうかは判断が困難であるため、工期末直前に変更契約が行われていないかどうか検討した。

その結果、例えば以下のように、その必要が生じた都度、遅滞なく行われていない契約があった。

契約件名	設計金額 (円)		契約期間			変更契約日
	当初	最終変更	始	当初末	最終末	
アイランドシティ (市5工区19・香椎照葉7丁目) 地区下水道築造工事	147,174,840	200,334,600	H29.6.23	H30.3.15	H30.3.25	H30.3.20

<アイランドシティ(市5工区 19・香椎照葉7丁目)地区下水道築造工事>

当初設計金額 147,174,840 円に対して設計変更額は 200,334,600 円の増と大幅な変更が行われているが、平成 30 年 3 月 25 日が工期末であるにも関わらず、直前の平成 30 年 3 月 20 日に請書を締結している。

【指摘事項 2-(2)-2】契約変更の時期について

市の設計変更ガイドラインは、設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うべきとしているが、当初設計金額の 20%を超える変更契約について、工期末直前で締結が行われており、変更契約締結前に変更設計による工事が進められていたのではない契約が見受けられた。

設計に変更が行われる都度、変更契約の締結を行うのは現実的ではないため、小規模な変更設計を取りまとめて変更契約を締結することはやむを得ないが、工事完了の直前で一定規模以上の変更契約を締結する場合、契約と異なる工法、工程、資材等で工事が行われたことになり、請負業者との間でトラブルの原因となる可能性がある。

(是正の方向性)

設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うように努められたい。

(ク) 再委託について

再委託とは受託者が受注した業務のすべて又は一部を第三者に委任もしくは請け負わせることをいう。受託した全ての業務を再委託することは業務品質の低下、情報漏洩、責任関係が不明確になるなど、多くのデメリットがあるため基本的に禁止されているが、業務の一部について再委託することがあらかじめ発注者の承諾を得ることで認められている。

業務の一部の再委託であっても情報漏洩などの危険がないか、重要な業務を再委託していないか、再委託先が市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないか等を確認する必要があるため、業務開始前に申請書を受け付け、再委託について諾否を判断し、その結果を受託者に通知するのである。

そこで再委託をしている業務について任意に抽出し、あらかじめ発注者の承諾を受けているか確認したところ、以下の契約については事前の承諾がなかった。

契約件名	委託内容	履行期間	委託料	契約方法
平成 29 年度 単価契約 東部地区試掘調査業務 委託 東下 6	試掘調査	自 : H29. 10. 2	2, 283, 502 円	随意契約
		至 : H29. 12. 25		

当該業務については交通誘導業務については受託者とは別の第三者に再委託を行っている。他の契約については交通誘導業務などを第三者に再委託を行う場合、再委託承

諾申請書の提出を受け、下水道事業として諾否の判断を行い、その旨を受託者に通知しているが、当該契約については再委託承諾申請書がなかった。

市としては当該契約の再委託は、工事関係書類の提出を受けた際に、施工体制台帳の提出を受けており、施工体制台帳には再委託先が記載されているので、それで確認を行っているとのことであった。

しかし施工体制台帳は受理書類であり、承諾書類ではない。再委託承諾申請書にあるように承諾印も押印されていなかった。

再委託については先方からの申請が漏れている場合に把握することが困難であるが、交通誘導業務など設計書上再委託が前提となっている契約については、契約書の条項にしたがって、再委託承諾申請書による申請を受け付け、再委託業者に問題がなければ承諾し、その諾否について受託者に通知する必要がある。

#### 【指摘事項 2-(2)-3】再委託の承諾漏れについて

再委託について契約では「受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」とある。

平成 29 年度単価契約東部地区試掘調査業務委託については、安全管理工事として交通誘導警備業務を受注者が第三者に委託していたが、受注者から提出された施工体制台帳に第三者への委託が記載されているのみで、再委託承諾申請書による承諾が行われていなかった。

#### (是正の方向性)

再委託については、漏れなく再委託承諾申請書をあらかじめ受注者より提出させ、諾否を判断し、受託者に通知したうえで、再委託承諾申請書は保管しておく必要がある。

#### (ケ) 個人情報・情報資産取扱特記事項の添付について

個人情報・情報資産を取り扱う可能性がある業務を委託する場合、その業務委託の契約書には、個人情報・情報資産の保護のために別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない旨が記載されている。

#### (個人情報・情報資産の保護)

##### 第5条の2

受注者は、この契約に基づき委託された業務を実施するにあたっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」は「個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報・情報資産を適正に」取り扱うために以下の特記事項をまとめたものである。

- ・秘密保持
- ・従業者の監督等
- ・作業場所の制限
- ・収集に関する制限
- ・使用及び提供に関する制限
- ・安全確保の措置
- ・複写、複製又は加工の制限
- ・再委託の制限
- ・委託業務終了時の返還、廃棄等
- ・報告及び監査・検査の実施
- ・事故等発生時の報告
- ・事故等発生時の公表
- ・契約の解除

各水処理センターでは施設管理業務委託が行われているが、当該業務は水処理センターに設置されている運動施設の利用申込受付を業務内容に含むため、機器の運転保守業務と比べて直接的に個人情報を取り扱う可能性があることから、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付する必要がある。

そこで水処理センター施設管理業務委託について、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」が契約書に添付されているか検討したところ、和白水処理センター施設管理業務委託の契約書には別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」が添付されていなかった。

水処理センター	契約書に特記事項の添付が定められているか	特記事項の添付	市の見解
和白水処理センター	定められていない	なし	必要
東部水処理センター	定められている	あり	必要
西部水処理センター	定められている	あり	必要
中部水処理センター	定められていない	あり	必要
新西部水処理センター	定められている	あり	必要



#### 【指摘事項 2-(2)-4】個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報・情報資産を適正に取り扱うために特記事項をまとめたものである。

各水処理センターには市民が利用できる運動施設が設置されている。運動施設の利用申込受付業務は業者に委託されており、各水処理センターの施設管理業務委託の委託業務に含まれている。

施設管理業務委託では受注者が利用者の氏名等の個人情報を取り扱う可能性があることから別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付すべきであるが、平成 29 年度の和白水処理センター施設管理業務委託については添付されていなかった。

(是正の方向性)

個人情報・情報資産を取り扱う業務については、契約書に別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を漏れなく添付されたい。

### (3) 債権管理

下水道使用料に関する債権管理は、使用料の調査(検針)から始まり、納入通知の送付、使用料の徴収という流れになる。もともと、下水道使用者の多くは水道水のみのものであり、その場合の汚水排出量は、水道水の使用水量とみなし、検針、調定、使用料の徴収を水道局へ委任している。

そのため下水道事業における債権管理は、「1 水道事業(3)債権管理」を参照されたい。

### (4) 財産

#### ① 現場視察及び固定資産管理、備品・物品管理について

任意に水処理センターより1箇所、ポンプ場より1箇所を抽出し、現場視察を行うとともに、固定資産管理、備品・物品管理について以下のように検討した。

(抽出した施設)

- ・西部水処理センター
- ・博多駅北ポンプ場

#### (ア) 博多駅北ポンプ場

博多駅北ポンプ場は博多駅周辺地区の浸水対策事業「雨水整備レインボープラン博多」の主要施設として平成 24 年5月に完成したポンプ場であり、福岡市の下水道事業で所管するポンプ場のうち、最大級のポンプ場である。

博多駅地区緊急浸水対策事業の一環として整備された雨水専門のポンプ場であり、汚水は処理しない。基本的に自動制御のポンプ場である。

<博多駅北ポンプ場施設概要>

建設目的	博多駅周辺地区の浸水対策（水道局別館との合築施設）
工事期間	平成 19 年度～平成 24 年度
所在地	福岡市博多区博多駅前 1 丁目
排水面積	58.5ha
排水能力	15.1 m <sup>3</sup> /秒
建物	全体面積 8,205.91 m <sup>2</sup> （博多駅北ポンプ場 4,995.16 m <sup>2</sup> 、水道局別館 3,210.75 m <sup>2</sup> ）
流入渠	口径 5,000mm 比恵 9 号幹線
放流先	御笠川（二級河川）

（市提供資料を基に監査人作成）

博多駅北ポンプ場には出納簿による管理を要する物品や備品は無く、固定資産のみが設置されていたため、監査手続としては固定資産の実査のみを実施した。固定資産の実査は、固定資産台帳のデータより所管課が博多駅北ポンプ場となっている固定資産のデータを抽出し、ランダムに現物との照合を実施した。

また、長期間使用されていない固定資産の有無についてヒアリングを実施した。

以下の固定資産を実査したが、いずれも現物が確認された。

起工番号	取得年度	資産区分	細区分名称
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 2 雨水ポンプ電動機
H22S3011	2012	電気設備 - 非常用発電設備	発電機
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 3 雨水ポンプ
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 4 雨水ポンプ
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	ガスタービン排気ファン（1）
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	ガスタービン排気ファン（2）
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 1 雨水ポンプ電動機
H22S3006	2012	ポンプ設備 - その他これに類するもの	クレーン
H22S3029	2012	処理機械設備 - 除塵機械設備	しきコンテナ
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 3 雨水ポンプ原動機
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 4 雨水ポンプ原動機
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 2 雨水ポンプ減速機
H22S3006	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	No. 2 雨水ポンプ減速機
H22S3009	2012	ポンプ設備 - 雨水ポンプ設備	雨水ポンプ用燃料移送ポンプ 現場操作盤

（市提供資料を基に監査人作成）

なお、長期間使用されていない固定資産は無いとの回答を得た。また、現場視察を行った限りにおいて長期間使用されていない固定資産は発見されなかった。

（イ）西部水処理センター

福岡市には福岡市下水道事業が管理する6箇所の水処理センターと福岡県が管理する御笠川浄化センターの計7箇所の下水処理場がある。西部水処理センターは福岡市が管理する水処理センターのうち、2番目に大きな汚水処理能力を有する下水処理場である。

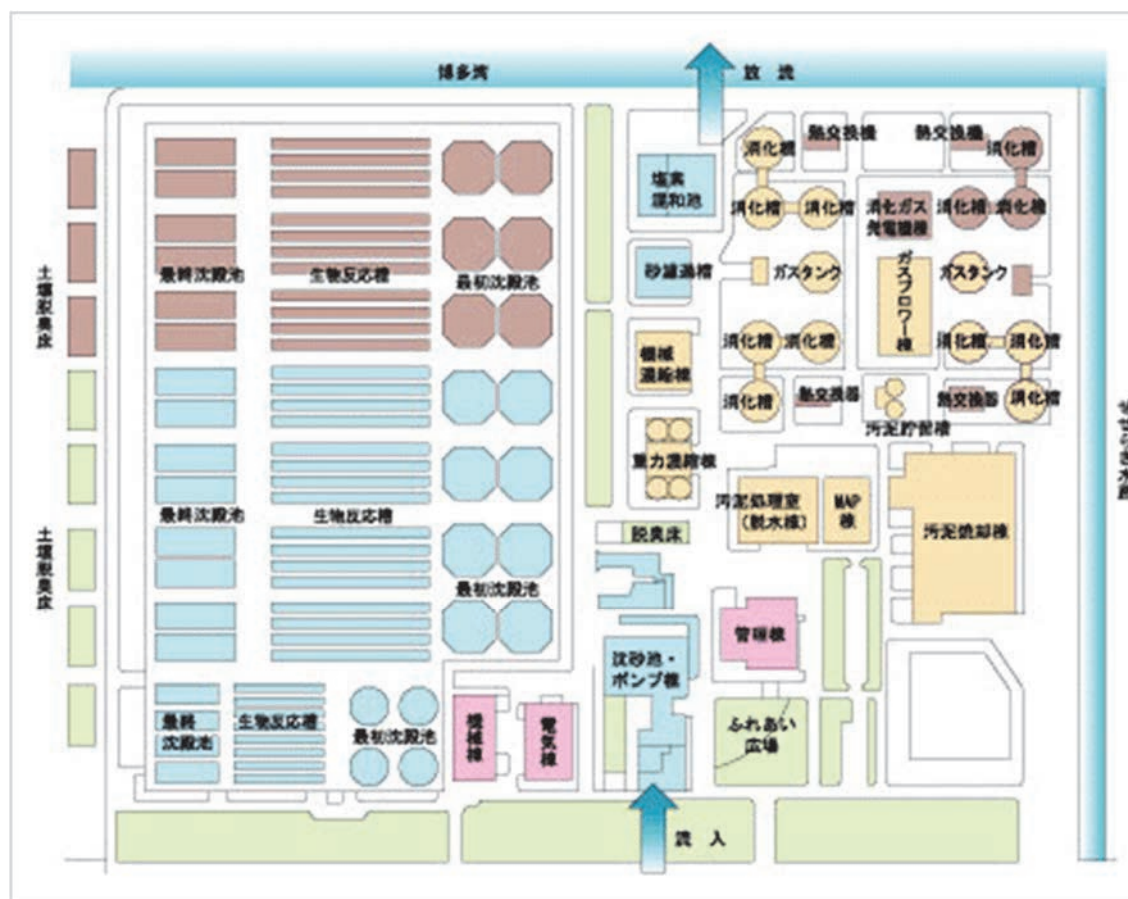
昭和 55 年より運転を開始しているが、近隣施設との調和を図るため、水処理の全施設は建屋に収められている。また敷地内には汚泥焼却設備も建設されており、脱水汚泥の焼却処理を行っている。

<西部水処理センター概要>

建設目的	西部処理区の汚水処理および汚泥焼却等を目的とする施設
処理開始年月日	昭和 55 年 12 月 24 日
所在地	福岡市西区小戸 2 丁目 5 番 1 号
処理能力	184,300 m <sup>3</sup> /日
処理面積	4,858ha/市全域 17,038ha (平成 29 年度)
処理人口	442,266 人/市全域 1,565,020 人 (平成 29 年度)
揚水量	48,372,787 m <sup>3</sup> /日 (平成 29 年度)
敷地面積	204,230 m <sup>2</sup>
放流先水域	博多湾
処理方式	嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法
汚泥焼却設備	流動焼却炉 50 t/日×2 炉

(市提供資料を基に監査人作成)

(西部水処理センター敷地平面図)



(出典：市HPより)

固定資産の実査を実施した。固定資産の実査は、固定資産台帳のデータより所管課が

西部水処理センターとなっている固定資産のデータを抽出し、そのうち機械装置と備品についてランダムに現物との照合と実施した。ただし、いずれの固定資産もその登録数は膨大であり、特に固定資産台帳に登録されている資産が実在するかどうかの視点から、機械装置については取得年度が1980年以前、備品は1990年以前の古い固定資産より抽出を行っている。

起工番号	取得年度	資産区分	細区分名称	使用状況
S53S1003	1978	その他機械装置 - 吊上装置	ホイストレール	使用
S53S1004	1978	処理機械設備 - ろ過設備	砂濾過塔 No. 1	現在使用していない※1
S53S1004	1978	処理機械設備 - ろ過設備	砂濾過塔 No. 2	現在使用していない※1
S53S1004	1978	処理機械設備 - ろ過設備	砂濾過原水送水用オートストレーナーNo. 1	現在使用していない※1
S53S1004	1978	処理機械設備 - ろ過設備	砂濾過原水送水用オートストレーナーNo. 2	現在使用していない※1
S53S1004	1978	処理機械設備 - ろ過設備	砂濾過表洗ポンプ No. 2	使用
S53S1004	1978	処理機械設備 - ろ過設備	砂濾過送水ポンプ No. 1	使用
S53S1003	1978	処理機械設備 - 水処理ゲート設備	No. 1 流入ゲート	現在使用していない※2
S53S1003	1978	処理機械設備 - 水処理ゲート設備	No. 2 流入ゲート	現在使用していない※2
S53S1003	1978	処理機械設備 - 水処理ゲート設備	沈殿放流ゲート	使用
S53S1003	1978	処理機械設備 - 水処理ゲート設備	混和池バイパスゲート	使用
S53S1003	1978	処理機械設備 - 水処理ゲート設備	前曝気槽 No.1 流入ゲート	現在使用していない※2
S53S1003	1978	処理機械設備 - 水処理ゲート設備	前曝気槽 No.2 流入ゲート	現在使用していない※2

(市提供資料を基に監査人作成)

※1 研修・学習機材として活用中

※2 非常時等稼働用

固定資産には計上されていないが、出納管理している物品・備品が存在する。物品・備品については出納簿で管理することが福岡市下水道事業会計規則に以下のように定められている。

<p>(物品の分類)</p> <p>第79条 物品は、次の区分により分類し、整理しなければならない。</p> <p>(1) 備品 その性質又は形状を変ずることなく相当長期間継続して使用できるもの及びその性質が消耗性のものであつても標本、陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの</p> <p>(2) 消耗品 1回の使用でその効用を失うもの、備品の程度に至らないもの及び実験用材料として使用するもの</p> <p>(3) 原材料 工事又は作業の用に供せられるもの及び建造物、製作品、加工品等の構造部分となるもの</p> <p>(4) 雑品 前各号に掲げるもの以外のもの</p> <p>2 企業出納員は、備品にあつては備品出納簿により、その他の物品にあつては物品出納簿によりその出納を整理しなければならない。</p>
---

そこで備品出納簿及び物品出納簿より、以下のように任意に抽出し、実物との照合を実施した。また備品に関しては備品整理票を備品に添付して整理することが定められているので、備品整理票の有無についても確認した。

(備品の整理)

第 83 条 企業出納員は、備品整理票を付けて備品を整理しなければならない。ただし、備品整理票を付けることができないとき、又は不適當なときは、その他の適切な方法により表示し、帳簿との照合に支障のないようにしなければならない。

薬品の管理簿を入手し、在庫管理が適切に行われているか、保管状況は適切か確認した。薬品については月に一回は在庫確認を行っているとのことであり、管理簿に在庫確認の旨と上司による確認印が押印されていた。

また下記の 2 点については管理簿の数量と現物の一致を確認した。

品名	規格	数量
次亜塩素酸ナトリウム溶液	500ml	6
硫酸	精密分析用 500ml	2

備品出納簿と物品出納簿については以下について現物確認を実施した。

(備品出納簿)

品名	規格	数量
カメラ		4
テーブル	20 型 (本館 1 階ロビー)	4
ビジネスキッチン	木目スチール	1
電気穿孔機		1
流し台		5

(物品出納簿)

品名	規格	数量
タクシー券 (臨職用)	No. 374	1
タクシー券 (職員用)	No. 393	1

長期間使用されていない固定資産の有無についてヒアリングを実施したところ、上記のように現在使用していない固定資産があり、現物の確認を行った。撤去の判断については、非常時等も含め利用する可能性を考慮して決定しているもので、現在の使用状況で決定しているものではないとのことであった。なお現在使用していない固定資産は屋内に設置されており、近隣住民へ与える危険性はないとのことであった。

## ② 遊休資産

福岡市下水道事業において認識している遊休資産は以下のとおりである。

(下水道事業が認識している遊休資産)

No.	名称	取得価格 (円)	取得年月日	遊休となった 年月
1	コンポスト工場	155,648,120	昭和 54 年	平成 24 年 3 月 31 日
2	西戸崎 (I) 処理場 (跡地)	2,768,000	昭和 46 年 4 月	平成 20 年

上記取得価額合計は、158,416,120 円である。

コンポスト工場は昭和 57 年に操業開始となった工場で、平成 24 年 3 月 31 日の事業廃止に伴い遊休状態となっている。当該工場は現在、下水再生水管等の資材置き場として利用するとともに、「FUKUOKA FILM COMMISSION」のロケ地として登録されており、映画・CM 等の撮影場所としても利用されている。その他、施設の有効利用方策として、下水処理水などの下水道資源を活用した農産物栽培施設やその他の公共施設等としての利用可能性についても検討中である。

西戸崎 (I) 処理場 (跡地) は糟屋郡志賀町が昭和 46 年に福岡市に合併された際に移管された下水処理場の跡地であり、平成 20 年に土木構造物撤去によって遊休状態となっている。当該用地については、西戸崎ポンプ場 (昭和 36 年 4 月に供用開始) の更新用地として検討中である。更に平成 30 年 1 月の広域化・共同化計画に係る国土交通省等関係 4 省からの通知を受け、集落排水との統合の観点から、当該用地を他の用途で活用する可能性が新たに生じたところである。

#### 【意見 2-(4)-1】遊休固定資産について

市において、遊休となっている固定資産の有無を把握したところ、2 件の遊休資産があった。そのうち西戸崎 (I) 処理場 (跡地) については、今後の利用に関して検討はなされているものの、未だ有効利用されていない。

一方、コンポスト工場については利用が開始されているが、資材置き場、映画・CM 等の撮影場所としての利用のみである。当該工場には、耐用年数が経過していない資産 (建屋等) も含まれており、資産として計上される簿価も 3 億円を超えている。

#### (改善提案)

西戸崎 (I) 処理場 (跡地) に関して、有効利用について検討はされているが未だ有効利用されていない状態である。今後の活用について、早期に計画を策定し有効利用を開始されたい。

コンポスト工場に関しては、農産物栽培施設やその他の公共施設等への活用も検討中であり、より有効な活用方法を検討されたい。

### ③ 減損会計適用について

固定資産の減損会計を検討するにあたっては、遊休資産は他の資産とは区分して減損の要否を検討する必要がある。「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」では「固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化」があった場合に減損の兆候があるものとされている。一般的に固定資産が遊休となった場合においては、これに該当するものと考えられる。

#### 【指摘事項 2-(4)-1】固定資産の減損の要否について

地方公営企業法施行規則では、固定資産について減損会計を適用することが明記されており、決算の調製において減損の要否を検討しなければならないが、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に則り、資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損の測定といった検討が行われていなかった。

#### (是正の方向性)

まず、市の固定資産についてグルーピングを行い、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。

#### 【意見 2-(4)-2】固定資産の減損会計に関連する規定について

固定資産の減損会計は、固定資産のグルーピングから、減損の兆候、減損の認識、減損の測定、会計処理と、複雑な事務手数が必要となる会計処理であり、関連する規則、要綱、指針などを設けることが望ましい。

しかし市において、固定資産の減損会計に関連する規則、要綱、指針などは設けられていなかった。

#### (改善提案)

まず、福岡市下水道事業会計規則の第 5 章には固定資産会計の規定がある。この第5章に減損会計についても適用する旨を規定することが望ましい。

また固定資産をどのようにグルーピングし、グルーピングによる業務の損益とキャッシュ・フローをどのようにして把握するのか、固定資産の土地や建物について、どのような方法で時価を算定するのか、会計処理や注記をどのように行うのか、要綱もしくは指針を道路下水道局内で作成し、それに基づいて固定資産の減損会計を適用することを検討されたい。

## (5) 経営戦略

### ① 概要

経営戦略とは、持続可能な事業を実施するために公営企業が中長期的な経営の基本計画を策定したものである。

経営戦略は、今後見込まれるインフラの更新需要を見込んだ「投資計画」と、料金収入を含め、企業債(※)の発行や、一般会計からの繰入金など事業を継続して得られる財源を見込んだ「財源計画」をマッチングさせ、収支や資金の面で事業の継続が可能であるかどうかを明らかにすることによって、事業の持続可能性を判断するための指針となるものである。

※企業債とは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債をいう(地方公営企業法第 22 条)。

市下水道事業の経営戦略は、「福岡市下水道ビジョン 2026」の実施計画として公表されている「福岡市下水道経営計画 2020」を経営戦略と位置づけている。

従来、市では下水道事業の基本計画として「下水道ビジョン」を策定するとともに、4年間の実施計画として「下水道経営計画」を策定してきたが、総務省より公営企業の経営の基本計画として「経営戦略」の策定を要請(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年8月 29 日付け総務省自治財政局公営企業3課室長通知))されたことを受け、総務省が公表する経営戦略策定ガイドラインの「経営戦略ひな形様式」等に則って経営戦略として必要な事項を策定し公表したものである。

### ② 経営戦略に関する事項

「福岡市下水道経営計画 2020」の「経営戦略に関する事項」は以下の構成となっている。

#### ① 事業の概要

- ・施設、組織、使用料について

#### ② 中期計画期間の試算

- ・一般汚水の世帯数(年間延べ世帯)の推移
- ・一般汚水の有収水量(年間水量)の推移
- ・階層別有収水量の内訳
- ・投資試算及び財源試算
- ・企業債残高の推移見込
- ・市民一人あたり企業債残高(平成 27 年度末)

計画期間は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間となっており、その 10 年間の計画を数値として試算したものが、上記のうち「投資試算及び財源試算」であり、それぞれ示すと以下のとおりである。



(下水道事業投資試算及び財源試算における収益的収支)

①平成 29 年度から平成 32 年度まで

(単位：百万円)

区分		年度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (予算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
収益的 収入	1. 営業収益(A)		44,203	45,100	45,280	46,280	46,470	46,895	
	(1)料金収入		27,288	27,933	28,248	28,434	28,467	28,689	
	(2)受託工事収益(B)		65	60	68	65	66	66	
	(3)その他		16,849	17,107	16,964	17,781	17,937	18,140	
	2. 営業外収益		10,636	10,415	10,537	9,896	9,632	9,340	
	(1)補助金		22	21	18	21	21	21	
	他会計補助金		0	0	0	0	0	0	
	その他補助金		22	21	18	21	21	21	
	(2)長期前受金戻入		9,451	9,213	9,531	8,992	8,810	8,585	
	(3)その他		1,163	1,181	988	883	801	735	
	収入計(C)		54,839	55,515	55,817	56,176	56,102	56,236	
	収益的 支出	1. 営業費用		41,141	41,203	41,958	43,145	43,592	43,882
		(1)職員給与費		1,230	1,226	1,246	1,272	1,297	1,322
		基本給		1,230	1,226	1,246	1,272	1,297	1,322
		退職給付費		0	0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0	0
		(2)経費		12,834	13,400	13,423	13,905	14,165	14,348
		動力費		1,247	1,383	1,394	1,400	1,434	1,448
		修繕費		1,006	958	949	998	955	982
材料費			126	146	150	140	142	136	
その他			10,455	10,913	10,930	11,366	11,634	11,782	
(3)減価償却費			27,077	26,577	27,289	27,968	28,130	28,213	
2. 営業外費用			8,408	8,130	7,282	6,894	6,560	6,264	
(1)支払利息			8,112	7,804	6,966	6,560	6,220	5,879	
(2)その他			296	326	317	334	341	385	
支出計(D)			49,549	49,333	49,241	50,039	50,152	50,146	
経常損益(C)-(D) (E)			5,290	6,182	6,576	6,137	5,950	6,090	
特別利益(F)			110	8	8	8	8	8	
特別損失(G)			34	24	40	40	40	40	
特別損益(F)-(G) (H)			76	△15	△32	△32	△32	△32	
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)		5,367	6,166	6,544	6,105	5,918	6,058		
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)		0	0	0	0	0	0		
流動資産(J)		28,991	28,991	28,991	28,991	28,991	28,991		
うち未収金		4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100		
流動負債(K)		51,925	51,925	51,925	51,925	51,925	51,925		
うち建設改良費分		29,699	34,918	33,870	31,999	33,441	28,076		
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0		
うち未払金		16,790	16,790	16,790	16,790	16,790	16,790		
累積欠損金比率((I)/(A)- (B) × 100)		0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)		0	0	0	0	0	0		
営業収益-受託工事収益(A)-(B) (M)		44,138	45,040	45,212	46,215	46,404	46,829		
地方財政法による資金不足の比率((L)/(M) × 100)		0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)		0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)		0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)		0	0	0	0	0	0		
健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P) × 100)		0	0	0	0	0	0		

(出典：福岡市下水道経営計画 2020 ④投資試算及び財源試算の「収益的収支」より平成 29 年度から平成 32 年度を抜粋)

②平成 33 年度から平成 38 年度まで

(単位：百万円)

区分		年度						
		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的 収入	1. 営業収益(A)	47,259	47,552	47,871	48,059	48,297	48,526	
	(1)料金収入	28,828	28,963	29,102	29,243	29,385	29,529	
	(2)受託工事収益(B)	66	66	66	66	66	66	
	(3)その他	18,365	18,524	18,703	18,750	18,847	18,931	
	2. 営業外収益	9,003	8,711	8,483	8,251	8,052	7,867	
	(1)補助金	21	21	21	21	21	9	
	他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	その他補助金	21	21	21	21	21	9	
	(2)長期前受金戻入	8,253	7,980	7,740	7,504	7,298	7,117	
	(3)その他	729	710	723	726	733	741	
	収入計(C)	56,262	56,263	56,354	56,310	56,350	56,392	
	収益的 支出	1. 営業費用	44,227	44,591	45,041	45,256	45,394	46,129
		(1)職員給与費	1,347	1,373	1,400	1,427	1,455	1,483
		基本給	1,347	1,373	1,400	1,427	1,455	1,483
		退職給付費	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
		(2)経費	14,544	14,832	15,190	15,417	15,516	15,882
動力費		1,476	1,511	1,549	1,585	1,473	1,508	
修繕費		978	1,025	1,008	1,030	922	982	
材料費		136	142	145	144	147	149	
その他		11,954	12,154	12,489	12,659	12,975	13,243	
(3)減価償却費		28,336	28,386	28,451	28,411	28,423	28,764	
2. 営業外費用		6,033	5,862	5,758	5,686	5,661	5,712	
(1)支払利息		5,600	5,422	5,306	5,223	5,190	5,231	
(2)その他		434	439	452	463	471	481	
支出計(D)		50,261	50,453	50,799	50,942	51,055	51,841	
経常損益(C)-(D) (E)		6,001	5,809	5,555	5,368	5,294	4,551	
特別利益(F)		8	8	8	8	8	8	
特別損失(G)	40	40	40	40	40	40		
特別損益(F)-(G) (H)	△32	△32	△32	△32	△32	△32		
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	5,969	5,778	5,523	5,337	5,263	4,520		
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)	0	0	0	0	0	0		
流動資産 (J)	28,991	28,991	28,991	28,991	28,991	28,991		
うち未収金	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100		
流動負債 (K)	51,925	51,925	51,925	51,925	51,925	51,925		
うち建設改良費分	28,229	25,451	27,479	24,417	21,316	25,810		
うち一時借入金	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	16,790	16,790	16,790	16,790	16,790	16,790		
累積欠損金比率((I)/(A)-(B)×100)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(L)	0	0	0	0	0	0		
営業収益－受託工事収益(A)-(B) (M)	47,193	47,486	47,805	47,993	48,231	48,460		
地方財政法による資金不足の比率((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(N)	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(O)	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(P)	0	0	0	0	0	0		
健全化法第22条により算定した資金不足比率((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0		

(出典：福岡市下水道経営計画 2020 ④投資試算及び財源試算の「収益的収支」より平成 33 年度から平成 38 年度を抜粋)

(下水道事業投資試算及び財源試算における資本的収支)

①平成 29 年度から平成 32 年度まで

(単位：百万円)

区 分		年 度	平成27年度 ( 決 算 )	平成28年度 ( 予 算 )	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
資本的 収入	1. 企業債		20,423	28,241	19,938	19,225	19,386	16,349
	うち資本費平準化債		0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金		2	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金		0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金		3,659	4,053	4,392	4,531	4,666	4,708
	5. 他会計借入金		0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金		8,788	11,385	7,875	8,614	8,655	8,353
	7. 固定資産売却代金		1	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金		345	605	473	35	197	201
	9. その他		57	69	29	70	40	34
	計 (A)		33,275	44,353	32,706	32,476	32,943	29,645
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		1	0	0	0	0	0
純計(A)-(B) (C)		33,274	44,353	32,706	32,476	32,943	29,645	
資本的 支出	1建設改良費		25,113	32,650	24,733	26,702	26,997	27,255
	うち職員給与費		910	942	965	985	1,004	1,024
	2. 企業債償還金		31,489	34,034	33,268	31,858	32,747	29,203
	3. 他会計長期借入返還金		0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金		0	0	0	0	0	0
	5. その他		10	12	11	20	20	18
計 (D)		56,613	66,696	58,013	58,581	59,764	56,476	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			23,338	22,342	25,307	26,105	26,821	26,831
補填 財源	1. 損益勘定留保資金		17,594	16,824	17,757	18,975	19,319	19,627
	2. 利益剰余金処分額		4,900	4,700	7,114	6,166	6,545	6,105
	3. 繰越工事資金		1	1	0	0	0	0
	4. その他		844	817	869	964	959	1,099
	計 (F)		23,338	22,342	25,740	26,106	26,822	26,831
補填財源不足額(E)-(F)			0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)			0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)			407,018	400,341	386,409	373,635	359,580	347,853

○他会計繰入金

(単位：百万円)

区 分		年 度	平成27年度 ( 決 算 )	平成28年度 ( 予 算 )	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
収益的収支分			17,097	17,167	16,876	17,587	17,664	17,772
	うち基準内繰入金		16,546	16,836	16,680	17,393	17,470	17,576
	うち基準外繰入金		551	331	196	194	193	195
資本的収支分			3,661	4,054	4,391	4,531	4,666	4,708
	うち基準内繰入金		3,598	4,003	4,340	4,478	4,613	4,654
	うち基準外繰入金		63	51	51	53	53	54
合計			20,758	21,221	21,267	22,118	22,330	22,479

(出典：福岡市下水道経営計画 2020 ④投資試算及び財源試算の「収益的収支」より平成 29 年度から平成 32 年度を抜粋)

②平成 33 年度から平成 38 年度まで

(単位：百万円)

区 分		年 度		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
資本的 収入	1. 企業債			22,077	20,533	21,737	20,143	19,861	20,578
	うち資本費平準化債			0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金			0	0	0	0	0	0
	3. 他会計補助金			0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金			4,568	4,470	4,415	4,299	4,299	4,288
	5. 他会計借入金			0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金			6,675	6,758	7,217	7,105	6,563	6,502
	7. 固定資産売却代金			0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金			458	438	141	156	173	160
	9. その他			51	35	32	31	30	28
	計 (A)			33,830	32,235	33,542	31,734	30,926	31,556
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			0	0	0	0	0	0
純計(A)-(B) (C)			33,830	32,235	33,542	31,734	30,926	31,556	
資本的 支出	1建設改良費			25,270	25,127	25,262	24,964	24,886	24,914
	うち職員給与費			1,044	1,064	1,084	1,105	1,127	1,148
	2. 企業債償還金			29,062	27,307	28,514	26,113	23,709	23,694
	3. 他会計長期借入返還金			0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金			0	0	0	0	0	0
	5. その他			16	14	12	11	10	9
計 (D)			54,348	52,449	53,788	51,088	48,605	48,617	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)				20,518	20,214	20,247	19,354	17,679	17,062
補填 財源	1. 損益勘定留保資金			13,440	13,012	13,146	12,469	11,016	10,579
	2. 利益剰余金処分量			5,918	6,057	5,969	5,778	5,523	5,337
	3. 繰越工事資金			0	0	0	0	0	0
	4. その他			1,160	1,144	1,131	1,107	1,140	1,146
計 (F)			20,518	20,214	20,247	19,354	17,679	17,062	
補填財源不足額(E)-(F)				0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)				0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)				341,701	336,783	331,042	326,768	325,313	320,081

○他会計繰入金

区 分		年 度		平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的 収支分				17,959	18,072	18,220	18,241	18,258	18,295
	うち基準内繰入金			17,767	17,882	18,031	18,051	18,071	18,109
	うち基準外繰入金			192	191	189	190	187	186
資本的 収支分				4,568	4,470	4,415	4,299	4,299	4,288
	うち基準内繰入金			4,513	4,414	4,358	4,241	4,240	4,228
	うち基準外繰入金			55	56	57	58	59	60
合計				22,528	22,543	22,635	22,540	22,557	22,583

(出典:「福岡市下水道経営計画 2020」④投資試算及び財源試算の「収益的収支」より平成 33 年度から平成 38 年度を抜粋)

地方公営企業の予算はいわゆる3条予算と4条予算に分かれており、3条予算には当該年度の公営企業の経営活動により発生すると予定される収益とそれに対応する費用が計上される。4条予算には企業の経営規模を拡大するため、もしくは維持するために必要な建設改良費とその財源が計上される。4条予算には基本的に貸借対照表に属する取引のうち、現金収支を伴うものが計上される。

以上の関係から、3条予算の執行状況は損益計算書に、4条予算の執行状況は期首残高に加減されて貸借対照表にまとめられることになる。基本的には3条予算に対応する収

益的収支で利益を計上すると共に、非資金的項目等により、企業内に留保された資金を4条予算の財源として活用することが財務上健全な公営企業の在り方である。

経営戦略で策定が求められる「投資試算及び財源試算」のうち、3条予算(収益的収支)を10年間にわたり計画したものが財源試算であり、4条予算(資本的収支)を10年間にわたり計画したものが投資試算である。

総務省の経営戦略策定ガイドラインでは収益的収支と資本的収支が計画期間内で均衡することを求めている。これを「収支均衡」と呼び、その収支が赤字である場合を「収支ギャップ」として、そのギャップを埋めるために、例えば適切な料金設定やコストカットなどで対応することを求めている。

このように経営戦略はただ策定することが目的ではなく、「収支ギャップ」がある場合の具体的な対応までを含めたものであるため、収益的収支と資本的収支の各項目は合理的な仮定の下で試算される必要がある。

### ③ 投資試算及び財源試算の概要

収益的収支の結果は「当期純損益」の行に示されている。これを見ると平成29年度から平成38年度にわたり、50億円から60億円で推移しており、経営成績としては良好に推移することが計画されている。平成29年度の計画に対する実績を見ても65億円の計画に対して66億円の実績である。

この当期純利益に減価償却費や長期前受金戻入などの非資金的項目を加減算したものが内部に留保される資金となる。内部留保資金を算定する欄は経営戦略にはないので当該金額については別途計算し後述する。

資本的収支の結果は、「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の行に示されている。その不足額は補填財源によって補填されなければならない(補填財源については後述する)。どのような補填財源によって補填されたかは「補填財源」の行に示されている。経営戦略において補填財源が不足するような資本的収支を策定することは認められておらず、不足する金額は「補填財源不足額」の行に記載され、不足額を解消するための具体的な計画を策定しなければならない。

補填財源の不足額があれば、収支ギャップがあるということであるから、ギャップを埋めるための対応策の策定が必要となるが、福岡市下水道事業の経営戦略では「補填財源不足額」はゼロであり、収支ギャップはなかった。

### ④ 経営戦略の各項目の試算方法について

経営戦略においては収支均衡が求められているが、そのためには計画数値が合理的に算定されていなければならない。具体的な算定の指針は経営戦略策定ガイドラインに示されている。主な計画数値について以下のように検討した。

#### (ア) 料金収入の試算

料金については小口使用者(一か月あたりの汚水排水量が30 m<sup>3</sup>以下)、中口使用者(1

か月あたりの汚水排水量が 31 m<sup>3</sup>以上 5,000 m<sup>3</sup>以下)、大口使用者別に世帯数の推移を予測し、料金徴収のもととなる年間の有収水量を見積もって試算されていた。

(イ) 人件費の試算

平成 29 年度職員数から 10 年間は職員が増減しないと予測しているが、給与の増加についてはこれを見込んで試算されていた。

(ウ) 減価償却費の試算

減価償却費は非資金的項目であるが、他にも資本減耗費(固定資産の除却損)も非資金的項目となる。非資金的項目は資金的収支における補填財源の一部となるため、資本減耗費も加算すべきであるが、試算には減価償却費のみではなく、資本減耗費も考慮して試算されていた。

(エ) 流域下水道費の試算について

市の下水道整備区域は7つの処理区に分けることが出来るが、そのうち南区を中心とする南部処理区は御笠川那珂川流域下水道の一部である。福岡県が管理する御笠川那珂川流域下水道は御笠川浄化センターを終末処理場として、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市を処理区域としている。

流域下水道の運営費と整備事業費は、管理団体である福岡県と福岡市を含む処理区域内の自治体との協議によって決定した割合に応じて負担されており、運営費については流域下水道費として収益的収支の費用に、整備事業費は流域下水道事業費として資金的収支の支出に含まれている。

流域下水道の運営費と整備事業費は福岡市の下水道事業にとって重要な費用であるため、試算の方法と試算額について検討した。

収益的支出の「1. 営業費用」の「(2) 経費」に含まれている流域下水道の運営費は以下のとおりである。なお、「計画値については過去過去3か年平均伸び率や県との個別協議等を基に算定」しているとのことであった。

(流域下水道の運営費)

(単位: 百万円)

H27 年度(決算)	H28 年度(予算)	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
1,743	1,750	1,803	1,795	1,832	1,851
H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度
1,870	1,908	1,947	1,986	2,027	2,068

平成 38 年度の運営費予定額は平成 27 年度と比較すると 18%程度の増加が見込まれており、それ以外の経費の増加が 11%程度に抑えられているのに比較すると多くなっている。

(オ) 建設改良費

経営戦略は企業の「投資試算」及び「財源試算」の将来を予測するとともに、それぞれが均衡しているかどうかを計画するものであり、例えば「投資試算」に必要な資金が「財源試算」の結果不足しているのであれば、その不足を埋める対策を立てることを目標とするものである。そのため経営戦略の策定期間内に計画されている投資は漏れなく投資試算に含まれていなければならない。

市下水道事業では、経営戦略の策定期間である平成 29 年度から平成 38 年度までの事業計画を「福岡市下水道ビジョン 2026」として取りまとめ公表している。ビジョンには投資が必要となる目標も掲げられているので、その投資計画は漏れなく経営戦略の投資試算に含まれている必要がある。

そこで「福岡市下水道ビジョン 2026」に記載されている各目標値を達成するための投資計画(建設改良費)が、漏れなく経営戦略の投資試算(の資本的支出)に織り込まれているか質問したところ、計画目標値を達成するための建設改良費を考慮して経営戦略を策定しているとの回答であった。

「福岡市下水道ビジョン 2026」の目標値はすべてが投資に関連するものではなく、複数の目標にかかわる投資計画もあるため、経営戦略の資本的支出をビジョンの目標値ごとに把握することは出来ないとのことであったが、福岡市下水道ビジョン 2026 の実施計画である福岡市下水道経営計画には具体的な整備目標として、①改築更新②浸水対策③地震対策④未整備区域の解消⑤合流式下水道の改善⑥再生水利用下水道が挙げられているので、参考までに経営戦略に計上されている資本的支出を整備目標ごとに区分すると以下のとおりとなる。

このほかに経営戦略の資本的支出には流域下水道整備費、区域外下水道整備費等も含まれているので以下の合計額と経営戦略の資本的支出が一致するわけではない。

(単位：百万円)

	改築更新	浸水対策	地震対策	未整備区域の解消	合流式下水道の改善	再生水利用下水道	合計
平成 29 年度	11,791	6,838	2,656	1,423	758	80	23,546
平成 30 年度	10,797	9,051	3,603	1,066	785	203	25,505
平成 31 年度	14,709	5,018	3,848	1,575	446	188	25,784
平成 32 年度	15,839	3,538	3,768	2,236	446	190	26,017
平成 33 年度	14,850	3,315	2,566	2,620	466	192	24,009
平成 34 年度	15,627	2,700	2,480	2,376	446	219	23,848
平成 35 年度	16,661	2,700	2,566	1,501	446	89	23,963
平成 36 年度	16,965	2,820	2,825	990	-	44	23,644
平成 37 年度	17,066	2,820	2,240	1,033	-	383	23,542
平成 38 年度	15,563	2,720	4,134	996	-	138	23,551

なお、福岡市下水道事業の回答では、これらの投資予定額については、経営戦略策定ガイドラインに基づいて物価上昇率も加味しているとのことであった。

## ⑤ 経営戦略策定における貸借対照表の作成について

経営戦略の記載項目の多くは損益計算書に係る項目ではあるが、貸借対照表に係る項目のうち流動資産と流動負債についても記載することとなっている。

経営戦略に流動資産と流動負債を記載する意義としては補填財源のうち使用できる金額の把握が挙げられる。

補填財源の内容は後述するが、これらが帳簿上存在していてもそれに見合う流動資産が無ければ実際に補填財源として使用できない。

例えば前期末の貸借対照表において流動資産の金額が流動負債の金額を下回る時は、当年度の損益勘定留保資金と当年度利益の合計額から、その下回る金額を控除した金額が補填財源として実際に使用できる金額とされる。よって毎年度の計画において流動負債より流動資産が多ければ、補填財源はそのまま使用できることになる。

そこで経営戦略を策定する際には策定期間(福岡市下水道事業であれば平成 38 年まで)の貸借対照表も併せて作成したうえで、その流動資産と流動負債を記載すべきである。

しかしながら福岡市下水道事業の経営戦略に記載されている流動資産と流動負債をチェックしたところ、貸借対照表は作成されておらず、流動資産と流動負債は毎年度同額であった。

これでは補填財源として算定された額がそのまま補填財源として使用できるのかどうか判断することが出来ない。また経営戦略の結果、公営企業の内部に留保される資金は流動資産の金額に含まれるので、流動資産の予定額は使用予定のない余剰金が多くないか、資金不足に陥っていないか判断する指標となるが、同額ではそれも判断できない。

また市下水道事業における経営戦略の重要な財政指標の一つが、企業債の残高削減である。平成 28 年度で 4,000 億円を超えている企業債残高を平成 38 年度には 3,200 億円にまで削減する計画である。

企業債の削減を目標とする際に、資産や資本に対する負債の割合は重要な指標であり、その指標を把握するためには予定貸借対照表の作成は有用である。

### 【意見 2-(5)-1】経営戦略における貸借対照表の作成について

公営企業の経営戦略においては収益的収支と資本的収支の記載項目が中心であり、貸借対照表を作成するようには要求されていない。そのため福岡市下水道事業では作成しておらず、経営戦略の流動資産と流動負債も同じ数字が掲載されているのみである。

しかし、収益的収支と資本的収支の計画を策定する際には、貸借対照表の資産・負債・資本といった財政状態を示す数値も重要である。資本的収支の結果は直接的に貸借対照表の固定資産や固定負債に集計され、収益的収支と資本的収支の結果、公営企業の内部に留保される資金は貸借対照表の流動資産となる。

経営戦略として公表される数値は流動資産と流動負債のみであるが、貸借対照表を作成しながら経営戦略を策定することで、適切な経営戦略を策定することが出来る。



例えば収益的収支で予定される内部留保資金に対して資本的支出が少なければ使用する見込みのない流動資産が増えすぎることになるし、その逆であれば負債の増加により資金不足に陥ることになる。そのような状況にならないように貸借対照表を併せて作成することで適切な収益的収支と資本的収支を計画することが出来る。

(改善提案)

市下水道事業としては、次回の経営戦略策定の際には予定貸借対照表についても作成し、公営企業として適切な経営戦略の目標を設定するために役立てるとともに、流動資産と流動負債には貸借対照表の数値を入力して公表することを検討されたい。

⑥ 経営戦略の見直しについて

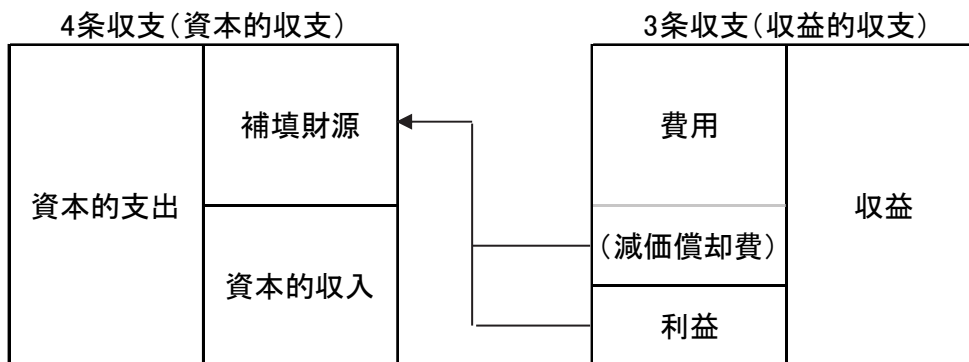
(ア) 補填財源の基本的な考え方

地方公営企業の収益的収支は公営企業の業績を表しており、料金収入や一般会計からの繰入金収益に計上され、人件費や経費などの維持管理費や減価償却費などの資本費が費用として計上される。

資本的収支は公営企業を運営するために必要な資産への投資とその財源を示している。下水道事業では管渠や下水処理場といった固定資産が必要であるが、そのための支出や企業債の償還金が資本的支出となり、財源となる企業債の起債や補助金等が資本的収入になる。

予算において資本的支出は、収益的収支において生じる補填財源と資本的収入の合計額を超えないように編成すべきである。資本的収支は現金の収支のみで構成され、資本的収入より資本的支出が多い場合には資金不足に陥る可能性があるからである。よって資本的収入より資本的支出が多い場合、その差額は何らかの形で補填されなければならない。これを補填財源という。

補填財源の主なものは、損益勘定留保資金、消費税等の資本的収支調整額、収益的収支における利益である。基本的には収益的収支で利益を計上し、損益勘定留保資金等で資本的収支の不足額をすべて補填することが、公営企業の経営として望ましい。以上の収益的収支と資本的収支の関係を補填財源の側面からみると以下の図のようになる。



まず収益的収支であるが、利益と減価償却費など(簡便化のため上記の図にはないが他にも長期前受金戻入額などがある)の非資金的項目の合計が内部に留保される資金となる。利益は利益処分を通して補填財源となる。また費用に含まれている減価償却費など非資金的項目は、費用ではあるが支出は行われていないため内部留保資金となり、利益処分を経ることなく補填財源として使用することが出来る。

資本的収支は収益的収支と異なり、資金の収支を伴う項目のみで構成されるので、その補填財源はすべて資金の裏付けがなければならない。

#### (イ) 補填財源の内容

主に以下のようなものが補填財源とされている。

##### i) 消費税及び地方消費税の資本的収支調整額

「4条支出に係る消費税及び地方消費税額－4条収入に係る消費税及び地方消費税額(－控除対象外消費税額)」という計算式により算定される内部留保資金である。資本的収支は消費税込であり、資本的支出に係る消費税等が資本的収入に係る消費税等よりも多い場合、収益的収支に係る消費税等を含めたところの公営企業全体としての消費税等納付金額を減らす効果があるので、当該金額は補填財源に充てることが出来る。

##### ii) 繰越工事資金

前年度以前において既に受け入れた工事負担金等は補填財源に充てることが出来る。

##### iii) 積立金

議会の議決を経て積み立てた減債積立金、利益積立金、建設改良積立金など。

##### iv) 損益勘定留保資金

非資金的項目を加減算した金額が損益勘定留保資金とされる。非資金的な費用としては減価償却費のほか、固定資産除却費やたな卸資産減耗費がある。また公営企業の場合、長期前受金戻入という非資金的収益も計上されるので非資金的費用から控除されなければならない。

福岡市下水道事業の経営戦略を検討するにあたり、固定資産除却費と長期前受金戻入が漏れなく集計され損益勘定留保資金として経営戦略に含まれているかどうか検討したが、いずれも含まれていた。

これらの補填財源をどのように使用するかについては特に定めはない。補填財源は発生年度に全額使用する必要はなく、発生年度に使用していない補填財源は翌年度以降に繰り越され使用される。当年度発生分のみでは補填財源が不足しても、過年度から繰り越された未使用の補填財源があれば使用することが出来る。

また補填財源には使用する優先順位もある。より確実なものや紐付けが明確なものを先に使用するのが望ましい。例えば損益勘定留保資金よりも特定の工事の

ために繰り越された繰越工事資金を優先して使用すべきであるし、当年度の利益を財源とする利益剰余金よりも損益勘定留保資金を先に使用すべきである。

よって補填財源は財源の二重使用などのミスを防ぐため、公営企業内で管理表を作成し、その項目別に過年度分の補填財源、当年度発生した補填財源、使用した補填財源、次期以降に繰り越す補填財源と区分して管理することが望ましい。

#### (ウ) 経営戦略における補填財源の使用計画

総務省の経営戦略策定ガイドライン改訂版にもあるように、経営戦略は策定して終わりというわけではない。経営戦略を策定した結果、収支均衡であることが求められており、均衡しない場合にはギャップを埋める対策が必要となる。

経営戦略策定ガイドラインでは、経営戦略の策定の結果、「投資・財政計画」が赤字となる場合、これを「収支ギャップ」とし、解消するための実現可能な方策により収支均衡を図るよう求められている。具体的には料金の引き上げやコストカット、事業を効率化するための広域化など、様々な対策が挙げられている。

##### ① 「収支均衡」の基本的考え方

○ 「収支均衡」の定義は「純損益（法適用企業）」と「実質収支（法非適用企業）」の「黒字」「投資・財政計画」で求められる「収支均衡」は、法適用企業では「純損益」、法非適用企業では「実質収支」が計画期間内で黒字となることである（計画期間内でこれらが黒字とならず、赤字が発生している場合の当該赤字の部分を「収支ギャップ」という。以下同じ。）。

なお、ここでいう「黒字」とは、事業、サービスの提供を安定的に継続するために必要な施設・設備に対する投資を適切に見込んだ上での「黒字」であり、また安定的に維持できることが望ましい。

（出典：総務省「経営戦略策定ガイドライン改訂版」）

##### ② 「投資試算」及び「財源試算」の将来予測と「収支ギャップ」解消の基本的考え方

○ 実現可能な方策により、「収支均衡」を図ることが理想

「投資試算」及び「財源試算」に当たっては、ただ漫然と将来の支出・収入を予測するだけでは、十分とはいえない。まず現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取組を踏まえて試算を行い、その上で、将来の料金収入の減少、更新需要の増大を見据えた料金水準の適正化、広域化等や更なる民間活用を反映した投資のあり方の見直し等を複合的に検討し、具体的なシミュレーションを行い、より実現可能な方策で「収支均衡」を図るべきである。

（出典：総務省「経営戦略策定ガイドライン改訂版」）

資金不足に陥った公営企業は運営できなくなるため、資金不足となる公営企業では一般会計より資金不足を補填するための繰入等が行われる。経営戦略策定ガイドラインにも記載されているように、安易に資金不足を補填するための繰入金をもって収支均衡とすべきではなく、料金の値上げや経費削減などの努力を行うべきである。

まず、経営戦略を検討するにあたっては、公営企業の独立採算の原則の下で収支均衡しており、資金不足を補填するための繰入金を収入に計上することで表面的に収支均衡となっているわけではないことを確認する必要がある。そのためには一般会計からの繰入金の内訳を確認し、基準外の繰入金の有無を把握し、そのなかに合理的な繰入の根拠がない資金不足を補填するための繰入金がないことを確認する必要がある。

市下水道事業の経営戦略においては、資本的収支の下に他会計繰入金の明細が添付

されている。これによると収益的収支及び資本的収支の他会計繰入金はともに基準内繰入金が高い割合を占め、基準外繰入金についても繰入金の内容と繰り入れている理由を検討したところ、資金不足を補填するための繰入金はなかった。

次に補填財源に余剰が発生していないか検討した。使用しなかった補填財源は翌年度以降に使用することが可能であるが、補填財源の増加は余剰資金の増加につながるためである。監査人が、使用していない補填財源を算定するに当たり、設定した前提は以下のとおりである。

- 簡便化のため、当年度純利益と損益勘定留保資金（減価償却費－長期前受金戻入）の合計を使用できる補填財源とした。
- 使用できる補填財源＝当年度純利益＋損益勘定留保資金
- 経営戦略で使用した損益勘定留保資金は経営戦略より転記した。
- 当年度純利益は減債積立金として処分され、2年後に償還のために取り崩されている。
- 「使用していない補填財源」は以下の計算式で算定した。
- 使用していない補填財源＝使用できる補填財源－経営戦略における利益剰余金処分量－経営戦略で使用した損益勘定留保資金
- 「使用していない補填財源の累計額」は経営戦略の検討のため、平成27年度（決算）の期首時点の「使用していない補填財源」をゼロと仮定して算定した。

なお、経営戦略のうち、平成28年度と平成29年度は決算数値が確定しているため、計画数値を決算数値に置き換えている。また資本減耗費も資金の支出を伴わない費用であるため、減価償却費に加算している。繰越工事資金（工事代金の支払年度より前の年度に入金された工事資金であり、支払年度に繰り越されるもの）も補填財源ではあるが、少額であるため簡略化のために省略した。

（単位：百万円）

	平成27年度 (決算)	平成28年 度(決算)	平成29年 度(決算)	平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度
①当年度純利益	5,367	6,417	6,698	6,105	5,918	6,058
②減価償却費	27,077	27,004	27,436	27,968	28,130	28,213
③長期前受金戻入	9,451	9,401	9,586	8,992	8,810	8,585
④使用できる損益勘定留保 資金(②－③)	17,626	17,603	17,850	18,976	19,320	19,628
⑤使用できる補填財源 (①＋④)	22,993	24,020	24,548	25,081	25,238	25,686
⑥経営戦略で使用した損益 勘定留保資金	17,594	17,116	17,395	18,975	19,319	19,627
⑦経営戦略における利益剰 余金処分量	4,900	4,700	7,113	6,166	6,545	6,105
⑧使用していない補填財源 (⑤－⑥－⑦)	499	2,204	40	-60	-626	-46
⑨使用していない補填財源 の累計額	499	2,703	2,743	2,683	2,057	2,011

(単位：百万円)

	平成 33 年 度	平成 34 年 度	平成 35 年 度	平成 36 年 度	平成 37 年 度	平成 38 年 度
①当年度純利益	5,969	5,778	5,523	5,337	5,263	4,520
②減価償却費	28,336	28,386	28,451	28,411	28,423	28,764
③長期前受金戻入	8,253	7,980	7,740	7,504	7,298	7,117
④使用できる損益勘定留保 資金 (②-③)	20,083	20,406	20,711	20,907	21,125	21,647
⑤使用できる補填財源 (①+④)	26,052	26,184	26,234	26,244	26,388	26,167
⑥経営戦略で使用した損益 勘定留保資金	13,440	13,012	13,146	12,469	11,016	10,579
⑦経営戦略における利益剰 余金処分額	5,918	6,057	5,969	5,778	5,523	5,337
⑧使用していない補填財源 (⑤-⑥-⑦)	6,694	7,115	7,119	7,997	9,849	10,251
⑨使用していない補填財源 の累計額	8,705	15,820	22,939	30,936	40,785	51,036

毎年度の使用していない補填財源は「⑧使用していない補填財源」の行に記載しており、その累計額を「⑨使用していない補填財源の累計額」に集計している。平成 32 年度までは、現在の財政収支計画期間であり、補填財源の残額が発生しない計画となっているが、次期の財政収支計画期間である平成 33 年度以降に補填財源の残額が発生し始め、平成 38 年度には使用していない補填財源の累計額は 510 億円に達する見込みである。

#### 【意見 2-(5)-2】経営戦略の見直しについて

市下水道事業の経営戦略は平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間として策定されている。経営戦略では設備更新や耐震対策に必要な投資を続けつつ、企業債については「一人あたりの企業債残高」を 20%縮減することを目標として、4,000 億円を平成 38 年度までに 3,200 億円まで削減する計画である。

しかし経営戦略の投資試算及び財源試算において見込まれる補填財源の未使用額を試算した結果、平成 38 年度には 500 億円程度になると試算された。補填財源の未使用額の増加は内部留保資金の増加に繋がるので、経営戦略として望ましい試算結果ではない。

そこで経営戦略上、補填財源の未使用額が多額となる理由についてヒアリングしたところ、平成 33 年度以降に想定される補填財源の未使用額は、平成 33 年度から平成 36 年度の次期財政収支計画において、経営の方向性の検証、中部水処理センターやその関連施設の管渠やポンプ場などをはじめとした主要施設の再構築等を考慮して見直しが行われ、実際には補填財源の余剰が多額に発生しないように計画される見込みであるとのことであった。

しかし経営戦略は、現状の料金設定の下、投資試算と財源試算が均衡するかどうかを計画するものであり、次期の財政収支計画の投資試算についてもある程度見込んで経営戦略に織り込まなければ、均衡しているかどうか判断することが出来ない。多額の補填財源が使用されず、使途の説明が出来ない内部留保資金を多額に計上する予定となっている経営戦略は望ましくはない。

#### (改善提案)

経営戦略の策定に当たっては多額の補填財源の未使用が残らないように、使途を説明できない多額の内部留保資金を計上することがないように策定すべきであり、次期の財政収支計画における収支も、ある程度の試算を行って経営戦略に織り込むべきである。

また、利息負担を軽減するために企業債の償還をさらに促進する必要はないか、適切な下水道使用料のもとで汚水処理を持続していくための投資計画に漏れはないか、不要な投資はないか継続的に見直しを行われたい。

また、経営戦略は財源試算に合わせて投資試算を策定するのが目的ではないので、できる限り余剰資金が発生するように経営努力し、常に市民への還元が出来ないか念頭において運営されたい。

#### ⑦ 30年～50年超の計画について

下水道事業は長期的な視点をもって運営する必要がある。

下水道事業は管渠、ポンプ場、下水処理場といった様々な構造物や施設を使用して行われる事業であるが、これらの主要資産は耐用年数が数十年間の長期にわたるため、投資についての判断も数十年先の需要を予測し長期的視点から行う必要がある。その財源として発行される企業債の償還期間も10年から30年と長期間にわたり、長期的な視点での資金繰り計画が求められる。

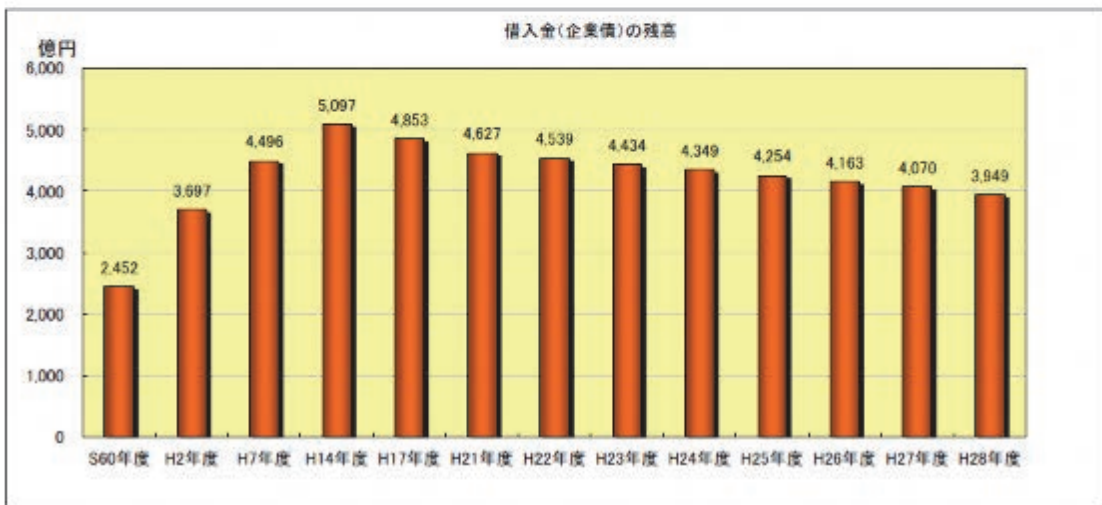
また下水道事業の構造物や施設は単独で機能するわけではなく、管渠、ポンプ場、下水処理場が一体となって機能するものであり、その整備には数十年単位の長い年月が必要となる。

市の下水道事業整備は昭和初期から進められ、昭和51年の人口普及率は34.5%だったが、昭和57年に普及率が5割を超え、平成元年には83.6%、平成29年度末には99.6%の市民が下水道を使用できる状態にある。

人口普及率を上げていく時代には整備費も増えていくが、使用料だけでは賄えないので企業債も増えていく。人口普及率が一定の水準に到達すると、修繕などの設備維持のための投資はあるものの整備費の増加は一段落し、使用料で企業債を償還していく時代になり、次の更新投資の時期までは財政的には安定した経営状態となっていく。

市下水道事業の整備費と普及率の推移の関係は以下のとおりであり、昭和60年度から平成7年度にかけて整備費は増加し続けるが、普及率が99%を超えると平成14年度から

整備費は減少していく。整備費の増加に伴い、企業債の残高も増加してきたが、平成14年度には整備費が減少に転じるとともに、平成17年度までの度重なる使用料の値上げや人口普及率の向上により料金収入が増加し、利益を生み出す経営体質となり、利益処分により積み立てられた減債積立金により企業債の償還が進み、5,000億円を超えていた企業債が3,000億円後半にまで減少してきている。



下水道事業はこのように整備期と安定期のサイクルで運営されるもので、そのサイクルは設備の耐用年数を考慮すると40年～60年周期となる。よって10年だけの経営戦略を策定すると、下水道事業の整備期と安定期でまったく異なる経営戦略が策定されることになる。

下水道事業の整備期であれば、下水道使用料のみでは増えていく減価償却費と企業債償還金を賄うことが出来ず、収益的収支は赤字となる可能性がある。結果として収益的収支が資本的収支を補填することが出来ずに資金不足となり、借換債の発行や使用料の値上げや一般会計からの繰入金の増加により対応しなければならない。

一方、下水道事業の安定期であれば、修繕費は増えていくものの、初期投資による減価

償却負担が一段落し、収益的収支は黒字となる可能性がある。結果として整備費は減少するとともに、資本的収支を補填する財源が潤沢となり、新規の借入を抑制することが可能となる。

いずれの時期に当てはまるかによって経営戦略は全く異なるものとなるので、10年のみを切り取って経営戦略を策定するだけでは、使用料金を十分に徴収できているか、投資の水準は適切か、企業債の償還は順調か、判断することが困難な場合がある。

例えば企業債残高であるが、10年間の経営戦略で削減する計画を策定し、計画通りに削減したとしても、その10年で固定資産の老朽化が進み次の10年が再度整備期に入ってしまうのであれば、企業債は再度増加していくことになる。企業債が増加するサイクルに入る前にどの程度まで企業債を減少しておく必要があるのかも経営戦略に織り込むべきであるが10年の経営戦略ではそれが見えない。

福岡市の場合、企業債を平成38年度までに3,200億円削減する計画である。しかし、大事なのは削減すること自体ではなく、どの程度の水準まで企業債を減少させることが適切かどうかであり、次の10年の収益的収支と資本的収支の計画がなければ判断が出来ない。次の10年で整備費が増え、使用料収入が減るのであれば、企業債の3,200億円への減少計画は不十分との判断になる可能性があるし、整備費も料金収入も安定するのであれば、企業債の減少計画は十分と判断される可能性もある。企業債の削減計画が十分かどうかは10年より長期の経営戦略が策定されなければ判断は困難である。

長期間の試算は人口予測や物価の変動にも影響を受けるため非常に困難ではあるが、市下水道事業においては長期間の経営判断に資するため、10年を超えた可能な限り長期間における経営戦略を策定することが望ましい。

総務省は、経営戦略の策定期間について最低10年としており、それ以上の可能な限り長期間で試算を行うことを推奨している。

(4) 投資計画立案上の留意点

投資計画立案にあたっての留意点は、それぞれ以下のとおりである。

② 試算期間、計画期間

更新需要については、合理的な水準を長期間で試算することが可能であり、かつ短期間で試算すると将来需要予測を見誤る可能性が高いことから、試算期間は一定レベル以上の長期間を設定することが望ましい。したがって、最低10年間としつつも可能な限り長期間（30～50年）で試算を行うことを推奨する。

この試算に基づき、実行可能な計画期間（10年間程度）を設定し、経営戦略に反映し、3～5年程度で見直すとともに、可能な限り毎年度その計画の進捗状況を管理することが望ましい。

(出典：総務省 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（下線は監査人追加）)

【意見 2-(5)-3】経営戦略の期間について

市下水道事業は管渠、ポンプ場、下水処理場といった様々な構造物や施設を使用して行われる事業であるが、これらの主要資産は耐用年数が数十年間の長期にわたるため、投資についての判断も長期的視点から行う必要がある。

これらの設備投資の時期によって経営戦略の収益的収支と資本的収支は増減するため、10年間の経営戦略では各数値目標が適切かどうか、判断が困難である。また市



の人口推計は、「福岡市人口ビジョン」によると平成 47 年度にはピークを迎え、その後は、減少に転じるものと見込まれているので、下水道施設の更新需要についても 30 年～50 年の長期間で試算を行うことが望ましい。

(改善提案)

総務省の「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書においても、経営戦略の策定にあたっては最低 10 年間を策定期間とし、可能な限り長期間(30～50 年超)の試算を行うことが推奨されている。

市下水道事業においては、現状より可能な限り長期間における経営戦略を策定することを検討されたい。

## (6)人材育成

### ① 下水道関連職員の年齢構成

市下水道事業は、複雑な下水道関連施設や機械等に関連する技術的知識、下水処理や雨水汚水流量に関連する知識、下水道機能への防災関連知識、地方公営企業の経営と会計関連の知識など様々な知識と経験をもった職員がいなければ、適切な運営は不可能である。

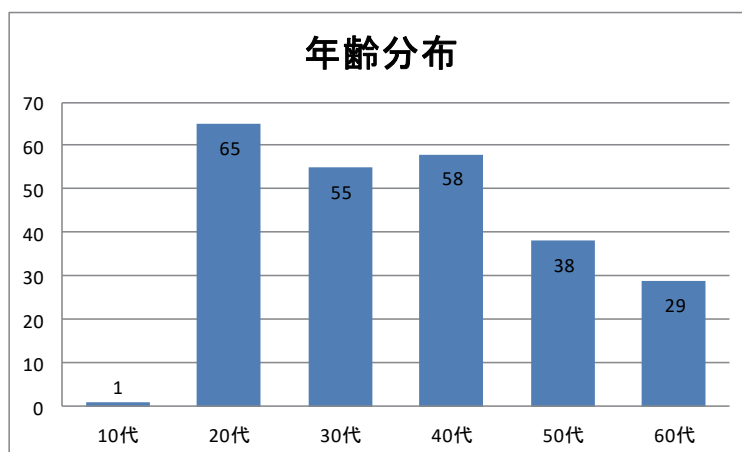
市下水道事業を運営する自治体では、下水道事業の知識や経験をもった職員の退職や高齢化により、知識や経験の継承が課題となっている。

そこで市の下水道関連職員数の平成 29 年度における年齢分布をヒアリングしたところ、以下のとおりであった。(単位は人数)

#### 算出方法

- ・道路下水道局名簿(実数)を用いて、下水道会計職員のみを抽出して算出
- ・育休や病休等は除く

総数	246		
20歳未満	1	10代	1
30歳未満	66	20代	65
40歳未満	121	30代	55
50歳未満	179	40代	58
60歳未満	217	50代	38
70歳未満	246	60代	29



(出典:福岡市道路下水道局が作成した資料)

我が国の少子化による人口減少は多くの分野で人材不足を引き起こしているが、それは自治体においても同様である。人口減少による税収不足により、多くの自治体で人材確保のための予算を確保することが困難となる一方、知識と経験が豊富なベテラン職員が退職し、知識と経験の継承が十分に行われなかった結果、事業の継続が困難となる事例もある。

市の下水道事業においても50代、60代のベテラン職員は全体の3割程度を占めており、ベテラン職員の培った知識と経験を若い世代に継承し、どのように生かしていくのか、職員の育成と技術継承は重要な課題である。

## ② 福岡市下水道ビジョンにおける人材育成

人材の確保・育成は短時間で達成できる課題では無く、事業を継続するために必要な人員や必要な技術・資格などを長期的な視点から計画し、その計画に基づいて実行する必要がある。

「福岡市下水道ビジョン 2026」においても、人材育成については施策目標の一つとして掲載されており、「持続可能な下水道システムの構築」のために必要な施策として以下のように記載されている。

## 市下水道事業の「組織体制の強化・人材育成」

### ①最適な執行体制の構築

膨大な下水道資産の適切な維持管理・更新や大規模災害への備え、技術革新による役割の多様化など、下水道事業を取り巻く諸課題に適切に対応し、安定的・持続的に下水道サービスを提供するため、組織の改編や職員配置の見直し等を含め、最適な執行体制の構築を行います。

②下水道施設の大量更新期を控え、下水道サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、効率的で安定した下水道事業運営が重要であり、複雑な下水道システムの構造や経営感覚など、様々な専門的知識を必要とする下水道分野に深く通じた人材を育成・確保していきます。

また、長年にわたり蓄積された独自のノウハウの継承、職員の力を組織の力として最大限に発揮するための職員一人ひとりの課題解決能力の向上を図っていきます。

○局独自の「人材育成プラン」に基づき、職員一人ひとりが自らのキャリアを考え、主体的に自分の能力を伸ばすための多様な研修の受講を推進するとともに、OJT 等による下水道分野の専門的知識の向上を図ります。

○嘱託員（市 OB）の実体験を活かした研修やこれまで培ってきた技術・業務ノウハウのマニュアル化など、組織的な人材育成・技術継承に努めます。

（出典：福岡市下水道ビジョン 2026）

「福岡市下水道ビジョン 2026」に記載されているように、下水道サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、効率的で安定した下水道事業運営が重要であり、複雑な下水道システムの構造や経営感覚など、様々な専門的知識を必要とする下水道分野に深く通じた人材を育成・確保していく必要がある。

しかし、「福岡市下水道ビジョン 2026」には人材育成に関連する具体的な実施計画や成果指標は記載されておらず、道路下水道局独自の「人材育成プラン」に基づき人材育成を行うとの記載があったため、「人材育成プラン」を入手した。

### ③ 下水道事業における人材育成プラン

道路下水道局は平成 30 年4月に、「道路下水道局人材育成プラン」（以下、「人材育成プラン」という。）を策定している。水道事業と異なり、下水道事業単独の「人材育成プラン」ではない。下水道事業は道路事業や河川事業と共に道路下水道局が担っており、「人材育成プラン」は道路下水道局全体のプランであり、下水道事業の人材育成プランはその中に含まれている状態である。

人材育成プランの概要は以下のとおりである。

（道路下水道局人材育成プラン）

- 1 プランの位置づけ  
策定の目的  
取組期間  
位置づけ
- 2 現状と課題  
組織の現状・課題  
組織を取り巻く現状・課題  
人材育成の現状・課題  
まとめ
- 3 人材育成の方向性  
人材育成の基本方針  
人材育成の仕組み（推進方策）
- 4 道路下水道局が主体となる取組（実施計画）
- 5 効果のフィードバック

（出典：道路下水道局人材育成プラン目次より）

人材育成プラン策定に当たっては人材育成に関する職員へのアンケートも実施されており、その結果は組織や人材育成のための課題として取りまとめられ、道路下水道局として人材育成のためにどのような取組を行うのかを記載した11ページのプランとなっている。

しかし、道路下水道局全体としての人材育成プランであることから、水道事業の人材育成プランと異なり、下水道事業の単独の人材育成がどのようにあるべきかが把握できなかった。

例えば事務職員のアンケートの結果、事務職員の約8割が「専門的な知識の不足」が業務上の課題であると回答し、そのための対策として専門的な知識の習得に力を入れていく計画が記載されているが、そもそも使用料収入を財源として公営企業経営を行う下水道事業と、租税収入を財源とする一般会計に所属する道路や河川などの行政事務とは専門的な知識は異なる。専門的な知識が異なれば、それを習得した人材の確保や習得の方法も異なるはずである。

#### 【意見 2-(6)-1】下水道事業単独の人材育成プランについて

市は下水道事業の人材育成も含めた「道路下水道局人材育成プラン」を策定している。水道事業と異なり、下水道事業単独の「人材育成プラン」ではない。

下水道事業に関連する専門的技術や経験は道路事業や河川事業とは異なる。また下水道事業は地方公営企業であり、一般会計により行われる道路事業や河川事業と運営方法も異なることから地方公営企業の制度や予算・決算の知識も必要となる。よってどのような人材を育成するのか、事業継続のためにどのような技術や資格が必要であるのか、そのためにどのような取組を行うのか、下水道事業と道路事業、河川事業とでは異なるはずである。

特に地方公営企業の制度や予算・決算の知識は一般行政に必要な知識と著しく異なり、会計的な知識も必要なことから習得する職員の負担も大きく、通常の研修で容易に習得できるものではない。

基本的な「人材育成プラン」は道路下水道局で策定するとしても、より具体的な人材育成プランを策定するためには公営企業である下水道の部と、一般会計に所属する道路及び河川の部に分けることで、より具体的な人材育成プランとすべきである。

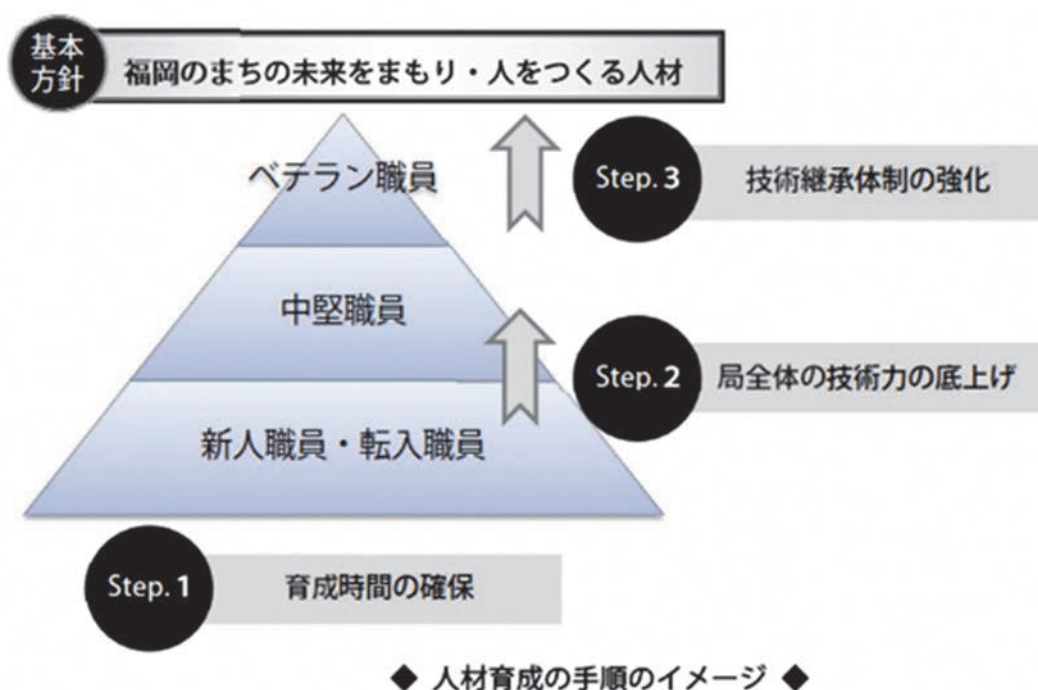
#### (改善提案)

人材育成プランの見直しに当たっては、より具体的な人材育成プランを策定するために地方公営企業である下水道の部と、一般会計に所属する道路及び河川の部に分け、より具体的な人材育成プランを検討されたい。

既に、人材育成の柱である研修については、道路・河川・下水道に分けて、プログラムを実施中、あるいは検討を進めている状況であり、その内容は現プランの追加資料に位置付けるとのことであるため、予定どおり実施されたい。

#### ④ 人材育成の方向性

「人材育成プラン」には人材育成の方向性として、「市民本位の視点」、「自律型職員の視点」、「技術者の視点」から人材を育成することが明記されており、人材育成の仕組み(推進方策)としては「育成時間の確保」が最も重要な課題として認識され、新人職員等へのOJT等による局全体の技術力の底上げ」を行い、局が培った技術力をベテラン職員から新人職員への技術継承体制を強化していくことが明記されている。



(出典：道路下水道局人材育成プラン)

また道路下水道局が主体となる取組(実施計画)として

- 時間の使い方改善
- 短時間での効果的育成
- 育成リーダーの養成

の三点が重点的取組事項として設定されている。

#### ⑤ 人材育成プランにおける目標について

人材育成プランには人材育成の方向性と、育成のための仕組みや取り組みが記載されているが、これらはいずれも定性的な計画であり、具体的な目標が記載されていなかった。まず下水道事業の育成プランとしては、下水道事業の運営のために必要な技術・知識・資格や、それらを有する職員数などの具体的な目標を定めることが望ましい。

次にそれらの目標に対し、現時点の下水道事業における状況を、年齢構成を考慮しな

から把握する必要がある。必要な技術・知識・資格を有している人材がいなければ人材確保の対策を、ベテラン職員が有しているのであればその継承のための対策を取らなければならない。

現在のプランのように、人材育成の方向性や、道路下水道局が主体となる取組を記載した人材育成プランは必要である。また人材育成は下水道事業単独で行うものではなく、市全体として実施するもので、特に道路下水道局としては道路や河川に関わる行政事務も行っているため、市全体としての人材育成プランと整合させながら実施しなければならない事情もある。

しかし下水道事業は地方公営企業法の財務規定を適用しており、使用料収入を財源とする地方公営企業である。下水道事業としては使用料を支払っている市民の負託に応え、下水道事業を運営するために必要な技術と知識をもった職員を確保する必要がある。

よって長期間にわたって下水道事業を運営していくために必要な技術・知識・資格と、それらを有する職員数を指標として示すとともに、そのためにはどのような研修や資格取得の支援を行うのか、技術や経験の継承のための取り組みを行うのかといった具体的なプランとすることが望ましい。市全体の人材育成プランに整合させつつも、下水道事業を運営していくためにどのような人材が必要なのか、より積極的に主張していくべきである。

#### 【意見 2-(6)-2】人材育成計画について

公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市下水道事業も同様の状況であるため、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げることが必要と考える。

#### (改善提案)

人材育成計画の実効性を高め、下水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げた計画に見直すことを検討されたい。

## (7)BCP

### ① BCPの概要

我が国が経験した多くの地震では、市民生活のための基本的インフラである下水道の被害も甚大であり、衛生面、生活面に多大な支障を与えてきた。警固断層がある市も地震とは無縁ではなく、平成 17 年には福岡県西方沖地震を経験している。また玄界灘や博多湾に面した福岡市では地震等による津波の被害も想定される。

被災地の迅速な復興のためにも下水道事業の「防災」は最重要課題ではあるが、さらに「減災」のための対策をとり、被害を最小化し、地震や津波の被害に対して下水道の機能維持を図るとともに、仮に下水道関連施設に被害があったとしても迅速に下水道の機能を回復させることが重要である。

そこで地震や津波の災害により下水道機能や業務レベルが低下した場合でも下水道の機能を継続し、また被災しても早期に復旧するため、関係する職員が行う非常時対応の手順を示すとともに、その円滑な実施のために平常時から取り組むべき内容を定めたBCPの策定が国土交通省より求められている。

道路下水道局では下水道事業のBCPとして、平成 27 年3月に「福岡市下水道業務継続計画」(地震・津波編) (以下「福岡市下水道BCP」という。)を策定している。なお福岡市全体としてのBCPである「福岡市業務継続計画」が策定され、ホームページ等で公表されているが、下水道事業についてもそこに含まれていることから福岡市下水道BCPは公表されていない。

そこで福岡市下水道BCPの概要を示すために目次を以下に掲載する。

#### (「福岡市下水道業務継続計画」(地震・津波編) 目次)

1	基本方針
2	下水道等の現況
2.1	防災体制
2.2	下水道施設の状況
2.3	被災時対応に係る協定・ルール等の状況
3	被害想定
3.1	想定地震
3.2	想定津波
3.3	職員の被害想定
4	非常時優先業務
4.1	発災時に優先する下水道の業務目標
4.2	非常時優先業務の選定
5	非常時対応計画
5.1	趣旨と目的
5.2	本庁編
5.3	管路編
5.4	施設編
5.5	想定津波の非常時対応計画
6	事前対策計画

6.1	趣旨と目的
6.2	事前対策計画
7	教育訓練計画
7.1	趣旨と目的
7.2	訓練計画
7.3	教育計画
8	維持改善計画
8.1	趣旨と目的
8.2	運用体制
8.3	見直しの実施と改訂
9	参考資料
9.1	用語解説

（「福岡市下水道業務継続計画」（地震・津波編）目次より掲載のため一部加工）

また基本方針は以下のとおりとなっている。

1	基本方針
福岡市下水道BCPは、以下の4つの基本方針に基づき行動する。また、「非常時対応計画」「事前対策計画」「教育訓練計画」「維持改善計画」の4つの計画で構成される。	
図1-1に、各計画の位置づけを示す。	
1 発災時の業務の継続・早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の安全確保を第一優先とする	
2 市民生活や経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復するために、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる	
3 非常時優先業務に段階的な目標を設定し、手順や対応期限を明確にするとともに、目標の実現のため、必要な人員や資材の確保体制を構築し、必要とする施設に適切に配分する	
4 大規模地震の発生に備え、平常時であっても業務継続力の向上のため、PDCA手法による計画の見直しや、訓練を実施する	

## ② 検討

国土交通省より、平成28年熊本地震を踏まえ改訂した「下水道BCP策定マニュアル2017年版(地震・津波編)」が公表されている。そこで当マニュアルを参考に福岡市下水道BCPの内容について検討し、質問を行った。また福岡市下水道BCPに記載されている「事前対策計画」と「教育訓練計画」については計画通りに実施されているかについて質問を行った。

## ③ 福岡県との連絡・連携体制

地震や津波の被害があった場合、被災した自治体のみでの対応が困難な場合がある。そこで福岡市下水道BCPの「2.3 被災時対応に係る協定・ルール等の状況」においても、他都市との相互支援について記載され、大都市間の連絡・連携体制に関するルールが定められている。

しかし、福岡県との連絡・連携体制については明記されていなかった。その点について福岡市下水道BCPの策定にあたり、流域下水道管理者である福岡県との間で被災時の対応について事前調整は行っているか、また当該事項について福岡県と交わした文書等はあるか質問したところ、被災時の対応について、関係機関における緊急連絡先は作成済みとのことであった。



市の下水道整備区域は西戸崎処理区、和白処理区、東部処理区、中部処理区、南部処理区、西部処理区、新西部処理区があり、そのうち南部処理区の終末処理場は福岡県管理の御笠川浄化センターであり、南部処理区は福岡県が実施する御笠川那珂川流域下水道の一部である。南部処理区の処理人口は 30 万人を超えており、市では西部処理区、中部処理区に次ぐ処理人口を抱えている。

よって他の処理区においても福岡県と協力して被災からの復旧、事業継続を図るべきであるが、特に南部処理区の御笠川那珂川流域下水道は福岡県が実施する事業であり、市の下水道事業にとって福岡県とどのように役割分担し協力して事業継続に当たるのかは重要な課題である。

御笠川那珂川流域下水道において、汚水処理を行う御笠川浄化センター及び幹線管渠は福岡県の管理であり、それらが被災した場合、施設の復旧は福岡県が主体となって実施するとしても迅速な復旧工事には道路等を管理する福岡市の協力が不可欠である。被災した市民への対応についても福岡市と福岡県は協力する必要がある。例えば福岡県が管理する浄化センターが被災した場合、被災状況等に関する市民への情報提供については福岡県の協力が必要になる。他にも事業継続を図るための対策において情報の共有、資材や人材の相互支援など、福岡県と協力して進めなければならない対策は多いと思われる。

なお、福岡市下水道事業の回答では、現在、御笠川那珂川流域下水道に関係する自治体(流域下水道の事業主体は福岡県、処理区域は福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市)の担当者間で被災時の対応についての勉強会を実施しており、対応における課題点抽出等を行い、関係自治体と協議を行っているとのことである。

**【意見 2-(7)-1】福岡市下水道BCPにおける流域下水道事業者との協力・連携体制について**

市の下水道整備区域は西戸崎処理区、和白処理区、東部処理区、中部処理区、南部処理区、西部処理区、新西部処理区があり、そのうち南部処理区の終末処理場は福岡県が所有する御笠川浄化センターであり、南部処理区は福岡県が実施する御笠川那珂川流域下水道事業の一部である。

しかし、福岡市下水道BCPでは、福岡県との連絡・連携体制について明記されておらず、南部処理区について福岡県とどのように協力して被災に対応し、事業継続のための対策がなされるのか不明であった。

平時においては事前計画や教育・訓練において、災害時には被害状況などの情報共有、人員や資材の相互支援など、下水道事業の事業継続にあたり福岡県との協力は不可欠であり、事前に被災時の対応について協議・調整を行い、福岡市下水道BCPにも平時と被災時における協力・連携体制について記載することが望ましい。

**(改善提案)**

御笠川那珂川流域下水道に関係する自治体間で被災時の対応について協議を行い、事業継続に係る点については取りまとめて福岡市下水道BCPに記載し、事前対策や震災時の対策に活かされたい。

#### ④ 事前対策計画と計画策定後の対応状況

福岡市下水道BCPには事前対策計画について記載されている。事前対策計画は、非常時の対応力の向上及び非常時の応急対応の負担の軽減に資する事項を選別し、今後の対応方針を計画として整理するものである。よって策定後は早期に対応しておくことが望ましい。

福岡市下水道BCPに掲載されている事前対策計画は下記の灰色部分、左から「事前対策」、「対策の検討内容」、「備考」までである。「備考」にはそれぞれの項目をいつまでに実施する予定かについて記載されているが、いつまでに対応する予定か不明であり、検討中となっているものもあることから、現時点における対応状況について質問した結果が以下のとおりである。質問した結果は一番右側の列、「対応状況」に記載している。

事前対策			対策の検討内容	備考	対応状況 (監査人が追記)	
分類	区分	項目				
震後対応に向けた対策 (ソフト対策)	拠点機能	代替拠点の確保	東部水処理センター管理棟の代替拠点の確保	H30 年度耐震化完了予定	H30 年度耐震化完了予定	
		津波警報発令時の対応	津波警報発令時の参集・待機等対応のルールづくり		完了	
		遠隔制御施設への対応	東部水処理センター管内施設の点検、巡回体制の構築		完了	
		機器類・棚等の転倒防止	機器類、棚等を壁、床、天井等に固定する		実施中	
	組織体制	体制・運用の効率化	指揮命令系統、連絡系統の見直し			完了
			下水道河川管理課の業務分掌の見直し			完了
			区との連携体制の構築・強化			災害発生箇所についてシステムで情報共有
	食料・飲料水等	職員の食料、飲料水等の確保	調達・保管体制の構築、実施			実施中
	安否確認	安否確認の効率化	マニュアル類、様式類の整備、充実	H27 参集メールシステム各自閲覧可能		完了
	情報	被害情報の収集・整理・伝達の効率化	マニュアル類、様式類の整備、充実	H27 「情報伝達フロー」作成		完了
			国・県、大都市、外部組織等との連絡体制の効率化	マニュアル類、様式類の整備、充実		完了
				訓練の計画立案及び実施		
	通報・苦情対応	通報・苦情対応の効率化	マニュアル類、様式類の整備、充実	H27 「情報伝達フロー」作成		完了
			水道局、交通局等同様に市民サービスを担当する部局のノウハウの収集	H27 水道局へ聴き取り調査		水道局への聴き取り調査完了
	広報	広報体制の充実	水道局との連携体制の構築	H27～検討中		完了
所有車両への拡声器取付			H27～検討中		H30 年度に拡声器購入予定	
バックアップ	下水道台帳の確保	紙媒体の保管（受援用を含む）			作成済	

事前対策			対策の検討内容		備考	対応状況 (監査人が追記)	
分類	区分	項目					
	受援体制	受入体制の充実	応援部隊の作業場所、機材の確保		H27～検討中（管路作業部会）	作業場所については、確保済 機材については、H29年度より段階的に確保	
		管路の緊急点検・調査、一次調査、二次調査の人員の確保	協定に関する事	・協定締結 ・内容検討 ・民間業者等のリストアップ	H27～検討中（管路作業部会）	民間団体との災害時支援協定の締結に向けて検討中	
		施設の二次調査の人員の確保	協定に関する事	・協定締結 ・内容検討 ・民間業者等のリストアップ		民間団体との災害時支援協定の締結に向けて検討中	
		災害査定対応（設計）のための人員の確保	協定に関する事	・協定締結 ・内容検討 ・民間業者等のリストアップ	H27～検討中（管路作業部会）	民間団体との災害時支援協定の締結に向けて検討中	
	応急対応 資機材	仮設ポンプ、仮設配電盤、可搬式発電機の確保、重機、仮設管材等の確保、設置	協定に関する事	・協定締結 ・内容検討 ・民間業者等のリストアップ		・民間団体との協定締結済 (福岡市全体として協定を締結)	
			調達に関する事	資機材の調達（購入、リース）	H27～検討中	H30より段階的に購入	
	震後対応に向けた対策（ソフト対策）	応急対応 資機材	仮設ポンプ、仮設配電盤、可搬式発電機の確保、重機、仮設管材等の確保、設置	備蓄に関する事	備蓄、運用方法の検討		検討中
				保管場所に関する事（備蓄倉庫）	保管場所の確保		確保済
設置・運転に関する事				設置・運転に関する訓練の計画立案及び実施	維持管理業者、協定業者も含めて行う	H30実施予定	
燃料の確保		協定に関する事	・協定締結 ・市の他部局との調整 ・内容検討 ・民間業者等のリストアップ	【協定先】 販売店 など	検討中		
			調達に関する事	調達（購入）	検討中		
		備蓄に関する事	備蓄量、運用方法の検討		自家発電機等の燃料タンクに備蓄済 さらなる増量について今後検討予定		
		保管場所に関する事（備蓄倉庫）	保管場所の確保		自家発電機等の燃料タンクに保管 増量した場合の保管場所について今後検討予定		
消毒剤の確保		協定に関する事	・協定締結 ・内容検討 ・民間業者等のリストアップ	【協定先】 販売店 など	検討中		
			調達に関する事	・調達（購入） ・他部局との融通		検討中	

事前対策			対策の検討内容	備考	対応状況 (監査人が追記)	
分類	区分	項目				
			備蓄に関する こと	備蓄量、運用方法の 検討		H30 検討完了予定
			保管場 所に関する こと(備蓄 倉庫)	保管場所の確保		H30 検討完了予定
		バキューム等の確 保	協定に関する こと	・協定締結 ・市の他部局との調 整 ・内容検討 ・民間業者等のリス トアップ	【協定先】 日本下水道管理 業協会(九州支 部)など	民間団体との災害時支 援協定の締結に向けて 検討中
			調達に関する こと	・資材の調達(リース) ・他部局との融通		民間団体との災害時支 援協定の締結に向けて 検討中
	震後に向 けた対応	緊急点検、調査の 効率化	溢水危険箇所の検討		【例】処理区ご とに検討	検討済
			点検・調査マップの作成		【例】処理区ご とに検討	作成済
			住宅地区の配備(受援用を含 む)			市内部用は配備済、受 援用はH30年度に購入 予定
		人員体制の充実	震後の行動マニュアル等の作成 (本庁編、管路編、施設編)			管路編の対応マニユ アルを作成その他は今後 検討予定
			震後の排水対応体制の構築・強 化			実施中
			津波後の排水対応、浸水対応体 制の構築・強化			検討中
雨水幹線、ポンプ 場、雨水吐等の活 用	・雨水幹線を、災害時における 汚水溢水対応のために活用でき る方法を検討する ・汚水溢水防止のため、雨水吐を 活用する			今後検討予定		
ハー ド対 策	地震対策	総合地震対策計画 の見直し	下水道BCPと整合を図る		見直し作業中	
		管路の耐震化	優先度の高い路線から耐震化を 実施	実施中	実施中	
		水処理センター及 びポンプ場の耐震 化	耐震対策の検討・実施		実施中	
			減災対策施設の配置計画及び整 備の検討		今後検討予定	
	津波対策	ポンプ場の耐津波 化	浸水対策の検討・実施(開口部 の閉塞・嵩上げ、防水扉の設 置、津波防護壁等)		検討中	
		マンホールの蓋対 策	浸水区域のマンホール蓋の飛散 防止措置の実施		実施中	
	避難者等 への対策	マンホールトイレ の検討	防災拠点、避難所等のマンホー ルトイレの検討		検討中	
	断水対策	設備用水	既存ポンプの無注水ポンプへの 切り換え		実施中	

(出典:「福岡市下水道業務継続計画」(対応状況欄は監査人が追記))

## 【意見 2-(7)-2】事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について

福岡市下水道BCPに計画されている「事前対策計画」は、非常時の対応力の向上及び非常時の応急対応の負担の軽減に資する事項を選別し、今後の対応方針を計画として整理するものである。よって計画策定後は早期に対応しておくべきである。

しかし、事前対策計画のうち以下の項目は今後検討予定となっていた。

- ① 雨水幹線、ポンプ場、雨水吐等の活用・・・雨水幹線を災害時における汚水溢水対応のために活用できる方法及び汚水溢水防止のため雨水吐を活用すること
- ② 減災対策施設の配置計画及び整備の検討

### (改善提案)

事前対策計画のうち今後検討予定の項目については、優先順位を考慮し、どのように計画を実行するのか検討されたい。特に、多額の支出が必要となるハード対策事業については、その要否や規模について慎重に検討し、具体的な計画を策定されたい。

## (8)水洗化対策と貸付金について

### ① 下水道処理区域内における水洗化

自治体が多額の費用をかけて管渠を布設し下水道を整備したとしても、各家庭のトイレが水洗化され、整備された下水道が使用されなければ下水道の目的を果たすことができず、整備された下水道を維持することが出来なくなる。

そこで下水道法では「下水道が使用できるようになると、汲み取り便所は3年以内に水洗便所への改造を、浄化槽は遅延なく下水道へ接続しなければならない。」と定められているが、トイレを水洗化し、下水道管渠に接続させるための費用は住民の経済的な負担となるため、下水道の処理区域内の住民がすべてトイレを水洗化し、下水道に接続しているわけではない。

下水道整備完了区域において下水道未接続家屋が多い場合には、事業計画どおりに使用料収入が入金されないため、未接続家屋を如何にして減らすかが下水道事業の重要な課題の一つである。この数値は「水洗化率」として表され、水洗化率が高ければ下水道整備完了区域において下水道に接続する家屋の割合が高く、低ければ下水道に接続している家屋の割合が低いことになる。低ければその割合を向上することで下水道の使用料収入を増やすことが出来るため、多くの自治体で下水道事業の課題として「水洗化率」の向上を掲げ、多くの対策を講じている。

### ② 市における人口普及率と水洗化率

人口普及率と水洗化率は以下の数式により算定される。人口普及率は自治体の行政人

口のうち、下水道の利用が可能な人口の割合をいう。水洗化率は下水道の利用が可能な人口のうち、実際に水洗便所を設置し、下水道を利用可能な状態にしている人口の割合をいう。

$$\text{人口普及率} = \frac{\text{下水道処理区域内人口}}{\text{行政人口}} \times 100$$

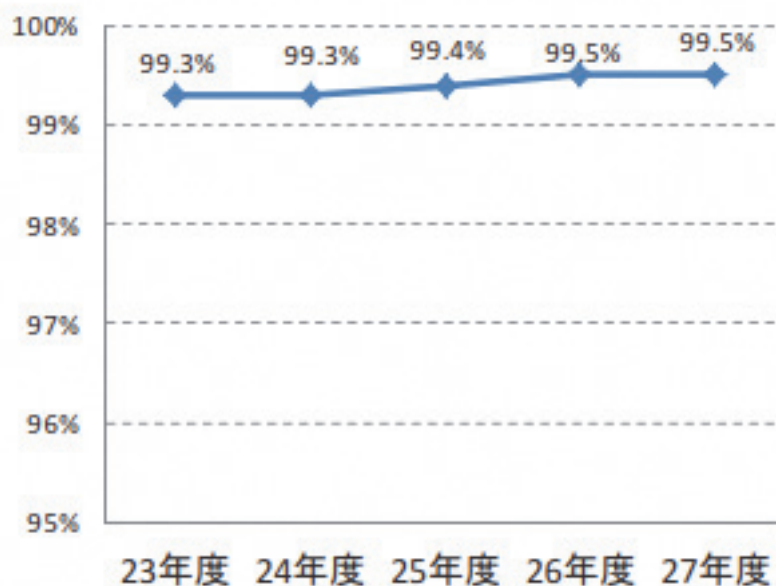
$$\text{水洗化率} = \frac{\text{水洗便所設置人口}}{\text{下水道処理区域内人口}} \times 100$$

市の公共下水道は昭和 37 年に供用が開始されているが、それ以来、福岡市では下水道の普及に努め、下水道を整備してきた。昭和 57 年に人口普及率が 50.7%と 5 割を超え、平成元年には 83.6%、平成 29 年度末には 99.6%となった。

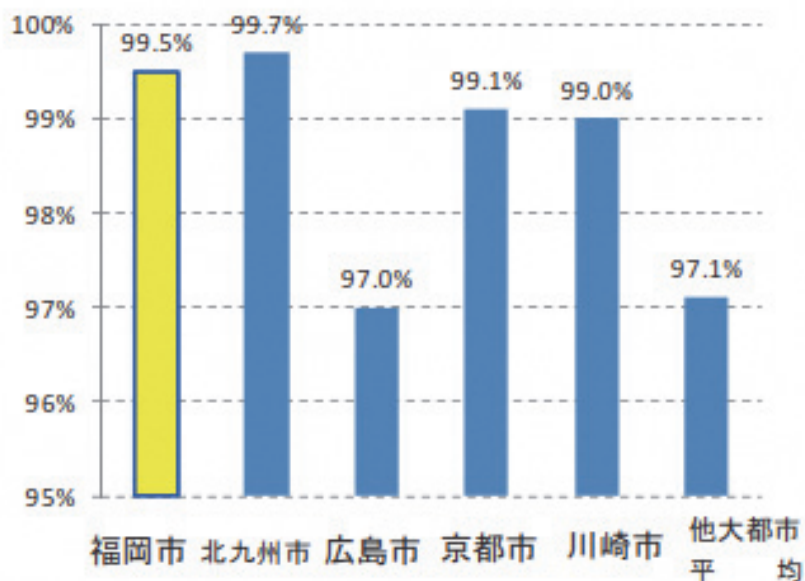
一方、水洗化率は水洗便所設置済人口の処理区域内人口に対する割合であり、昭和 53 年まで 90%を超えていたが、人口普及率が伸び始めると、水洗化率は母数となる下水道処理区域内人口が増加するため下落し、昭和 54 年からは 90%を割り込み 80%台後半の水洗化率が続いた。平成に入り、人口普及率が 90%を超えて伸びが緩やかになると再び水洗化率は 90%を超えて、平成 20 年からは 99%を超えている。

総務省が公表している平成 28 年度の地方公営企業年鑑によれば、市下水道事業の水洗化率は 99.6%であった。以下は福岡市下水道ビジョン 2026 に掲載されている水洗化率の推移と大都市の水洗化率を比較した表である。福岡市下水道事業の水洗化率が高いことが分かる。

### 水洗化率の推移



### H27年度大都市の水洗化率



(出典：福岡市下水道ビジョン 2026)

### ③ 福岡市の水洗化率向上に向けた対策

市下水道事業では、水洗化の普及促進のため、嘱託員を配置し、未水洗化世帯に対する訪問指導を行うとともに、上半期（7月・8月）、下半期（11月・12月）に強化月間（土曜日、日曜日訪問）を設け、職員と嘱託員とで訪問指導をするなど対策をとっている。

平成29年度の訪問指導件数は1,510件とのことであった（この件数には告知後3年未満の世帯も含まれている）。

水洗化普及促進のための訪問指導は以前より行われており、平成25年度から平成29年度までの訪問指導による水洗化世帯について質問したところ、以下のとおりであった。下記の世帯数は告知から3年未満で水洗化した世帯と、3年を超えて水洗化していなかったが訪問指導によって水洗化した世帯の合計である。近年は人口普及率と水洗化率の高止まりにより、世帯数が減少する傾向にある。

年度	世帯
平成25年度	395
平成26年度	273
平成27年度	417
平成28年度	283
平成29年度	229

水洗化普及促進業務による増収効果は、訪問指導等により水洗化した世帯に係る下水道使用料であるが、そのようなデータ集計は行われていなかったため不明である。

一方、水洗化普及促進業務に係る費用は集計されている。水洗化を推進するための改造命令や排水設備に係る監督処分には公権力の行使に該当する一般行政事務の側面と下水道事業に係る事務の側面とがあるため、2分の1が公費負担として認められており、一般会計からの繰入金を算定するために水洗化普及促進に要する経費を集計しているためである。

損益計算書の水洗化促進費には水洗化促進に係る直接的な費用が計上されているが、訪問指導は主に嘱託職員が行っており、その人件費は水洗化促進費に計上されているが、訪問指導には下水道事業の市職員も従事しており、市職員の人件費は水洗化促進費ではなく給与費に計上されている。一般会計からの繰入金の対象となる水洗化促進費は損益計算書の水洗化促進費だけではなく、訪問指導に従事した市職員の人件費も含めて算定している。

それぞれの平成 27 年度から平成 29 年度までの推移は以下のとおりである。なお一般会計からの繰入金の対象となる水洗化促進費は、水洗化促進費に対する一般会計からの繰入金に2を乗じて算定した。

年度	損益計算書の水洗化促進費（損益計算書の数値であるため消費税抜き）	一般会計からの繰入金の対象となる水洗化促進費（消費税込み）
平成 27 年度	61,182,019 円	109,154,588 円
平成 28 年度	57,926,639 円	106,926,824 円
平成 29 年度	56,578,883 円	105,307,808 円

#### ④ 水洗便所の改造資金貸付制度

##### (ア) 制度の概要

自治体が多額の費用をかけて管渠を布設し下水道を整備したとしても、各家庭のトイレの水洗化が進まなければ下水道の目的を果たすことができない。

下水道法では「下水道が使用できるようになると、汲み取り便所は3年以内に水洗便所への改造を、浄化槽は遅延なく下水道へ接続しなければならない。」と定められているが、トイレを水洗化し、管渠に接続させるための費用は住民の経済的な負担となる。

そこで、多くの自治体では、水洗便所の改造資金の貸し付けや助成の制度が設けられており、市においても水洗便所の改造資金貸付制度がある。貸付金は便所1箇所につき430,000円以内を、無利子で貸し付ける制度であり、以下の市民を対象としている。



- |  |
|--|
| 1. 家屋の所有者又は改造工事について家屋の所有者の承諾を受けた借家人<br>(ただし、福岡市指定の水洗便所に改造する人)<br>2. 原則として、福岡県内に在住する連帯保証人(配偶者、法人を除く。)を1名たてることのできる人<br>(ただし、貸付金が120万円以上及び借家人が改造工事をされる場合は2名。また、連帯保証人が県内にいない場合は、申立書の提出により県外の在住者でもよい。)<br>3. 当該年度の市県民税額が120万円未満の人<br>(ただし、便所3ヵ所以上を改造工事する場合は、市県民税額が240万円未満の人)<br>4. 本市の市税を滞納していない人 |
|--|

(市ホームページより)

(イ) 水洗化貸付金の残高管理について

水洗化貸付金の貸付残高は、貸借対照表に資産として計上される。貸借対照表の貸付金残高と水洗化貸付金の管理簿は一致すべきである。そこで平成29年度末の貸借対照表残高2,072,200円と水洗化貸付金の管理簿が一致しているか確認した。

水洗化貸付金の管理簿は当年度より表計算ソフトで作成されており、債務者別に償還予定日、償還予定額、償還済額、償還済みの金額については収入日が記載されており、平成30年4月以降の調定予定額(自治体において償還金額は調定されるので調定予定額が償還予定額となる)を集計すると水洗化貸付金の残高になる。

水洗化貸付金の債権管理簿によれば平成29年度末における調定予定額(償還予定額)は合計で4,627,650円であり、一括返済などの収入済み額150,500円を控除すると債権管理簿の残高は4,477,150円となる。

貸借対照表には同額が水洗化貸付金として計上されるべきであるが、貸借対照表に計上されていた金額は2,072,200円であり、債権管理簿と2,404,950円の差額があった。

貸借対照表の残高2,072,200円と債権管理簿4,627,650円のどちらがあるべき債権金額であるのか下水道事業で調査したところ、債権管理簿が正しいとのことであった。差額の発生原因についても下水道事業で調査したところ、1,956,500円については過年度における事務処理ミスであったことが判明した。

平成26年度の貸付金のうち、平成27年度以降の償還金1,956,500円について一括償還がされており、その際、事務手続として平成27年度当初の年度調定の際に当該金額について調定を行っている。調定を実施すると会計処理としては固定資産の貸付金から流動資産への未収金への振替が行われ、入金されると債権の消込が行われる。

しかし、一度一括償還に対応した調定処理を行っていたにもかかわらず、再度誤って調定を行った結果、固定資産の貸付金から流動資産への未収金への振替が重複して行われたとのことであった。

(誤った仕訳)

借方		貸方	
未収金	1,956,500円	貸付金	1,956,500円

※上記の仕訳を2回行えばよかったところ、誤って2回行っている。

その結果、1,956,500 円については固定資産の貸付金が過少に、流動資産の未収金が過大に計上されていることになる。

当該差異については損益にかかわるものではなく、過年度の損益を修正するものではない。資産間の勘定科目について振替修正を行うべきである。

また、水洗化貸付金は一般会計からの借入金を財源として貸付が行われている。よって水洗化貸付金と同額の短期貸付金が貸借対照表に計上されている。水洗化貸付金が新規に融資される際には一般会計からの借り入れが行われ、水洗化貸付金が返済されれば一般会計からの借入金が返済されることになる。

水洗化貸付金の貸借対照表残高が過小に計上されていたため、本来は返済する必要がなかった借入金について返済が行われている。貸付金残高を修正するにあたって、一般会計からの借入金について、関係部局と協議する必要がある。

上記をまとめると以下となる。

(貸借対照表の残高)

勘定科目	金額
①平成 29 年度末貸付金残高	2,072,200 円

(債権管理簿の残高)

項目	金額
②平成 29 年度末における償還予定額	4,627,650 円
③一括返済による収入済み額	150,500 円
④平成 29 年度末残高 (②－③)	4,477,150 円

(差額)

項目	金額
差額 (④－①)	2,404,950 円
原因が事務処理誤りと判明している額	1,956,500 円
不明額	448,450 円

**【指摘事項 2-(8)-1】水洗化貸付金の債権管理事務について**

水洗化貸付金の債権管理簿によれば平成 29 年度末における、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度の調定予定額(償還予定額)は 4,627,650 円であり、一括返済などの収入済み額 150,500 円を控除すると 4,477,150 円となる。

貸借対照表には同額が水洗化貸付金として計上されるべきであるが、貸借対照表に計上されていた金額は 2,072,200 円であった。

差額のうち、1,956,500 円については事務処理のミスから貸付金から未収金への振替処理を重複して行っていたもので、固定資産の貸付金が過少に、流動資産の未収金が過大に計上されていることになる。

残りの差額の 448,450 円については、現在差額の原因は明らかではなく調査を進めている状況である。

#### (是正の方向性)

差額の原因が判明している金額については未収金と貸付金の残高の修正仕訳が必要である。1,956,500 円について未収金が過大で貸付金が過少であるため、未収金から貸付金への同額の振替処理を行われたい。残りの原因が判明していない残高については調査を進められたい。

なお、このようなミスの原因は、今まで適切な債権管理簿を作成してこなかった管理面における不備にあると考える。債権管理簿による債権管理のみならず、決算時には貸借対照表の貸付金残高と債権管理簿の残高の一致を確認することで、このようなミスが発生しないような内部統制を構築されたい。

#### (ウ) 融資手続について

平成 29 年度における水洗化貸付金の融資は4件である。4件の融資について、福岡市水洗便所改造資金貸付規則に則って事務処理が行われているか検討した。

具体的には水洗便所改造資金借受申込書、水洗便所改造資金借用書、融資の伺い書等を入手し、その添付資料を閲覧し、以下の福岡市水洗便所改造資金貸付規則第 3 条の要件を満たしているかを検討した。

#### (貸付けを受けることができる者の資格)

第 3 条 資金の貸付けは、改造工事をしようとする者で、次に掲げる要件を備えている者に対して行う。ただし、市長が特に必要と認める場合は、第 5 号に掲げる要件については、この限りでない。

(1) 処理区域内の家屋の所有者又は改造工事について所有者の承諾を受けた家屋の使用者であること。

(2) 当該年度分の市民税額及び県民税額の合算額(当該年度分の市民税額及び県民税額の合算額が確定するまでの間は、前年度分の市民税額及び県民税額の合算額とする。)が 120 万円未満(便所 3 箇所以上を改造しようとする場合は、240 万円未満)であること。

(3) 貸付けを受けた資金の償還能力を有すること。

(4) 連帯保証人を 1 人(第 1 号に規定する使用者が改造工事を行う場合又は貸付金の額が 120 万円以上である場合は、2 人)立てることができること。

(5) 処理区域の公示があつた日から 3 年以内に改造工事をする事。

- (6) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項第4号の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者とする。
- (1) 一定の職業又は相当の資産を有していること。
  - (2) 市長が特に必要と認める場合を除き、福岡県内に居住していること。
  - (3) 資金を借り受けようとする者の配偶者でないこと。
  - (4) 資金を借り受けようとする者が法人の場合は、当該法人の代表者以外の者であること。

検討した結果、第3条第1項第5号にある「処理区域の公示があつた日から3年以内に改造工事をする事。」については、いずれの水洗化工事も処理区域の公示から3年を超過していた。

これについては第3条第1項の但し書きにあるように「ただし、市長が特に必要と認める場合は、第5号に掲げる要件については、この限りでない。」とされ、「ただし、市長が特に必要と認める場合」として以下のような事由がある場合には、水洗化の猶予を行うこととしている。

(市長が特に認める場合)

- ①公共工事その他の理由により近く移転され、又は除去されることが確実であるとき。
- ②水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。
- ③水洗便所へ改造することが地形的又は技術的に極めて困難であるとき。
- ④利害関係を有する者との間に、水洗便所に改造することについて訴訟等の紛争があるため、水洗便所への改造が困難であると認められる場合。
- ⑤その他水洗便所への改造を実施しないことについて相当の理由があると認められるとき。

上記の事由のうち、4件いずれについても「②水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」との判断が行われ、市長が特に認める場合に該当し、水洗化の猶予が行われた結果、処理区域の公示があつた日から3年を超えて改造工事が行われたにも関わらず融資の条件を満たすものとされていた。

この「②水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」との判断は上記の(市長が特に認める場合)が記載された書類にマーカーで塗りつぶされて融資伺い書の綴りに綴じこまれていた。しかし、資金を借り受けようとする者が「②水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」により3年以内に改造工事をする事が出来なかった事実を、どのようにして市職員が確認したのかを説明した書類はなかった。

【意見 2-(8)-1】「市長が特に認める場合」の確認について

平成 29 年度における水洗化貸付金の対象となった水洗化工事はいずれも処理区域の公示から3年を超過していた。しかし「市長が特に認める場合」には水洗化の猶予が行われ、3年を超過して行われた水洗化工事に対しても融資が行われることとなっている。

その「市長が特に認める場合」として「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」という事由をもって融資を行っているが、「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」との文言が記載された紙にマーカーで塗りつぶされているのみで、改造資金の調達が困難な事情についての具体的な記載はなく、どのようにして市職員が、当該事由を確認したのか記載した書類は綴じこまれていなかった。

当該事由の確認は重要な融資要件の一つであるが、マーカーで塗りつぶした書類を添付するだけでは融資伺い書として不十分である。借り受けようとする者が「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」によって3年間水洗化工事を行わなかった事情を、市の職員が確認することは困難であり、借り受けようとする者からの申告は不可欠である。

(改善提案)

改造資金の調達が困難な事情は資金を借り受けようとする者によって様々であり、その事情を市側で把握することは困難であるため「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」については借り受けようとする者がその旨を記載して市に提出すべきであり、本人からの提出書類を融資伺い書に添付することを検討されたい。

(エ) 水洗化貸付金の滞留について

水洗化貸付金についても滞留債権がある。水洗化貸付金が滞納すると、滞留債権の管理担当者が管理し、回収に努めることとなる。水洗化貸付金の滞留債権は、貸借対照表においても貸付金から未収金へ振替えられ、資産計上されている。

平成 29 年度末における滞納者は 16 名(うち1名は包括外部監査実施期間において完済している)、滞納金額は3,279,250 円であった。なお水洗化貸付金の時効は10年であり、10 年経過後に不納欠損処理が行われている。

水洗化貸付金の不納欠損処理(過去 10 年間)について質問したところ、以下の回答を得た。

(単位：円)

年度	債権残高	各年度の不納欠損処理額
平成 20 年度末債権残高	19,274,936	54,750
平成 21 年度末債権残高	17,057,511	390,000
平成 22 年度末債権残高	14,879,861	—
平成 23 年度末債権残高	13,745,318	92,625
平成 24 年度末債権残高	12,696,118	—
平成 25 年度末債権残高	9,138,798	2,549,320

年度	債権残高	各年度の不納欠損処理額
平成 26 年度末債権残高	5,836,550	2,620,823
平成 27 年度末債権残高	6,407,275	438,425
平成 28 年度末債権残高	6,258,420	—
平成 29 年度末債権残高	5,636,970	—

市下水道事業の未収金については、不納欠損処理による損失に備えて貸倒引当金を計上する会計方針となっている。そこで水洗化貸付金の滞納未収金に対しても不納欠損処理による損失に備えて貸倒引当金を計上しているかどうかヒアリングしたところ、計上していないとの回答であった。

**【指摘事項 2-(8)-2】水洗化貸付金の滞納未収金に対する貸倒引当金について**

水洗化貸付金においても滞納があり、不納欠損処理が行われている。時効に合わせて過去 10 年間の金額を集計したところ不納欠損処理の合計金額は 6,145,943 円である。

水洗化貸付金の滞納未収金に対しては、不納欠損処理による損失が発生しており、会計上は債権の不納欠損処理による損失に備えて、損失の発生可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる金額を貸倒引当金として計上すべきであるが計上されていなかった。

滞留債権は回収されずに不納欠損処理とされる可能性が高く、貸倒引当金を設定することなく全額を資産計上するのでは、資産性が乏しい債権も資産計上することとなる。

現在、下水道使用料にかかわる未収金に対しては貸倒引当金が設定されており、同様に水洗化貸付金の滞納未収金に対しても貸倒引当金を計上するべきである。

**(是正の方向性)**

市における下水道普及率は既に 90%を超えており、今後、水洗化貸付金が大幅に増加することはないと思われるが、現在は滞留債権 3,279,250 円がそのまま資産計上されており、貸倒引当金が計上されていないことは会計上不適切である。

過去 10 年間の滞留債権残高を把握し、各年度における不納欠損処理額の割合を算定し、10 年間の滞留債権残高に対する不納欠損処理額の加重平均割合を年度末における滞留債権残高に乗ずることで、貸倒引当金を算定する方法が考えられる。

## (9) 雨水対策の推進

### ① 雨水整備 Do プラン

下水道事業の主な業務は雨水処理と汚水処理である。雨水処理は公費により行われる事業で、大雨による浸水を防ぐための重要な事業である。

市では、平成 11 年 6 月 29 日の豪雨により、被害が重大かつ過去にも複数回浸水した地区を重点地区と位置付けた福岡市雨水整備緊急計画「雨水整備 Do プラン」により、10 年確率の降雨(59.1 mm/hr)に対応した雨水排水施設の整備を推進している。

「雨水整備 Do プラン」の進捗状況は以下のとおりである。



(出典：福岡市下水道ビジョン 2026)

また平成 15 年 7 月 19 日の豪雨により再び博多駅が浸水するという被害が発生したため、平成 16 年に博多駅周辺地区を対象に整備水準を 79.5 mm/hr に引き上げた「雨水整備レインボープラン博多」を策定し、平成 24 年度までに全ての主要施設を完成させ供用を開始している。

さらに地下空間利用が発達し、都市機能が集積している天神周辺地区においては、浸水が発生した場合に甚大な被害を受けることが想定されるため、「雨水整備レインボープラン天神」を策定し、「雨水整備レインボープラン博多」と同等の整備水準で整備をすることと

し、平成 21 年度から事業に着手している。

(雨水整備レインボープラン博多平面図)



(出典：福岡市下水道ビジョン 2026)

「雨水整備レインボープラン博多」は主要施設がすでに完成しており、博多駅北ポンプ場と山王雨水調整池について、現場視察を行った。

山王雨水調整池には 1 号雨水調整池と 2 号雨水調整池があり、1 号雨水調整池は普段は野球場として利用されており、貯留量は約 13,000 m<sup>3</sup>である。2 号雨水調整池は市民の憩いの場である山王公園グラウンドの地下に設置されており、貯留量は約 15,000 m<sup>3</sup>である。二つの調整池は連携して浸水被害を防ぐ仕組みとなっている。

山王雨水調整池は豪雨の際に使用される施設であり、使用されないことが望ましいが、現地でヒアリングしたところ、過去の豪雨の際に複数回使用されており、山王雨水調整池が浸水対策のための重要な施設として機能しているとのことであった。

## ② 福岡市雨水流出抑制指針

近年、計画規模を超えるような局地的な集中豪雨が全国的に頻発し、甚大な浸水被害



が発生している。

市においても想定を超えるような豪雨が発生する傾向が強まっていることから、平成 20 年度に福岡市所管の公共施設を対象とした「福岡市雨水流出抑制指針」を策定し、道路における浸透側溝(※1)や透水性舗装(※2)および公園・学校・市営住宅などにおける駐車場やグラウンドでの貯留・浸透施設の導入、さらに農業用途が消滅した、ため池の有効活用など、公共施設の新設・改良時等において雨水の貯留・浸透施設の導入を推進している。

※1浸透側溝・・・側溝の側面や底面に浸透性または有孔のコンクリート材料を用いたものとその周囲の充填材(碎石等)より構成される構造物でその側面や底面から雨水を地中に浸透させる施設をいう。  
 ※2透水性舗装・・・透水性アスファルト、透水性平板、透水性ブロックなどの空隙を有する透水性の材料でつくられたもので、本体及びその目地を通して雨水を地表面より地中に浸透させる施設をいう。

### ③ 雨水流出抑制施設助成制度

平成 22 年度から、水害防除に対する市民意識の向上・啓発を目的として、市内で雨水貯留タンクや雨水浸透施設を設置する市民に対し、助成金を交付する「雨水流出抑制施設助成制度」を設けている。雨水浸透施設には雨水浸透柵(※1)と雨水浸透管(※2)がある。

雨水貯留タンクと雨水浸透施設を設置する市民への助成金について、平成 25 年度から平成 29 年度までの予算、予定件数と、それに対する実績(執行額)、助成件数は以下のとおりである。

#### 雨水貯留タンク

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	1,875,000 円	1,875,000 円	1,577,000 円	1,200,000 円	900,000 円
予定件数	115 件	115 件	119 件	119 件	50 件
執行額 (助成実績金額)	1,125,000 円	718,000 円	785,000 円	505,000 円	725,000 円
助成件数	78 件	50 件	51 件	35 件	46 件

#### 雨水浸透施設 (雨水浸透柵、雨水浸透管)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予算額	800,000 円	400,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円
予定件数	40 件	40 件	10 件	10 件	10 件
執行額 (助成実績金額)	0 円	20,000 円	0 円	0 円	0 円
助成件数	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件

※1 雨水浸透柵・・・側面や底面に浸透孔などを有する柵とその周囲の充填材(砕石等)から構成される構造物で、その側面や底面から雨水を地中に浸透させる施設をいう。

※2 雨水浸透管・・・浸透管(有孔管、ポーラス管等)とその周囲の充填材(砕石等)から構成される構造物で、雨水を導き、その側面や底面から雨水を地中に浸透させる施設をいう。

雨水貯留タンクへの助成については、予算には達していないものの、助成件数は平成25年度より二桁に達しているが、雨水浸透施設への助成については平成26年度の1件のみであった。

そこで雨水浸透施設への助成については、制度開始より累計での助成件数をヒアリングしたところ、平成24年度に1件助成されたのみで、平成26年度1件と合わせて2件の助成に留まっていた。助成金額は2件で40千円であった。

#### 【意見 2-(9)-1】雨水流出抑制施設助成制度の見直しについて

水害防除に対する市民意識の向上・啓発を目的として、市内で雨水貯留タンクや雨水浸透施設を設置する市民に対し、助成金を交付する「雨水流出抑制施設助成制度」を設けている。

そのうち、雨水浸透施設への助成は制度開始以来2件のみで、助成額は40千円であった。

近年、短時間で局地的に多量の降雨がある、いわゆるゲリラ豪雨の被害が全国的に増加しており、この被害軽減にも雨水の貯留・浸透を推進することが不可欠であるが、雨水浸透施設への助成実績はわずか2件に留まっている。

雨水浸透施設への助成制度の実績は、雨水の浸透を推進するには不十分である。

#### (改善提案)

市としては、より一層、水害防除に対する市民意識の向上・啓発に努め、雨水流出抑制施設の重要性について市民の理解を得ることで雨水浸透施設の設置を推進されたい。また雨水浸透施設の設置を増やすために助成制度をどのように活用すべきか、助成制度の在り方を再検討されたい。

## (10) 再生水事業

### ① 市の再生水事業

市は市域内に一級河川がないなど地理的に水資源に恵まれておらず、昭和 53 年の異常少雨により 287 日間にも及ぶ給水制限を経験した。

市ではこの大渇水を契機に「福岡市節水型水利用等に関する措置要綱」を制定し、「節水型都市づくり」に取り組んできた。その一環として昭和 54 年に着手されたのが「下水処理水循環利用モデル事業」(現名称は「再生水利用下水道事業」)である。

これは、都市の中の安定した水資源である下水処理水をトイレの洗浄用水や樹木の散水用水として再利用するもので、全国に先駆けて市が取り組んできた事業である。

平成 15 年には、更なる「節水型都市づくり」を推進するため、雑用水道の設置義務等を定めた「福岡市節水推進条例」と、再生水の供給区域や料金等を定めた「福岡市再生水利用下水道事業に関する条例」を施行し、再生水の適正な利用の確保と事業の普及促進を図っている。

福岡市節水推進条例では、市内に延床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上(再生水の供給区域内では 3,000 m<sup>2</sup>以上)の建築物を新築・増築する場合はトイレに雑用水道を使用する必要がある旨が定められている。

#### (福岡市節水推進条例における対象建築物の定義)

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大型建築物 新築し、又は増築する場合における次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 建築物を新築する場合にあつては、当該建築物(専ら共同住宅、寄宿舎、倉庫又は駐車場の用途のいずれか一の用途に供されるものを除く。)の延べ面積が基準面積以上のもの

イ 建築物を増築する場合にあつては、当該建築物の増築される部分(当該部分が専ら共同住宅、寄宿舎、倉庫又は駐車場の用途のいずれか一の用途に供されるものを除く。)の床面積の合計が基準面積以上のもの

(2) 対象建築物 次に掲げる大型建築物の区分に応じ、それぞれに定める建築物又はその部分から、共同住宅、寄宿舎、倉庫、駐車場その他規則で定める用途に供される部分を除いた部分(以下「節水対象部分」という。)の床面積の合計が基準面積以上の大型建築物をいう。

ア 前号アに掲げる大型建築物 当該大型建築物

イ 前号イに掲げる大型建築物 当該大型建築物の増築される部分

(3) 基準面積 5,000 平方メートル(第 9 条第 1 項に規定する促進区域内にあつては、3,000 平方メートル)をいう

#### (福岡市節水推進条例における雑用水道の設置義務)

(雑用水道の設置義務)

第 8 条 対象建築物の建築主は、当該対象建築物の節水対象部分における水の供給のための設備のうち水洗便所の使用に伴う洗浄の用途に供される設備の部分(以下「特定設備」という。)については、雑用水道としなければならない。ただし、次条第 1 項の促進区域以外の区域にその敷地を有する対象建築物については、再生水が供給される場合を除き、広域循環型雑用水道を設置することができない。

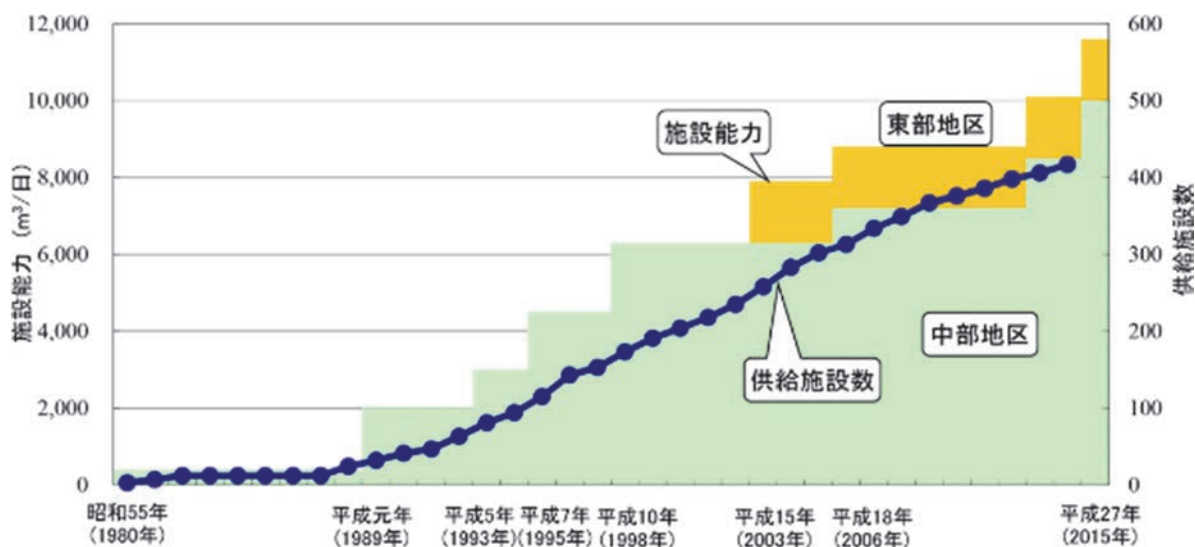
2 前項の規定により設置すべき雑用水道は、その設置すべき対象建築物において複数の方式が併用されたものとする事ができる。

## ② 市再生水事業の概要

(再生水利用下水道事業概要)

事業着手：昭和 54(1979)年度  
供給開始：昭和 55(1980)年度  
供給対象施設：延べ面積 3,000m<sup>2</sup> 以上の大型建築物など  
再生水用途：大型建築物等の水洗便所の洗浄用水、公園・街路等の樹木への散水用水

(再生水供給箇所数と施設能力の推移)



(出典：福岡市再生水パンフレットより)

供給施設数は、供給開始当初(昭和 55 年)は3箇所であったが、毎年増加を続けている。福岡市再生水パンフレットでは平成 27 年度までの図となっているが、平成 30 年3月末時点の供給施設数をヒアリングしたところ、443 箇所との回答であった。

再生水は汚水を処理することで生成されるが、そのための再生処理施設は中部水処理センターと東部水処理センターの2箇所に設置されている。中部水処理センターの再生処理施設からは天神・渡辺通り地区、博多駅周辺地区、シーサイドもち地区、都心ウォーターフロント地区、六本松地区に、東部水処理センターの再生処理施設からはアイランドシティ地区、香椎地区に再生水が供給されている。

それぞれの供給エリアと供給区域は以下のとおりである。再生水の供給は大型施設に限られることから、市においても大型施設が集中する地区が供給エリアとなっている。

(再生水の供給エリア)



(出典：福岡市再生水パンフレットより)

再生水を供給するには処理施設が必要である。市下水道事業では中部と東部の2箇所の処理施設を整備している。いずれも水処理センター内に併設されており、それぞれ中部水処理センター、東部水処理センターに併設されている。中部と東部の再生処理施設の概要は以下のとおりである。

(再生処理施設の概要)

	中部再生水処理施設	東部再生水処理施設																		
処理施設 外観																				
供用開始	昭和55(1980)年6月1日	平成15(2003)年7月7日																		
施設能力	現有能力	10,000m <sup>3</sup> /日	1,600m <sup>3</sup> /日																	
	計画能力	10,000m <sup>3</sup> /日	1,600m <sup>3</sup> /日																	
供給区域 (全体供給区域: 1,421ha)	<table border="0"> <tr><td>天神・渡辺通り地区</td><td>350ha</td></tr> <tr><td>シーサイドももち地区</td><td>138ha</td></tr> <tr><td>博多駅周辺地区</td><td>345ha</td></tr> <tr><td>都心ウォーターフロント地区</td><td>180ha</td></tr> <tr><td>六本松地区</td><td>7ha</td></tr> <tr><td>中部地区小計</td><td>1,020ha</td></tr> </table>	天神・渡辺通り地区	350ha	シーサイドももち地区	138ha	博多駅周辺地区	345ha	都心ウォーターフロント地区	180ha	六本松地区	7ha	中部地区小計	1,020ha	<table border="0"> <tr><td>香椎地区</td><td>77ha</td></tr> <tr><td>アイランドシティ地区</td><td>324ha</td></tr> <tr><td>東部地区小計</td><td>401ha</td></tr> </table>	香椎地区	77ha	アイランドシティ地区	324ha	東部地区小計	401ha
天神・渡辺通り地区	350ha																			
シーサイドももち地区	138ha																			
博多駅周辺地区	345ha																			
都心ウォーターフロント地区	180ha																			
六本松地区	7ha																			
中部地区小計	1,020ha																			
香椎地区	77ha																			
アイランドシティ地区	324ha																			
東部地区小計	401ha																			
処理方式	凝集沈でん→前繊維ろ過→オゾン反応→塩素消毒→仕上繊維ろ過	凝集沈でん → オゾン反応 → 生物膜ろ過 → 塩素消毒																		

(出典：福岡市再生水パンフレットより)

上記の福岡市再生水パンフレットでは供給区域が公表されていたが、供給区域では各再生処理施設の再生水供給能力に対して、実際の供給実績がどの程度かを把握することが出来ないため、平成29年度の再生水供給実績について質問した結果が以下のとおりである。

(平成29年度業務概要)

項目	【中部地区】	【東部地区】	合計
供給開始年度	昭和55年6月1日	平成15年7月7日	
認可能力(1日最大)	10,000 m <sup>3</sup>	1,600 m <sup>3</sup>	11,600 m <sup>3</sup>
施設能力(1日最大)	10,000 m <sup>3</sup>	1,600 m <sup>3</sup>	11,600 m <sup>3</sup>
供給実績(一日最大)	6,957 m <sup>3</sup>	403 m <sup>3</sup>	
供給実績(1日平均)	5,526 m <sup>3</sup>	196 m <sup>3</sup>	5,722 m <sup>3</sup>
供給施設数	406 箇所	37 箇所	443 箇所
供給区域 平成30年3月31日	天神・渡辺通り地区 350 ha	香椎地区 77 ha	
	シーサイドももち地区 138 ha	アイランドシティ地区 360 ha	
	博多駅周辺地区 345 ha		
	都心ウォーターフロント地区 180 ha		
	六本松地区 7 ha		

項目	【中部地区】	【東部地区】	合計
	1,020 ha	437 ha	1,457 ha
供給対象施設	延べ床面積 3,000㎡以上の大型建築物等		
再生水の用途	大型ビル等の水洗便所の洗浄用水、公園・街路等の樹木への散水用水		

再生水利用下水道事業では中部地区と東部地区に再生処理施設が設置されており、それぞれ一日あたりの再生水の供給能力は中部 10,000 m<sup>3</sup>と東部 1,600 m<sup>3</sup>の合計 11,600 m<sup>3</sup>に対し、平成 29 年度における一日あたりの平均供給実績は中部 5,526 m<sup>3</sup>と東部 196 m<sup>3</sup>の合計 5,722 m<sup>3</sup>であった。また、平均供給実績のみでは施設の供給能力の多寡は判断できないので一日あたりの最大供給水量についても質問したところ、中部 6,957 m<sup>3</sup>と東部 403 m<sup>3</sup>であった。

特に東部地区の再生処理施設では、雑用水道の設置義務がある大型施設を含む都市開発が当初計画より遅れていることで、供給能力に対して大幅に供給実績が伸び悩んでいる。

供給実績で判断するならば、現状の再生水設備能力は現時点では過大であると判断せざるを得ない。今後、さらなる供給実績の増加が必要である。

供給実績に対する適切な設備投資水準の判断は困難な経営判断ではあるが、再生処理施設は中部では昭和 55 年、東部でも平成 15 年度と供給開始年度からかなりの年数が経過しており、新規事業ではないことから事業実績の推移より適切な設備投資水準はある程度判断できたと思われる。しかしながら、市下水道事業においては最大供給水量を考慮しながら設備投資を行い、供給能力の増強を実施してきたとのことであった。

### ③ 今後の再生水利用拡大に向けて

再生水利用下水道事業は、節水のためには非常に重要な事業であり、今後の供給実績を増加させるために努力すべきであるが、再生水を利用する施設の規模は、条例に定められているとおり、延床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の住宅を除く新築又は増築する大型施設に限定されており、大型施設の建設が増えない限り短期間で供給実績を増やすことは困難である。

また延床面積の基準を下げ、再生水を利用しなければならない対象施設を増やすことで供給実績を増やすことは出来ないかヒアリングを実施したが、延床面積 3,000 m<sup>2</sup>という基準は、再生水導入のための建設コスト(水道との二重配管となる)や維持管理コストを水道と再生水との料金差で回収できることを考慮し、利用料金を踏まえて設定しているとのことであり、再生水を利用しなければならない施設の延床面積を引き下げると、対象施設にとっては再生水を利用可能とするための費用負担が発生するとのことで、義務としての基準を引き下げることによって経済面での悪影響を与える可能性があるとのことであった。

なお、市の再生水の用途としては、トイレの洗浄用水と樹木への散水用水があるが、その他にも福岡市再生水利用下水道事業に関する条例施行規則により工事用水としての利用を定めており、新設の地下鉄駅や大型の商業施設等の建設工事にて使用している。

#### 【意見 2-(10)-1】再生水供給区域における供給実績の伸び悩みについて

再生水利用下水道事業では中部地区と東部地区に再生処理施設が設置されており、それぞれ再生水の供給能力は 10,000 m<sup>3</sup>と 1,600 m<sup>3</sup>であるのに対して、平成 29 年度における最大供給水量は、6,957 m<sup>3</sup>と 403 m<sup>3</sup>であり、供給能力に対して供給実績が伸び悩んでいる。

特に東部地区の再生処理施設では、雑用水道の設置義務がある大型施設を含む都市開発が当初計画より遅れていることで、供給実績が伸び悩んでおり、施設の供給能力が過大となっている状況である。

#### (改善提案)

市の再生水利用は供給箇所数、供給区域ともに全国最大の事業であり、節水のために非常に重要な事業であるため、さらなる供給実績の増加に努めるべきである。現条例では義務付けられていない規模の大型施設にも、環境対策や節水型都市づくりへの協力を求める等、再生水の供給対象施設の増加に努められたい。

#### ④ 再生水事業のセグメント情報への開示について

再生水を民間が利用する場合には、以下の料金を徴収することとなっている。料金の額は、次の表により算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)である。

	利用水量(1 か月につき)	料金
第 1 段	100 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	150 円
第 2 段	100 立方メートルを超え 300 立方メートルまでの部分 1 立方メートルにつき	300 円
第 3 段	300 立方メートルを超える部分 1 立方メートルにつき	350 円
備考	利用水量に 1 立方メートル未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。	

再生水利用下水道事業は節水型都市づくりの一環として政策的に行われるものであるが、地方公営企業の事業である限り、その事業は独立採算で実施されるべきであるため、再生水事業の損益について調査したところ、以下のとおりであった。平成 29 年度の利益率は 25%程度であり、他の年度においても黒字が続いているとのことであった。再生水事業には施設が必要であり、そのために企業債を発行している。利益と減価償却費による内部留保資金は企業債の償還に充当している。

これらの情報は公表される財務諸表では把握は困難である。公営企業が複数の事業を行う場合、セグメント情報で開示されるが、福岡市下水道事業においては太陽光発電事業のみが開示されており、再生水事業については開示されていない。

セグメント情報は各事業の営業収益、営業費用、営業損益、経常損益、資産、負債を開示することとなっており、さらにその他の事項として、他会計からの繰入金、減価償却費、支



払利息、固定資産の増加なども開示される。

セグメント情報として開示するかどうかは公営企業が判断するところであり、福岡市下水道事業としては再生水事業を付帯事業として整理していないため、開示はしていないとのことであった。

(再生水事業の損益)

(単位：千円)

区分		28年度	29年度		
		決算	予算	決算	
収入	再生水料金①	559,849	573,914	586,880	
	その他の収入 ②	159,502	118,512	154,734	
	合計③	719,351	692,426	741,614	
支出	維持管理費	人件費	30,728	32,792	30,534
		物件費	141,752	158,070	145,090
		計	172,480	190,862	175,624
	資本費	支払利息	77,364	72,413	73,274
		減価償却費	310,988	309,320	305,683
		資産減耗費			
		計	388,352	381,733	378,957
	合計④	560,832	572,595	554,581	
	有収水量 (m3) ⑤		1,945,267	1,995,000	2,026,690
	差引過不足額	単年度	158,519	119,831	187,033
使用料単価 (円/m3) ① /⑤		288	288	290	
処理原価 (円/m3) (④- ②)/⑤		206	228	197	
充足率 (%) ①/(④-②)		139%	126%	147%	
供給箇所 数		435	442	443	

**【意見 2-(10)-2】再生水利用下水道事業のセグメント情報開示について**

再生水利用下水道事業は、処理された汚水及び雨水を再利用する事業であり、節水型都市づくり政策の一環として行われている。

再生水利用下水道事業は、公共下水道とは別体系で料金を徴収しており、独立採算を原則とする地方公営企業の事業である。よって、セグメント情報として事業の損益や資産、負債の状況などを財務諸表で開示することが望ましいが、セグメント情報としては太陽光発電事業が開示されているのみで再生水事業は開示されていなかった。

再生水利用下水道事業は節水型都市づくりのために重要な施策であり、今後も更なる事業拡大が計画されているので再生水事業の経営成績、財政状態を財務諸表において市民に公表することは有意義である。

再生水事業は、下水道事業とは別体系の料金を徴収しており、適切な料金設定のためにも損益計算を行い、公表することが望ましい。また再生水事業のために多額の設備が整備されており、その財源として多額の企業債も発行されていることから資産や負債の情報についても開示することは有意義である。よって、再生水事業をセグメント情報として開示することが望ましい。

**(改善提案)**

再生水事業の情報を、財務諸表のセグメント情報において開示することを検討されたい。

## (11) 耐震事業

### ① 下水道施設の地震対策

我が国は世界有数の地震国といわれており、最近では平成 7 年の「兵庫県南部地震」、平成 16 年の「新潟県中越地震」、平成 23 年の「東日本大震災」、また平成 28 年には「熊本地震」により、都市の根本的な機能が喪失する甚大な被害を受け、ライフラインの一つである下水道施設についても甚大な被害が発生した。

市でも平成 17 年に警固断層帯北西部を震源とする「福岡県西方沖地震」が発生し、市内の公共施設に多大な被害が生じたが、下水道施設においても臨海部を中心に管渠等の破損や水処理センター及びポンプ場内の道路の沈下、沈殿池の漏水、配管類の破損等の被害を受けた。

文部科学省の調査では、今後 30 年以内に警固断層帯南東部を震源とする地震が発生する確率は 0.3%～6%と、日本の主な活断層の中では高いグループに属すると推定されている。

地震により下水道施設が被災し、長時間下水道が使用できなくなれば、市民生活や社会経済活動に大きな影響を与え、被災からの復旧の遅れや深刻な衛生的問題が発生する可能性がある。

そこで下水道についても耐震基準が設定されているが、現在の下水道に関する耐震基準は平成 7 年の「兵庫県南部地震」の被害を踏まえて平成 9 年に施行されたもので、それ以前に施行された下水道施設は耐震化が十分に進んでいないという問題がある。

そのために国土交通省は、都市など下水道の地震対策をする必要がより高い地域について「下水道総合地震対策計画」を策定し、下水道の地震対策を行うことが推進されている。

### ② 市における地震対策の推進

市では平成 7 年の「兵庫県南部地震」の被害状況を踏まえて、「福岡市公共施設地震対策技術連絡協議会」を設置し、公共施設を対象として耐震診断や耐震改修に取り組んできた。

市でも平成 17 年に警固断層帯北西部を震源とする「福岡県西方沖地震」が発生し、市内の公共施設に多大な被害が生じたが、下水道施設においても臨海部を中心に管渠等の破損や水処理センター及びポンプ場内の道路の沈下、沈殿池の漏水、配管類の破損等の被害が発生した。このことから「福岡市公共施設の耐震対策計画」が見直され、耐震対策の早期実現が図られている。

下水道事業においても(公社)日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づいて、所定の耐震性能が確保できるように対策を進めているところであり、具体的な目標は「福岡市下水道ビジョン 2026」に記載されている。

下水道施設の耐震事業の進捗状況は、災害発生時の下水道事業の継続、被災からの復旧に影響するため、進捗状況について「福岡市下水道ビジョン 2026」とその実施計画で

ある「福岡市下水道経営計画 2020」を中心に質問等を実施した。

耐震事業を行うべき下水道施設は大きく分けて、管渠、水処理センター、ポンプ場であり、それぞれ目標と進捗状況は以下のとおりである。

### ③ 管渠の耐震化進捗状況

「福岡市下水道ビジョン 2026」の策定前には「福岡市下水道ビジョン 2018」が策定されていた。耐震事業は短期間で実施できるものではないため、「福岡市下水道ビジョン 2018」から進捗状況を把握した。

(「福岡市下水道ビジョン 2018」より)

事業名	平成 20 年度末見込	平成 28 年度末見込	平成 30 年度末目標値
下水道管路の耐震対策	— / 852 k m	52 / 852 k m	61 / 852 k m

(「福岡市下水道ビジョン 2026」より)

事業名	平成 28 年度末見込	平成 32 年度末見込	平成 38 年度末目標値
下水道管渠の耐震化	52 / 121 k m	69 / 121 k m	121 / 121 k m

「福岡市下水道ビジョン 2018」における耐震対策は計画通り進捗しており、平成 30 年度目標についてもヒアリングの結果、達成見込みとのことであった。

「福岡市下水道ビジョン 2026」では、平成 38 年度末には耐震化が必要とされる管渠の延長 121km すべてについて耐震化が完了することとなっている。ただし耐震化が必要な延長が「福岡市下水道ビジョン 2018」では 852km であったものが「福岡市下水道ビジョン 2026」では 121km に縮小されている。

この 852km は市内の管渠総延長約 7,000km のうち、「緊急輸送路下の管路や処理場ポンプ場へ直結する管路など」の条件で絞り込んだ延長であり、「福岡市下水道ビジョン 2026」ではさらに絞り込みを行い、「緊急輸送路下における大口径かつ汚水の輸送機能(汚水・合流)を持つ重要な幹線管渠をはじめとして、下水道施設の根幹となる施設である処理場やポンプ場へ直結する幹線管渠等を絞り込んだ延長」とのことであった。

この絞り込みは(公社)日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」に記載されている優先度の高い施設を参考として行われている。

「下水道施設の耐震対策指針と解説」に定義される優先度の高い施設（一部抜粋）

優先度の高い施設	考え方
緊急輸送路下の管路	主要な道路に埋設されているため、被災によって道路の陥没やマンホールの突出が発生した場合、救命や支援活動を行う緊急車両等の通行に支障をきたす可能性があります。
ポンプ場及び処理場に直結する管路	下水道の処理機能や排水機能の根幹となる施設への流入を行う管路であるため、被災した場合、市民生活に甚大な影響を及ぼすと考えられます。
河川・軌道下の管路	河川や鉄道の線路（軌道）の下に埋設された管路が被災した場合は、復旧が極めて困難であると考えられます。

（出典：公社）日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」

耐震化が必要な管渠延長を 852km から 121km に絞り込んでいるが、これは優先度により絞り込みを行ったもので、残りの管渠について耐震対策をしなくてもよいということではない。絞り込みの対象から外れた管渠についても耐震化の要否は引き続き検討すべきであるとする。

#### ④ 水処理センターの進捗状況

水処理センターの耐震化の進捗状況は以下のとおりである。

（「福岡市下水道ビジョン 2018」より）

事業名	平成 20 年度末見込	平成 28 年度末見込	平成 30 年度末目標値
水処理センターの耐震対策（建築）	— / 5 施設	4 / 5 施設	5 / 5 施設
水処理センターの耐震対策（土木）	2 / 5 施設	5 / 5 施設	5 / 5 施設

（「福岡市下水道ビジョン 2026」より）

事業名	平成 28 年度末見込	平成 32 年度末見込	平成 38 年度末目標値
水処理センターの耐震化（建築）	4 / 5 施設	5 / 5 施設	5 / 5 施設

水処理センターについては平成 30 年度には耐震対策が終了する見込みとのことであった。

#### ⑤ ポンプ場の進捗状況

ポンプ場の耐震化の進捗状況は以下のとおりである。

（「福岡市下水道ビジョン 2018」より）

事業名	平成 20 年度末見込	平成 28 年度末見込	平成 30 年度末目標値
ポンプ場の耐震対策（建築）	20 / 25 施設	25 / 25 施設	25 / 25 施設
ポンプ場の耐震対策（土木）	17 / 44 施設	34 / 44 施設	37 / 44 施設

（「福岡市下水道ビジョン 2026」より）

事業名	平成 28 年度末見込	平成 32 年度末見込	平成 38 年度末目標値
ポンプ場の耐震化（土木）	18 / 23 施設	23 / 23 施設	23 / 23 施設

ポンプ場についても建築工事での対策は完了し、土木工事についても平成32年度ではすべて完了する見込みとなっているが耐震化が必要な施設数が「福岡市下水道ビジョン2018」では44施設であったものが福岡市下水道ビジョン2026では23施設に減少している。

これは、「福岡市下水道ビジョン2018」の44施設のうち、耐震診断の結果、耐震性能を既に確保できているポンプ場が16施設あり、それを除外して28施設、さらに新たに用地を確保して建て替えを行う必要があり、早期に現有敷地内での耐震化を進めることが困難である5施設を除外して23施設としたとのことであった。

よって除外されている5施設については早期に新たな用地を確保して建て替えを行うように検討すべきであり、その検討に膨大な時間を要する場合には、近年の技術革新等を踏まえ、現有敷地内での耐震化手法等を検討していくべきである。

**【現有敷地内での耐震化対策が困難なポンプ場（平成29年6月時点）】**

ポンプ場	供用開始年度
浜の町ポンプ場	昭和41年度
向島（A系）ポンプ場	昭和41年度
城浜ポンプ場	昭和59年度
沖浜ポンプ場	昭和59年度
西戸崎ポンプ場	昭和36年度

**【意見2-(11)-1】耐震対策の進捗状況について**

管渠については平成38年度末までに耐震化が必要な管渠延長121kmすべての耐震化が完了する計画となっているが、121kmは施設の重要度や老朽度を踏まえて優先順位を決定した結果であり、避難地・防災拠点からの排水を受ける管路、ポンプ場・処理場に直結する幹線管路、河川・軌道を占用する管路である「重要な幹線等」は852kmあることから、福岡市下水道ビジョン2026の目標値よりも耐震化を進めることについて検討されたい。

またポンプ場についても平成38年度までに耐震化が完了する23施設のほか、耐震化工事自体が場所等の要件により困難なポンプ場が5施設ある。これらも「福岡市下水道ビジョン2026」には含まれていないが、管渠を耐震化してもポンプ場が使えなければ被災からの復旧は困難となるので、早期の耐震化もしくは対応策を検討されたい。

**（改善提案）**

「福岡市下水道ビジョン2026」では耐震化目標をすべて達成できるプランとなっているが、耐震化目標以外にも耐震化すべき施設がある。

今回のビジョンで実施するのみではなく、今回の「福岡市下水道ビジョン2026」でも経営の両立の検討を加えながら耐震工事追加の可否を検討されたい。特にポンプ場については老朽化が進んでいるものもあることから早急に対策を講じられたい。

### 3 河川事業

#### (1) 決算・予算執行

市は、大雨による河川の氾濫を防止して浸水被害の軽減を図り、老朽化した護岸など緊急性の高い河川施設の改良や計画的な維持管理を行うため、以下の予算を執行している。

##### ■河川水路改良費の予算執行の推移

(単位:円)

年度	予算額	支出済額	繰越額	執行率
平成 29 年度	3,566,188,000	2,728,107,273	800,527,000	76.5%
平成 28 年度	3,926,252,000	2,318,712,597	1,597,131,000	59.1%
平成 27 年度	2,785,045,000	2,052,366,270	720,717,000	73.7%
平成 26 年度	3,448,358,000	2,586,822,657	843,674,000	75.0%

(各年度決算書より監査人が集計)

河川水路改良費の執行率は例年 70%程度と、繰越額が発生する割合が高い。河川工事を行うには流水の一部を締め切ることが必要になるため、一時的に流下能力が低下する。そのため、原則として梅雨、及び台風等の影響で降水量が多い6月から9月の間、河川工事が実施できない。

工事開始が10月となり余裕ある工期設定が難しく、地元調整が難航した場合等には、繰越が発生することになる。

##### 平成 29 年度 繰越額の内訳

区分	繰越額 (千円)		主な箇所等
	公共事業	単独事業	
治水対策事業	※ 680,925	89,890	770,815
局地的豪雨対策緊急事業	-	18,200	18,200
環境整備事業	3,720	-	3,720
河川施設のアセットマネジメント	-	7,792	7,792
合計	684,645	115,882	880,527

##### ※ 内訳

河川名	河川等級	着手年度	完了予定	全体延長
周船寺川	2級河川 (都市基盤)	平成 13 年度	平成 40 年度	4,580m
水崎川	2級河川 (都市基盤)	平成 10 年度	平成 33 年度	3,810m
金屑川	2級河川 (都市基盤)	昭和 46 年度	平成 49 年度	12,185m
片江川	準用河川	平成 7 年度	平成 30 年度	1,090m
香椎川	準用河川	平成 26 年度	平成 32 年度	720m

## (2)契約事務

契約については工事請負契約と委託契約がある。それぞれ明細を入手し、1億円以上の契約は全件、それ以下の契約については任意に抽出し、監査対象とした。任意の抽出についても、特命随意契約もしくは随意契約で締結している契約を中心に抽出を行った。

抽出した契約件数は以下のとおりである。

### ■工事請負契約

(単位：円)

契約方法	全体		監査抽出対象	
	件数	契約金額	件数	契約金額
一般競争入札	17	639,714,188	10	509,842,796
指名競争入札	24	290,430,960	11	208,493,880
随意契約	13	21,226,860	9	16,109,280
随意契約（特命）	12	23,868,388	5	13,176,000
総合評価落札方式	5	843,069,768	5	843,069,768
単価契約	18	18,333,780	-	-
単価契約（特命）	43	60,240,491	-	-
総計	132	1,896,884,435	40	1,590,691,724
		実施割合	30%	84%

### ■委託契約

(単位：円)

契約方法	全体		監査抽出対象	
	件数	契約金額	件数	契約金額
指名競争入札	21	115,350,480	-	-
随意契約	7	17,462,520	4	12,356,280
随意契約（特命）	40	11,668,200	40	13,176,000
総計	68	144,481,200	44	25,532,280
		実施割合	65%	18%

市では、登録業種にない業種の契約を締結するときには随意契約によることを認めているが、予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、競争入札により契約の相手方を決定することとなっている。

そのため、通例通りに随意契約で締結する場合であっても、その業者の選定には恣意性が介入すべきではなく、選定がなるべく公平となるように予め「選定理由」を定めておき、その「選定理由」に基づいて業者を選定することについて組織内で承認手続が行われるべきである。



そこで予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約について、随意契約が行われている場合には、その業者選定の理由が合理的であるか、組織内で業者の選定が承認されているか検討した。

抽出した随意契約のうち工事請負契約(9件)の予定価格はすべて250万円未満であり、すべての随意契約業者選定について2者以上から見積書を徴収し、最も低い見積金額を提示した業者と契約をしていた。

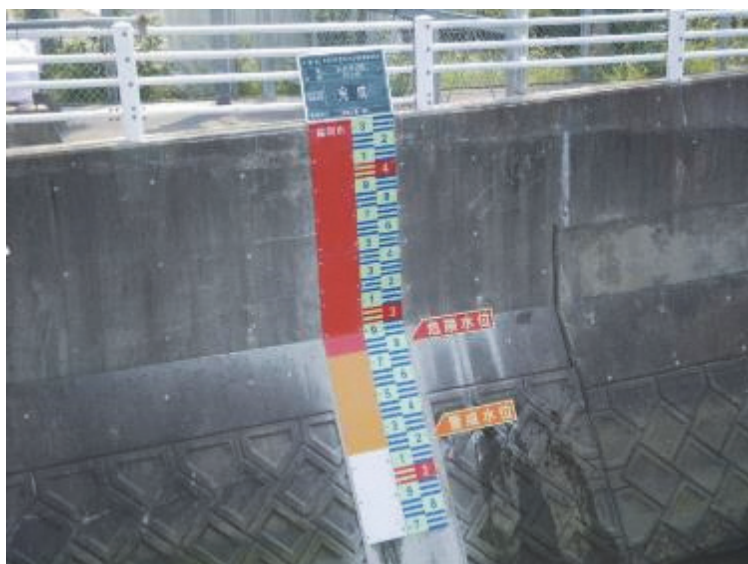
抽出した随意契約のうち委託契約(4件)は以下のとおり。

契約件名	委託内容	履行期間	委託料(円)
若久川改修事業計画策定業務委託	改修事業 計画策定	自:H29.11.3	4,110,480
		至:H30.6.29	
平成29年度都市基盤周船寺川環境影響評価事後調査業務委託	環境調査	自:H29.5.26	4,148,200
		至:H29.3.30	
一般国道202号周船寺橋架替事業(周船寺3丁目)分筆業務委託	支障物件調査	自:H30.1.24	1,170,720
		至:H30.3.15	
準用河川一本松川(廃川敷等)境界復元用地測量等業務委託	境界確定測量	自:H29.12.1	2,927,880
		至:H30.3.29	

### (3)財産管理

#### ① 河川水位標の管理

河川水位標とは、水位を示す目盛板やはん濫危険水位等を示す標示板などからなり、洪水時の水防および避難活動における判断の目安となるように、河川護岸や橋脚に設置している。



市は、平成14年度から河川水位標の設置を開始し、平成29年6月末現在、市内を流れる30河川66箇所に設置している。また、市は、国土交通省、又は福岡県による、水位周知河川

等の水防基準水位の見直しに基づき、設置箇所及び水位標の更新を随時実施している。

河川巡視に合わせ目視による現況確認を行い、破損等の有無を把握している。

河川水位標台帳を作成し、設置河川、仕様/機能、設置位置、設置年度等を網羅的に把握している。

#### ■河川水位標の状況

区	設置数
東	13
博多	8
中央	5
南	8
城南	8
早良	13
西	11
合計	66

(監査人が河川水位標台帳に基づき作成)

#### ② 水防倉庫及び水防資材の管理

市は過去の河川からの溢水による道路冠水や住宅の浸水被害を考慮して、周辺住民や関係機関との協議を行い、有事に浸水防止活動にあたる人が土嚢やブルーシート等の水防資材を利用できるよう、水防倉庫を配置して水防資材の備蓄を行っている。



(監査人撮影 竹下水防倉庫－博多区)

水防資材の管理について、市は水防倉庫が配置されている地域の住民と管理委託契約(特命随意契約)を締結しており、受託者から年2回(9月30日及び3月31日)水防資材在庫高及

び使用報告を受けている。

あわせて受託者から水防倉庫及びその周辺環境についての報告を受けており、市は必要な修繕もしくは環境改善を行っている。

区	倉庫名	提出状況			気付事項
		様式1	様式2	様式3	
東	松田	無	有	有	様式2で入出庫が報告されているにもかかわらず、様式1が提出されていない
東	蒲田	有	有	有	
東	勝馬		有	有	
東	志賀島	無	有	有	様式2及び様式3で入出庫が報告されているにもかかわらず、様式1が提出されていない
東	土井		有	有	
東	宮松		有	有	
東	弘		有	有	
南	東若久	有	有	有	様式2の報告日から、報告書が2か月経過
南	桧原	有	有	有	様式1の報告日付よりも、様式2の使用年月日のほうが後日となっている。
南	上日佐		有	有	
南	三宅		有	有	
西	金武		有	有	
西	拾六町		有	有	
西	周船寺		有	有	
西	元岡	無	有	有	様式2で入出庫が報告されているにもかかわらず、様式1が提出されていない
西	小田	有	有	有	
西	宮浦		有	有	
西	能古		有	有	
西	玄界島		有	有	
西	戸切		有	有	
早良	貞島		有	有	
早良	次郎丸・賀茂		有	有	
早良	飯倉		有	有	
早良	脇山		有	有	
早良	内野		有	有	
早良	板屋		有	有	
中央	平尾	無	有	有	様式2及び様式3で入出庫が報告されているにもかかわらず、様式1が提出されていない

区	倉庫名	提出状況			気付事項
		様式1	様式2	様式3	
中央	春吉	無	有	有	様式3で入出庫が報告されているにもかかわらず、様式1が提出されていない
博多	東住吉	無	有	有	様式2で入出庫が報告されているにもかかわらず、様式1が提出されていない
博多	竹下		有	有	

■受託者からの報告に基づく市の対応状況

倉庫名	報告内容	対応
筥松	入口門扉の破損	平成30年1月に補修工事実施済み
	フェンス・金網の破損	フェンス所有者と改修に向けた協議
	使用済土嚢の放置及び雑草	市職員による清掃作業実施済み

(監査人作成)

■各種様式

水防資材使用報告書 <span style="float: right;">様式1</span>				上半期水防資材在庫数報告書 <span style="float: right;">様式2</span>					業務完了報告書 <span style="float: right;">様式3</span>						
( )水防倉庫	水防資材搬出状況			( )水防倉庫	水防資材搬出状況				備考	( )水防倉庫	水防資材搬出状況				備考
	搬出年月日	搬出数	使用箇所及び理由		当初数	搬入数	搬出数	在庫数			当初数	搬入数	搬出数	在庫数	
土のう袋				土のう袋						土のう袋					
わら縄				わら縄						わら縄					
ビニール縄				ビニール縄						ビニール縄					
杭				杭						杭					
シート				シート						シート					
パネル				パネル						パネル					
砂				砂						砂					
掛け矢				掛け矢						掛け矢					
スコップ				スコップ						スコップ					
鎌				鎌						鎌					
油吸着マット				油吸着マット						油吸着マット					

福岡市長 様

上記のとおり資材を搬出しましたので報告します。

平成 年 月 日

住所

氏名 印

福岡市長 様

上記のとおり平成20年度の上半期の水防資材在庫数を報告します。

平成 年 月 日

住所

氏名 印

福岡市長 様

上記のとおり平成20年度の業務を完了しましたので報告します。

平成 年 月 日

住所

氏名 印

【意見 3-(3)-1】水防資材の使用報告について

水防資材を搬出された際に、速やかに使用報告を受けることができるような仕組みの構築が必要である。

委託契約第2条では、「水防資材を搬出した時は、速やかに甲に対し水防資材使用報告書(様式1)を提出する」と明示している。また「平成29年度上半期 水防倉庫資材在庫数の報告について(依頼)」において「様式1の日付は使用された日の1週間以内の日付でお願いします。」として、使用後すぐに報告するように周知されている。

しかし、使用されても報告されていないケース、使用から数か月遅れて報告されるケースや、使用日が報告日の後日となっているケースがあり、実際の水防資材の使用時期がわからず、適時に必要な水防資材の補充ができない恐れがある。

(改善提案)

常時、必要な水防資材が備蓄できている状態を維持することができるよう、水防資材の使用が想定される大雨や台風発生時には、委託先に対して、水防資材使用の有無等について確認する仕組みを構築することを検討されたい。

水防倉庫に備蓄する水防資材の内容及び数量は、「福岡市地域防災計画」における「福岡市水防倉庫及び水防資材等の配備計画表」にて公表している。

■水防資材在庫の計画実績乖離状況

(単位:個、枚、本)

倉庫名		水防資材												
		土嚢袋	ロープ	杭	シート	パネル	砂	掛矢	スコップ	鎌	ハンマー	水嚢	鉄杭	番線
勝馬	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	2,340	17	241	45			4	5	5				
志賀島	計画	5,000	50	300	50	30		15	20	10	3		100	2
	在庫数量	5,000	49	723	50	41		5	5	5				
弘	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	2,000	20	200	50			5	5	5				
土井	計画	2,000	30	100	30		40	5	10	5				1
	在庫数量	3,000	30	300	10		40	5	10	5				
菅松	計画	2,000	30	100	30		40	5	10	5				1
	在庫数量	4,800	20	300	20	0	40	5	10	5				
松田	計画	2,000	30	100	30		9	5	10	5				1
	在庫数量	2,974	40	100	47	30	9	10	4	4	2			
東住吉	計画	2,000	30	100	30		40	5	10	5				1
	在庫数量	2,900	25	300	10	0	40	5	10	5				
竹下	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	3,000	45	210	30			8	7	7				
浦田地区	計画	2,000	30	100	30		9	5	10	5				1
	在庫数量	3,160	30		40		9		5	5	2			
平尾	計画	5,000	50	300	50	30		15	20	10	3		100	2
	在庫数量	3,100	15	300	60	5		7	20	13	3		90	
春吉	計画	1,000	30	100	30			5	10	5		200		1
	在庫数量	200	20		67				3	5		202		
上日佐	計画	5,000	50	300	50	30	40	15	20	10	3		100	2
	在庫数量	2,992	25	300	10		40	5	10	10				
三宅	計画	3,000	30	100	70	10		5	10	5				1
	在庫数量	5,450	35	300	3	28		6	11	10				1
桧原	計画	2,000	30	100	30	10	30	5	10	5				1
	在庫数量	3,350	45	350	13	21	32	15	17	5				1
東若久	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	2,677	23		15				5	5	2			
飯倉	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	2,800	39	240	26			9	8	8				
次郎丸・賀茂	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	4,250	20	240	24			17	13	13				
貞島	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	2,400	32	250	30			10	18	14				
脇山	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	3,000	30	200	30			5	5	5				
内野	計画	2,000	30	100	30	20		5	10	5				1
	在庫数量	2,400	30	284	7	49		5	5	5				
板屋	計画	5,000	50	300	50	30		15	20	10	3		100	2
	在庫数量	4,200	30	460	27	1		11	8	9				
金武	計画	2,000	30	100	30	10		5	10	5				1
	在庫数量	6,295	41	490	21	50		15	10	8				
拾六町	計画	2,000	30	100	60			5	10	5				1
	在庫数量	3,400	30	415	30	20		8	5	8				
能古	計画	2,000	30	200	30			10	20	10	3		100	2
	在庫数量	1,600	20	154	10			5	5	5				
周船寺	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	3,300	25	240	50			9	11	9				
元岡	計画	7,000	30	100	60	10		5	10	5				1
	在庫数量	3,500	20	184	20	58		5	9	12				
小田	計画	5,000	50	300	50	30		15	20	10	3		100	2
	在庫数量	4,182	20	267	37			10	15	9				
宮浦	計画	2,000	30	100	30			5	10	5				1
	在庫数量	2,400	32	200	19			9	10	12				
玄界島	計画	3,000	30	200	20			15	20	10	3		100	2
	在庫数量	2,000	20	200	10			5	5	5				
戸切	計画	2,000	30	100	30		6	5	10	5				1
	在庫数量	3,600	30	200	30		40	5	5	5				
計画		81,000	1,000	4,200	1,080	210	214	215	370	185	21	200	700	37
在庫数量		96,270	858	7,648	841	303	250	208	259	221	9	202	90	2

※赤色網掛 在庫数量が計画を下回る箇所

(出典:提出資料に基づき監査人が集計)

**【意見 3-(3)-2】水防資材の備蓄について**

市の水防資材の備蓄は配備計画通りではなかった。

委託契約に基づいて報告された水防資材の在庫数量と水防資材配備計画表と比較したところ、実際の在庫内容及び数量が水防資材配備計画の数量に満たない水防倉庫が散見された。

**(改善提案)**

大雨や台風等の有事において、水防資材在庫切れによる浸水防止活動の支障が生じないよう、計画に基づいて補充を行い、常時計画した水防資材が使用できる状態で備蓄することを検討されたい。

### ③ 河川の占用

市が管理する準用河川及び普通河川については、その保全及び利用が適切になされるよう、準用河川について河川法の規定による管理を行うほか、以下のように規定を設け、占用等に関する事務を行っている。

規定	概要
河川法	準用河川に2級河川の規定を準用（第100条第1項）
福岡市準用河川流水占用料等徴収条例	河川法第100条第1項に規定する準用河川に係る流水占用料等の徴収に関して必要な事項を定めている。
福岡市準用河川流水占用料等徴収条例施行規則	流水占用料等の減免及び還付について定めている。
福岡市普通河川管理条例	普通河川に関する事項を網羅的に定めている。
福岡市普通河川管理条例施行規則	占用等の具体的な手続きについて定めている。

#### 占用等許可事務の概要

項目	内容
行為の制限	次に掲げる行為をしようとする者は、「許可申請書」を提出し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様。 (1) 河川の流水を占用すること。 (2) 河川区域内の土地を占用すること。 (3) 河川区域内の土地において土石を採取すること。 (4) 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (5) 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更すること。 (6) 河川区域内の土地において竹木を栽植し、又は伐採すること。 (7) 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆たい積し、又は設置すること。 (8) 上記の他、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為
許可期間	準用河川 10年以内 普通河川 10年以内
占用料等	占用料等は、占用等の許可の際に徴収する。具体的な占用料等は別表のとおり。 ※準用河川と普通河川は同じ。 ※宅地用通路橋及び農業用通路橋のうち、幅4メートル未満のものには使用料は発生しない。
占用料等の減免	市長が特別の理由があると認めたとき。
罰則	詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科する。

河川の占用許可申請の受付事務は各区の地域整備部が担当している。区役所窓口にて、河川を占用しようとする者から許可申請書を受領した後、申請内容、図面等を確認し、担当課課長による許可決裁がなされる。許可決裁後には、河川を占用しようとする者に対して「許可書」

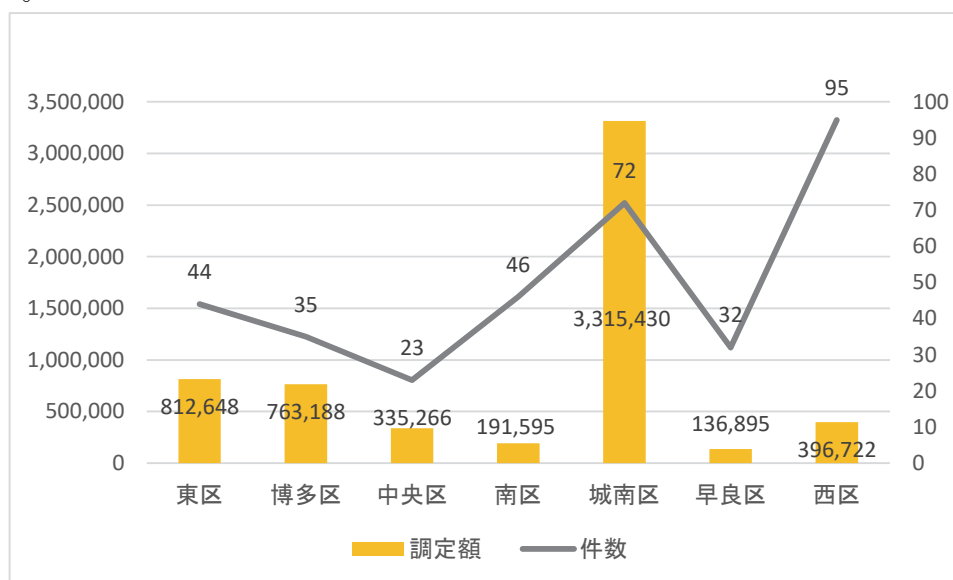


が交付される。

許可内容については「福岡市道路、水路占使用台帳」が作成される。また、次年度以降に更新手続きの漏れが発生しないよう、「福岡市道路、水路占使用台帳」に基づき占用者をリスト化して、占用者に更新手続きに関する通知を行っている。

平成 29 年度の河川の占用許可申請と占用料調定状況は以下のとおりである。

なお、宅地用通路橋及び農業用通路橋のうち、幅 4メートル未満のものには占用料は発生しない。



(出典：提出資料に基づき監査人が集計)

今回の監査では、市から提供された「平成 29 年度 河川水路使用料調定一覧表」から任意に3件を抽出し、河川の占用状況を視察した。

また、任意に追加で1件(視察番号4)確認した。

(河川視察箇所一覧)

視察番号	区役所	河川名	調定額 (円)
1	城南区	七隈川	24,090
2	城南区	七隈川	525
3	南区	若久川	14,850
4	東区	香椎川	23,364

なお、抽出に際しては、インターネット上の地図もしくは航空写真により、許可申請対象の周辺状況を確認し、河川の形状、不法占用の可能性、許可申請が行われていない可能性を踏まえて決定している。

(視察番号1)城南区役所 七隈川

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。

(視察番号2)城南区役所 七隈川

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。

(視察番号3)南区役所 若久川

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。

(視察番号4)東区役所 香椎川

- ・香椎川(準用河川)に多くの住宅用通路橋が架かっている地区について、許可申請状況の確認を行った。

当該視察範囲には 11 本の住宅用連絡橋が架かっている。そのうち 7 本については適切な許可申請及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」への登載がなされているものの、それ以外の 4 本は、適切な許可申請及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」への登載がなされていなかった。

#### 【指摘事項 3-(3)-1】河川の未申請占用等について

視察の結果、準用河川の一部地区において、河川法に基づく手続きが行われていない状況が確認された。

その結果、許可の無いまま占用がなされている河川について積極的な対応がとらえていない。

このように許可の無いまま河川が占用されている原因は、占用の許可が申請に基づくものであり、申請が行われるまでは占用の事実の把握ができないこと、及び、定期的に現場確認を行う等の現況確認手続きが実施されていないことが考えられる。

現在、市が把握している河川の占用は、市民より申請を受けた受動的なものであり、未申請占用の状況についての網羅的な把握ができていない状況である。

河川の未申請占用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。

#### ■円滑な河川整備もしくは機能維持が行えないリスク

河川には、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう、各種整備や劣化した機能を回復維持のための工事が想定される。

適切な申請手続きを経て占用をしている場合には、許可の前提条件として工事等による許可取消の可能性があることを認識している。そのため、実際に許可が取り消される状況に

なった場合にも、市と占有者との間で、許可の対象となった工作物の除去等に係る事前協議を行うことにより円滑な工事等が行われることが想定される。

一方、適切な申請手続きを経していない場合には、法令及び条例等に基づかない河川の不正使用という認識がないことが想定され、不正使用という認識を持ってもらうことから協議を始めなければならず、適時に工事等を開始できないリスクが高まる。

#### ■ 占用料の徴収漏れが生じるリスク

原則的に河川の占有が行われることにより占用料が発生する。しかし、未申請占有が行われた場合には、占有事実を把握できないため、本来であれば徴収しなければならない占用料が徴収できないこととなり、申請の有無によって不公平が生じることとなる。

#### (是正の方向性)

市は、河川の未申請占有が行われている実態を網羅的に把握して、河川の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。

占用許可のないまま占有等が行われている場合については、条例等に基づく申請手続きを促されたい。

#### ④ 水路の管理

市は、河川法等の適用又は準用を受けていない灌漑や悪水排泄等の機能を有している用排水路を法定外公共物として所有し、管理を行っている。

市が所有・管理している水路は、敷地を延面積にして 785,677 m<sup>2</sup>、427 本であり、その中には、市が整備したもののほか、平成 12 年 4 月 1 日に施行された「地方分権一括法」に基づき、国から無償譲渡を受けた「現に機能を有している」水路が含まれる。

水路とは、市の所有に属する用排水路をいい、これと一体となってその効用を全うする施設又は工作物等当該用排水路に附属して設けられているものを含むものとする。

(福岡市水路使用料条例 第 2 条から抜粋)

市は、「公有財産は、常に善良な管理者の注意をもって管理し、その目的又は用途に従い最も効率的に使用しなければならない。(福岡市公有財産規則(以下、「公有財産規則」という。)第 18 条)」と規定し、管理担当課は、その管理事務として以下の事項を行うこととしている。

- (1) 公有財産の維持及び保存に関すること。
- (2) 公有財産の使用許可、貸付等運用に関すること。
- (3) 公有財産台帳の記録及び保管並びに公有財産の管理に必要な資料の整備に関すること。
- (4) 公有財産に係る報告及び通知に関すること。

(公有財産規則 第 18 条から抜粋)

しかし、水路については、公有財産規則の適用はなされておらず、公有財産台帳への登載はなされていない。

公有財産に関する適正な記録管理を行うため、財政局長は、会計管理者に対し、公有財産(道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾及び漁港を除く。)に関する増減異動の状況について適宜通知しなければならない。

(公有財産規則 第17条)

また、水路は法定外公共物であり、特にその管理方法に定めがない。そのため、市では、台帳による管理等は実施されておらず、また、水路の位置、工作物の現況等について把握されていない状況である。

ただし、上記のうち(2)については、市は以下のように規定を設け、使用に関する事務を行っている。

規定	目的
福岡市水路使用料条例	地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて水路を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。
福岡市水路使用規則	この規則は、福岡市水路使用料条例の施行及び水路の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 使用許可事務の概要

項目	内容
使用許可手続	水路に工作物、物件又は施設を設けて水路を使用しようとする者は、「水路使用許可申請書」を提出し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様。
使用許可期間	5年以内（更新可能）
基準	(1) 通路橋 ア 幅員は、4メートル未満とし、やむを得ず4メートル以上とする場合には、2メートルごとに幅員1メートルのあげ蓋式のもの設けること。 ただし、水路管理上支障がないと認められるときはこの限りでない。 イ 橋脚は設けないこと。 ウ 土橋以外のものとする。こと。 エ 床版は、両岸の肩より下げないこと。 (2) 材料置場 ア 設置方法は、(1)通路橋と同様 イ 支柱、屋根、ひさし、壁等を設けないこと。 (3) 家屋建込及び宅地囲込 原則として許可しない。 ただし、暗渠又は堤塘敷上で水路管理上支障がないと認められる場合は、許可することがある。
使用料	以下、別表のとおり ※宅地用通路橋及び農業用通路橋のうち、幅4メートル未満のものには使用料は発生しない。
使用料の減免	(1) 国又は地方公共団体が工事又は事業を行うため、水路を使用するとき。 (2) 水道、ガス若しくは下水道の各戸引込管又は電気の各戸引込線を布設するため、水路を使用するとき。 (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
罰則	詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に

	対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円)以下の過料を科する。
--	---

(別表 使用料テーブル)

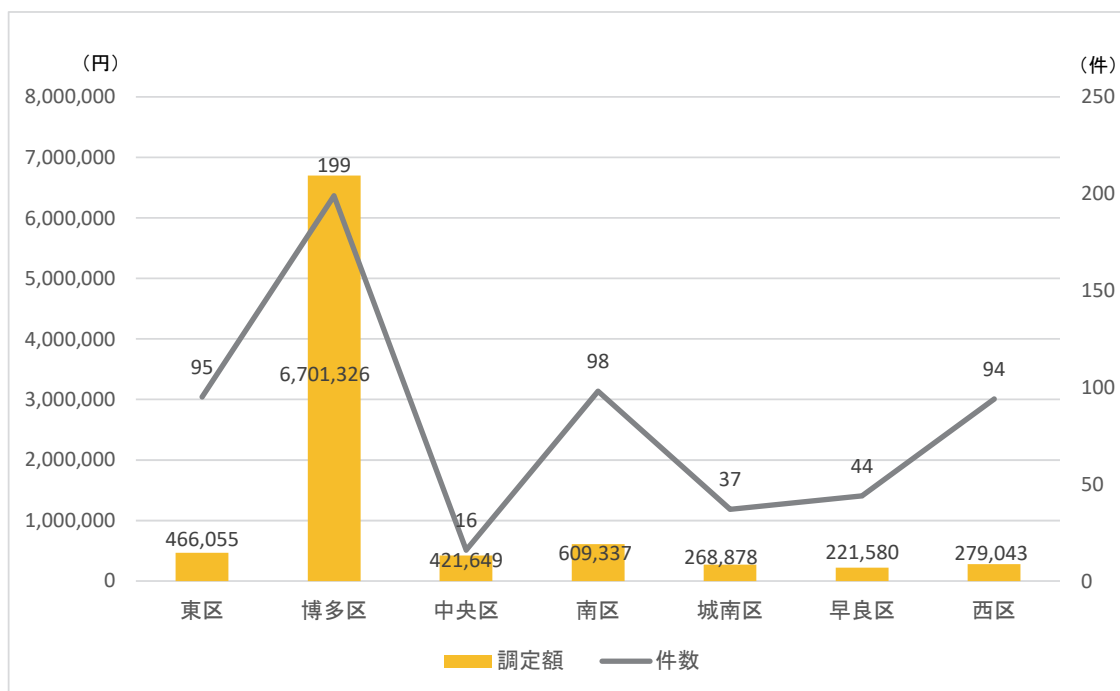
区分		単位	金額	
			1級地区 円	2級地区 円
電柱	第1種電柱	1本につき1年	2,100	2,100
	第2種電柱		3,200	3,200
	第3種電柱		4,400	4,400
電話柱	第1種電話柱		1,900	1,900
	第2種電話柱		3,000	3,000
	第3種電話柱		4,100	4,100
送電塔		占有面積1平方メートルにつき1年	3,800	3,800
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	79	79
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110	110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		170	170
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		230	230
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		340	340
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		450	450
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		790	790
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,100	1,100
通路その他これに類するもの	宅地用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)	占有面積1平方メートルにつき1年	420	270
	農業用通路橋(幅4メートル未満のものを除く。)		110	73
その他	工作物を伴うもの		3,900	2,900
	工作物を伴わないもの		2,500	1,600

水路の使用許可申請の受付事務は各区の地域整備部が担当している。区役所窓口にて、水路を使用しようとする者から水路使用許可申請書を受理した後、申請内容、図面等を確認し、担当課課長による許可決裁がなされる。許可決裁後には、使用する者に対して「許可書」が交付される。

許可内容については「福岡市道路、水路占使用台帳」が作成される。また、次年度以降に更新手続きの漏れが発生しないよう、「福岡市道路、水路占使用台帳」に基づき使用者をリスト化して、使用者に更新手続きに関する通知を行っている。

平成29年度の水路の使用許可申請と使用料の調定状況は以下のとおりである。

なお、宅地用通路橋及び農業用通路橋のうち、幅4メートル未満のものには使用料は発生しない。



(提出資料に基づき監査人が集計)

今回の監査では、市から提供された「平成 29 年度 河川水路使用料調定一覧表」から任意に6件を抽出し、水路の使用状況を視察した。

また、水路の使用状況視察対象の近隣水路を追加で1件(視察番号7)確認した。

(水路視察箇所一覧)

視察番号	区役所	場所	調定額 (円)
1	博多区	竹下	1,980
2	博多区	豊	16,830
3	博多区	東那珂	386
4	博多区	東那珂	161,200
5	中央区	小笹	5,280
6	南区	長丘	2,970
7	南区	若久	—

なお、抽出に際しては、インターネット上の地図もしくは航空写真により、許可申請対象の周辺状況を確認し、水路の形状、不正使用の可能性、許可申請が行われていない可能性を踏まえて決定している。

(視察番号1)博多区役所 竹下

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。
- ・当該使用者は、周辺に同様の工作物を4箇所設置しているが、これらの工作物設置にかかる水路使用について、許可申請手続きを行っていることが確認できた。
- ・視察箇所抽出の際に確認したインターネット上の航空写真では、周辺水路上に建物が建設されている箇所を確認していた。不正使用の恐れがあるため、当該箇所を確認したところ、既に建物は撤去されており、視察時点での不正使用の事実は確認できなかった。

(視察番号2)博多区役所 豊

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。
- ・視察箇所抽出の際に確認したインターネット上の航空写真では、使用申請されている水路には、複数の連絡橋が架かっていることを確認していた。未申請使用の恐れがあるため、当該箇所を確認したところ、視察時点で各連絡橋(6件)について、申請されていることを確認した。

(視察番号3)博多区役所 東那珂

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。
- ・当該使用者は、周辺に同様の工作物を2箇所(視察番号4を含む)設置しているが、これらの工作物設置にかかる水路使用について、許可申請手続きを行っていることが確認できた。

(視察番号4)博多区役所 東那珂 ※視察番号3と同水路

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。

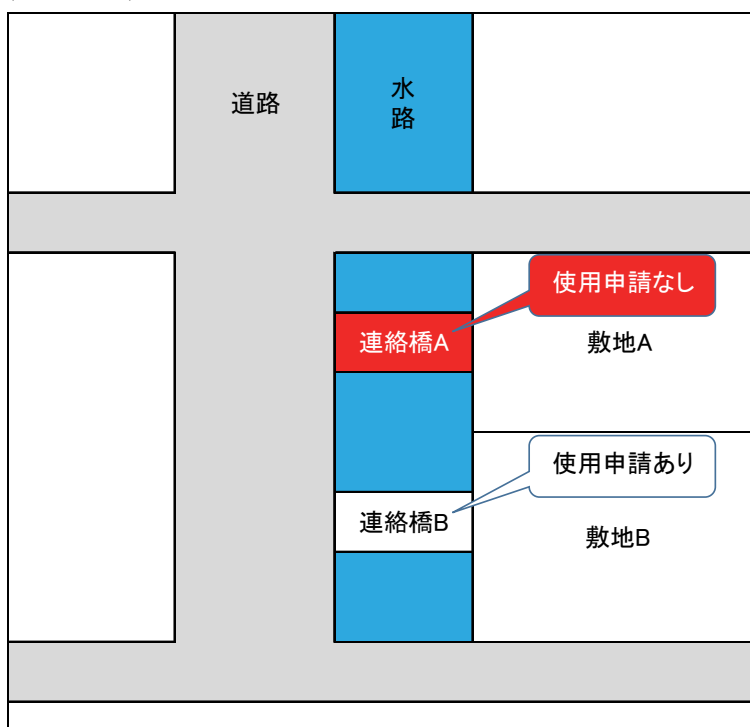
(視察番号5)中央区役所 小笹

- ・「許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。
- ・視察箇所抽出の際に確認したインターネット上の航空写真では、使用申請されている水路には、複数の連絡橋が架かっていることを確認していた。未申請使用の恐れがあるため、当該箇所を確認したところ、視察時点で各連絡橋(3件)について、申請されていることを確認した。

(視察番号6)南区役所 長丘

- ・「水路許可申請書」の内容、及び、「福岡市道路、水路占使用台帳」の記載内容との相違点は確認できなかった。
- ・視察対象の水路に架かる別の連絡橋の申請状況を確認したところ、未申請であった。

(イメージ)



(視察番号7)南区役所 若久

- ・視察対象の水路に架かる工作物の申請状況を確認したところ、未申請であった。

(現場写真)



水路を埋めて通り抜けができるようにしている。



### 【指摘事項 3-(3)-2】水路の未申請使用について

視察の結果、2箇所水路の使用について、福岡市水路使用料条例、及び福岡市水路使用規則に基づく手続きが行われていない。

その結果、許可の無いまま使用されている水路について積極的な対応がとられていない。

このように許可の無いまま水路が使用されている原因は、法定外公共物として水路管理のための明確な法規制がなく、過去から市は水路を管理するための規程整備とその運用が行われていなかったことが考えられる。

現在市が水路について把握している状況は、「水路の概況」で示した水路敷地に関する情報、及び、使用者から申請された限定的な水路使用の状況である。

したがって、水路の未申請使用の状況についての網羅的な把握ができていない状況であると同時に、水路としての機能性、工作物の物理的状況についても把握できていない状況である。水路の未申請使用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。

#### ■円滑な水路整備もしくは機能維持が行えないリスク

水路は灌漑や悪水排泄等の機能を有する工作物であり、区画整理や雨水対策等による既存水路の改廃を伴う水路整備や劣化した機能を回復維持のための工事が想定される。

適切な申請手続きを経て使用している使用者は、許可の前提条件として工事等による使用許可取消の可能性があることを認識している。そのため、実際に使用許可が取り消される状況になった場合にも、市と使用者との間で、使用許可の対象となった工作物の除去等に係る事前協議を行うことにより円滑な工事等が行われることが想定される。

一方、適切な申請手続きを経て使用していない使用者は、条例等に基づかない水路の不正使用という認識がないことが想定される。その場合は、使用者に不正使用という認識を持ってもらうことから協議を始めなければならず、適時に工事等を開始できないリスクが高まる。

#### ■使用料の徴収漏れが生じるリスク

原則的に水路を使用することにより使用料が発生する。しかし、未申請使用が行われた場合には、使用の事実を把握できないため、本来であれば徴収しなければならない使用料が徴収できないことになる。

また、水路としての機能性、工作物の物理的状況について把握できていない状況では、現状の大雨等の排水機能の適切な評価ができず、水路の状況を踏まえた効果的な防災対策を講じることが難しくなるリスクがあるほか、老朽化による事故等の発生するリスクが高まる。

#### (是正の方向性)

市は、水路の未申請使用状況が行われている実態、及び、水路としての機能性、工作物の物理的状況を網羅的に把握して、水路の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。

使用許可のないまま使用等が行われている場合には、条例等に基づく申請手続きを促されたい。

## 4 集落排水事業

### (1) 決算・予算執行

集落排水事業は水道事業や下水道事業と異なり、地方公営企業法を適用していないので、複式簿記と発生主義という民間企業の企業会計と同様の会計原則による地方公営企業会計は導入されていない。現金の収支を歳入と歳出としてまとめた官庁会計により決算が行われている。

平成 25 年度から平成 29 年度までの集落排水事業の決算状況は以下のとおりである。民間企業のように企業の業績を示す損益計算書と財政状態を示す貸借対照表は作成されていないので、歳入から歳出を差し引いた金額は民間企業の損益ではなく、資金の収支差額である。

市集落排水事業では水道事業や下水道事業と異なり料金収入だけでは支出を賄うことが出来ず資金不足となるため、資金不足を補填するために一般会計からの繰入(一般会計繰入金)が行われている。結果として歳入と歳出は同額である。

#### 【歳入の推移】

(単位：千円)

款・項	収入済額				
	H25	H26	H27	H28	H29
<b>(1) 農業集落排水事業収入</b>					
1. 事業収入	16,487	16,692	16,804	16,460	16,434
2. 使用料及び手数料	-	-	-	-	-
3. 県支出金	17,423	25,620	22,456	55,741	102,488
4. 諸収入	397	3	2	2	4
5. 市債	15,000	22,000	20,000	51,000	93,000
<b>(2) 漁業集落排水事業収入</b>					
1. 事業収入	23,766	22,838	22,862	22,604	22,650
2. 使用料及び手数料	-	-	-	-	-
3. 県支出金	30,800	33,600	47,025	39,262	75,050
4. 諸収入	411	4	3	3	1,776
5. 市債	28,000	33,000	41,000	36,000	75,000
<b>(3) 繰入金</b>					
1. 一般会計繰入金	267,067	271,033	304,011	300,382	303,417
<b>(4) 繰越金</b>					
1. 繰越金	-	-	-	-	-
<b>歳入合計</b>	<b>399,351</b>	<b>424,790</b>	<b>474,163</b>	<b>521,454</b>	<b>689,819</b>

#### 【歳出の推移】

(単位：千円)

款・項・目	支出済額				
	H25	H26	H27	H28	H29
<b>(1) 農業集落排水事業費</b>					
1. 事業費					
1. 管理運営費	55,550	53,789	53,516	53,267	53,528
2. 施設整備費	34,951	50,471	54,530	116,024	204,357
<b>(2) 漁業集落排水事業費</b>					
1. 事業費					

款・項・目	支出済額				
	H25	H26	H27	H28	H29
1. 管理運営費	99,165	100,140	110,018	112,688	117,000
2. 施設整備費	65,398	74,630	107,436	90,688	159,165
<b>(3)公債費</b>					
1. 公債費					
1. 元金	107,400	110,871	115,819	118,187	127,414
2. 利子	36,887	34,889	32,844	30,600	28,355
3. 公債諸費	-	-	-	-	-
<b>歳出合計</b>	<b>399,351</b>	<b>424,790</b>	<b>474,163</b>	<b>521,454</b>	<b>689,819</b>

## (2)一般会計からの繰入金

水道事業や下水道事業では公費が負担すべき事業を行っている場合には当該事業に係る費用を総務省が公表している繰出基準に基づいて集計し、当該金額について一般会計からの繰入金を受け取っている。繰出基準は毎年度総務省より「地方公営企業繰出金について」として副大臣による通知が行われており、繰出基準に基づいて行われた一般会計からの繰入金については地方交付税等による財政措置が行われている。

集落排水事業においては下水道事業のように雨水処理事業など公費が負担すべき事業を行っておらず、繰出基準に基づいた一般会計からの繰入金はない。しかし、集落排水事業特別会計は料金収入のみでは資金不足となるため、赤字を補填することを目的として歳出から歳入を差し引いた資金不足額について一般会計からの繰入金で補填されている。

一般会計繰入金の平成 26 年度から平成 29 年度までの推移は以下のとおりである。歳出から歳入を差し引いた資金不足額について、一般会計からの繰入金で補填されている。

(単位：千円)

特別会計 歳出	決算額			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歳出合計 (①)	424,790	474,163	521,454	689,819

(単位：千円)

特別会計 歳入	決算額			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歳入合計 (②)	153,757	170,152	221,072	386,402

(単位：千円)

一般会計繰入金	決算額			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般会計繰入金 (①-②)	271,033	304,011	300,382	303,417

一般会計負担額の算定根拠を、平成 28 年度決算額を例にして示すと以下のようになる。

(単位：円)

内訳	集落排水特別会計		一般会計繰入金
	歳出 (①)	歳入 (②)	差額 (①-②)
平成 28 年度決算額	521,454,073	221,072,453	300,381,620
農業集落排水事業	268,731,949	123,203,362	145,528,587
管理運営費	53,266,906	16,427,904	36,829,002
施設整備	116,024,466	106,765,458	9,259,008
公債費 (元金)	79,281,857	—	79,281,857
公債費 (利子)	20,158,720	—	20,158,720
漁業集落排水	252,722,124	97,869,091	154,853,033
管理運営費	112,688,057	22,603,526	90,084,531
施設整備	90,687,631	75,265,565	15,422,066
公債費 (元金)	38,904,502	—	38,904,502
公債費 (利子)	10,441,934	—	10,441,934

### (3)集落排水事業における料金設定

集落排水事業では以下の料金を定め、利用者から徴収している。料金は公共下水道と同じ料金となっている。

(福岡市集落排水事業料金)

(基本使用料) 760 円

(従量使用料)

汚水排出量	使用料
10 立方メートルまでの部分	円
1 立方メートルにつき	13
10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの部分	152
1 立方メートルにつき	
20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの部分	188
1 立方メートルにつき	
30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの部分	246
1 立方メートルにつき	
50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの部分	278
1 立方メートルにつき	
100 立方メートルを超え 300 立方メートルまでの部分	311
1 立方メートルにつき	
300 立方メートルを超える部分	366
1 立方メートルにつき	

集落排水の赤字を一般会計からの繰入金で補填していることから、集落排水の使用料を公共下水道と同じにしては独立採算とならない。独立採算とするためには公共下水道と異なる料金設定にする必要があるが、福岡市としては集落排水の機能は公共下水道の機能と同一であることから公共

下水道と同じ料金設定としており、集落排水事業独自の料金設定は考えていないとのことであった。

政令指定都市の事例をみても、政令指定都市 20 自治体中、13 自治体において「集落排水事業」が実施されているが、13 自治体のうち 11 自治体は公共下水道と同じ料金設定となっているとのことであった。

#### 【意見 4-(3)-1】集落排水事業の経営改善について

市の集落排水事業は赤字事業であり、一般会計からの繰入金があれば資金不足となる状況である。

赤字補填を目的とした一般会計からの繰入金は平成 27 年度より 3 億円程度で推移している。

一方で使用料金は下水道事業と同じであり、赤字の削減のためには使用料金の値上げもしくは経費削減が考えられるが、同じ市内で下水道料金と異なる使用料金を設定することは困難であるとして使用料金値上げの予定はないとのことであった。

しかし市においても農業集落や漁業集落の人口は将来的に減少することが見込まれており、集落排水事業の経営環境は厳しい。今後人口減に伴って料金収入が減少することが見込まれるのであれば、事業維持に必要な一般会計の負担率を検証の上で、経費削減の対策を取ることが急務である。

#### (改善提案)

集落排水事業として、収納率の向上や業務の効率化による経費削減など経営改善策を検討し、経費削減に取り組まれない。

### (4)経営戦略の策定について

公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、経営健全化の取組が求められている。

公営企業は住民にとって日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、赤字であるからと容易に事業から撤退することなく将来にわたってサービスの提供を安定的に継続する必要がある。

そのためには 10 年、20 年といった長期的な視点で公営企業を取り巻く経営環境を予測し、住民サービスを維持するための適切な投資水準と料金設定を計画し、それに見合ったコスト削減などの業務の効率化などを図るための経営戦略の策定が必要である。

そこで総務省では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することをすべての公営企業に要請(「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日))しており、また、平成 32 年度までの「経済・財政再生計画」では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。」こととされ、更に、「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少等が設定されていること

ろである。

市全体の人口は増加を続けているが、集落排水事業は農業集落や漁業集落を対象とした事業であり、将来の人口減少が予測される経営環境にある。現在でも資金不足を一般会計からの繰入金で補填しているが、その繰入額は将来拡大していく可能性がある。

よって市集落排水事業においても経営戦略の策定が必要と考えられるため、策定の有無について質問したところ、経営戦略の策定は未着手であり、策定予定年度も未定とのことであった。

なお、総務省は地方公営企業法を適用しているか否かにかかわらず経営戦略を策定することを求めており、集落排水事業のように地方公営企業法を適用していない場合には官庁会計で、地方公営企業法を適用している公営企業では地方公営企業会計で経営戦略を策定することとなっている。

#### 【意見 4-(4)-1】経営戦略の策定について

市の集落排水事業は、使用料金などの歳入が歳出に対して不足する赤字事業であり、赤字を削減するための対策が急務である。

そこで総務省の「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」および「財源試算」を均衡させるための具体的な施策を策定し、必要な一般会計の負担を検証の上で事業継続が可能となるように検討すべきである。

しかし経営戦略の策定は未着手であり、策定予定年度も未定とのことであった。理由としては「統廃合・広域化等、経営形態の見直しの検討段階であり、検討終了後に策定予定であるため」とのことであった。

現在、「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」は具体的な計画として策定されておらず、策定までに具体的な期限が設定できる状態ではない。「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」の検討後に策定するのであれば、長期にわたり経営戦略が策定されず、結果として集落排水事業の経営改善が十分に行われぬ可能性がある。

#### (改善提案)

現在、集落排水事業においては「投資試算」と「財源試算」が一般会計からの繰入金なしでは均衡しない状況にある。また、「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」を将来行うためには、むしろ将来にわたる集落排水事業の経営戦略は有用である。早期に将来の人口予測を考慮した需給予測を行い、「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるための対策を検討されたい。

## (5) 地方公営企業法の適用について

### ① 総務省による地方公営企業法の適用推進について

集落排水事業は特別会計による公営企業ではあるが、地方公営企業法は適用されていないので、一般会計と同様に官庁会計が適用されている。

公営企業は地域の住民サービスを担う企業であり、公共の福祉の増進とともに経済性の発揮も求められている。しかし、経済性の発揮を求められる公営企業について一般行政事務を規律することを目的として設けられている法令をそのまま適用しては、効率的・機動的な事業運営が十分に行われない可能性がある。そこで公営企業の実態に即した法規範として制定されたのが地方公営企業法であり地方公営企業会計である。

集落排水事業も提供する住民サービスの対価として徴収する利用料を主な財源とする地方公営企業であり、その財務会計は官庁会計ではなく民間企業の会計基準と同様に複式簿記・発生主義による公営企業会計で行うことが望ましい。

しかし公営企業会計が適用される地方公営企業法は、すべての公営企業に適用されるわけではなく、事業の特性や規模等を考慮して特定の事業のみに適用される。水道事業や交通事業は法律上適用される事業であるが、下水道事業、簡易水道事業、集落排水事業等は任意適用企業であり、地方公共団体が任意に条例を制定し、法の適用を決定することとなっている(地方公営企業法第2条)。

総務省は、人口減少等による料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増していくことを踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むために、任意適用企業に対して地方公営企業法の適用を推進しているところである。

具体的には平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とし、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の公営企業会計適用が必要であると、集落排水事業などのその他の事業も実情に応じて移行が望ましいとしている。

地方公営企業法適用によるメリットは様々であるが、総務省は以下のメリットを挙げている。

<p>○経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上 発生主義を導入し、民間企業と同様の精度の高い財務諸表(貸借対照表(BS)、損益計算書(PL)、固定資産台帳等)を作成することにより、公営企業の経営、資産等を正確に把握することが可能。 ⇒より計画的な経営基盤の強化、財政マネジメントやアセットマネジメントの向上等が可能。 ⇒経営に要する経費の的確な原価計算により、さらに適切な料金算定が可能。 ⇒経営の透明性が向上し、他団体との比較可能性も確保され、議会・住民のガバナンスが向上。</p> <p>○弾力的な経営を行うことが可能 予算を超える弾力的な支出、効率的・機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上。 ⇒住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上等につながる。</p>
--

(出典：総務省「公営企業会計の適用の推進について」)

総務省が公営企業会計の適用を推進する背景には、施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により公営企業の経営環境が厳しさを増している事実がある。そのような環境の変化に対応し、公営企業には事業・サービスがもたらす便益を確保するため

に、経営資源を効率的・効果的に管理・活用する事業経営が求められている。

公営企業を継続して経営し、住民生活に必要な不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、公営企業の経営・資産等を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上等に取り組まなければならない。

近年、総務省の方針に従って多くの公営企業が地方公営企業法を新規に適用し、地方公営企業会計を導入している。新規適用の事例は公共下水道事業のみではなく農業集落排水などの集落排水事業も多い。公共下水道事業と集落排水事業を同時に行っている自治体は多く、利用者は同じ自治体の住民であるから、新規適用時に公共下水道事業と集落排水事業を同時に法適用するという判断は合理的である。どちらか一方のみを法適用すれば、公共下水道事業と集落排水事業を同じ会計基準で住民に説明することが出来なくなり、比較可能性が失われる。

現在、総務省は人口 3 万人以上の市町村を対象に、地方公営企業法の適用を勧めているが、人口 3 万人未満の市町村についても地方公営企業法の適用を勧めることについて議論が行われており、今後も地方公営企業法を適用する集落排水事業は増えていくことになる。そうすると官公庁会計を適用する集落排水事業にとっては比較可能な他団体が減少することになり、他団体を参考にした目標の設定や現状分析が困難になる。

市では下水道事業は地方公営企業法を財務適用し、集落排水事業は適用していないので、同じ料金設定であるにもかかわらず適用される会計基準は異なっており、比較可能性が失われている。

なお、総務省の公表資料によれば、平成 30 年 4 月 1 日時点の公営企業会計適用の取組状況は以下のとおりである。



(公営企業会計適用の取組状況 (人口3万人以上の団体))

(単位：団体数)

	下水道事業(※1)				簡易水道事業(※3)					
	団体数(構成比)		公共下水道事業及び流域下水道事業(※2)		団体数(構成比)					
				(参考)H26.4.1時点調査		(参考)H26.4.1時点調査				
①適用済	370	(44.8%)	370	(45.5%)	325	(40.0%)	201	(64.6%)	180	(57.9%)
②適用に取組中	440	(53.3%)	439	(53.9%)	478	(58.8%)	97	(31.2%)	108	(34.7%)
小計(①+②)	810	(98.1%)	809	(99.4%)	803	(98.8%)	298	(95.8%)	288	(92.6%)
③検討中	8	(1.0%)	5	(0.6%)	8	(1.0%)	13	(4.2%)	23	(7.4%)
④検討未着手	8	(1.0%)	0	(0.0%)	2	(0.2%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	826	(100.0%)	814	(100.0%)	813	(100.0%)	311	(100.0%)	311	(100.0%)
(参考)合計(⑤その他(※4)を含む。)	830		818		818		315		315	

(※1)公共下水道事業(特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。)、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

(※2)「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業(公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。))及び流域下水道(中略)について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

(※3)簡易水道事業については、水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している(例えば、H26.4.1以降、既に水道事業へ統合した場合は「①適用済」、水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。)

(※4)「⑤その他」は、地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等

## ② 官庁会計と公営企業会計の違い

官庁会計は資金収支のみを記録する会計であるため、企業の業績を示す損益計算書や財政状態を示す貸借対照表は作成されない。企業の業績や財政状態が不明であり、資産および負債の管理も財務諸表との関連性がないため、財務諸表を活用した適切な財政マネジメントやアセットマネジメントが困難である。

また、適切な料金設定を行うためにはその対象となった住民サービスの原価計算が行われなければならない。官庁会計は資金収支のみを記録する会計であり、公営企業会計と異なり減価償却費などの資本コストは算定されないため、住民サービスを提供するための原価計算ができない。

市の集落排水事業は下水道事業に比べれば規模は小さいが、人口減少時代にあっては、規模は小さくとも赤字は膨らむ可能性がある。集落排水事業においては、早期に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計を導入することで、今後も継続的に住民生活に必要なサービスを提供していくために経営基盤の計画的な強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要がある。

なお、官庁会計と公営企業会計の違いを簡単にまとめると以下ようになる。

(官庁会計と公営企業会計の主な違い)

	官庁会計	公営企業会計
会計処理	現金主義 ○現金の収入および支出の事実に基づいて記帳が行われる。 ○現金の収入および支出を伴わないコストは記帳されないので適切な期間損益計算や原価計算が不可能。	発生主義 ○現金の収入および支出の有無に係わらず、経済活動の発生という事実に基づいて会計処理が行われる。 ○減価償却費や引当金など現金を伴わないコストについても会計処理を行うため、適切な期間損益計算や原価計算が可能となる。
	単式簿記 ○現金の収入および支出のみが記録される。	複式簿記 ○一つの経済活動を原因と結果、二つの側面から記録（これを仕訳という）する簿記。 ○資産・負債・資本を取りまとめた貸借対照表と収益・費用を取りまとめた損益計算書を作成し、企業の財政状態と経営成績を把握することが出来る。
財務諸表	歳入歳出決算書が作成される。	決算報告書（予算決算の対照表）、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書が作成される。
予算・決算	○歳入と歳出区分のみでの予算・決算管理が行われる。 ○出納閉鎖期間がある。	○企業会計方式により予算・決算管理が行われる。 ○収益的収支（3条予算）、資本的収支（4条予算）に区分して予算・決算管理が行われる。 ○出納閉鎖期間はない。
資産・負債管理	管理台帳などが作成され、管理されるが、歳入歳出決算書との関連性はない。	○資産・負債の管理は貸借対照表の作成に関連して行われる。 ○資産と負債は地方公営企業法により分類され、資産・負債の管理台帳は財務諸表と整合する。（貸借対照表に計上される資産・負債の管理台帳は貸借対照表の計上金額と一致する）

③ 全部適用と財務適用

地方公営企業法任意適用企業の法適用には全部適用と財務適用がある。地方公営企業法すべての規定を適用するのが全部適用であり、地方公営企業法のうち第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条、附則第2項、第3項のいわゆる財務規定のみを適用するのが財務適用である。

市の下水道事業は全部適用ではなく財務適用である。全部適用とするか財務適用とするかは任意に選択することができる。

地方公営企業法の全部適用と財務適用について、主な違いを比較してまとめると以下のようになる。

(任意適用事業における全部適用と財務適用の比較)

項目	全部適用	財務適用
適用される規定	・法の全ての規定	・地方公営企業法第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条、附則第2項、第3項
会計方式	・法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。	・同左

項目	全部適用	財務適用
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として管理者を設置する。ただし、条例の定めにより管理者を置かないことができる（地方公営企業法第7条）。その場合の管理者の権限は長が行う（地方公営企業法第8条第2項）。</li> <li>・管理者は、職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他の会計事務の執行等、地方公営企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う（地方公営企業法第9条）。ただし、一部の権限（予算調製、議案提出、決算審査等）は長に留保される（地方公営企業法第8条第1項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の権限は地方公共団体の長が行う。ただし、管理者の権限のうち出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、その全部又は一部を会計管理者に委任できる（地方公営企業法第34条の2）</li> </ul>
職員の身分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業職員として、管理者の権限の属する事務の執行を補助する（地方公営企業法第15条）。</li> <li>・地方公営企業労働関係法の適用を受ける（地方公営企業法第36条）</li> <li>・地方公務員法が一部適用除外となり、労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる（地方公営企業法第39条第1項）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計部門の職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。</li> </ul>

（出典：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」）

#### 【意見 4-(5)-1】集落排水事業の地方公営企業法適用について

現状、集落排水事業の使用料金は下水道事業と同じであるが、下水道事業が地方公営企業法の財務規定を適用し、公営企業会計による運営が行われているのに対して、集落排水事業は地方公営企業法を適用しておらず、官公庁会計による運営が行なわれている。

公営企業会計は発生主義による複式簿記会計であるのに対し、官公庁会計は資金収支を記録する単式簿記会計である。官公庁会計では貸借対照表や損益計算書が作成されないため、適切な財政マネジメントやアセットマネジメントが出来ない。

また集落排水事業が独立採算を原則とするために必要な使用料金を設定するためには、集落排水事業における原価計算が必要であるが、官公庁会計では減価償却費などの資本コストを算定しないため原価計算が出来ない。

同じ料金であるにも関わらず、下水道事業は公営企業会計で、集落排水事業は官公庁会計で予算編成と決算調整が行われるため、両者の比較ができない。市民や議会へ予算および決算を説明する際の比較可能性が失われている。

近年、総務省の方針に従って多くの集落排水事業が地方公営企業法を新規に適用し、地方公営企業会計を導入している。市集落排水事業においても地方公営企業法を適用し、そのメリットを享受することについて検討されたい。

（改善提案）

地方公営企業法を適用することで、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上や弾力的な経営が可能となる。集落排水事業では市の方針に従って資産の管理台帳は作成途中

であり、作成していない自治体に比べれば法適用のための事務作業も比較的進んでいる。法適用について積極的に検討されたい。

## (6) 下水道事業と集落排水事業の業務統合について

集落排水事業の赤字を削減する方策として、下水道事業との組織統合や一部業務の共同化が採用できないか、ヒアリングを実施した。

農林水産局としては、下水道事業との組織統合や一部業務の共同化は経営改善の観点から非常に重要と考えているが、組織統合のためには集落排水施設を下水道施設に接続する必要があり、そのためには多額の費用がかかること、現在の集落排水施設をそのまま公共下水道施設に転用することは困難であり、整備された集落排水施設を耐用年数が未到来の状態で廃棄もしくは更新できないこと等の理由から現時点では不可能との見解であった。

しかし、下水道事業と集落排水事業を一つの部署で運営している自治体は多い。必ずしも下水道施設に集落排水施設を接続し、集落排水事業を廃止して下水道事業にしなければ一つの部署で運営できないわけではない。市民にとっては同額の料金で行われる同じ汚水処理事業であり、同じ部署で運営されることで市民にとって不便になるとは考えにくい。

### 【意見 4-(6)-1】下水道事業と集落排水事業の業務統合について

下水道事業は黒字であるが集落排水事業は赤字であり、一般会計による赤字補填も多額であることから、赤字削減のための対策を取ることが急務である。

市では現在、下水道事業は道路下水道局で、集落排水事業は農林水産局で運営されている。下水道事業と集落排水事業は事業の目的や使用する施設は異なるものの、市民にとっては同じ汚水処理事業であり、運営にあたっては共通する業務も多い。

そこで、集落排水の赤字を削減するため、お互いの事業が一部の業務を共同して行うことで経費削減ができないか検討されたい。さらに下水道事業と集落排水事業を組織統合(二つの事業を一つの部署が運営すること)することで業務の効率化や経費削減が出来ないかについて検討されたい。

### (改善提案)

例えば、窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務などを一本化することで業務を効率化し、経費削減に繋げることが出来ないか、検討されたい。窓口業務の一本化や徴収および債権管理業務の一本化などは、利用する市民にとっても利便性が高まると考える。

また下水道事業と集落排水事業を組織統合することで、共通業務を集約して人員削減が出来ないか、使用する棚卸資産や消耗品を共同で仕入れることで、仕入価格の低減や事務処理費用が削減できないか、検討されたい。

## (7) 契約事務について

集落排水事業における委託契約は 26 件で委託料の合計は 125,638 千円であった。また工事請負契約は 40 件で最終変更後の契約金額合計は 356,149 千円であった。

まず委託契約については、集落排水事業の主な委託契約は集落排水処理場の保守運転管理業務委託であるため、監査対象として保守運転管理業務委託契約を全件抽出した。また工事請負契約については任意に集落排水施設を抽出し、抽出した集落排水施設で締結された契約全件を監査対象とした。農業集落排水事業から小田地区、漁業集落排水事業から小呂島地区を任意で抽出した。

### (監査対象とした委託契約)

(単位：円)

起工番号	契約件名	契約方法	契約金額
集単委第 3 号	小田集落排水処理場保守運転管理業務委託	指名競争	6,588,000
集単委第 1 号	勝馬集落排水処理場保守運転管理業務委託	指名競争	4,482,000
集単委第 2 号	曲淵集落排水処理場保守運転管理業務委託	指名競争	4,546,800
集単委第 5 号	西浦集落排水処理場保守運転管理業務委託	指名競争	5,022,000
集単委第 4 号	宮浦集落排水処理場保守運転管理業務委託	指名競争	5,022,000
集単委第 6 号	弘集落排水処理場保守運転管理業務委託	特命随意契約	5,000,400
集単委第 8 号	小呂島集落排水処理場保守運転管理業務委託	特命随意契約	17,874,000
集単委第 7 号	玄界島集落排水処理場保守運転管理業務委託	特命随意契約	36,028,800

### (監査対象とした工事請負契約)

(単位：円)

起工番号	契約件名	契約方法	契約金額
農集補第 1 号	小田地区集落排水処理施設改良工事	制限付一般競争	40,048,560
農集補第 2 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 2)	指名競争	11,864,232
農集補第 9 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 3)	指名競争	13,478,724
農集補第 10 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 4)	指名競争	13,421,376
農集補第 11 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 5)	指名競争	13,493,304
農集補第 12 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 6)	指名競争	14,212,800
農集補第 13 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 7)	指名競争	8,964,000
農集補第 15 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 8)	特命随意契約	19,332,000
農集補第 18 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 9)	随意契約	1,404,000
農集補第 19 号	小田地区集落排水処理施設改良工事 (その 10)	随意契約	2,052,000
漁集補第 1 号	小呂島地区集落排水処理施設改良工事	制限付一般競争	49,710,996
漁集補第 2 号	小呂島地区集落排水処理施設改良工事 (その 2)	制限付一般競争	22,602,888
漁集補第 6 号	小呂島地区集落排水処理施設改良工事 (その 3)	指名競争	6,580,440
漁集補第 8 号	小呂島地区集落排水処理施設改良工事 (その 4)	随意契約	1,404,000

契約業者の選定、契約締結、委託業務及び工事請負業務の開始、委託業務及び工事請負業務の完了検査等の手続について監査を実施した。また予定価格の積算については国の積算基準に基づいて行われているか検討した。

### ① 特命随意契約について

一般競争入札、指名競争入札、随意契約、特命随意契約それぞれについて契約相手の選定事務を検討した。例えば特命随意契約で締結されている契約については特命随意契約理由書を入手し、理由について合理的であるかどうか検討した。

排水処理場の保守運転管理業務委託契約は8件あるが、そのうち指名競争入札が5件、特命随意契約が3件であった。特命随意契約は以下のように、弘集落、小呂島集落、玄界島集落に設置されている排水処理場の保守運転管理業務委託契約である。

(単位：円)

起工番号	契約件名	契約方法	契約金額
集単委第6号	弘集落排水処理場保守運転管理業務委託	特命随意契約	5,000,400
集単委第8号	小呂島集落排水処理場保守運転管理業務委託	特命随意契約	17,874,000
集単委第7号	玄界島集落排水処理場保守運転管理業務委託	特命随意契約	36,028,800

処理場の保守運転管理業務は、「毎日の機器点検管理・水質の管理・中継ポンプ点検業務」が必要であり、緊急の事態があれば至急現場に駆け付けることができる業者に委託している。

上記3件のうち小呂島と玄界島は離島である。排水処理場はそれぞれ離島に設置されているので、緊急の事態の際に至急現場に駆け付けるためには、離島に拠点を置く業者でなければならない。また従事者の勤務の利便性を考慮すると、島に在住する従事者を雇用している業者でなければならない。

しかし、弘集落は志賀島に所在する漁業集落である。志賀島は福岡市街地と陸続きであり、福岡市街地からの連絡が困難な離島ではない。弘集落排水処理場保守運転管理業務委託の特命随意契約理由は以下のとおりであった。

本施設は、漁業集落における生活環境の改善を図り、集落の健全な発展を目指し、併せて周辺水域の浄化とを図ることを目的として設置したものである。

本施設を設置した弘地区は漁業世帯が大半を占め、本市沿岸漁業の中核として漁業振興に努めている地区である。主要漁法については、弘漁業区域内及びその周辺水域においてのワカメ養殖ウニ採取、エビ漕網漁を中心に行われており、この水域に面した施設の維持管理にあたっては、放流水の水質を常時良好な状態に保持していくことが肝要である。また、異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採る必要がある。

このようなことから、地域の実情にあった業務運営を行うことができ、施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができる福岡市漁業協同組合へ委託す

ることが最適であると認められる。よって本業務の契約先は福岡市漁業協同組合とする。

また、当組合は、昭和 60 年度より本業務を受託し、誠実かつ確実に業務を履行している。

主な理由をまとめると以下のようになる。

- イ) 放流水の水質を常時良好な状態に保持していくこと。
  - ロ) 異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採る。
  - ハ) 地域の実情にあった業務運営。
- 二) 施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができる。

以上の主な理由については、いずれも委託業者であれば対応すべき事項であり、地元の組合でなければ業務が実施できない理由にはならない。地元の組合でなければ業務を成し得ない理由について具体的な記載が必要である。

#### 【意見 4-(7)-1】特命随意契約の理由について

排水処理場の保守運転管理業務委託契約のうち弘集落排水処理場保守運転管理業務委託については、以前より地元の組合に特命随意契約によって委託されている。

しかし、特命随意契約の理由は①放流水の水質を常時良好な状態に保持していくこと。②異常を認めた場合は直ちにその原因を排除し、漁場への影響を最小限に止める態勢を採ること③地域の実情にあった業務運営を行うこと④施設に起因する諸問題が発生しても、迅速かつ適切な対応ができることであり、当該業務を委託されている業者であれば実施すべき項目であって、特命随意契約の理由としては不十分である。

離島以外の排水処理場の保守運転管理業務委託契約では指名競争入札が行われており、離島ではない弘集落においても指名競争入札の実施について検討されたい。

#### (改善提案)

地元の組合に委託しなければならない特命随意契約の理由を再検討の上で、指名競争入札による競争性の確保について検討されたい。

#### ② 委託業務の従事者一覧と資格一覧の提出について

集落排水処理場保守運転管理業務委託は集落排水処理施設における施設機器の整備点検及び付帯業務の委託であり、仕様書によれば以下のような業務内容となっている。

(委託業務の内容)

- ①保守運転業務 (処理場及びマンホールポンプ)
- ②運転操作監視業務

- ③水質試験業務
- ④事務業務
- ⑤その他の業務（場内の清掃、整理整頓など）
- ⑥浄化槽法定検査
- ⑦草刈・除草

当該業務は排水処理施設に関連する業務全般にわたり、専門的な知識経験も求められる業務であり、仕様書でも「浄化槽法」第 10 条に定める資格を有する者を設置することを受託業者に求めている。

当該業務は市が所有する集落排水処理場における業務委託であり、受託業者が雇用する者が、従事者として市の施設の保守運転を担うのであるから、市としては従事者を漏れなく把握しておく必要がある。また従事者は排水処理施設の保守運転全般を担うのであるから必要な資格を有していることを確認しておく必要がある。

そこで、契約書もしくは仕様書に、業務開始前に全ての従事者と従事者が必要な資格を有しているかどうか確認するための書類を提出することを委託業者に義務付けているか確認したところ、契約書もしくは仕様書に当該記載はなかった。

その結果、小田集落排水処理場保守運転管理業務委託については従事者についての書類が提出されていなかった。業務遂行責任者の通知と履歴書は提出されており、必要な資格（浄化槽管理士）が記載されているが、実際に勤務実績に記載されている勤務者（常勤者）は業務遂行責任者とは別の人物であり、この人物がどのような人物でどのような資格をもっているのか確認されていなかった。

市の回答としては「責任者（業務遂行責任者）は、実際の勤務者（常勤者）が行った日常点検等に基づき、この契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行うものであり、「小田集落排水処理場」に拘束」するものではなく、「業務遂行責任者は、最低でも月に一度は「小田」へ出勤しており、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上、何らかの問題が生じた場合は、その都度、出勤して」いるとのことであった。

しかしながら、現在、受託業者に対しては業務遂行責任者の出勤実績に関する報告を求めず、また勤務実績表の勤務者氏名欄には常勤者のみ記載されていることから、業務遂行責任者が月に一度は出勤しているという出勤実績を書面で確認することが出来なかった。業務遂行責任者の勤務実績が確認できなかった点は弘集落排水処理場保守運転管理業務委託についても同様であった。

契約書もしくは仕様書には従事者名簿や資格確認書類の提出について記載がないため、市への従事者の通知方法は受託業者によって様々であり、従事者全員の履歴書を提出している受託業者もいれば、業務遂行責任者の通知書の摘要欄に他の従事者を記載している受託業者もいた。



**【意見 4-(7)-2】従事者名簿の提出と資格確認について**

排水処理場保守運転管理業務委託は、浄化槽管理のために必要な資格をもって市の排水処理場の保守運転管理を行う業務であるが、契約書もしくは仕様書では従事者や資格の確認について定められていなかった。

その結果、一年間を通して勤務している常勤者の身分や所有する資格が不明となっている契約があった。

当該業務は市が所有する集落排水処理場における業務委託であり、受託業者が雇用する者が従事者として市の施設の保守運転を担うのであるから、市としては従事者を漏れなく把握しておく必要がある。また従事者は排水処理施設の保守運転全般を担うのであるから、そのために必要な資格を有していることを業務開始前に確認しておく必要がある。

**(改善提案)**

市の所有する施設で業務を行う委託については従事者一覧もしくは従事者の履歴書を漏れなく提出させるべきである。また業務に必要な資格については業務開始以前に確認しておく必要がある。そのためには契約書もしくは仕様書に業務開始前の受託業者の義務として明記しておくことを検討されたい。

**【意見 4-(7)-3】業務遂行責任者の勤務実績報告について**

排水処理場の保守運転管理業務委託契約では、委託業者は業務遂行責任者を配置することとされているが、小田集落と弘集落においては業務遂行責任者の勤務実績を出勤記録で確認できなかった。

市の説明では、業務遂行責任者は、常勤者が行った日常点検等に基づいて、契約の履行に関し業務の管理および統括等を行うものであり、最低でも月に一度は排水処理場に出勤しており、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上、何らかの問題が生じた場合は、その都度、出勤しているとのことであった。

従事者の出勤記録は委託業務の適切な遂行を市がチェックするための重要な記録であり、身元不明の者が勤務していないか、資格を有していない者のみで勤務していないか、特定の者による過剰な勤務が行われていないか等を定期的に確認しておく必要がある。

**(改善提案)**

出勤記録には、業務遂行責任者の勤務実績はもちろん、全ての従事者の勤務実績が漏れなく記録されていなければならない。特に業務遂行責任者は、契約の履行を管理および統括する者であり、管理および統括のための必要な勤務実績があるかの確認が必要である。このような確認を可能とするため、出勤記録については勤務実績を漏れなく記載するように各委託業者に周知徹底するとともに、出勤記録の報告について仕様書に記載することを検討されたい。

## (8)債権管理について

下水道事業においては、水道と下水道を共に利用する世帯が多い。水道料金は水道局で、下水道料金は下水道事業で徴収するのは不効率であるため、水道料金と下水道料金が発生する世帯に対しては、一つの部署による徴収業務が行われている。

集落排水事業については水道利用者だけでなく、井戸利用者、井戸と水道の併用者が多く、使用料金は集落排水事業で徴収業務を行っている。

集落排水事業利用者について、①井戸のみ利用者②水道のみ利用者③井戸・水道併用者の別に件数を示すと以下のとおりとなる。なお、件数は、平成 29 年6期調定時(平成 30 年2月末及び3月末時点)である。

(単位：件)

集落別	井戸のみ	水道のみ	井戸・水道併用	合計
農業集落	242	173	166	581
漁業集落	7	739	44	790
合計	249	912	210	1,371

使用料金について、多額の滞納がないかどうか検討を行った。また収入未済額については、個人別に管理資料が作成されているか、管理資料と収入未済額に不整合がないか検討を行った。

平成 25 年度からの使用料金調定額、調定額に対する収入済額、不納欠損処理額、収入未済額、収納率は以下のとおりであった。

その結果、農業集落においても漁業集落においても現年度分の使用料金収納率は 90%台後半で推移していた。

なお、収入未済額の各年度の金額は累計額であり、年度の発生額ではない。調定額には当年度に発生した使用料金とともに過年度の収入未済額の累計額が含まれるためである。収入済額には当年度の使用料金のうち、収納された金額と過年度の収入未済額のうち、収納された金額の合計が記載される。

## (農業集落)

(単位：千円)

区分		平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
調定額		19,902	20,039	19,969	20,025	19,909
収入済額		16,432	16,692	16,606	16,438	16,434
不納欠損額		87	25	0	13	38
収入未済額		3,383	3,322	3,363	3,574	3,437
収納率 (%)	現年度	97.8	98.0	97.8	97.4	97.8
	過年度	8.7	11.1	10.0	6.4	12.9
	全体分	82.6	83.3	83.2	82.1	82.6

## (漁業集落)

(単位：千円)

区分		平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
調定額		29,938	28,779	28,074	27,015	26,721
収入済額		23,766	22,838	22,862	22,604	22,650
不納欠損額		10	438	480	183	2
収入未済額		6,162	5,503	4,732	4,228	4,069
収 納 率 (%)	現年度	95.1	96.0	96.2	96.8	96.7
	過年度	20.5	18.1	20.7	22.0	21.4
	全体分	79.4	79.4	81.4	83.7	84.8

また収入未済額については管理簿を入手し、一致しているか確認した。また平成 29 年度において平成 28 年度以前調定分の収入未済額を農業集落と漁業集落に分けて把握した。

(単位：円)

集落別	平成 28 年度以前調定分 収入未済額
農業集落	3,073,389
漁業集落	3,335,523
合計	6,408,912

以上